

平成23年8月

取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書

法 務 省

はじめに	1
第1章 アメリカ	2
第2章 イギリス	34
第3章 フランス	56
第4章 ドイツ	75
第5章 イタリア	90
第6章 オランダ	102
第7章 オーストラリア	115
第8章 韓国	127
第9章 香港	143
第10章 台湾	149
資料1 諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要	
資料2 アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要	

はじめに

法務省においては、平成21年10月、省内に、政務三役を中心とする勉強会を設けて、被疑者取調べの可視化について議論・検討を進め、平成22年6月、「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組方針～」として、それまでの検討状況及び今後の調査・検討方針等について、中間的な取りまとめを公表した。

この中間取りまとめにおいては、今後の検討方針として

- 実務に即した現実的な形で取調べの可視化を実現するため、その対象とする事件や範囲について検討を行う
- 録音・録画が捜査・公判の機能や被害者を始めとする事件関係者に与える影響及び録音・録画の有用性についても調査・検討の上、その具体的な在り方についての検討を進める

との方針が示されるとともに、平成23年6月までの間に、順次、取調べの可視化実施国等における制度設計や運用状況等についての国外調査等を実施するとの調査計画が示された。

同調査計画においては、可視化実施国等を中心として、それらの国等における可視化がいかなる目的を持った制度として設計されているのか、それぞれの国等における刑事制度の中で現実にどのように運用されており、どのような効果を挙げ、いかなる問題に直面しているのか、更には、それらの国等における主要な証拠収集方法や事件処理の在り方がどのような実情にあるのかなどについて、捜査・公判の現場における実施・運用状況を見聞し、現場の捜査担当者等から情報を収集することなどにより、実効性のある調査を行うこととされた。

以後、この調査計画に沿い、相当数の検事らを調査員として各国捜査機関等に派遣して調査を実施し、この度、その結果を取りまとめ、公表することとした。

第1章 アメリカ

第1 調査対象

アメリカは連邦制を採用しており、連邦及び各州（特別区を含む。以下同じ。）は、それぞれ独自に立法府、司法府及び行政府を有している。そのため、刑事司法に関しても、連邦及び各州がそれぞれ独自の実体法及び手続法を有しており、被疑者取調べの録音・録画制度の有無・内容等についても、連邦及び各州によって異なる。

本調査においては、被疑者取調べの録音・録画制度が導入されている18の州及びコロンビア特別区（以下、これらを「実施州」という。）を調査対象とすることとし、被疑者取調べの録音・録画制度の内容及びその運用の実情等を把握するとともに、併せて、被疑者取調べの録音・録画制度を導入していない連邦及びカリフォルニア州についても調査対象とし、同制度の導入に関する動向等を把握することとした。

実施州は別紙1のとおりである。

第2 アメリカにおける刑事司法制度の概要等

1 刑事司法手続の概要

(1) 犯罪の分類

アメリカにおいては、連邦及び各州ごとに犯罪が規定されているが、法定刑が長期1年を超える罪を重罪といい、法定刑が長期1年以下の罪を軽罪というのが一般的である。

(2) 逮捕手続

アメリカにおいては、一般に、連邦捜査局（FBI）や州・市など地方政府の警察等の法執行機関（以下「捜査機関」という。）に所属する法執行官（以下「捜査官」という。）において捜査を行っており、裁判官に告発状（コンプレイント）を提出して令状の発付を受け、これに基づいて被疑者を逮捕することもできるが、無令状逮捕が広く認められている。すなわち、連邦や多くの州では、重罪を犯したと信じるに足る相当な理由がある場合には、被疑者を無令状で逮捕することができることとされており、ニューハンプシャー州のように、軽罪の場合であっても、罪を犯したと信じるに足る相当な理由があり、かつ、直ちに逮捕しなければ逮捕不能となり又は証拠を隠滅すると疑うに足る相当な理由があれば、無令状で逮捕することが認められている州もある。

他方で、被疑者を逮捕することなく、後に述べる大陪審による起訴（正式起訴）を経て、これにより発付される令状に基づいて被告人を逮捕することもできる。

各州においては、無令状逮捕のケースが多いようであるが（例えば、ミネソタ州で最大規模のミネアポリス市警察においては、逮捕の95パーセント以上が無令状逮捕であるとのことである。）、連邦については、連邦が扱う事件は大規模な犯罪が中心であり、逮捕前に大陪審による起訴ができるほどの綿密な内偵捜査を実施することがほとんどであるので、正式起訴に基づく令状逮捕のケースが多いとのことである。

(3) 逮捕後の手続

捜査官は、被疑者を逮捕した後、裁判官の下に出頭させなければならない。この逮捕後の最初の出頭手続において、裁判官から被疑者に対して、被疑事実の内容及び黙秘権や取調べに弁護人の立会いを求める権利等（以下「ミランダの諸権利」という。）の説明等が行われる。この手続は、連邦及び多くの州では「イニシャル・アピアランス」と呼ばれている。

イニシャル・アピアランスは、連邦においては逮捕後遅滞なく（実際には逮捕と同じ日であることが多い）、多くの州では逮捕後24時間以内又は48時間以内に行われなければならないとされており、連邦及び多くの州では、イニシャル・アピアランスにおいて、公選弁護人の選任も行われる。

また、被疑者が無令状で逮捕された場合、連邦では、逮捕後48時間以内にガースタイン・ヒアリング（裁判官が、被疑者が罪を犯したと信じるに足る相当な理由の存否を判断する手続）を実施しなければならないこととされており、通常、イニシャル・アピアランスと同時に実施される。多くの州でも、イニシャル・アピアランスにおいて、裁判官が相当な理由の存否を判断することとされている。

さらに、アメリカでは、起訴前の保釈が認められており、連邦及び多くの州では、イニシャル・アピアランスにおいて、裁判官が保釈の可否及び保釈条件を決定する。

(4) 公訴提起

公訴提起に当たり、連邦及び多くの州では、重罪については、大陪審の審理が必要的とされ、軽罪については任意的とされている。もっとも、大陪審の審理が必要的とされている連邦及び州においても、原則として、被疑者が大陪審の審理を受ける権利を放棄すれば、大陪審の審理を経る必要はない。大陪審の審理を経ない場合は、検察官が略式起訴状（インフォメーション）を裁判官に提出することにより起訴がなされる（略式起訴）。

大陪審は、検察官の要請に基づいて裁判所に設置される組織であり、検察官の請求により大陪審の審査に付された事件について、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由の存否を判断し、起訴すべきか否かを決定する。大陪審は、連邦においては、16名から23名の市民で構成され、その中の12名が同意すれば起訴することができることとされているが、その構成等は州によって異なり、例えば、インディアナ州においては、大陪審の構成を6名とし、

その中の5名が同意すれば起訴することができる」とされている。

大陪審では、召喚令状（サピーナ）により、被召喚者に対し、出頭・証言や書類その他の証拠物の提出を求めることができる。被召喚者は、召喚令状に従う義務があり、正当な理由なく証言等を拒んだ場合、法廷侮辱罪による処罰等の制裁を受けることがある。大陪審の審理において、検察官は、召喚令状を利用するなどして様々な証拠を提出することになるが、被疑者及びその弁護人は立ち会うことができず、被疑者による反証も許されていない。

大陪審における審理の結果、起訴を相当と判断された場合には、検察官があらかじめ作成した正式起訴状（インダイトメント）に陪審員長が署名し、これが裁判官に提出される（正式起訴）。

(5) 公訴提起後の手続

このようにして起訴がなされると、被告人は、罪状認否手続（アレイメント）に付される。罪状認否手続は、公開の法廷において、裁判官が、被告人に対し、正式起訴状又は略式起訴状記載の公訴事実を告げた上で、これに対する被告人の答弁を求める手続であり、通常、起訴から数週間以内に行われることが多いようである。

罪状認否手続において、被告人が有罪答弁又は不抗争答弁（有罪は認めないが争わない旨の答弁）をした場合、公判廷における事実審理を経ることなく、量刑審理に移行する。

他方、被告人が無罪答弁をした場合には、証拠開示等の手続を経て、陪審等による公判審理（事実審理）が行われ、その後、量刑審理が行われることとなる。なお、罪状認否手続において被告人が無罪答弁をした場合でも、後に有罪答弁又は不抗争答弁に変更すれば、事実審理を経ることなく、量刑審理に移行することとなる。

2 被疑者取調べ

(1) 取調べの主体

アメリカにおいては、被疑者の取調べを行うのは、通常、捜査官であり、検察官は、原則として被疑者取調べを行わず、法律問題等についての捜査官に対するアドバイス、後述する司法取引に向けた交渉、大陪審における立証活動や略式起訴状の提出による起訴などを行う。

(2) 取調べの実施時期及び所要時間

身柄拘束下で取調べを行う場合、捜査官は、被疑者に対してミランダの諸権利を告知し、被疑者がその権利を放棄しない限り、弁護人の立会いなしに取調べを行うことはできない。

被疑者が権利を放棄して取調べに応じても、基本的にイニシャル・アピアランスまでには被疑者に弁護人がつき、黙秘権行使のアドバイスがなされるので、取調べができるのは、通常、逮捕してからイニシャル・アピアランスまでの間に限られる。

そして、連邦では、逮捕からイニシャル・アピアランスのために裁判所に連行するまでの時間は2、3時間程度であることが多く、各州においても、前述のとおり、逮捕からイニシャル・アピアランスまでの時間が制限されているため、取調べが可能なのは、逮捕直後の非常に短い時間に限られる。

そのため、アメリカにおける逮捕後の取調べの時間は、通常、1、2時間から数時間程度である。

(3) 取調べの目的

アメリカでは、前述のとおり、被告人が有罪答弁を行った場合、事実審理を経ることなく量刑審理に移行する上、後述のとおり、司法取引によって捜査・公判協力を得ることが可能であり、また、取調べ時間が限られていることもあって、取調べの主眼は、事実の解明というよりむしろ、被疑者に対し、証拠の強さを示すことなどにより、捜査・公判に協力する態度にさせることに力点が置かれているようである。

また、連邦等では、量刑は保護観察官の判決前調査報告書に記載された事実に基づき裁判官によって判断されることから、情状に関する証拠の収集は基本的には取調べの目的ではない。

(4) 取調べ結果（被疑者の供述）の立証方法

アメリカでは、取調べにおいて、供述調書を作成することにより被疑者の供述内容を記録することは一般的ではなく、多くの場合、捜査官が被疑者の供述概要を記載した報告書を作成している。

そして、アメリカでは、一般的に、捜査官が取調べにおける被告人の供述内容を証言する場合、供述内容の真実性を立証する目的であっても、その証言は伝聞証拠として扱われず、証言に証拠能力が認められることとされているので、事実審理において、捜査段階における供述内容の立証が必要となった場合、検察官は、捜査官の証言によって供述内容を立証するのが一般的である（録音・録画の記録媒体による立証については後述する。）。

なお、取調べによって得られた自白の任意性については、自白した状況を総合的に考慮して判断されることとされているところ、連邦等では、取調べにおいて取調官が偽計を用いて自白を得たとしても、それは任意性判断における一要素として考慮されるにとどまり、偽計を用いたことのみを理由として任意性が否定されることはないとされている。実際に、共犯者が自白した、あるいは、証拠の銃から指紋が出たなどと嘘を述べた場合で、当該取調べによって得られた自白の任意性が認められた事例もある。

第3 被疑者取調べの録音・録画制度が導入された経緯等（別添資料2参照）

1 制度が導入された経緯

被疑者取調べの録音・録画に関する制度が導入された具体的な経緯についても、州によって様々であるが、その背景事情等を見ると、複数の州において共

通する点も見て取ることができる。なお、多くの州の規定等においては、取調べ状況を記録する方法については「電磁的記録」とし、必ずしも録音・録画の双方を要求しているわけではないと考えられるが、本報告書においては、以後、基本的に「録音・録画」の用語を用いることとする。

- (1) アメリカにおいて、最初に取り調べの録音・録画が導入されたのはテキサス州のようである。同州においては、従来、捜査段階における被疑者の口頭供述は公判で証拠として採用することが許されておらず、捜査段階で被疑者が自白した事件であっても、その自白が証拠として採用されないために無罪となる事件が発生していた。そこで、そのような被疑者の供述を公判で利用できるようにするため、1977年に同州刑事訴訟法が改正され、その際、捜査段階における被疑者の供述を法廷で採用するための条件として、その供述が録音・録画されていることが要求される旨規定された。
- (2) アラスカ州においては、1980年以降、取調べの録音・録画は自白時の状況及びミランダの諸権利の放棄の状況を裁判所が判断するのに役立つなどとして、捜査機関に対して被疑者取調べの録音・録画を求める判決が相次ぎ、1985年に同州最高裁判所は、一定の被疑者取調べについて取調べ状況の記録を行うことは同州憲法に定められた適正手続に基づく要求であり、正当な理由なく記録されなかった場合には、当該取調べにおける供述の証拠能力は否定される旨判示し、これが判例法となって、取調べの録音・録画が導入された。

そして、ミネソタ州（1994年）、ニューハンプシャー州（2001年）及びマサチューセッツ州（2004年）においても、各州の最高裁判所が、取調べ状況に関する争いについて裁判所や陪審員による判断を容易にし、あるいはそのような争い自体を減少させるため、取調べの録音・録画を求めるなどの判示を行い、それぞれ判例法となって、取調べの録音・録画が導入された。

さらに、ニュージャージー州（2006年）、モンタナ州（2009年）、オレゴン州（2010年）及びインディアナ州（2011年）においても、最高裁判所の判示等を契機として取調べの録音・録画が導入された。

- (3) また、1990年頃から、全米各地において、DNA型鑑定を活用等によりえん罪事件が相次いで判明し、そのうち相当数において、被告人が虚偽の自白を行っていたとの指摘もあったことから、虚偽自白防止の方策が議論されるようになった。そうした中で、弁護士団体等を中心として、虚偽自白防止のために取調べの録音・録画を求める機運が高まり、あるいは、州知事や州最高裁判所の下に、検討委員会が設置されるなどした。

このような動きを契機として、コロンビア特別区（2005年）、イリノイ州（同年）、ウィスコンシン州（同年）、ノースカロライナ州（2008年）、ネブラスカ州（同年）及びオハイオ州（2010年）において、取調べ

べの録音・録画が導入された。

- (4) そのほか、取調べの録音・録画を義務付ける法案が提出されたものの、捜査機関等の反対意見が相次いだために成立に至らず、これに代えて、各捜査機関が取調べの録音・録画に関する指針を書面で策定しなければならないとする法律が成立したメイン州（2005年）、郡検事局検察官が法案のドラフトを策定したミズーリ州（2009年）、他の州に追随して取調べの録音・録画を導入したニューメキシコ州（2006年）及びメリーランド州（2008年）などがある。

2 制度の目的

取調べの録音・録画を導入した目的については、各州において一様でなく、多くの州では複数の目的が指摘されているが、大別すると

【公判審理の視点】

- 取調べ状況に関する判断を容易にし、あるいは、取調べ状況に関する争いを減少させる

【被告人側からの視点】

- 違法・不当な取調べの抑制による虚偽自白を防止し、あるいは、虚偽自白の発見を容易にすることにより、誤判を防止する
- 被疑者・被告人に認められているミランダの諸権利を保護する

【捜査官側からの視点】

- 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する
- 取調官が、取調べの際に、メモの作成に手間を取られることなく効率的な取調べを行えるようにする
- 被告人が捜査段階での供述を覆して虚偽供述をすることを防止する
- 捜査段階における被疑者の口頭での供述を公判に証拠として提出できるようにする

【その他】

- 刑事司法に対する国民の信頼を強化するなどが指摘されている。

第4 連邦及びカリフォルニア州における動向等

前述のとおり、連邦及びカリフォルニア州においては、被疑者取調べの録音・録画制度が導入されていないところ、同制度の導入に関する近時の動向について概観する。

(1) 連邦

調査時点において、連邦最高裁判所が身柄拘束下の取調べの録音・録画について直接言及した判例は不見当であるが、一般的な証拠保全義務に関する判例からすると、連邦最高裁判所は、身柄拘束下の取調べの録音・録画は合衆国憲法上の要請ではないとの見解を採用しているものと考えられている。

下級審判例においても、取調べの録音・録画をすべきであると述べるものは存在するものの、取調べの録音・録画が合衆国憲法上の要請であると認めた判例は不見当であり、むしろ憲法上の要請ではないと判示するものが多数存する。

また、2001年から2009年までの間に、連邦において、取調べの録音・録画を要求する法案の提出は確認できず、2010年9月には、原則として身柄拘束下の被疑者に対する取調べの全過程の録音・録画を要求する法案が連邦議会法務委員会に提出されたが、同法案の審議が行われたとの事実の確認できない。

なお、連邦捜査局においては、被疑者及び参考人の取調べについて、録音・録画の価値があると判断した場合には、裁量的に録音・録画を実施している。連邦捜査局の捜査官は、裁量的な録音・録画については肯定的に評価しているが、録音・録画の義務付けについては、心を通わせる取調べ技術を阻害しかねない、あるいは、捜査官の証言により、取調べで得られた被疑者の供述内容を立証することにおおむね成功しているなどといった理由から、否定的な考えを持っている。

(2) カリフォルニア州

カリフォルニア州においては、2004年8月、誤判原因等の究明と刑事司法制度の改善方策の検討等のため、同州上院の議決により、同州検討委員会が設置され、2006年7月、同委員会は、同州議会に対し、被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付ける立法措置を勧告した。そして、同年8月には、同州議会において、同勧告に沿った法案が可決されたが、同州知事において、対象となる取調べの範囲が明確でないなどとして、拒否権を発動した。

その後、2007年には、殺人及び暴力的な重罪について、身柄拘束下の被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付けるとともに、被疑者が拒否した場合等の例外事由を設けた法案が同州議会で可決されたが、これについても、同州知事において、捜査官の活動に不必要な制限を課すものであるなどとして、拒否権を発動した。この法案について、捜査機関からは

- 護送中の被疑者による自発的供述の証拠能力が否定され得るなど、捜査の柔軟性が失われる
- 録音・録画により、被疑者との信頼関係構築が困難となる場合があり、また、被疑者が録音・録画により緊張したり、法廷で録音・録画記録が公開されることを恐れて供述をためらうおそれがある
- 録音・録画を義務化しても虚偽自白がなくなるとは考えられず、かえって緊張して虚偽供述をする者が現れ得る
- 弁護人が録音・録画の開始前に取調官により脅迫等がなされたと主張することにより、結局、供述の証拠能力をめぐる争いが生じることが予想さ

れる

○ 義務化により、例外事由の解釈等をめぐって弁護人が義務違反を主張する余地が増え、かえって争点が増加することが予想されるなどといった反対意見があった。

また、2008年にも同州議会に同様の法案が再提出されたが、2010年6月時点で成立には至っていない。

第5 被疑者取調べの録音・録画制度の概要（別添資料2参照）

1 取調べの録音・録画の義務付けの有無等

実施州19州においても、それぞれ取調べの録音・録画の制度が異なっており、大別すると、①取調べの録音・録画を義務付ける規定等がある州、②取調べの録音・録画を義務付ける規定等がないものの、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する旨の規定等がある州、③取調べの録音・録画を義務付ける規定等、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する旨の規定等のいずれもない州に分類することができる。

(1) 実施州のうち、①取調べの録音・録画を義務付ける規定等がある州は12州であり、法的根拠ごとに分類すると

○ 法律に規定がある州（ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、コロンビア特別区及びウィスコンシン州の8州）

○ 法律の規定により、州警察署長協会がガイドラインを定めている州（メイン州）

○ 裁判所規則に規定がある州（ニュージャージー州）

○ 州最高裁判所判決を根拠とする州（アラスカ州及びミネソタ州の2州）となる。このうち、例えば、ミズーリ州では、同州法典590.700条2において、「第1級殺人等の被疑者に対する全ての身柄拘束下の取調べは、実施可能な場合には録音・録画されなければならない。」旨規定されている。また、ニュージャージー州では、裁判所規則3:17条(a)において、「被疑者が謀殺等で取調べを受ける際、留置施設で行われた全ての身柄拘束下の取調べは、電磁的に記録されなければならない。」旨規定されている。さらに、アラスカ州では、同州最高裁判所判決において、「留置施設における身柄拘束下で、かつ、記録が可能な状況下での取調べは、電磁的に記録されなければならない。」旨判示され、これが判例法となっている。

そして、上記12州のうち、義務違反の場合に当該取調べで得られた供述の証拠能力を制限する旨の規定等があるのは4州である。その規定等の具体的内容としては

○ 当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定されるとしている州（アラスカ州）

- 義務違反が重大である場合に、当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定されるとしている州（ミネソタ州）
- 被疑者が少年の場合は、当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定され、成人の場合は、裁判官から陪審員に対して、録音・録画が実施されなかったことについて説示を行わなければならないとしている州（ウィスコンシン州）
- 当該取調べで得られた供述が任意性を欠くことが推定されるとしている州（コロンビア特別区）

がある。このうち、例えば、アラスカ州では、州最高裁判所判決において、「留置施設での身柄拘束下の取調べにおいて、正当な理由なく電磁的記録が実施されなかった場合、その取調べで得られた供述は、一般的に証拠として認められない。」旨判示されている。また、コロンビア特別区では、2004年電磁的記録手続法第103節において、「第101節（録音・録画義務の規定）に違反して得られた供述は、任意性を欠く旨の反証可能な推定を受ける。この推定は、当該供述が任意になされたことを、検察官が明白かつ説得的な証拠によって証明した場合、覆すことができる。」旨規定されている。

他方、上記12州のうち、義務違反の場合に供述の証拠能力を制限する規定等がないのは8州であり、このうち、ミズーリ州、ニューメキシコ州及びオレゴン州の3州においては、録音・録画義務に違反したことを理由として当該取調べで得られた供述の証拠能力を否定してはならない旨の規定がある。例えば、オレゴン州では、同州法133.400(3)(b)において、「裁判所は、州法133.400の規定（録音・録画義務の規定）に違反したことを理由として、被告人の供述を証拠から排除したり、被告人に対する刑事訴追を却下したりしてはならない。」旨規定されている。

もっとも、これら8州の中には、義務違反の場合に供述の証拠能力を制限する以外の効果を規定している州もあり、具体的には

- 州知事において、捜査機関が誠実に録音・録画に関する規定に従わなかったと判断した場合に、当該捜査機関に割り当てられた州予算の執行を停止することができるとしている州（ミズーリ州）
- 裁判官から陪審員に対して、録音・録画が実施されなかったことについて説示を行わなければならないとしている州（モンタナ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州及びオレゴン州の5州）

がある。このうち、例えば、モンタナ州では、義務違反の場合には、裁判官から陪審員に対して、警戒的説示（例えば、「捜査官が録音・録画義務を遵守しなかったことから、取調べ状況に関する最も信頼できる証拠（電磁的記録）を確認することができないため、取調べ状況に関する証言の信用性の判断には特に注意を払わなければならない。」旨の説示）を行わなければならないとされている。

(2) 実施州のうち、②取調べの録音・録画を義務付ける規定等がないものの、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する旨の規定等がある州は4州であり、法律に規定があるのがイリノイ州及びテキサス州、裁判所規則に規定があるのがインディアナ州、州最高裁判所判決を根拠とするのがニューハンプシャー州である。

その規定等の具体的内容としては

- 当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定されるとしている州（インディアナ州及びテキサス州）
- 当該取調べで得られた供述が任意性を欠くことが推定されるとしている州（イリノイ州）
- ミランダの諸権利を告知した後の取調べの全過程の録音・録画が実施されていなければ、当該記録媒体の証拠能力が否定されるとしている州（ニューハンプシャー州）

がある。

なお、ニューハンプシャー州では、ミランダの諸権利を告知した後の取調べについて、その全過程の録音・録画が実施されず、その一部のみを録音・録画した場合、あくまで当該記録媒体の証拠能力が否定されるのであって、取調官の証言などの他の証拠方法により、当該取調べで得られた供述内容を立証することは可能であり、当該取調べで得られた供述自体の証拠能力を否定するものではない。また、録音・録画が全く実施されなかった場合でも、当該取調べで得られた供述の証拠能力は否定されず、他の証拠方法でその供述内容を立証することができる。

(3) 実施州のうち、③取調べの録音・録画を義務付ける規定等、録音・録画が実施されなかった場合に供述の証拠能力を制限する旨の規定等のいずれもない州は3州であり、録音・録画に関し、法律に規定があるのがメリーランド州及びオハイオ州、州最高裁判所判決で判示されているのがマサチューセッツ州である。

その規定等の具体的内容としては

- 取調べの録音・録画記録を作成する合理的な努力をすることが州の公共政策であるとしている州（メリーランド州）
- 録音・録画を実施した取調べにおける被疑者の供述は任意性があるものと推定されるとしている州（オハイオ州）
- 裁判官から陪審員に対して、録音・録画が実施されなかったことについて説示を行わなければならないとしている州（マサチューセッツ州）

に分類することができる。このうち、例えば、メリーランド州では、州刑事訴訟法2-402において、「身柄拘束下の取調べの録音・録画が通常可能な1以上の取調室を有する捜査機関は、殺人等を含む事件に関連する被疑者の身柄拘束下の取調べの録音・録画記録を、可能な場合にはいつでも作成す

る合理的な努力をすることなどを州の公共政策とする。」旨規定されている。

2 取調べの録音・録画の対象とされる取調べ

実施州においては、いずれも、被疑者の取調べが録音・録画の対象とされており、参考人の取調べについて録音・録画を義務付けるなどしている州はない。

取調べの録音・録画の対象犯罪については、テキサス州のほか、州最高裁判所判決を根拠とするアラスカ州、マサチューセッツ州、ミネソタ州及びニューハンプシャー州では、特に限定していないが、残りの14州においては、一定の重大な犯罪に限定している。例えば、ノースカロライナ州では殺人関連犯罪に、イリノイ州では一定の人を死亡させた犯罪（殺人、過失致死等）に、コロンビア特別区では一定の暴力犯罪（テロ行為、放火、誘拐、傷害、殺人、強盗、一定の性的虐待等）に、インディアナ州、モンタナ州、ニューメキシコ州及びウィスコンシン州（被疑者が少年の場合は対象犯罪を限定していない。）では重罪に、それぞれ限定している。

また、身柄拘束との関係では、ニューハンプシャー州においては、身柄拘束の有無にかかわらず、ミランダの諸権利を告知した後の被疑者取調べを録音・録画の対象としており（前記第2の2(2)のとおり、ミランダの諸権利の告知は身柄拘束下で取調べを行う場合に要求されているものであるが、例えば、身柄拘束下でない被疑者の取調べを行い、被疑者が犯罪行為への関与を認めた時点でミランダの諸権利を告知し、更に取調べを続けた後に逮捕するなど、身柄拘束されていない時点でミランダの諸権利を告知する場合もあるところ、そのような場合、権利告知後の身柄拘束下でない取調べも含めて録音・録画の対象としている。）、他方、マサチューセッツ州においては、身柄拘束下の被疑者取調べのほか、身柄拘束なしに留置施設で被疑者を取り調べる場合についても録音・録画の対象としている。残りの17州では、身柄拘束下の被疑者取調べのみを録音・録画の対象としている。

さらに、対象となる取調べの主体について、コロンビア特別区では首都警察本部の警察官としているが、残りの18州においては、警察等捜査機関の捜査官全般としている（アラスカ州、イリノイ州、インディアナ州、マサチューセッツ州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、ニュージャージー州及びテキサス州の8州においては、対象となる取調べの主体について特に規定等はないようであるが、いずれも、通常、取調べを行うのは警察官等の捜査官であることから、録音・録画の対象となる取調べの主体も捜査官となる。）。

また、対象となる取調べの場所について、メリーランド州、ミネソタ州、ニューハンプシャー州、テキサス州及びウィスコンシン州の5州では、特に限定していない（ただし、ミネソタ州及びウィスコンシン州（被疑者が少年の場合）においては、留置施設以外の場所での取調べは実施可能な場合のみ対象となるとしている。）。他方、コロンビア特別区では電磁的記録装置が備わった首都警察本部の取調室に、ミズーリ州では犯行現場以外の場所（護送中は除く。）

に、ニューメキシコ州では矯正施設以外の場所に、マサチューセッツ州では身柄不拘束の場合のみ留置施設に、それぞれ限定しており、残りの10州においては、留置施設等に限定している。

3 取調べの録音・録画の範囲

録音・録画を行う範囲について、メイン州及びメリーランド州の2州においては、特に規定はなく、捜査官の裁量に委ねられており、テキサス州においては、被疑者がミランダの諸権利を放棄した場面を録音・録画する必要があるとされているが、それ以外の場面については捜査官の裁量に委ねられている。また、イリノイ州においては、取調べの一部を録音・録画しなかった場合、録音・録画されていない部分以降の取調べにおける被告人の供述は、被告人に不利な証拠として採用することはできないとの推定が及ぶとされるのみで、必ずしも取調べの全過程の録音・録画は要求されていない。

残りの15州においては、対象となる取調べの全過程の録音・録画が要求されていると考えられるが、その範囲の定め方は様々であり、例えば、コロンビア特別区では、2004年電磁的記録手続法101節(a)(2)において、「録音・録画は、被疑者が取調室に入れられた直後、被疑者と警察官の最初の接触の時点から行われなければならない、引き続き取調室内で起きる被疑者と警察官との間の接触行為全てが含まれていなければならない」旨規定されている。また、ウィスコンシン州では、同州2005年法第60号968.073(1)(a)において、録音・録画の対象となる取調べの範囲について、「被疑者がミランダの諸権利を告知され又は告知されるべき時点から質問が終了するまで」と規定されている。

4 取調べの録音・録画義務の例外

実施州19州のうち、メリーランド州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州及びオハイオ州の4州を除く15州が、録音・録画義務や義務違反の法的効果について例外を設けている。

具体的には、以下の場合などが例外とされている。

【機器等関連】

- 機器の故障等により録音・録画が不可能又は困難な場合（アラスカ州、イリノイ州、インディアナ州、メイン州、ミネソタ州（留置施設以外の場所における取調べの場合）、ミズーリ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、コロンビア特別区及びウィスコンシン州（被疑者が少年で、留置施設以外の場所における取調べの場合）の14州）
- 機器の誤作動等により録音・録画に失敗した場合（インディアナ州、モンタナ州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州、オレゴン州及びウィスコンシン州の6州）
- 緊急の事態のために録音・録画ができなかった場合（ミズーリ州、モンタ

ナ州，ネブラスカ州，オレゴン州及びウィスコンシン州の5州)

【被疑者関連】

- 被疑者が，録音・録画を拒否した場合や，録音・録画の中止を条件に供述する旨述べた場合（イリノイ州，インディアナ州，メイン州，ミズーリ州，モンタナ州，ネブラスカ州，ニュージャージー州，ニューメキシコ州，ノースカロライナ州，オレゴン州，コロンビア特別区及びウィスコンシン州の12州）
- 録音・録画が実施されれば被疑者がいかなる質問にも答えなくなる場合（アラスカ州）

【関係者関連】

- 録音・録画により何人かの安全が危険にさらされたり，情報提供者が特定される危険性がある場合（オレゴン州）

【捜査官関連】

- 捜査官が，録音・録画の対象犯罪ではないと認識していたり，対象犯罪の嫌疑を認識していなかった場合（イリノイ州，インディアナ州，メイン州，ネブラスカ州，ニュージャージー州，ノースカロライナ州，オレゴン州及びウィスコンシン州の8州）
- 職員数5名以下の捜査機関による取調べの場合（オレゴン州）

【供述状況関連】

- 当該供述が質問に答えるのではなく自発的になされた場合（イリノイ州，インディアナ州，メイン州，ミズーリ州，モンタナ州，ニュージャージー州，ニューメキシコ州，ノースカロライナ州，オレゴン州及びウィスコンシン州の10州）
- 当該供述が逮捕手続等の一部としてなされた質問に応じてなされたものである場合（イリノイ州，インディアナ州，メイン州，モンタナ州，ニュージャージー州，ノースカロライナ州，オレゴン州及びウィスコンシン州の8州）
- 当該供述が参考人として任意になされた場合（イリノイ州及びテキサス州の2州）
- 当該供述が録音・録画義務違反前に得られた場合（アラスカ州）

【供述内容関連】

- 当該供述が真実であると認められる事実又は状況が示され，さらに，隠匿若しくは窃取された財物又は被疑者が犯行に用いたとする道具の発見など，同人の有罪の認定に資する供述である場合（テキサス州）
- 当該供述が，任意になされたものであり，かつ，信頼できる場合（モンタナ州）

5 記録媒体を実質証拠として利用することの可否

録音・録画の記録媒体については，全ての実施州において，実質証拠として利用することが認められている。

第6 取調べの録音・録画制度の運用状況等（別添資料2参照）

1 取調べの録音・録画の実施状況等

アメリカにおいては、比較的軽微な事件の場合や客観証拠で立証できる事件の場合にはそもそも取調べを行わない場合があり、録音・録画の対象犯罪であっても例外ではない。

取調べの録音・録画の運用については、対象犯罪に限って録音・録画を実施している捜査機関もあるが、捜査官の判断により、対象犯罪以外の犯罪についても録音・録画を実施している捜査機関もある。例えば、原則として全事件について、身柄拘束下の被疑者の取調べの録音・録画を実施している捜査機関、捜査官の判断によって身柄拘束前の被疑者取調べの録音・録画を実施する捜査機関、また、捜査官の判断によって参考人取調べの録音・録画を実施する捜査機関もある。

対象となる取調べの全過程の録音・録画が要求されていると考えられる州においては、ほとんどの捜査機関で、被疑者が取調室に入室する前に録音・録画を開始し、取調べが終了して被疑者が取調室を退室した後に録音・録画を終了することとしている。その際、休憩等により取調べを中断した場合においても、録音・録画は中断せずに継続することとしている捜査機関（イリノイ州等）、取調室の様子を常時録音・録画してハードディスクに記録し、取調べの開始から終了までの部分のデータのみをDVDにコピーして証拠化している捜査機関（アラスカ州）もある。なお、捜査官によっては、被疑者がミランダの諸権利を放棄した後、一度録音を中断して被疑者と雑談をし、逮捕事実に関する会話を開始する時点で録音を再開する捜査機関もあるようである（ウィスコンシン州）。

録音・録画を実施することを被疑者に告知するか否かについては、多くの州では、被疑者に告知する義務はなく、告知していないのが通常ようである。録音・録画を実施していない旨嘘を言って取調べを行うことが認められている州もある（アラスカ州等）。

2 取調べの録音・録画の方式及び記録媒体の取扱い等

取調室における取調べについては、ほとんどの州の捜査機関で録音及び録画を行っているが、例えば、予算等の問題により録音・録画機器を配備することができず、ICレコーダーによる録音のみを行っている捜査機関もある（マサチューセッツ州等）。また、反訳書面の作成のためや機器の故障に対応するため、録音・録画と同時にICレコーダーによる録音をも併せて行っている捜査機関もある（ニューハンプシャー州等）。

多くの州の捜査機関では、取調べの録音・録画を実施する取調室の外において、録音・録画されている映像・音声を視聴することができるようなシステムが取り入れられており、警察官や検察官が取調べ状況を確認しつつ、被疑者の

供述に応じて裏付け捜査や取調官に対するアドバイス等が行えるようになっている。

また、警察官がＩＣレコーダーを常に携帯し、取調室以外で被疑者や参考人と接触する場合にも基本的に録音を行っている捜査機関(アラスカ州)、警察車両に録音・録画機器を設置し、被疑者を逮捕して警察署に引致する際、被疑者が同車両内で自発的な供述をする場合に備えて録音・録画を行っている捜査機関もある(ニュージャージー州等)。

録音・録画のデータについては、これをすぐにＤＶＤ等に保存して証拠化している捜査機関、ハードディスクに保存して必要に応じてＤＶＤ等にデータをコピーして証拠化している捜査機関などがある。また、警察官や検察官がコンピュータに保存された録音・録画のデータにアクセスして視聴することができるシステムを構築している捜査機関もある(イリノイ州等)。

3 記録媒体の公判での利用状況等

記録媒体を公判で証拠として使用する場合、基本的には全ての記録を再生している州(イリノイ州等)もあるが、検察官の判断により、あるいは検察官と弁護人との合意により、記録媒体の記録を編集するなどした上で、必要な部分に限定して再生している州(アラスカ州等)もある。

反訳書面については、録音・録画を実施した場合に原則として作成する州(モンタナ州等)もあれば、検察官が必要と判断した場合にのみ作成する州(アラスカ州等)もあるところ、多くの州では、記録媒体のみが証拠として扱われ、反訳書面は陪審員の理解を助けるための補助的なものとして扱われている。

4 取調べの録音・録画制度に対する評価等

実施州の捜査官及び検察官から録音・録画制度に対する評価を聴取した結果、①取調べの適正が確保され、被疑者の権利保護に資する、②取調べ状況の立証が容易になる、③取調べに関する虚偽の訴えから取調官を守ることができる、④供述調書やメモを作成する必要がなくなり取調べに集中できるなど、肯定的な評価が多かった。

他方、①組織犯罪等において組織上位者等に供述内容を知られることを恐れて録音・録画を拒否する被疑者がいるのも事実である、②全過程の録音・録画を実施することで、被疑者といろいろな会話をしてリラックスさせるという方法が取りづらくなり、取調べがやりにくくなったなどと、録音・録画によるデメリットを指摘する捜査官もいた。

また、取調べの録音・録画が被疑者の心理に与える影響については、被疑者が自白する割合が低下したとする見解、そのような変化はないとする見解などに分かれた。

これらの評価等は、あくまでアメリカにおける刑事司法制度や取調べの実情等を前提としたものであり、前記のとおり、アメリカにおける取調べの目的や手法等は我が国と相当異なるものであることや、後述するように、取調べ以外

に証拠を獲得するための様々な捜査手法等が認められていることなどに留意すべきであると考えられる。

第7 取調べ以外の特徴的な捜査・公判手法等

アメリカでは、制度内容や運用状況に差異はあるものの、多くの州で、司法取引、刑事免責制度、通信傍受、DNA型データベース、秘密情報提供者の活用、おとり捜査などの捜査・公判手法が採り入れられている。ここでは、代表的な例として、連邦におけるこれら捜査・公判手法を中心に概観することとする。

1 司法取引

(1) 概要

連邦に限らず各州においても、判例法によって司法取引が認められており、これが多用されている。司法取引の定義は必ずしも明確ではないが、その本質を「検察官の訴追裁量を背景として、処分上の利益と引き換えに捜査・公判協力を得ること」と捕らえるのが一般的である。司法取引の内容を大きく分類すると

- 有罪答弁をすることと引き換えに、訴因や量刑における見返りを与える場合、あるいは、有罪答弁に加え、捜査・公判協力することと引き換えに、訴因や量刑における見返りを与える場合（答弁合意）
- 有罪答弁を求めず、捜査・公判協力することと引き換えに、供述・証言を不利益に利用しないことや、供述・証言に基づいて訴追しないといった見返りを与える場合（非公式刑事免責）

に分けられる。

アメリカの刑事司法には、司法取引を促進する要因が複数存在していると考えられる。すなわち、通信傍受、おとり捜査及び秘密情報提供者の利用等によって、客観的な証拠の収集が十分に行われていること、共謀罪、司法妨害罪及び虚偽陳述罪を始めとする多様かつ幅広い構成要件の存在により、犯罪に関与した者の立件が容易となり、協力者として取り込める者の範囲が広いこと、一般に法定刑が重く、必要的最低刑が定められている犯罪も存在するほか、前科による加重等もあり、捜査・公判に協力して刑の減輕を受けることへのインセンティブが強く働くことなどが指摘できる。そのほか、連邦では、基本的に量刑ガイドラインに従って量刑が行われていることから、量刑についてもある程度予測が付き、同ガイドラインの適用をめぐる微妙な駆け引きが可能であって、このことも司法取引を促進する要因となっていると考えられる（同ガイドラインには、被告人が犯罪事実を認めていることや捜査・訴追機関に対して協力を行ったことなどが、刑を減輕する事情として規定されている。）。

(2) 司法取引の流れ

司法取引は、起訴の前後を通じて行われており、検察官と弁護人との間で司法取引に向けた交渉（プロファー）が開始されると、検察官は、原則として弁護人出席の下で、直接本人から事情聴取を行う（この過程は、一般に「デブリーフィング」と呼ばれる。）。デブリーフィングを行う際には、多くの場合、検察官と本人との間で、将来本人がデブリーフィングにおける供述と異なる証言等を行った場合には同供述を弾劾目的で使用するすることができる等の例外を設けた上で、同供述を本人に不利益には用いない旨の約束を交わす。デブリーフィングにおいては、時間的制約の厳しい取調べに比べて、本人からじっくりと話を聞くことができるため、詳細な事実関係の確認等が行われている。なお、現場の検察官に、デブリーフィングの録音・録画を実施することについて聴取したところ、共犯者に関することも含めて全てを供述して協力しようという気持ちに対して萎縮効果をもたらすことなどから、デブリーフィングの録音・録画を実施することはないし、するべきではないとのことであった。

デブリーフィングの後、検察官と弁護人との間で交渉を行い、その結果、取引が成立すると、その取引内容を書面化して合意する。司法取引において本人に要求される捜査・公判協力の内容は多様であり、典型例としては、共犯者との会話を秘密裏に録音して捜査機関に提出するなどの情報・証拠収集、デブリーフィングにおける情報提供、証拠物の提出、共犯者の大陪審・公判における証言等がある。

合意がなされた後、答弁合意の場合には、本人が裁判所の前で有罪答弁をし、裁判所は答弁合意の内容を受理する。非公式刑事免責の場合は、有罪答弁を前提としておらず、裁判所の感知しない当事者間の取引にすぎないため、このような受理手続は不要である。なお、取引内容に捜査・公判協力が含まれている場合には、本人から相当程度の協力が得られたと検察官によって判断されると、見返りの実現が図られることとなる。

本調査中に司法取引が行われた事例を見聞したのものとして、別紙2 事例1、事例2及び事例3がある。

(3) 司法取引の意義

連邦の検察官は、司法取引について、「事案の全容を解明するためには、犯罪を犯した者に、罪を認めて捜査等に協力する動機を持たせることが必要であり、司法取引がなければ真相を解明することは困難である。」「協力者は、自分の犯行と無関係なことについて有益な情報を提供することがあり、コールドケースの解決につながることもある。」などと述べるなど、そのほとんどが司法取引の意義を強調していた。

2 刑事免責制度

連邦においては、制定法上の制度として、裁判所の権限に基づき、証言に基づく訴追を制限することにより、自己負罪拒否特権を消滅させた上で証言を強

制するという刑事免責制度があるが、この制度よりも前記司法取引（非公式刑事免責）が多用されているとのことである。

3 通信傍受等

(1) 制度の概要

連邦においては、包括的犯罪防止及び街路安全法第三編（以下「タイトルⅢ」という。）により、有線通信（携帯電話を含む電話通信）、口頭会話及び電子的通信（電子メール等のインターネット通信、ファクシミリ通信等）の傍受に関する手続等が定められている。

有線通信及び口頭会話の傍受が認められる対象犯罪は、各種薬物犯罪、各種密入国犯罪、謀殺、誘拐、強盗、恐喝、贈収賄、捜査妨害関連犯罪、マネーローンダリング、詐欺、横領、重罪に当たるわいせつ犯罪、児童買春及び児童ポルノ関連犯罪等、極めて多岐にわたる。さらに、電子的通信については、より広く対象犯罪が定められており、全ての連邦重罪（法定刑が長期1年を超える罪）が対象犯罪とされている。

傍受には、裁判官により発付される傍受許可令状が必要であり、令状請求を受けた裁判官は、①当該個人が対象犯罪を行ったか、行いつつあるか、又は行おうとしていると信じるに足る相当な理由があること、②傍受によって、当該犯罪に関する特定の通信が得られると信じるに足る相当な理由があること、③通常の捜査手段を試みたとしても成功する見込みはないと考えられる合理的な理由があること等、④有線通信等が傍受されるべき設備等が当該犯罪の実行に関連して使用されるなどと信じるに足る相当な理由があることの4要件が満たされていると認めた場合には、傍受許可令状を発することができるとされている。また、請求がある場合には、傍受許可令状において、通信事業者等に対し、傍受を達成するために必要な全ての情報等を直ちに請求者に与えるよう指示することができるとされており、この指示がなされた場合には、通信事業者等に捜査機関が行う傍受への協力義務が生じる。

傍受期間は、最大30日間であるが、延長が可能であり、延長回数に制限はない。

令状を発した裁判官は、傍受期間終了後、90日以内の相当の期間内に傍受対象者に対して傍受結果の告知をしなければならないとされているが、正当な理由がある場合には、告知を延長することができる。

なお、一定の要件を満たす場合には、事前に令状を得ることなく通信傍受を行うことができるとされている（緊急傍受）。

(2) 傍受の方法等

連邦捜査局では、全ての地方事務所に傍受室が設置されており、我が国のように傍受のために事業者の事務所等に赴く必要はない。傍受室では、原則として、あらゆる電話通信事業者等に係る通信の傍受が可能である（連邦捜査局地方事務所の傍受室内で傍受できるように設備を整えることは電話通信

事業者等の義務であるとされているようである。)。また、事業者等の立会いも要求されていない。

捜査官が傍受を実施する際には、傍受担当者のほか、追跡班を置き、例えば、薬物取引に関し、待ち合わせ時間や場所などを決める会話がなされれば、傍受担当者から連絡を受けた追跡班が現場に向かい、会話どおりの取引がなされているかなどの行動確認を行うとともに、その様子を録画するなどの証拠収集活動を行う。

本調査中に通信傍受が行われた事例を見聞したのものとして、別紙2 **事例4** 及び **事例5** がある。

(3) 通信傍受の実施状況及びその意義

合衆国裁判所事務局長が議会に提出した通信傍受結果報告書によれば、2009年における傍受許可命令件数は、全米で2376件とされており、傍受期間の最長は、汚職捜査で行われた632日間である。傍受対象犯罪としては、薬物犯罪が2000件以上と圧倒的に多いが、殺人・暴行、恐喝、窃盗・強盗、賭博、共謀罪についてもそれぞれ数十件ある。

現場の捜査官によれば、通信傍受は、組織的犯行や常習的犯行の捜査において極めて有効であり、また、被疑者や弁護人に傍受した会話を聞かせると、争う意欲をなくし、積極的に捜査協力や証言協力を申し出ることも多く、訴訟経済上も極めて有効であるとのことであった。

(4) その他

そのほか、タイトルⅢによる規制の対象となるものではないが、通信の一方当事者の同意に基づく有線通信等の傍受、監視カメラの設置、移動物体追跡装置による追跡、携帯電話の位置情報の取得等も活用されている。

4 DNA型データベース

(1) 概要

アメリカでは、1990年から、一部の州及び地方の研究所が参加し、パイロットプロジェクトとしてDNA型情報に関するデータベース・システムの運用が開始され、現在では、全米規模のシステムとなっている。

同システムは、連邦捜査局によって運営されており、地方レベル、州レベル、全米レベルの各システムから成り立っている。調査時点においては、地方レベルのシステムが136、州レベルのシステムが54あるとのことである。各地方レベルのシステムに登録されたDNA型情報が各州レベルのシステムにアップロードされ、さらに、各州レベルのシステムに登録されたDNA型情報が全米レベルのシステムにアップロードされるという仕組みとなっている。

全米レベルのシステムに登録されているDNA型情報は、①有罪判決を受けた者、起訴された者及び適切な法的権限に基づいてDNA型資料を採取された者のDNA型情報、②犯行現場から採取されたDNA型情報（遺留DN

A型情報), ③身元不明者から採取されたDNA型情報, ④行方不明者の親族から任意に提出されたDNA型情報の4つに分類されている。このうち, ①の中の適切な法的権限に基づいてDNA型資料を採取された者については, その範囲が州によって異なり, 逮捕者からのDNA型資料の採取を認めていない州, 対象犯罪を限定して逮捕者からの採取を認めている州などがあるようであるが, 少なくとも連邦では, 全ての逮捕者からの採取が認められており, 採取への協力を拒む者については強制的に採取することも可能となっている。なお, DNA型資料が採取されてDNA型情報が登録された者について, 採取の根拠となった事実について無罪となった場合や有罪が破棄された場合等には, その者からの抹消請求に基づき, その者のDNA型情報はシステムから削除されることとなる。

(2) データベースの規模等

アメリカにおいては, 2011年1月現在, ①有罪判決を受けた者等については920万人分以上のDNA型情報が登録されており, ②遺留DNA型情報については, 35万件以上の情報が登録されているとのことである。そして, 2000年以降, ①有罪判決を受けた者等のDNA型情報と②遺留DNA型情報とが一致した件数は11万件以上であるとのことである。

本調査中にDNA型データベースを活用して事件の解決につながった事例を見聞したのものとして, 別紙2 事例6, 事例7及び事例8がある。

(3) 誤判発見の手段としての活用

アメリカでは, 収集したDNA型情報を犯罪捜査や行方不明者の身元特定などに活用しているほか, 誤って有罪となった者の無実を明らかにするための手段としても活用されている。

具体的には, 連邦政府には, 一定の例外を除いて, DNA型資料を含む生体証拠の保存が義務付けられており, 連邦犯罪等の有罪判決により拘禁刑又は死刑を宣告された個人からDNA型検査の申立てがあつた場合, 有罪判決を下した裁判所は, ①DNA型検査の対象となる証拠がこれまでにDNA型検査を受けていないか, 以前に受けた検査よりも信頼性の高い検査を申請していること, ②申請者の主張が公判での積極的抗弁と矛盾しないこと, ③DNA型検査結果が申請者の主張を支え, かつ, 申請者が当該犯罪を犯していなかったとの相当な蓋然性を示す, 新たな重要証拠となり得ること, ④DNA型検査の申請が時宜にかなっていることなどの要件を全て満たしていると判断するときには, 特定の証拠についてDNA型検査を命じなければならないとされている。この場合, 実際にDNA型検査を行うのは, 通常, 連邦捜査局とされているようである。

DNA型検査の結果が, 申請者の主張と合致する場合には, 申請者は, 新公判等を申し立てることができることとされており, 裁判所は, 当該事件の他の全ての証拠と併せて考慮し, 無罪とされることが「有力な証明」により示さ

れる場合には、その申立てを認めることができるとされている。「有力な証明」については、「申請者が有罪だと結論付けることが陪審員にとって不可能である場合には新公判が認められるが、陪審員が有罪と判断する可能性がある場合には新公判は認められない。」と解されている。

他方、DNA型検査の結果が、申請者の主張と合致せず、有罪の根拠となり得るものであった場合には、申請者に対し、裁判所侮辱罪での収監、検査費用の請求、仮釈放を拒否できる旨の裁判所判断の合衆国仮釈放委員会への通知等がなされ得るほか、虚偽申請等により偽証罪で有罪判決を受けて3年以上の拘禁刑が科され得るなど、犯人であるにもかかわらず検査を申請した者に対しては厳しいペナルティが課されることとなっており、これにより、虚偽の無罪主張による検査申請の濫用の防止を図っている。

5 秘密情報提供者、おとり捜査等

(1) 秘密情報提供者

秘密情報提供者の活用については、これに関する法律等の明文規定はなく、各捜査機関が内部的なガイドラインを策定している。

アメリカでは、秘密情報提供者を、単に捜査の端緒としてだけでなく、その者に証拠収集をさせたり、その者を介しておとり捜査官を捜査対象者に紹介させるなど、幅広く活用している。その際、秘密情報提供者は、提供した情報の重要性や捜査に協力した程度に応じて金銭の支払いを受けたり、一定の範囲で承認された違法行為に関与することも認められている。

もっとも、秘密情報提供者については、多くの場合、公判廷で証人として証言させることを前提とはしておらず、通信傍受、おとり捜査、搜索差押等の捜査を展開していくために必要な情報と証拠を収集することを主な目的としている。

(2) おとり捜査

おとり捜査については、法律等の明文規定はなく、各捜査機関が内部的なガイドラインを策定して実施しているところ、判例においても、「罠の抗弁」による一定の規制があるのみで、「犯罪と戦うために捜査機関に当然に許容される効果的な捜査手法」として、広く認められている。

「罠の抗弁」とは、捜査機関による働きかけがなければ犯罪を行わなかったと思われる場合には、被告人は無罪になるというものであり、具体的には、①犯罪に際しての捜査機関による働きかけの有無、②ターゲットである被告人の犯罪傾向の有無という2段階の審査がなされる。このうち、①については、おとり捜査の場合、何らかの働きかけがなされるのが通常である。②については、被告人の前科・前歴、性格、評判、犯行の切っ掛けが被告人からなされたか、捜査機関からなされたか、被告人が捜査機関の働きかけに拒絶の意思を示したかなどといった点がメルクマールとなり、被告人に犯罪傾向があるとされれば、「罠の抗弁」は不成功となり、被告人は有罪となる。実

際には、ほとんど成功することのない抗弁であり、弁護人がこの抗弁を主張することは余りないとのことである。

おとり捜査官は、正当防衛以外の暴力行為への関与、犯罪計画の主導・扇動行為、違法な捜査手法を構成する行為以外は、必要性等の要件を満たせば、承認等の手続の下で、様々な違法行為を行うことができる。

本調査中におとり捜査が行われた事例を見聞したのものとして、前記事例1及び事例4のほか、別紙2事例9がある。

(3) 潜入捜査

マフィアやギャング等の犯罪組織について、おとり捜査官がそのメンバーあるいはメンバーに近い人物として、組織内に潜入する潜入捜査も行われている。連邦捜査局のおとり捜査官等によれば、危険な組織に関する正確な情報を得るためには、潜入するしかなく、こうした組織の撲滅には潜入捜査が多大な効果を上げているとのことであった。

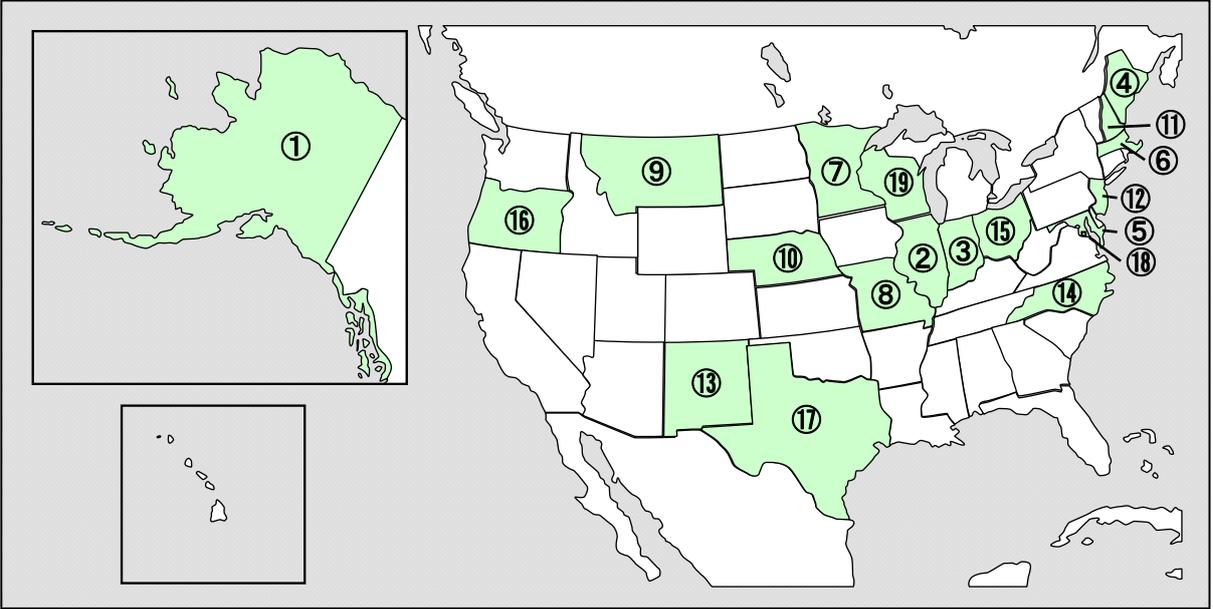
6 証人保護プログラム

捜査・公判に協力する者の生命・安全を組織等から守ることは、司法取引等を円滑に運用する上での大前提であり、連邦における主要な証人保護のための制度としては、①制定法上の制度である証人保護プログラム、②被害者保護関連各法の趣旨に基づいて運用される証人支援緊急プログラムがある。

①の証人保護プログラムは、1970年に創設された制度であり、重大事案において、極端な脅威に直面している証人について、保護・支援する制度である。まず、受刑中の証人の保護については、矯正局が管轄し、証人たる受刑者に危害を与える可能性のある者との分離収容などを徹底している。また、受刑中でない証人の保護については、証人及びその家族に対し、新たなIDを与えて別人に成り済ませ、永続的に転居させた上、生活費や就職等の支援を行うとともに、USマーシャルサービス（連邦裁判手続に関わる裁判官、陪審員、証人等の安全の確保や警備等を主たる任務とする者）による24時間警備が永続的に実施され、証人を永続的な保護下に置く。

②の証人支援緊急プログラムは、証人保護プログラムによる手厚い保護の必要性までではないものの、一時的な転居等では保護が十分とはいえず、本格的な転居をする必要がある場合を想定したもので、1997年から運用が開始された。このプログラムは、主として資金面の支援に限られており、具体的には、期間にして30日以内、金額にして4000ドル未満の範囲内において、移動費用、引越し費用、一時的な家賃及び生計を営むための一時的費用等が与えられ、実際に第三者から威迫を受けた場合には、その都度、USマーシャルサービス等が対応する。

実 施 州



- | | | | | |
|---|-----------|---|------------|----------|
| ① | アラスカ州 | ⑪ | ニューハンプシャー州 | |
| ② | イリノイ州 | ⑫ | ニュージャージー州 | |
| ③ | インディアナ州 | ⑬ | ニューメキシコ州 | |
| ④ | メーン州 | ⑭ | ノースカロライナ州 | |
| ⑤ | メリーランド州 | ⑮ | オハイオ州 | |
| ⑥ | マサチューセッツ州 | ⑯ | オレゴン州 | |
| ⑦ | ミネソタ州 | ⑰ | テキサス州 | |
| ⑧ | ミズーリ州 | ⑱ | コロンビア特別区 | |
| ⑨ | モンタナ州 | | ⑲ | ウィスコンシン州 |
| ⑩ | ネブラスカ州 | | | |

事例 1 (アメリカにおける司法取引の実情①)**【事案の概要】**

薬物密売グループの構成員（A，B，C女，Dら）が，公共集合住宅の敷地内において，ヘロイン等を密売していた事案。

主犯格Aは，自ら仕入れたヘロイン等を小分け人C女に渡して小分けさせていた。一方，準主犯格Bは，自ら顧客から注文を受けてヘロイン等を密売していたほか，末端密売人Dらから必要な薬物の種類及び量を聞き，小分け人C女に対し，各末端密売人に渡すべき薬物の種類及び量，各末端密売人から回収すべき金額を指示していた。C女は，前記集合住宅の一室において，Aから渡されたヘロイン等を小分けし，Bからの指示に従い，末端密売人にヘロイン等を渡し，末端密売人から回収した売上金をBに渡していた。C女からヘロイン等を受け取ったDらは，前記集合住宅の敷地内において，顧客にヘロイン等を密売していた。

【捜査の経過】

本件の捜査に当たっていたFBI捜査官らは，まず，同集合住宅周辺でヘロインを所持していた末端使用者を秘密情報提供者とし，同人に購入資金を渡した上で末端密売者からヘロインを購入させ，その状況を録音させた（なお，この秘密情報提供者は，十分な協力をしたことから，ヘロイン所持等による一切の訴追を免れている。）。また，FBI捜査官らは，前記集合住宅の一室にビデオを設置し，末端密売人たちの密売の様子を撮影した。さらに，おとり捜査官が，準主犯格B及び末端密売人Dらからヘロインを購入し，その状況をカメラで撮影した。

これらの証拠に基づき，Bが使用する携帯電話の通信傍受許可令状を取得した上で，約2か月間にわたり，3800回以上の通話を傍受したところ，Aの関与が判明したことから，Aが使用する携帯電話についても通信傍受を実施した。その結果，Aが別の密売人からヘロイン100グラムを入手する予定であることが分かり，Aがヘロインを入手した直後にAを職務質問し，Aが乗っていた車内からヘロイン100グラムを発見・押収した上，Aを逮捕した。

また，FBI捜査官らは，通信傍受により，C女が密売グループの一員であることも把握できていたことから，Aの逮捕直後にC女宅を捜索した結果，ヘロイン等を発見・押収し，C女をヘロイン所持で逮捕した。

そして，A及びC女は，逮捕の3日後に，ヘロインの譲渡目的所持の罪で大陪審により正式起訴された。

【司法取引の実情】

C女は，逮捕された際，密売目的を否認し，共犯者の関与状況についても真実を話さなかった。

しかし，C女は，他の共犯者らと深い人的関係にあったわけではなく，Aらに

いいように使われている立場にあった。また、C女には子供がいたが、C女は、最低10年の刑に直面していた。さらに、C女は、本件犯行において重要な役割を果たしており、価値のある協力を得られることが期待できた。

そこで、検察官は、C女の弁護人に取り引を申し入れ、正式起訴の当日、弁護人立会いの下でC女と会い、デブリーフィングを実施した。このデブリーフィングにおいて、検察官は、C女に対し、供述を本人に不利には使わない旨の約束をした上で、まず、C女が直面している刑の重さを伝えた。すなわち、C女の当初の起訴事実は、ヘロイン10グラムの譲渡目的所持であったが、共謀罪で捜査している以上、どこまで起訴事実が広がるか分からず、1キログラムを超える共謀罪での立件になれば、最低10年以上刑務所に行かなければならないことを説明した上で、「子供たちのことを考えると、10年も刑務所に行きたくないでしょう。」と述べた。また、検察官は、「Aは君のことなど全く気に掛けていない。彼は君を利用しているだけだ。Aは自分が儲けたいだけなんだ。」などと言い、共犯者の方が責任が重いことを説明した。さらに、検察官は、通信傍受により、C女が過去に継父からひどい仕打ちを受けたことがあること等を把握していたことから、C女に対し、「あなたが今回のようなことをやったのは、誰も信用できない人生を送ってきて、自暴自棄になっていたからだね。本当はあなたは悪い人ではないし、いい母親ですよ。子供たちのために金を作る必要があったんでしょう。」などと言い、C女に共感を示し、感じる罪の重さを軽くするような話をした。すると、C女は、「そのとおりです。子供たちを愛しているんです。子供たちのためにやったんです。」などと言って泣き出した。そこで、検察官は、弁護人と話をさせるために席を外したところ、C女は、捜査等に協力することを決め、自分や共犯者の役割、AがヘロインをC女に渡していた頻度や量、末端密売人の人定事項等について詳細に供述した。

そこで、検察官は、C女との間で、C女が、1キログラム以上のヘロインについての譲渡目的所持及び譲渡の共謀（法定刑は10年以上の自由刑又は終身刑）を認め、情報提供、公判における証言等のあらゆる事柄について協力することと引き換えに、検察官が相当程度の協力がなされたと判断すれば、検察官において、必要的最低刑よりも軽い刑にすることを申立て等を行う旨の答弁合意を締結した。

C女は、1キログラム以上のヘロインについての譲渡目的所持及び譲渡の共謀で正式起訴されたが、有罪答弁を行い、答弁合意が裁判所に受理された結果、9か月の自由刑の判決が言い渡された。なお、C女については、証人支援緊急プログラムが実施された。

【共犯者の判決等】

検察官は、C女の供述等に基づき、A、B、Dらを1キログラム以上のヘロインの譲渡目的所持及び譲渡の共謀で正式起訴した。

Aらは、いずれも、否認を続け、司法取引に応じなかったが、公判期日において、全員が有罪答弁の意向を示し、検察官との間で答弁合意を締結した上、有罪答弁を行い、Aには17年の自由刑、Bには15年の自由刑、Dには6年の自由刑がそれぞれ言い渡された。

事例 2 (アメリカにおける司法取引の実情②)**【事案の概要】**

外国籍の A ら 7 名が共謀の上、インターネット詐欺及びマネーローンダリングに及んだ事案。

A らは、代金詐取の目的で、高級車等を売却する旨の虚偽の広告をオークションサイト等に掲載し、外国で偽名を用いて開設した銀行口座に代金を振り込ませる方法で、被害者から金を詐取していた。アメリカにおける被害は、立件分だけでも、被害者 30 名以上、被害総額 80 万ドル以上であった。

A は、外国において、偽造パスポートの行使（偽名による預金の引出し）で起訴され、否認を貫いたものの、有罪となり、刑務所に服役した。

アメリカ連邦検事局及び FBI は、A が服役していた国から本件に関する情報を得たことを切っ掛けとして捜査を進め、外国に対して A の引渡しを要求するとともに、A を通信詐欺及びマネーローンダリングの共謀で大陪審により正式起訴した。その後、A は、アメリカに引き渡され、FBI に逮捕された。

【司法取引の実情】

A の弁護人は、証拠関係から、無罪を主張しても勝ち目はないと判断した。しかも、アメリカの量刑は重く、A は 4～5 年の自由刑に直面していた。そこで、A は、一転して有罪答弁をする意向を示し、捜査にも協力することとした。

検察官は、A との間で、長時間・多数回にわたるデブリーフィングを実施し、A から、事件の全容、共犯者の関与状況等について詳細な供述を得た。また、A は、家族や起訴されていない共犯者と連絡を取り、そこから得た情報も検察官に提供した。

A は、検察官との間で答弁合意を締結し、有罪答弁を行った結果、検察官において、未決勾留期間を刑に満つるまで算入することを求刑し、その旨の判決が言い渡され、判決翌日には本国に帰国した。

【共犯者らの逮捕等】

A の協力に基づき、共犯者の名前、偽名、居場所が判明し、その後の裏付け捜査の結果、他の共犯者全員を通信詐欺及びマネーローンダリングの共謀で大陪審により正式起訴することができた。

事例 3 (アメリカにおける司法取引の実情③)**【事案の概要】**

通信事業会社甲社の経営者 A によるインサイダー取引の事案。

A は、X 社の業績向上の見込みがなかったにもかかわらず、その経営実態を外部に説明せず、収益が向上し続けるとの虚偽の情報を流して株価の下落を防ぎ、保有していた X 社の株式 1 億ドル分以上を売却して 8 0 0 0 万ドル以上の利益を得た。

また、X 社の役員 B も、A と同様にインサイダー取引を行い、4 0 万ドル分以上の株式を売却して 1 2 万ドル以上の利益を得ていた。

【司法取引の実情】

検察官は、A について立件するため、B に対し、罪を認めて協力するよう説得を試みた。しかし、B は、以前に X 社の取締役が起訴された別の事件において、検察官から、見返りについて明言されないまま協力を求められたという経験があり、検察官を信用していなかったことなどから、B の説得は困難を極めた。

結局、検察官は、1 年がかりで B 及び弁護人を説得した末に、ようやく B 本人を交えたデブリーフィングを実施するに至った。

デブリーフィングにおいて、検察官は、B に対し、経営担当者が経営状況について議論した内容の書類や車内での Eメールのやりとりなど、B を含む幹部らが経営の行き詰まりを認識していたことを明らかにする証拠を示し、経営の行き詰まりを認識していたはずだと説得した。そして、検察官は、インサイダー取引では金額が重要であり、B の場合は 1 回の取引に限られ、金額も多くないことを説明した。結局、B は、検察官の説得に応じ、罪を認めて協力する姿勢を示し、A の犯意につながる事実を供述した。

そこで、検察官は、B をインサイダー取引で正式起訴するとともに、B との間で答弁合意を締結した。

そのほか、A に対して A が掲げる収益目標が達成困難である旨を警告していた C についても、A の犯意を立証する上で極めて重要な人物であり、検察官は、C とのデブリーフィングを実施すべく、弁護人と連絡をとったが、弁護人は、C が証言可能な内容を検察官に教示したものの、非公式免責を付与されない限り協力しないと述べた。

そこで、検察官は、C に非公式免責を付与した上で、デブリーフィングを実施し、その際、C は、A に警告した状況等についての情報を提供し、大陪審においてもその内容を証言した。

その後、A は、インサイダー取引で正式起訴され、公判において、B、C が予定どおりの証言をした結果、有罪となった。

事例 4（通信傍受の活用事例①）**【事案の概要】**

Aを首魁とする薬物密売組織Xの構成員がPCP（麻薬の一種）を密売していた事案。

【捜査の経過】

FBI捜査官らは、Xの構成員の知人である複数の秘密情報提供者を利用し、Xの構成員から違法薬物を購入させ、その取引の状況を録音させたり、おとり捜査官をXの構成員に紹介させたり、Xの構成員に関する情報を提供させたりした。

また、おとり捜査官において、Xの構成員からPCP等を購入し、その取引の状況を録音するなどした。

そのほか、FBI捜査官らは、Aの携帯電話の発着信状況や発信先の契約者に関する捜査、監視カメラを設置してのXの構成員らの動向監視等を行った。

【通信傍受の活用】

もっとも、前記のような捜査のみでは、事案の全容解明は不可能であったことから、検察官は、Aの携帯電話の通信傍受について令状を取得し、FBI捜査官らにおいて、通信傍受が実施された。

傍受した会話の中には、薬物の仕入先を推測させる会話や、AがXの構成員に薬物の密売を指示する会話などがあった。

また、傍受によって薬物の仕入先と推測される人物が使用する携帯電話の番号が特定され、同携帯電話等についても通信傍受が実施された。

そして、これらの傍受の結果等に基づき、AらXの構成員や薬物の仕入先を含む30数名をPCP所持で逮捕した。

【公判立証等】

検察官は、Xの構成員や薬物の仕入先と答弁合意を締結するなどして、Aに関する供述を得て、最終的に、Aに対する違法薬物取引に関する訴因は100を超えた。

Aの公判においては、おとり捜査官や共犯者らの証人尋問の際に、傍受会話や取引状況の録画映像等を再生するなどして、取引状況等の立証を行い、Aは、違法薬物取引に関する訴因全てについて有罪となり、無期拘禁刑の判決が言い渡された。

事例 5（通信傍受の活用事例②）**【事案の概要】**

AらX社の経営陣による投資家に対する巨額詐欺事件において、Aらが、同詐欺事件の共犯者でAらより先に判決を受けていた重要証人Bを買収しようとしたという事案。

【捜査の経過】

BからFBIに対し、A及びBと旧知の関係にあるCから接触を受けている旨の連絡があった。FBIは、Aの詐欺事件においてBが極めて重要な証人であったことなどから、AがCを使ってBの買収を企てていると考え、Bに捜査協力を依頼した。

これに応じたBは、Cと会った際のCからの働きかけの状況を録音するなどした。

また、A及びCの携帯電話の通話記録を入手したところ、AとCが頻繁に連絡を取り合っており、CがBと面会する前後に通話回数が飛躍的に増えていることが明らかになった。

これらの捜査の結果、AとCが共謀してBに働きかけをしていることが強く疑われたが、BとCとの会話のみでは、AとCの共謀を明らかにする証拠を得ることは困難であった。

【通信傍受の活用】

そこで、FBIは、Aの携帯電話及びC方の固定電話について、通信傍受許可令状を得て、通信傍受を実施した。

その結果、AとCの共謀が明らかになるような会話を傍受することに成功し、A及びCは証人買収等で起訴され、有罪となった。

事例 6 (DNA型データベースの活用事例①)**【事案の概要等】**

6歳の幼女が行方不明となり、精液が付着した幼女の着衣や幼女の遺体の一部が発見されるという誘拐殺人事件が発生した。

その後、犯人が検挙されることなく、未解決事件となっていたが、遺留DNA型情報として登録されていた精液のDNA型と有罪判決を受けた者等として登録されていたAのDNA型とが一致し、事件から約23年後にAが誘拐殺人事件の犯人として検挙された。

事例 7 (DNA型データベースの活用事例②)**【事案の概要等】**

何者かが被害者方に押し入り、被害者が殺害されるなどした強盗殺人事件が発生した。

その後、Aは、窃取した自動車内で仮眠しているところを警察官に発見され、自動車窃盗等の疑いで逮捕された。AのDNA型情報がデータベースに登録されたところ、このDNA型と強盗殺人事件の現場に遺留されていたDNA型とが一致したため、Aが強盗殺人事件の犯人として検挙された。

事例 8 (DNA型データベースの活用事例③)**【事案の概要等】**

Aは、強姦罪により逮捕・起訴されたが、保釈中に逃亡し、所在不明となった。

翌年、Aは、別の女性に対する強姦未遂罪等で逮捕・起訴され、再び保釈中に逃亡した。

Aは、その後も、5つの名前を使い分けて逃亡生活を続け、その間、20件以上の強姦事件等を起こした。

そして、Aが拳銃を購入しようとしたところ、その際の身分確認で、保釈中に逃亡した事件で令状が出ていることが判明し、身柄拘束され、AのDNA型情報がデータベースに登録された。

その結果、Aが起こした複数の事件について、DNA型が一致するなどし、Aの犯行であることが判明した。

事例 9（おとり捜査の活用事例）**【事案の概要】**

外国人密輸組織により、大量のコピー商品が密輸入された事案。

某ブランド品メーカーのコピー商品調査員から、税関に対し、外国人らがコピー商品を輸入している旨の申告があり、税関において捜査を開始することとなった。

同調査員は、身分を隠して密輸入に関わった外国人と親しくなっていたことから、組織について、一定程度の情報を得ていたものの、事件化できるほどのものではなかった。

【おとり捜査の活用】

そこで、税関は、架空の通関会社を立ち上げ、おとり捜査官を同社の経営者とし、同社は税関職員を買収していることから同社を通じて輸入すれば確実に税関検査を通ることができるとして、密輸組織によるコピー商品の輸入に関わることで、犯行の実態を明らかにすることとした。

おとり捜査官は、前記調査員から紹介を受けて密輸組織の構成員と接触し、同人の依頼により、密輸組織によるコピー商品の輸入に関わるようになった。

税関においては、密輸組織が輸入する商品について、そのまま検査を通した。

また、おとり捜査官は、密輸組織の構成員らとの会話内容を録音するなどして、証拠を収集していった。

その後、おとり捜査官が経営する通関会社を通せば税関検査を確実に通すことができるという噂が広がり、次々と他の密輸組織からも話が持ち込まれるようになり、多数の密輸組織を対象としたおとり捜査に発展していった。

このようにして、約3年間にわたっておとり捜査を続けた結果、十分な証拠が収集されたことから、最終的に40名以上を逮捕し、そのうち30名以上を密輸等の罪で起訴するに至った。なお、この間に密輸組織からおとり捜査官に支払われた手数料は、170万ドルに達していたが、これらは全て捜査費用に充てた。

第2章 イギリス

第1 イギリスにおける刑事司法制度の概要等

1 捜査手続の概要等

イギリスにおいては、1984年警察及び刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984。以下「PACE」という。）により、警察による捜査権限等が規定されている。イギリスにおいて、犯罪は、正式起訴犯罪（謀殺、故殺、強姦、恐喝等の重大な犯罪を含み、刑事法院で審理される。）、両性犯罪（窃盗、傷害、被害額5千ポンド以上の器物損壊等が該当し、治安判事の決定により、刑事法院又は治安判事裁判所のいずれかにおいて審理される。）及び略式起訴犯罪（交通事犯を含む多くの軽微な犯罪を含み、治安判事裁判所において審理される。）に分類される。いずれの類型に属するかにより刑事手続の流れも異なるが、正式起訴犯罪を例にとると、おおむね次のような流れをたどることとなる。

すなわち、まず、イギリスにおいては、PACE第24条により広範な無令状逮捕が認められており、我が国であれば逮捕状を請求して身柄を拘束するであろう事件の大部分について、無令状で逮捕を行っているものと言える。逮捕した被疑者の身柄を拘束できる時間は原則として24時間に限られており、通常、この時間内に被疑者の取調べを行って起訴の可否を判断する必要があるとされる。正式起訴犯罪及び両性犯罪については、警視級の警察官が承認した場合であって、証拠保全や被疑者取調べによる証拠獲得のために被疑者を拘束しなければならないとする合理的理由があり、かつ、捜査が適切かつ迅速に行われている場合には、合計36時間まで延長することができる。また、治安判事裁判所が発付する令状を得れば、更に最長96時間まで被疑者の身柄を拘束することができる。もっとも、現地の警察官等によれば、被疑者の身柄を24時間を超えて拘束する場合はかなり限られており、殺人等の重大事件を主に取り扱う警察官の場合でも、このように拘束時間を延長するのは担当事件のうち1、2割程度であるとのことである。また、2008年4月から2009年3月までの1年間の逮捕者数約146万人に対し、治安判事裁判所が発付する令状により身柄拘束されたのは、561人に過ぎない。また、一旦逮捕した場合であっても、更に捜査を遂げる必要がある、かつ、逃走や罪証隠滅のおそれが少ない事案では、取調べの後、被疑者を保釈し、補充捜査の後、再度被疑者を呼び出し、取り調べた上で起訴するというも行われている。保釈中の被疑者を警察署に呼び出して取り調べる場合、身柄拘束時間に通算される。

被疑者の取調べについては、後述するとおり、取調べの録音制度が設けられているほか、弁護人の立会いが認められている。

イギリスにおいては、かつては警察官が私人の資格で訴追を行っていたが、

1986年に検察庁が創設され、2003年刑事司法法により、被疑者が罪を認めることが見込まれる軽微な犯罪の場合を除き、ほとんどの犯罪につき、検察官が起訴の可否及びその内容を決定することとなった。もっとも、訴追に当たっては、①有罪の現実的見込みがあるかどうか（証拠テスト）及び②訴追に公益性が認められるかどうか（公益性テスト）との基準によっており、有罪となる可能性の方が無罪となる可能性よりも高い場合には①の基準をみたすこととなるため、その訴追基準は我が国と比較して相当に緩やかである（これを評して「51パーセントルール」とも呼ばれる。）。

本調査において見聞した事例のうち、イギリスにおける訴追基準を現すものとして、別紙事例1が挙げられる。

2 公判段階の手續の概要等

正式起訴犯罪により起訴された後、被告人は、治安判事裁判所に出廷し、保釈等についての判断がなされた後、刑事法院に移送される。そして、ここでアレインメント（罪状認否）の手續が行われ、被告人が有罪答弁をした場合には、当該事件については公判廷における事実審理を経ることなく、量刑手續に移行する。他方、被告人が無罪答弁をした場合には、陪審による公判審理が行われ、その後、裁判官による量刑手續が行われることとなる。

2009年の統計によれば、刑事法院において答弁を行った被告人10万1277人のうち、7万1442人（約70.5%）が有罪答弁をし、他方、無罪答弁をした2万9835人のうち、1万8583名（約62.2%）に対して無罪判決が下されている。

第2 取調べの録音・録画制度について

1 制度導入の経緯等

PACE第60条(1)(a)は、「内務大臣は、警察署において警察官が行う犯罪被疑者の取調べの録音に関する実務規程を発出しなければならない。」旨定めており、同規定を受けて、1988年に被疑者取調べの録音に関する実務規程Eが制定された。そして、試行を経て、1992年から、対象となる事件の全件について、被疑者の取調べの録音が義務付けられるに至っている。

なお、イギリスにおいては、後述のとおり、コスト等の関係から、録音と録画が区別して議論され、録音のみが義務付けられていることに注意を要する。

また、PACEは、刑事手續に関する王立委員会によって、それまでの刑事実務において見られた問題点についての検討が行われ、その提言を受けて定められるに至ったもので、職務質問や捜索・差押、被疑者の逮捕、取調べなど、警察による捜査活動全般について規定し、その権限を明確化するとともに、その限界を明らかにするものであって、取調べの録音についてのみ規定したものではない。

2 被疑者取調べの録音制度の概要等

(1) 録音制度の目的

イギリスにおいて、被疑者の取調べを録音することについては、①警察官による違法な取調べを抑止し、被疑者の権利を保障すること、②後の公判において、自白したか否かを含む供述内容をめぐる争いや取調べの適法性、相当性をめぐる争いが生じることを未然に防ぐという2つの目的があるとされる。イギリスの刑事裁判実務においては、被疑者の自白を立証する方法として、我が国と同様の供述調書が用いられるのではなく、法廷において、取調べを担当した警察官が、取調べ時のメモをもとに、被疑者の供述内容について証言する方法がしばしば採られてきた。そのため、しばしば「言った」「言わない」の水掛け論が繰り広げられるなど、供述調書のように被疑者の供述内容が一定の形になっている場合に比べて、更に被疑者の供述状況について深刻な争いが生じることが多かったとされる。録音は、このような争いを解決するものであるため、イギリスの法曹関係者の間においても、被疑者取調べの録音の中心的なメリットは、取調べの状況や供述の内容を正確に公判廷に顕出できることにあると述べた者が多かった。また、警察官からも、取調べを録音しているおかげで、「警察官から脅された。」などという事実無根の主張をされるおそれがなくなったとの意見が述べられていた。

(2) 取調べの録音義務の範囲等

実務規程Eにおいては、警察署において行われる正式起訴犯罪及び両性犯罪の被疑者の取調べの全過程について、録音が義務付けられている（実務規程E3.1, 2.1参照）。

録音義務の対象となるのは、制度上、正式起訴犯罪及び両性犯罪に限られ、略式起訴犯罪については、取調べの録音が義務付けられているわけではない。その理由については、略式起訴犯罪の大半は、路上で検挙される軽微な交通犯罪であり、このような軽微な交通犯罪については、取調べを行わないか、行うとしても路上で実施することから、それを録音することは現実的ではないためであるなどとされる。

また、身柄拘束下でない被疑者の取調べが行われることはほとんどなく、被疑者を逮捕して取調べが行われるのが通例であることから、実際上は、身柄拘束下の取調べが録音されることとなる。

なお、取調べの録音義務の対象となるのは、被疑者が犯した犯罪について被疑者を取り調べる場合であり、例えば、犯罪事実以外の情報を入手する目的で被疑者を取り調べる場合は、録音義務の対象とはならないとされている（実務規程E4.10参照）。

(3) 取調べの録音義務の例外

次の場合は、取調べの録音義務の例外とされている。

- ① 録音機器が故障し又は適切な取調室や録音機材が利用できない場合であって、取調べを遅らせることができない事情がある場合には、留置管理官

(留置管理を担当する警察官)は、取調べを録音しないことを認めることができる(実務規程E3.3)。

- ② 起訴がなされないことが明らかな場合も、留置管理官は、録音しないことを認めることができる(同E3.3)。
- ③ 被疑者が取調室への入室を拒否し、取調べを遅らせることができない事情があるときであって、房内で取調べを行うための録音機材が利用できない場合も、留置管理官は、書面により取調べの記録を作成することを認めることができる(同E3.4)。
- ④ 被疑者が取調べを録音することを拒んだ場合には、取調官は、取調べが録音されていること及び実務規程において被疑者の拒否の意思表示が録音されることが求められていることを説明するべきであり、そのような意思表示が録音され又は被疑者がそれすら拒否した場合には、取調官は、以後の取調べを録音しなくてもよく、これに代えて、取調べの際のやり取りを書面で記録することができる(同E4.8)。

(4) 義務違反の法的効果

取調べの録音義務に違反した場合の法的効果については、格別の規定は設けられていない。

PACE第76条は、自白が圧力を受けた結果得られたものである場合や、被疑者をして自白するに至らしめた取調官の言動が自白の信用性を失わせるようなものである場合には、自白を証拠とすることができない旨規定している。また、PACE第78条は、証拠を採用することが不公正な場合には、裁判官は、当該証拠を採用しないことができると規定している。取調べ状況を録音していない場合には、これらの判断の枠組みの中で、個別事件の事実関係を踏まえて、録音されていない当該供述の証拠能力について判断されることとなる。もっとも、実務家の間においては、正当な理由がないのに取調べの録音がなされていない場合には、それ自体が取調べの適正に疑念を抱かせる事情となり、検察官において、それを覆して自白の任意性や取調べの適正を立証するのは容易ではないと認識されているようである。

3 被疑者取調べの録画について

1984年に定められたPACE第60条は、被疑者取調べの録音について、実務規定の制定を義務付けるものであった。これに対し、2001年に定められたPACE第60A条は、「内務大臣は、取調べの録画に関する実務規程を定めることができる。」旨規定し、これを受けて、被疑者取調べの録画に関する実務規程Fが定められた。これらはいずれも、被疑者取調べの録画を義務付けるものではなく、警察が、その裁量により、取調べの録画を実施できるとするものである。

イギリス内務省は、複数の警察署で取調べの録画を試行したが、その結果を検証した結果、取調べの録画を実施するためには、機材の整備やその維持・運

営に当たり、多大なコストが掛かり、取調べの録画を大規模に導入することは財政事情からして困難であるとし、特異重大事件の取調べに関し、警部以上の階級の警察官が許可した場合のみ、取調べを録画することを認めるべきとの見解を明らかにしている。

4 参考人取調べの録音・録画について

イギリスにおいて、参考人の取調べについて録音又は録画が義務付けられているわけではないが、1999年少年司法及び刑事証拠法第27条により、「弱い証人」(17歳未満の者がこれに当たるほか、一定の精神障害、知的・社会的機能が著しく損なわれていること等を考慮して認定される。)について、取調べ状況を録画したビデオを、当該証人に対する主尋問に代わる証拠として取り調べることができることとされており、性犯罪被害者や未成年者の取調べに関し、この方法が広く活用されているとのことである。

第3 取調べの録音・録画制度の運用状況等

1 被疑者取調べの実情

イギリスにおける被疑者取調べの実情については、次のような特徴的な点を指摘することができる。

すなわち、被疑者については、逮捕した上で取調べが行われるのが通例であるところ、その身柄拘束が可能な時間は通常24時間以内に限られており、逮捕手続や当番弁護士の手配に要する時間や、被疑者の睡眠時間、食事・休憩の時間等を除くと、逮捕された時刻にもよるが、被疑者の取調べに充てることが物理的に可能な時間は、4、5時間程度というのが実情のようである。

1980年代のイギリス内務省の報告によれば、取調べの回数はほとんどが2回以下であり、また、取調べ時間も、30分以内であるものが大部分を占めるとされる。本調査の過程において見聞した限りでも、被疑者の取調べが合計1時間未満であることは珍しくなく、強姦や殺人未遂のような重大事件においても、1時間又はそれ以下の時間しか取調べを行っていない事例があった。

具体的事例に即して被疑者取調べの内容をみると、別紙事例2及び事例3のとおり、イギリスにおける被疑者の取調べは、弁護人が立会い、その全過程が録音された中で、否認する被疑者を追及するというよりは、被疑者の弁解を十分に聴取し、あるいは、後述する黙秘権制限規定の適用を前提に、不合理な黙秘をしていることを証拠化することに重点を置き、弁護人による介入を回避するよう留意しつつ、公判廷における被告人の尋問のように行われている。

無論、同国においても、警察は、限られた時間内に、被疑者から少しでも具体的な弁解を聴取し、更に供述を獲得するよう努めているとされ、1990年代初めから、取調べ手法の研究及び取調べ官育成のための訓練が進められて、事例3にあるような段階的な情報・証拠開示(Controlled Disclosure)を伴う「段階的聴取(Staged Interview)」と呼ばれる手法が用いられているほか、

黙秘する被疑者が相当割合に上るようであるものの、その場合でも、黙秘権制限規定の適用を前提に、**事例3**のように数時間を掛けて取調べが行われる例がある。

また、イギリスにおいては、合計の身柄拘束時間が上記の制限時間内にとどまる必要があるものの、重大事件を含め、被疑者を逮捕して弁解を聴取した後、被疑者を保釈又は釈放し、その間に被疑者の弁解の真偽等について捜査を尽くした後、被疑者を呼び出し又は再逮捕して、その間に収集した証拠に基づいて被疑者を追及するという手法も広く採られているとのことである。

とはいえ、**事例3**においても、被疑者は被疑事実を認めるに至らず、積極証拠の獲得には至っていないと言え、全体としてみると、イギリスにおける被疑者の取調べは、その刑事手続の構造や黙秘する被疑者が多いことをも背景として、被疑者の弁解の十分な聴取とその他の方法により得られた証拠に基づく追及や弾劾を中心とするものとなっていると評価できる。

もっとも、これは、後述するCCTVなど取調べ以外の方法による証拠収集が可能であることが前提となっているとも考えられ、また、被疑者から供述を得なければ解明・立証できない共謀等の事情についてはこのような手法によって被疑者から供述を得ることができるかどうかは疑問がある。

2 被疑者取調べの録音・録画の実施状況

(1) 録音の実施状況

イギリスにおいては、PACE及び実務規程Eに基づいて、被疑者取調べの全過程の録音が行われており、実務規程上は対象犯罪とされていない略式起訴犯罪についても、運用上、可能な範囲において、取調べの録音を実施されているようである。

取調官は、被疑者が取調室に入室後、遅滞なく、被疑者の面前で、録音機材にテープを挿入し、録音を開始しなければならないこととされている（実務規程E4.3）。ただ、警察官からの聴取によれば、被疑者の取調べを開始する前の段階で、被疑者との間で取調べに向けた良好な雰囲気を作ることを目的として、取調室又は留置施設において、録音を実施しない状況で、被疑者と雑談をする警察官もいるようである。

また、第2の2(3)に記載した録音義務の例外事由のうち、①及び③については、録音機材が十分に配備された近時においてはまれであり、また、②については、家庭内暴力の事案など、被害申告を受けて緊急に被疑者の身柄を確保する必要があるものの、その後証拠が希薄であることが判明した事案などが該当するものの、やはりまれであるとのことである。さらに、④についても、同国の警察官によれば、録音を実施せずに取調べを行うことによる後日の紛争を避けるため、できる限り被疑者を説得して録音を継続するよう努めているとのことである。

(2) 録音の方式及び記録媒体の取扱い

イギリスの警察署においては、ダブルデッキのカセットテープレコーダーによって取調べの録音が実施されており、録音終了後、テープのうち1本については原本として封印され、もう1本がいわゆるワーキングテープとして捜査等に利用される。

もっとも、録音テープが多量に上り、その保管等にもコストを要することから、同国においては、取調べの録音・録画記録について、デジタルネットワークを構築し、ネットワーク上に録音・録画に係る取調べ記録をデータとして保存するとともに、その視聴や弁護人の閲覧も同ネットワークを利用して行う体制を構築することを指向し、2008年からランカシャー州においてこれを試験的に実施した上、2010年5月に実務規程を改訂し、同年12月の時点で4つの警察署においてこのような方式を採用している。

(3) 被疑者取調べの録画の実施状況

本調査を実施した時点においても、録画機器が整備されている警察署は、一部の大規模警察署にとどまっており、実務において、被疑者取調べの録画を実施することは少ない。

もっとも、同国の警察官によれば、例えば、連続殺人の被疑者の取調べにおいて、取調官の発問に対する被疑者の表情の変化などを記録し、その性向を示す証拠とする場合や、被疑者が未成年者であって、後日取調べの適正を争われかねないと判断した場合などに、被疑者取調べの録画を実施した例があったとのことである。

(4) 記録媒体の公判での利用状況

取調べ終了後、取調べのポイントのみを列挙したSDN (Short Descriptive Note) が作成され、捜査機関内部のメモとして活用されている。刑事法院における審理が予想される場合には、録音テープを基に、テープ起こし専門の人員により、ROTI (Recording of Taped Interview) と呼ばれる、犯罪事実に関する部分については一問一答で記載した取調べ記録が作成され、あるいは、数は少ないものの、場合によっては録音テープの反訳書面 (Full Transcript) が作成される。

録音テープは、公判廷において、証拠物として取り扱われるが、その内容は供述証拠であるため、自白としての証拠能力を具備する限り、被疑者の供述内容等を立証する証拠として用いられることとなる (録音テープを実質証拠として使用することを制限する規定は見当たらない。)

もっとも、取調べ記録や反訳書面も証拠物とされることから、通常は、これらの書面がそのまま公判廷に証拠として提出される。なお、検察庁が定める指針においては、被告人が無罪答弁をした場合等においては、反訳書面がない限り、検察官は、取調べの録音テープを聴くべきであるとされているが、検察官から聴取した限り、実務においては必ずしも同指針に沿った運用がなされていないようである。

弁護人は、検察官から開示を受けた反訳文書の内容に異議がある場合には、その旨検察官に通知し、訂正等を求めることができ、イギリス首席裁判官の実務指針にその手続が規定されている。当事者間で反訳書面の内容について合意に達しない場合には、取調べの録音テープが証拠として取り調べられることとなる。

また、取調べ時の被告人の供述態度など、取調べ記録や反訳書面からは明らかにならない事項を立証しようとする場合、検察官において、録音テープの証拠調べ請求をすることもあるとのことである。

ROTIなどの被疑者の取調べ記録については、ほとんどの場合、公判で証拠請求されているようである。多くの場合、否認を内容とする供述であるが、検察官は、被告人の捜査段階における供述が客観的な証拠や関係者の証言と矛盾することなどを指摘して、被告人の弁解が信用できないことを立証するなどしているようである。

3 録音・録画制度に対する評価等

イギリスにおいては、PACEに基づいて被疑者取調べの録音制度が導入されてから既に20年以上が経過しており、同制度は、イギリス刑事司法制度の一部をなすものとして受け入れられ、実務上も定着しているものと言える。

なお、取調べの録音制度の導入による影響については、自白率が低下したとする見解、変化はないとする見解、取調べ技術の向上によりむしろ上昇したとする見解などに分かれるものの、明らかな影響を示す統計資料等は見当たらない。

もっとも、上記のとおり、そもそもイギリスにおける取調べの実情は、黙秘する被疑者の割合が高いことも含めて我が国と相当に異なるものであり、あるいは、後述するような各種の捜査手法や仕組みなどの取調べ以外の方法により証拠を獲得することが可能であるがゆえに、取調べの録音制度による影響が現れにくいとも考えられる。したがって、このようなイギリスにおける取調べの録音制度の導入に係る事情をもって、我が国に同様の取調べの録音・録画制度を導入したとしても影響がないとすることには慎重であるべきと考えられる。

第4 取調べ以外の特徴的な捜査手法、仕組み等

1 「有罪答弁による減軽」のガイドライン及び答弁取引

イギリスにおいては、前記第1のとおり、有罪答弁制度が採られているところ、これを前提として、有罪答弁を促進する観点から、2003年刑事司法法に基づいて設置された量刑ガイドライン委員会が、多くのガイドラインを発出している。裁判所は、量刑ガイドラインに拘束されるわけではないが、これらのガイドラインを考慮に入れなければならないとされ、ガイドラインから外れた判断をする場合には、理由を示さなければならないとされている。

「有罪答弁による減軽」のガイドラインは、これら量刑ガイドラインの一つ

である。これによれば、被告人が犯人であることが他の証拠から明らかな場合を除き、①被告人が有罪答弁の意向を示す最初の合理的な機会において有罪答弁の意向を示した場合には、刑の3分の1、②公判期日が指定された後に有罪答弁の意向を示した場合には、刑の4分の1、③公判審理開始後に有罪答弁をした場合には、刑の10分の1をそれぞれ減輕することを推奨しており、実務上もこれを踏まえて減輕幅が決められている。

また、イギリスにおいては、基本的には起訴後に、検察官と被告人・弁護人との間で、実務上、答弁取引が行われており、重大複雑詐欺事案においては、法務総裁によって、答弁取引に関するガイドラインが定められて、その手続等が規程されている。本調査中に答弁取引が行われた事例を見聞したのものとして、別紙事例4がある。

これらの「有罪答弁による減輕」のガイドラインや答弁取引は、いずれも有罪答弁を促進するものであって、制度上、取調べにおいて被疑者から供述を獲得することを容易にするものとは必ずしも言えないが、取調べにおいて被疑者から供述を獲得することが容易ではないことを前提としつつ、多数の事件が否認事件として公判における陪審審理を経ることによる訴訟経済上のコストを回避するという点においては、捜査段階で被疑者から自白を得ることと機能的に同一又は類似する仕組みと評価できる。

2 捜査協力型減免制度

従前も実務上は行われてきたとされるものの、2005年重大組織犯罪及び警察法により、対象犯罪を限定することなく、いわゆる捜査協力型の量刑減免制度が明文化され、被疑者が捜査や訴追に協力したことの見返り（なお、恩典を受ける場合、被疑者は、自己が犯した犯罪を全て認めることも必要とされる。）として、①訴追免責（同法第71条）、②証拠の使用免責（同法第72条）、③刑の減輕（同法第73条）の恩典を受けることができるとされるとともに、その手続が法定された。その中では、刑の減輕を恩典とした捜査協力型司法取引が最も多用されており、被告人が捜査協力を行った場合、検察官と被疑者の間で作成した合意文書を裁判所に提出し、裁判所が量刑を判断する際の考慮要素としてもらっている。なお、被告人が捜査協力を理由として刑の減輕の恩典を受けたにもかかわらず、その後、故意に合意に従った協力を行わなかった場合、再度の判決により重い刑に変更することもできるとされている。

3 黙秘権制限規定

1994年刑事司法及び公共秩序法第34条ないし第38条の規定により、被疑者又は被告人が自己の弁解に関する事実を供述しなかった場合、裁判所（陪審を含む。）は、被疑者が黙秘した事実から適当な推論を導き出すことができるとされる。具体的には、例えば、犯人性や被疑者の身体、着衣、所持品等に付着し又は残された物質、痕跡等について質問され、通常は何らかの弁解をするであろう状況において、何ら弁解をしなかった事実から、適当な推論を導く

ことができることとされている。これにより、イギリスにおいては、黙秘権は事実上制限され又は廃止されたとの指摘もあり、取調べにおいても、一定の事実をぶつけて弁解を聞くという方法がとられている。

4 DNA型データベース

(1) データベースの設置根拠及びDNA型資料の採取権限

イギリスにおいては、1995年から、全国規模のDNA型データベースの運用が開始されている。

DNA型資料の採取権限の根拠は、PACEに規定されており、DNA型鑑定のための試料については、原則として相手方の同意がなければ採取できないものとされつつ、①犯歴登録可能犯罪（拘禁刑で処罰し得る全ての犯罪）により逮捕された者、②裁判所の権限により身柄拘束されている者、③犯歴登録可能犯罪で訴追され又はこれを犯したと報告された者、④犯歴登録可能犯罪により有罪判決を受けた者などについては、これらの者から同意なくしてDNA型試料を採取することができることとされる（PACE第63条参照）。

2008年、欧州人権裁判所は、イギリスにおいて、有罪判決を受けていない者も含めて極めて広範にDNA型情報を登録したデータベースを構築していることについて、欧州人権条約8条に違反する旨の判断を下したことから、これを踏まえて、2010年犯罪及び安全法によりPACEが改正され、DNA型試料については採取後6か月間以内に廃棄し、逮捕又は訴追されたものの有罪判決を受けるに至らなかった者の一部については、一定期間内にDNA型情報をデータベースから削除することとされたが、その一方、釈放された者、身体試料が廃棄された者などからの身体試料の採取についての権限を拡大する内容の改正もなされた。

(2) データベースの規模及び効果

イギリスの人口は約6000万人とされるところで、同国においては、DNA型データベースに、2010年7月末時点で約540万人分以上のDNA型情報が登録され、また、2009年3月末時点で、それまでに犯人が判明して有罪判決を受けたことにより削除されたものを除き、35万件以上の遺留DNA型情報が登録されている。

そして、1998年以降、合計41万件あまりの遺留DNA型情報と個人のDNA型情報が一致し、18万人以上の犯人の特定に至っており、2008年度の1年間に限っても、3万6000件以上の遺留DNA型情報と個人のDNA型情報が一致し、1万7000人以上の犯人の特定に結び付いたとされる。

5 CCTV

イギリスにおいては、多数のCCTV（いわゆる街頭防犯カメラ）が設置され、その映像が犯罪捜査にも用いられており、多くの事件においてCCTVの

映像が重要な証拠として役立っている。その台数は数百万台と言われており、ロンドン市内で1日行動すれば、少なくとも70回程度はCCTVに撮影されることとなるとも指摘されている。

CCTVの設置に当たっては、独立の公的機関である情報コミッショナーに通知して登録しなければならないが、同コミッショナーは、CCTVに関する監督業務を行い、実施要領を定めている。同実施要領においては、①本来の設置目的からすれば不必要な範囲まで撮影するものであってはならないこと、②原則として、CCTVを設置して稼働させる場合には、その旨明示しなければならないこと、③原則として、音声を記録することは認められないことなどが定められている。

6 秘匿捜査・情報収集等

(1) 総論

イギリスにおいては、会話傍受、通信傍受、GPS機器による位置探索、情報提供者や秘密捜査官等の秘匿人的情報源の利用といった秘密裏の情報・証拠収集が広く行われており、これらが有力な捜査手法として活用されている。

これらを規定する主な法律としては、2000年捜査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000。以下「RIPA」という。）及び1997年警察法（Police Act 1997。以下「PA97」という。）があり、RIPAは、その第1部において通信に関する捜査・情報収集、第2部において監視行為及び秘匿人的情報源についてそれぞれ規定し、PA97は、財産への立入り又は干渉を伴う捜査手法等について規定する。

(2) 監視行為（会話傍受、GPS機器による位置探索等）

監視行為は、住居又は私的車両内において行われる「侵入監視」とこのような侵入的要素を伴わない「直接監視」に大別され、例えば、個人の住居や車両内に傍受機器を設置して行う会話傍受は侵入監視に、公共の場所において行われる会話傍受は直接監視に分類される。また、GPS機器を利用した車両の位置探索も、直接監視に当たる。

直接監視については、犯罪の予防又は探知等を理由として当該直接監視行為を行う必要があり、かつ、当該直接監視行為がこれにより得ようとするものに見合う比例性があるとき、警察であれば警視級の者の許可を得て実施することができる。

また、侵入監視については、重大犯罪（21歳以上の前科のない者が犯したとすれば3年以上の拘禁刑を言い渡されることが合理的に期待できる場合、暴力の使用を含む場合、重大な経済的利益をもたらすものである場合、共通する目的のために多数の人間により行われた場合などがこれに当たるとされる。）の予防又は探知等を理由として当該侵入監視行為を行う必要があり、かつ、当該侵入監視行為がこれにより得ようとするものに見合

う比例性のあるものであるとき、警察であれば警察本部長又はこれに相当する者の許可及び監視行為コミッショナーの承認を得て実施することができ、許可の際には、当該侵入監視行為によって得ることが必要と考えられる情報を他の手段によって得ることが合理的に可能であることを考慮しなければならないとされる。

さらに、例えば、個人の住居や車両内に傍受機器を設置して会話傍受を行うためには、その前提として、住居や車両内への立入りが必要となり、この行為は、財産への立入り又は干渉を伴う行為とされるところ、このような行為については、P A 9 7により、侵入監視と同様の対象犯罪及び要件が規定されている。

監視行為コミッショナー事務所（Office of Surveillance Commissioners。以下「OSC」という。）の年次報告書によれば、2009年4月から2010年3月までの間に、警察を含む法執行機関において許可された直接監視の件数は1万5285件、侵入監視の件数は384件（うち車両に対するものが179件、住居に対するものが205件）であり、侵入監視については、そのうち約半数に当たる180件が薬物取引、約2割に当たる80件が殺人事件において用いられている。

また、P A 9 7に基づく財産への立入り又は干渉行為の件数は、2705件であり、そのうち約60パーセントを薬物取引に係る事案が占めている。

監視が活用された具体的事案として、別紙事例5があり、これらの手法は、薬物犯罪や殺人等の重大犯罪において、極めて有効な捜査手法として活用されている。

(3) 秘匿人的情報源（潜入捜査、情報提供者の利用）

秘匿人的情報源（Covert Human Intelligence Source）は、秘密裏に情報を入手してこれを捜査機関等に提供する者を意味し、いわゆる情報提供者のほか、潜入捜査官等を含む概念として用いられているところ、その利用については、特段対象犯罪が限定されることなく、上記の直接監視と同様の必要性と比例性の要件に加えて、情報源の取扱いや利用、管理等に関する体制が構築される必要があるとされており、警察においては警視級以上の者の許可によりこれを実施することができる。許可の有効期間は原則として12か月間とされる。

OSCの年次報告書によれば、2009年4月から2010年3月までの間に、警察を含む法執行機関において採用された秘匿人的情報源は5320人、利用を中止された情報源は4495人であり、2010年3月末時点で利用されている者は3767人とされる。

潜入捜査が活用された具体的事案は、別紙事例6、事例7及び事例8である。なお、公判廷で潜入捜査官の証言が必要となる場合には、2008

年刑事証拠法による匿名証言制度の下、匿名で、遮蔽措置を講じて証言をすることも可能とされる。

(4) 通信傍受

イギリスにおいては、上記侵入監視とほぼ同様に、重大犯罪の予防又は探知等を理由として傍受を行う必要性があり、かつ、当該傍受行為によって得ようとする情報を他の手段によって得ることが合理的に可能であるか否かも考慮しつつ、当該傍受行為がこれを実行することによって得ようとするものに見合う比例性があると認められるとき、国務大臣が発付する令状により通信傍受を行うことができるほか、当該通信の一方が傍受に同意し、かつ、上記監視行為の要件を充たす場合等にもこれを行うことができる。

通信傍受コミッショナーの報告書によれば、2009年に発付された傍受令状は1514通であり、通信傍受は、大規模薬物密輸事案や脱税、人身売買等への対策に効果を挙げているとされる。

同国において、通信傍受の結果についての利用は極めて限定されており、原則として、これを法的手続における証拠として直接用いることはできないとされる（RIPA第17条）が、他方、通信傍受の結果を端緒として行われた捜査により得られた証拠については、これを法的手続における証拠として用いることができることとされている。

事例 1（イギリスにおける訴追基準）**【事案の概要】**

家族経営の料理店においてマネージャーをしていた被告人が、料金の支払いに関してトラブルとなった客2名に対して、同店外で殴るなどの暴行を加え、うち1名の顔面に傷害を負わせたとされる傷害及び暴行の事案。

同事案は、2009年2月21日夜に発生したところ、被告人は、事件発生当夜に現場で逮捕され、犯行を全面的に否認したものの、その後、検察の関与の下、補充捜査等がなされた上で、同年6月30日に訴追された。

【証拠関係】

同事案においては

- 上記料理店で、被害者2名の料金の支払いに関してトラブルがあったこと
- その後、被告人及び別の従業員が被害者2名と共に店外に出たこと
- 本件直後に通報を受けて警察が駆けつけた時点において被害者1名が傷害を負っていたこと

については争いがなかった。

しかしながら、被害者2名は、被告人が店外でいきなり殴りかかってきた旨供述していたのに対し、被告人は、逮捕直後から、「自分の方が被害者のうち1名から突き飛ばされて倒され、立ち上がった後、同被害者の腹部を押したことはあったが、その際にも同被害者はほとんど動いておらず、被害者を殴ったりはしていないし、その後自分はその場を離れて配達に行った」旨主張し、犯行を全面的に否認していた。

本事案に係る訴追時の証拠関係は、次のとおりである。

- 被害者2名は、臨場した警察官に対し、被告人から前記のような暴行を加えられた旨被害申告しており、その被害状況に関する両名の供述は、供述調書上はおおむね一致する内容となっていた（ただし、その供述調書は、いずれも、ワープロで作成されたA4版で1枚強の簡単な内容のものである。）が、被害者の供述を裏付けるCCTVや被告人の身体や着衣に付着した被害者の血痕等の客観証拠はなく、その立証に当たっては、専ら被害者2名の証言によらざるを得ない状況にあった。
- 上記店舗従業員（被告人の親族）が被告人の主張に沿う供述をし、その旨の供述調書が作成されていた。
- 上記店舗に在店していた2名の客が当時の状況を目撃していて、被告人の供述を裏付ける可能性があり、また、被告人は、現場を離れた後、配達の仕事に行き、店に戻ってきたところでいきなり逮捕された旨主張していたことから、同配達先の客も被告人の供述を裏付ける可能性があった。
- 本件当時、現場付近に所在するタクシー会社に所属すると思われるタクシー

ドライバー複数名が介入してかなり大きな騒ぎになっており、被告人以外の者が被害者らに暴行を加えた可能性も必ずしも否定できない状況であったことが判明していた。

しかしながら、警察は、上記客2名については、「彼らは事件の状況を目撃していないと述べている。」として供述調書を作成することもなく、また、配達先の客やタクシードライバーについても、その供述を得ないまま、実質的には、被害者2名について念のための被告人の写真面割を実施しただけで、専ら同2名の供述に基づいて、被告人は訴追された。

ところが、弁護側の弁護活動の結果、上記の在店していた客2名は、全ての状況を目撃していたわけではなかったものの、少なくとも、最初に被告人の方が被害者側から突き飛ばされて転倒したことは間違いない旨被告人の主張に沿う供述をしていることが判明し、その旨の弁護側の供述調書が作成され、また、被告人が訪れた配達先の客についても、被告人が配達に来た旨被告人の主張に沿う供述調書が作成され、公判において、これらの者が弁護側証人として出廷する運びとなった。

その結果、結局、同事件については、公判直前になって、検察側が公判遂行をあきらめ、陪審公判が開かれることのないまま、被告人は無罪となった。

事例 2 (イギリスにおける被疑者取調べの実情①)**【事案の概要】**

ロンドン中心部の繁華街において、万引きを警戒中の警察官が、不審な挙動を示していた被疑者を呼び止め、被疑者が所持していた大型かばんの内容物を確認したところ、値札が付いたままの大量のバッグ、靴、洋服等が発見された。

警察官が被疑者に説明を求めたところ、被疑者は、全て自分で買ったものである旨述べるだけで、それ以上の説明を拒み、その場から立ち去ろうとした。そこで、警察官が被疑者を制止しようとしたところ、被疑者が逆上し、持っていた傘を警察官に投げつけたことから、警察官は、盗品等保管 (Handling Stolen Property) 及び暴行 (Assault) の罪により、被疑者を逮捕した。

【被疑者取調べの状況等】

午後 2 時 30 分ころ 警察が被疑者を逮捕

午後 8 時 30 分ころ 被疑者が身柄拘束されている警察署に当番弁護士が到着
(以下は、弁護士に同行して、接見状況や取調べ状況を傍聴した内容)

(1) 捜査担当警察官から弁護人に対する事案の概要の説明

(2) 弁護人と被疑者の間の接見 (約 1 時間)

○ 被疑者は、盗品等保管の点について、「バッグと靴は妹の家に置いてあったものであり、今日、妹の家に立ち寄って回収したものである。洋服については、返品しようと思って自宅から持ってきたものである。」、暴行の点について、「警察官が自分の手をつかみ、爪を立ててきたので、反射的に傘を放り出したものであり、自分の腕にそのときの傷もある。」などと申し立てた。

(3) 被疑者の取調べ (約 40 分間)

○ 警察官 2 名と被疑者、弁護人とが向かい合って座り、録音機にカセットテープが挿入されて、録音が始まった。

○ 警察官は、まずは被疑者に対して事件に関する説明を求め、被疑者は、おおむね上記(2)のとおり弁解を行った。

○ 被疑者が一通りの説明を終えた後、警察官が質問を行ったが、被疑者を逮捕した警察官など参考人の供述書が完成したばかりであり、警察官においても事案の詳細を十分把握するには至っていない様子であり、警察官が事実関係について正確に理解できずに混乱する場面がみられたほか、被疑者が追及される場面もなかった。

○ 最後に、弁護人が被疑者に対し、腕に傷を負ったことを録音された状況で述べるよう助言し、被疑者がその旨発言して、取調べは終了した。

(4) 取調べ終了の数時間後、被疑者は、暴行の罪で起訴されて保釈され、盗品等保管の罪については起訴されなかった。

事例3 (イギリスにおける被疑者取調べの実情②)**【事案の概要等】**

被疑者が自己名義の預金口座に麻薬犯罪の収益を保管した上、これを麻薬組織関係者名義の口座に送金したマネーロンダリングの事案。

被疑者の関与を示す客観的証拠として、警察は、①被疑者名義の口座に多額かつ多数回の入出金があることを示す取引履歴及び被疑者の筆跡によると思われる被疑者名義の入出金伝票、②被疑者名義の預金口座からの出金と時期及び金額を同じくする麻薬組織関係者名義口座への振込入金履歴及びその振込に際して作成された第三者名義（筆跡は被疑者のものに酷似）の振込入金伝票を把握していた。

【被疑者取調べの状況等】

被疑者の取調べは、弁護士同席の下、午後零時50分ころから開始され、途中で休憩を挟みつつ、午後4時ころまでの約3時間にわたり行われた。

警察官は、上記①の証拠を被疑者・弁護人に開示して、取調べを開始した。

取調べの冒頭、弁護士は、弁護士において接見時に聴取した被疑者の供述をまとめた書面を読み上げることを希望し、「私が自分名義の預金口座に現金を入出金したのは事実であるが、当該現金は合法的に得られた財産であると信じていた。」などと記載された被疑者の供述書を読み上げた。その後、警察官が質問を行ったが、被疑者は、あらゆる質問に対し、「黙秘します。」との返答を繰り返し、黙秘した。

警察官は、被疑者が黙秘した後も、事前に事実関係について聴取することを予定した事項について、丹念に質問を重ねた。これに対し、被疑者は、基本的には、同様に、「黙秘します。」との返答を繰り返した。しかし、警察官は、被疑者が黙秘している事実から適当な推論を働かせることができる旨の規定について繰り返し言及し、「あなたにとっても、自分の主張をするチャンスなのだからよく考えて言うべきことは言うべきだ。」などと説得するなどした（警察官によれば、イギリスにおいては、被疑者が黙秘した事実から適当な推論を行うことができる。後日の公判において、「その点について供述をしなかったのは取調べにおいて質問されなかったからである。」旨の弁解がなされる可能性があることから、これを排斥し、特定の事実についてこのような推論を働かせるためには、黙秘する可能性があっても準備した質問を全て行う必要があるとのことであった。）。

警察官は、被疑者から一通りの弁解を聴取した後、上記②の証拠を開示した（このように、被疑者の弁解を聴取しつつ、適宜かつ順次、警察が把握している事実関係や証拠を開示し、それを突きつけて取調べを進める方法が採られているようであり、これを「Staged Interview」と呼ぶ。）。

弁護人は、休憩を挟んだ後、上記②の証拠を踏まえ、被疑者の新たな供述書を提出した。同供述書は、「私は、夫から指示されて、夫から渡された金を私名義の口座に入金し、また、夫から指示されて口座から現金を引き出した。私が◇◇氏（上記麻薬組織関係者の氏名）名義口座に振込入金をしているとすれば、それも夫の指示でしたことである。これらの金がコカインの密売で得た金であるとは知らなかった。」などというものであった。

もっとも、ここで、それまで警察官が、コカインという言葉を出してはなかったにもかかわらず、被疑者・弁護人側が自らコカインという言葉を出して供述書に記載するというミスをしたことから、警察官は、その点を追及した。被疑者は、その後も「黙秘します。」と答えたが、明らかに動揺した様子を見せ、次第に涙声になるとともに、最後には嗚咽を漏らして質問に返答できない状態となったが、被疑事実を認めることはなかった。

なお、弁護人は、被疑者が黙秘の姿勢を示しつつ、警察官の質問に思わず答えそうになると、その度ごとに、「〇〇さん、私のアドバイスに従うことを勧めます。」などと言って、取調べに介入しており、それによって被疑者の黙秘の姿勢が最後まで維持されたと評価できる。

事例4（イギリスにおける答弁取引の実情）**【事案の概要】**

従前から元妻に付きまとい、警察から警告を受けていた被告人が、警告を無視し、前妻の自宅を訪れ、前妻と口論の末、その前腕を台所に置いてあったナイフで切り付け傷害を負わせたという事案。

起訴罪名は「Wounding（傷害）」であったが、被害者である前妻の負った傷害は、ナイフによるものであるとはいえ、軽く引っかいた程度の軽微なものであった。そして、イギリスにおいて「Wounding」の罪の成立が認められるためには、判例法上、少なくとも皮膚組織の連続性が絶たれる程度の傷害が生じることが必要であるとされており、被告人からナイフで切り付けられたとの前妻の供述が真実であったとしてもなお、「Wounding」の罪が成立するかは微妙であり、むしろ、一段低い傷害類型である「Assault Occasioning Actual Bodily Harm（傷害）」の成立を認めるべきとも思われる事案であった。

被告人は、一貫して無実を主張し、被害者の自宅を訪れたことすら否定して、本件は被害者の自作自演である旨主張していた。

【答弁取引の実情】（主に弁護人の視点から）

弁護人は、第1回公判期日当日、裁判所の監房において被告人と接見した。その際、被告人は相変わらず無実を主張したものの、同時に弁護人に対し、無罪判決を得る見込みについても尋ねた。

本件については、被害者が法廷で被害状況について捜査段階と同様の証言をすれば、少なくともAssault Occasioning Actual Bodily Harmによって有罪判決が下される見込みの高い事案であったところ、同日、被害者は、意気揚々とした様子で裁判所に出頭しており、被害者が警察官に対してなしたのと同様の証言を法廷ですることがかなりの確度で見込まれた。

弁護人は、被告人に対して、被害者が裁判所に来ており、被害状況について証言をすであろうことや、その場合、被告人が有罪判決を受ける可能性が決して低くはないことなどを説明した。

すると、被告人はしばらく押し黙り、続いて「もし罪を認めたらどのくらいの刑になるのか。」と質問をした。これに対し、弁護人は、有罪答弁により一定の刑の減軽が得られることを説明した上で、本件ではWoundingの罪が成立するとは考えにくく、有罪答弁をすとしてもAssault Occasioning Actual Bodily Harmでの有罪答弁になると思われること及びその場合に予想される量刑について説明した。

そして、弁護人が、「もしあなたが望むなら、検察官に対して、Assault Occasioning Actual Bodily Harmの限度で有罪答弁することを持ちかけ、それを検察官が受け入れるかどうか確認することもできる。」「ただし、あなたが犯罪を犯

していないのならば有罪答弁をしてはいけない。」などと述べた。すると、被告人は、「検察官と交渉してくれ。」と即答した。

手続上の問題が発生したことから、結局第1回公判期日は延期されることとなったが、弁護人は、直ちに検察官（検察側のバ리스タ）へと電話をかけ、被告人がAssault Occasioning Actual Bodily Harmの限度で有罪答弁をする意思があることを伝え、その場合に検察官が被告人の有罪答弁を受け入れるか否かについて確認を求めた。

検察官は、検察庁へ確認する必要があるとして一旦電話を切ったが、後刻、被告人の有罪答弁を受け入れる旨連絡し、改めて開かれた第1回公判期日において、被告人は、Assault Occasioning Actual Bodily Harmの限度で有罪答弁を行い、検察側もそれを受け入れて、陪審公判が開かれることなく量刑手続へと移行した。

後に弁護人から聴取したところ、本事例のように、検察官の訴因構成に無理のある事案は決して少なくなく、そのような場合、被告人側から軽い罪についての有罪答弁を持ちかけることは比較的多いとのことであり、検察官も訴因の問題に気付いている場合が多いことから、取引が成立することはしばしばあるようである。

このほか、複数の訴因で起訴されているものの、証拠関係に若干難のある事案においても、被告人側から一部の訴因について有罪答弁することと引き替えにその他の訴因の撤回を持ちかけることもあり、このような場合も、検察側も同様に立証上の難点を理解していることから、取引が成立する場合が多いようである。

事例5 (監視行為の活用事例)

【事案の概要及び捜査状況】

組織犯罪グループの構成員である被疑者3名(A1, A2及びA3)及び氏名不詳者が、薬物密売を行っている他の者の金と薬物を狙った加重侵入強盗(aggravated burglary)及び奪った薬物(A級薬物, B級薬物)の譲渡(supply controlled drugs of class A / class B)を共謀したという事案。

同事案において、警察は、少なくとも、2010年6月下旬ころから、私服警察官らがA3の使用する自動車の動静を見張り、同車を利用する被疑者らの行動状況等について目視及び撮影による監視行為を行うとともに、これと並行して、A3の使用する自動車に傍受機器を設置し、同年6月22日から同年8月11日までの間、ほぼ連日にわたって、同傍受機器を使用して同車内での会話を傍受・録音することとし、その結果、被疑者らの間で行われた侵入強盗、銃器や薬物等に関する会話を傍受・録音することに成功した。

そして、上記監視行為が行われていた間の同年6月27日、同年7月1日、同年8月8日、同月26日に、被疑者らが関与したと認められる(すなわち、被疑者らの会話等と符合するような)侵入強盗事件が実際に敢行されていたと認められるところ、同月26日の犯行の際、犯人らがA2の自動車を使用したところを目撃されたことから、翌27日、同車に乗っていたA1及びA2が前日の同月26日の侵入強盗の疑いで逮捕された。

逮捕後、A1に対しては、同年8月27日及び同年10月14日から同月15日にかけて、A2に対しては、同年8月27日から同月28日にかけて及び同年10月12日、A3に対しては、同月13日から同月14日にかけて、それぞれ取調べが行われ、取り分け、10月に行われた1名の取調べにおいては、専ら監視行為の結果を逐一突き付けていく(実際に録音された会話を確認させた上で質問する)手法での追及が行われた。

これに対して、A2は全面的に否認し、また、A3はほとんどの質問に対して黙秘したが、A1は、最終的に、弁解したり黙秘した部分も多く残ったものの、加重侵入強盗の共謀及び薬物譲渡の共謀の事実自体について認めるに至った。

事例 6（潜入捜査の活用事例①）

【事案及び証拠収集方法の概要】

薬物密輸事案において、捜査対象者がパブを経営していたことから、数名の潜入捜査官が客を装い、同パブを訪れて捜査対象者に近づき、同人と親しくなるなどして、最終的に約200キログラムのコカインが密輸される旨の情報を得て、これを検挙した。

事例 7（潜入捜査の活用事例②）

【事案及び証拠収集方法の概要】

捜査協力者から、元交際相手を殺害したがっている者（捜査対象者）がいるとの情報が得られたため、潜入捜査官が捜査対象者に近づいたところ、同人が元交際相手を殺害してほしい旨依頼してきたことから、同人を殺人教唆により検挙した。

事例 8（潜入捜査の活用事例③）

【事案及び証拠収集方法の概要】

検察庁の検察官（捜査対象者）に汚職の疑いがあったことから、架空の刑事事件を設定し、捜査対象者が賄賂を受け取って同事件の訴追を不当に取り下げるかどうか調べるという潜入捜査を実施したところ、同人が実際に賄賂を受け取ったことから、これを検挙した。

第3章 フランス

第1 フランスにおける刑事司法制度の概要等

1 捜査手続の概要等

フランスにおいては、主としてフランス刑事訴訟法典（以下「刑訴法」という。）に捜査・公判手続等が規定されている。フランスにおいて、犯罪は、その軽重により、重罪、軽罪、違警罪に分類され、それぞれ刑事手続上異なる取扱いがなされている。重罪は、法定刑が無期拘禁刑又は長期15年以上30年以下及び短期10年以上の有期拘禁刑に当たる犯罪（故殺、謀殺、逮捕監禁、強窃盗重傷害、組織的強窃盗等）であり、予審が必要的に行われ、事件の審理は参審制を採る重罪院（控訴院に置かれている。）で行われる。軽罪は、法定刑が長期10年以下の拘禁刑、罰金刑等に当たる犯罪（窃盗、詐欺、収賄、8日を超える労働不能を引き起こす暴行等）であり、予審は任意的に行われ、事件の審理は軽罪裁判所（大審裁判所に置かれている。）で行われる。違警罪は、法定刑が罰金刑等の犯罪（軽傷害、軽微な暴行等）であり、予審は任意的に行われ、事件の審理は違警罪裁判所又は近隣裁判所（小審裁判所に置かれている。）で行われる。

捜査・証拠収集手続として、捜査及び予審があり、このうち捜査は、司法警察官又はその監督下の司法巡查（フランスにおける一般司法警察職員は警察官と憲兵隊員であるが、便宜上、両者を合わせて、以下「警察官」と総称する。）が検察官の指示・監督の下で実施する証拠収集手続である。この捜査には、現行犯捜査と予備捜査とがあるところ、現行犯捜査は、現行犯（重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪について、現に犯し又は犯した直後の犯罪等をいう。）について行われる捜査であり、同捜査においては、無令状で搜索・差押え等の各種強制処分を行うことが認められている。他方で、予備捜査は、現行犯捜査以外の捜査であり、予備捜査においては、原則として搜索・差押え等の強制処分は認められていない。

また、現行犯捜査・予備捜査のいずれにおいても、無令状による身柄拘束手段である警察留置（ガルダ・ビュー）が認められており、重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪の嫌疑を有する者について、無令状で最長24時間身柄を拘束することができる。また、警察留置については、24時間以内の延長が認められており、さらに、一定の組織犯罪、テロ行為等については通算合計96時間までの延長が認められている。

警察官は、警察留置が終了した時点において、起訴を理由付けることのできる証拠が収集された者については、検察官に送致し、又は検察官の指示を得て釈放する。なお、検察官に送致された者については、身柄拘束が継続される。検察官は、被疑事実を認めるに足る証拠があり、訴追が可能かつ必要であると

判断した場合において、当該被疑事実が重罪に当たるときは、必要的に予審開始請求を行い、軽罪・違警罪に当たるときは、予審手続が必要であると判断すれば予審開始請求を行い、不要であると判断すれば軽罪裁判所、違警裁判所等に起訴する。他方、検察官において、被疑事実を認めるに足る証拠がないと判断した場合や訴追が法律上不可能又は不要であると判断した場合には不起訴処分をして事件を処理する。

予審は、予審判事による証拠収集手続であり、検察官の予審開始請求によって開始される。予審判事は、「法律に従って、真実の発見のために有用と思料する一切の予審処分を行う。」（刑訴法81条1項前段）とされ、予審が開始された事実に関し、自ら、臨検・捜索・押収、通信傍受、証人尋問、予審対象者（犯罪の嫌疑を受けて予審の対象とされている者）の尋問を行うほか、司法警察員、他の予審判事等に対し、臨検・捜索・押収、通信傍受、証人尋問等を囑託して実施させることができる。

また、その間、予審対象者の身柄拘束手段として未決勾留が認められており、自由勾留判事（我が国の令状担当の裁判官に類似するもの）の許可により、重罪については原則1年以内の身柄拘束が可能であり、最長で通算合計4年までの延長が可能とされている。また、軽罪（ただし、3年以上の拘禁刑に当たるものに限る。）については原則4か月以内の未決勾留が可能であり、最長で通算合計3年までの延長が可能である。なお、例外的場合には、重罪の場合は更に8か月、軽罪の場合は更に4か月の延長が可能であるとされている。

予審判事は、判決裁判所による審理が可能な程度にまで証拠の収集が完了した場合には、重罪を構成すると認める事件は重罪院に移送（我が国における公判請求に相当する。）し、軽罪又は違警罪を構成すると認める事件はそれぞれ対応する判決裁判所に事件を移送し、事実が犯罪を構成しない場合や十分な嫌疑が存しない場合には、免訴の決定をして予審手続を終了することとされている。なお、2008年に重罪院に移送された予審対象者（成人）の予審段階における未決勾留期間は平均15.0か月であり、最終的に免訴決定により訴追されなかった予審対象者については10.9か月である。

なお、検察官は、捜査段階において、所属する裁判所の管轄区域内の警察官の活動を指揮して個々の犯罪捜査活動を実施させるほか、警察留置を監視し、司法警察員の呼出しに応じない者の出頭強制について許可を行うなどの権限を有しているが、自ら被疑者を取り調べるなどして捜査・証拠収集を行うことはない。また、検察官は、公益の擁護者として位置付けられており、手続の適正性を監督する責務を負うほか、訴追官として、予審開始請求を行い、予審段階においては、予審対象者等の尋問に立ち会い、真実発見のために有用と認める一切の処分を予審判事に請求し、予審判事の行う全ての決定に対して抗告を行う等の権限を有している。

2 公判段階の手続の概要等

重罪院は、職業裁判官3人及び参審員9人で構成される合議体により審理が行われ、軽罪裁判所は原則として職業裁判官の合議体、違警罪裁判所・近隣裁判所は単独裁判官により審理が行われる。これら裁判所の審理においては、職権主義が採られており、裁判長は一件記録を精読した上で審理に臨み、審理においても、自ら書証を朗読し、検察官・弁護人に先立って被告人及び証人に対して尋問を行う。

司法統計によれば、第一審における無罪率（全判決人員中の無罪人員の割合）は、2004年以降、概ね4パーセントで推移している（2008年は4.3パーセント）。また、重罪院における無罪率は、2004年以降、概ね6～7パーセントで推移している（2008年は6.4パーセント）。

3 被疑者取調べ・予審対象者尋問への弁護人立会いについて

予審判事による予審対象者の尋問については、1897年の法改正により弁護人立会いが認められ、予審判事は、罪種や身柄拘束の有無を問わず、弁護人の立会いの下、又は弁護人を正規に呼び出した上でなければ予審対象者に対する尋問を行うことはできないこととされている。刑訴法上、予審対象者による権利放棄は可能であるが、実務上は、予審対象者に対する尋問においては、ほぼ例外なく弁護人が立ち会っていた。弁護人は、通常、事前に一件記録の開示を受けた上で、法服を着用して予審対象者の隣に座り、予審判事による尋問と予審対象者による回答を聞き、必要に応じて尋問や回答の趣旨を確認するほか、予審判事の許可を得て自ら予審対象者に質問するなどしていた。なお、一部の先鋭的な弁護活動を行う弁護人を除き、予審判事の尋問に対してそれ以上の介入をすることはほとんどないとのことである。

捜査段階における被疑者取調べについては、従来、弁護人立会いは認められていなかったが、2011年4月に警察留置に関連する刑訴法の改正が行われて警察留置中の被疑者取調べへの弁護人の立会制度が設けられ、警察留置中の被疑者が要求した場合には、原則として、弁護人の立会いなしに取調べを行うことはできないこととされた。ただし、①人定事項に関する取調べについては弁護人の立会いなしに取調べを行うことができ、②弁護人等への通知後2時間を経過すれば、人定事項以外についても、弁護人の立会いなしに取調べを行うことができ、③捜査のために直ちに取調べを行う必要があるときは、司法警察員の請求を受けた検察官の許可により、取調べを直ちに開始することができ、④捜査上の特別な事情によるやむを得ない理由がある場合等においては、検察官の許可により最長12時間経過するまで、自由勾留判事の許可により最長24時間経過するまで、弁護人の立会いを禁止することができるとされている。この刑訴法改正については、同年6月に施行された。

第2 取調べの録音・録画制度

1 制度導入の経緯及び目的

1990年代後半、無罪推定の原則を強化すること等を目的とする司法改革が進められ、1998年に成立した無罪推定の原則及び被害者の権利の強化に関する法律により、少年犯罪に関する刑訴法の特則である1945年2月2日オールドナンス第45-174号が改正され、被疑少年の保護を目的として、①警察留置中の被疑少年の取調べの録音・録画制度が義務付けられた（少年とは18歳未満の者をいう。）。

その後、フランス北部のウトロー市において発覚した多数の未成年者に対する強姦等事件（ウトロー事件）において、重罪院での審理を受けた17人のうち、事実を認めていた4人を除く13人全員が無罪となったことをきっかけとして、同事件における予審判事の失態が指摘されるなどし、予審制度を含む刑事司法制度全体の改革が進められた。そして、2007年、刑訴法が改正され、供述調書の内容に異議が申し立てられた場合に実際の供述と供述調書の相違点の有無について検証することを可能とし、これにより供述調書の正確性を担保すること等を目的として、②重罪の嫌疑により警察留置に付された被疑者の取調べ及び③重罪の嫌疑により予審の対象とされた者に対する尋問について、原則として録音・録画を行うことが義務付けられた。

2 制度の概要等

(1) 概要

①警察留置中の被疑少年の取調べについては、前記オールドナンス4条6項において、録音・録画義務及びその範囲等が定められており、②重罪の嫌疑により警察留置に付された被疑者（以下「重罪被疑者」という。）の取調べ、③重罪の嫌疑により予審の対象とされた者（以下「重罪予審対象者」という。）の尋問については、刑訴法64-1条及び116-1条において、それぞれ録音・録画義務及びその範囲等が定められている。

(2) 録音・録画の範囲

①警察留置中の被疑少年の取調べについては、録音・録画の対象となる犯罪に限定はなく（ただし、警察留置に付すことのできる犯罪は重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪に限られている。）、取調べの場所にも規定上の限定はない。

②重罪被疑者の取調べ及び③重罪予審対象者の尋問については、録音・録画の対象となる犯罪は重罪に限定され、さらに、捜査・証拠収集の必要性を考慮して、(i)一定の組織犯罪（組織集団による故殺、拷問・野蛮行為、麻薬取引、略取・監禁、人身取引、売春あっせん、窃盗・強盗、強要、通貨偽造等）、(ii)国家の基本的利益に対する侵害（反逆・諜報等）、(iii)テロ行為が除外されている（刑訴法64-1条及び116-1条）。

ここで、組織犯罪については、フランス刑法上、「組織集団」による犯罪を指すところ、「組織集団」とは、「一又は数個の客観的事実に特徴付けられる、一又は数個の犯罪の準備のために形成された全ての集団又はなされた

全ての共謀」をいうと定義されており（刑法132-71条）、共犯事件及び共犯者の存在が窺われる事件を広く含み得る概念であって、我が国の組織犯罪処罰法における「団体」概念とは大きく異なる。したがって、録音・録画が取調べの支障となると見込まれるような場合には、解釈上、録音・録画の対象から除外されている組織犯罪に該当するといえる限り、録音・録画を行わないことが可能である。

また、録音・録画の対象となる取調べ・尋問の場所は、②重罪被疑者については、司法警察（警察及び憲兵隊）の施設（建物）内における取調べに限定されている（刑訴法64-1条）。警察留置に付されている被疑者については、職務質問を経て物理的な拘束に至ることが通例であり、この場合、警察留置の開始は職務質問時とされているが、職務質問時や警察車両での警察署への移動時におけるやりとりのほか、警察署内における正式な取調べ以外のやりとりは録音・録画の対象とされていない。また、③重罪予審対象者については、身柄拘束の有無に関わらず、予審判事の執務室内における尋問に限定されており（刑訴法116-1条）、予審判事が執務室から出向いて行う尋問は録音・録画の対象とされていない。

なお、録音・録画義務の対象となる取調べ・尋問については、録音・録画の範囲は全過程である（前記オールドナンス4条6項、刑訴法64-1条及び116-1条は、録音・録画の範囲を限定していない。）。

(3) 取調べの録音・録画義務の例外

録音・録画の対象とされるいずれの取調べ・尋問についても、「技術的な問題によって録音・録画が不可能であるとき」には、録音・録画義務は免除される（前記オールドナンス4条6項、刑訴法64-1条及び116-1条）。この該当性の判断は、実務上の解釈に委ねられており、例えば、何らかの原因によって、録音・録画のためのソフトが起動しない場合などがこれに該当すると解されている。

また、②重罪被疑者の取調べ、③重罪予審対象者の尋問については、同一の手續又は複数の手續において同時に取り調べられるべき、又は尋問されるべき警察留置に付された被疑者又は予審対象者が多数いるために、全ての取調べ・尋問について録音・録画を行うことの妨げとなるときは、一部の被疑者・予審対象者の取調べ・尋問について録音・録画を行わないことが認められている（刑訴法64-1条及び116-1条）。この点については、例えば、多数の被疑者の取調べを行わなければならないときに、録音・録画機器の備え付けられていない部屋で取調べを行わざるを得ない場合や、多数の被疑者・予審対象者について同時に対質を行う際に、全ての者が画面に収まらない場合などがこれに該当すると解されている。

(4) 義務違反の法的効果

録音・録画義務に違反した場合の効果については、前記①～③のいずれに

についても、特に規定は設けられておらず、当該違反が刑訴法の一般規定(171条「本法その他刑事訴訟法規が規定する重要な手続について関係当事者の利益を侵害する違反があった場合は手続を無効とする。」等)に該当するか否かの判断によることとなる。

①警察留置中の被疑少年の取調べに関して、録音・録画義務違反は被疑少年の利益を害するとして供述調書の無効をもたらす旨判示した破毀院の裁判例が存するが、②重罪被疑者及び③重罪予審対象者に対する尋問の録音・録画義務違反の効果に関する破毀院の裁判例は不見当である。

(3) 録音・録画記録媒体の取扱い

録音・録画記録媒体は、いずれの取調べ・尋問のものに関しても、その際に録取された供述調書の内容について、弁護人が理由を付した異議を申し立てた場合にのみ再生されることとされており、弁護人はこの異議申立てを行わない限り、録音・録画の内容を確認することができないとされている。この点については、供述調書の内容に異議がない場合にも再生を認めてしまうと、尋問方法等に関する無用な紛争が生じるおそれがあるため、手続の安定を図る観点から、こうした事態を避けようとしたものである。

また、録音・録画記録媒体の再生は、あくまで実際の供述と供述調書の記載との相違について検証するために行われるものであり、記録媒体が再生された場合であっても、録音・録画記録媒体の内容を実質証拠として用いることは想定されていない。

第3 録音・録画制度の運用状況等

1 捜査における取調べ及び予審における尋問の実情

(1) 捜査における取調べの実情

捜査における取調べは、通常、警察官の執務室又は取調べ専用の取調室において行われる。

警察留置中の被疑者取調べの時間・時刻については、これを制限する規定はない。取調べへの立会いや記録検討、警察官・検察官・裁判官へのヒアリング結果によれば、警察留置中の被疑者の取調べは、警察留置中を通じて、数回、合計数時間であった。具体的事例における取調べの回数・時間の例は、別紙1のとおりである。

取調べ及び供述調書の作成の方法は、取調べの担当警察官が1名の場合、警察官が執務机を挟んだ向かい側又は横に被疑者を着席させ、パソコンで供述調書に質問を打ち込みながら被疑者に質問し、被疑者から回答を得る都度、その内容をパソコンで打ち込み、一問一答式の供述調書を作成していた。もっとも、担当警察官が数名いる場合もあり、この場合、パソコンへの打ち込みを別の警察官が行ったり、主任の警察官が主に質問しつつ、他の複数の警察官が補充的に質問をする場合もあった。

取調べにおける質問は、通常、身上・経歴関係のほか、事件に関するものに限られ、雑談がなされることはほとんどなかった。

また、被疑者が不合理な弁解をした場合には、これに反する客観的な証拠（携帯電話の通話履歴、犯行現場で撮影された防犯カメラ画像等）を示したり、被疑者の弁解内容と異なる参考人の供述調書の一部を朗読するなどした上で、これらについて更に説明を求めるなどして追及することはあるが、これを超えて、真実を供述するよう説得する場面はなかった。

供述調書においては、質問及び回答がそのまま記載される場合もあるが、質問及び回答とも、表現等について適宜修正したり、言葉を補うなどすることは頻繁に行われていた。

供述調書の内容を記載する方法について、刑訴法61条4項では、供述者が調書を読了し、これに意見を記入させることができ、その後署名をすることとされており、実際にも、被疑者が供述調書の各丁に署名をしていた。また、實際上、被疑者が供述調書の内容を読了せずに直ちに署名する場合も相当数見られた。

(2) 予審における尋問の実情

予審における尋問の場所について、刑訴法上の制約はないが、多くの場合、予審判事の執務室で行われる。

尋問時間については、事案等によるものの、多くの場合、1回1時間半程度であり、短い場合（補充的に数問の質問をするにとどまる場合等）は数分程度のこともあれば、長い場合（複数の者に対して同時に対質を行う場合等）で3～5時間程度であるとのことであった。また、1つの事件で1人の予審対象者に対して尋問を行う回数は、多くの場合、2～4回程度であった。

尋問及び供述調書作成の方法は、予審判事が質問をし、予審対象者から回答を得る都度、立会書記官が問答体で各内容をパソコンで打ち込んで供述調書を作成していくというものであった。

尋問事項は、通常、事件関係及び事件に関係する限度での身上・経歴関係に限られていた。また、尋問事項及びその順序については、事前に予審判事による十分な検討がなされており、尋問事項をあらかじめ供述調書のデータに入力し、予審判事がそれを読み上げる方法で質問を行う場合も散見された。

予審対象者が不合理な弁解をした場合には、捜査における取調べと同様、予審判事が、客観的な証拠の内容を提示するなどして追及することはあるが、これを超えて、真実を供述するよう説得することはなかった。

供述調書については、刑訴法上、予審対象者が内容を読んだ上で署名することとされており、予審対象者が内容を注意深く読んだ上で署名している場合もあったが、予審対象者がほとんど内容を読まず、あるいはごく簡単に目を通す程度で署名している場合も相当程度見られた。

2 録音・録画の実施状況

(1) 録音・録画の実施

被疑者の取調べの録音・録画については、警察署等における警察官の執務室又は専用の取調室で行われ、予審対象者の尋問の録音・録画については、予審判事の執務室で行われていた。

いずれも、おおむね被疑者・予審対象者が入室して着席する前後から録音・録画が開始されていた。

録音・録画が義務付けられる取調べ・尋問については、刑法上、被疑者・予審対象者に対して録音・録画の実施を告知することや同意を得ることは要求されておらず、実際にも、警察官や予審判事が、被疑者・予審対象者に告知したり、同意の有無を尋ねることは稀であるとのことであった。また、警察官・予審判事によれば、被疑者・予審対象者が取調べ・尋問の録音・録画を拒否する旨を申し立てることは稀であるとのことであった（ただし、録音・録画が義務付けられる取調べ・尋問については、被疑者・予審対象者が録音・録画を拒否することは認められておらず、録音・録画を拒否する旨申し立てたととしても、録音・録画義務が免除されることはない。）。

録音・録画を終了する時点については、警察官・予審判事（ないし書記官）により様々であり、録音・録画が義務付けられる取調べ・尋問においては、必要となる質問をし、それに対する回答を得る場面の全てについて録音・録画がなされていたものの、質問・回答が終了した時点で録音・録画を終了する場合もあれば、その後の供述調書の印刷、内容確認、署名の段階が終了し、退席した後に録音・録画を終了する場合もあった。

なお、警察官・予審判事らによれば、録音・録画が義務付けられていない取調べ・尋問について、録音・録画を実施することは極めて稀であるとのことであった。

(2) 録音・録画の方式及び記録媒体の取扱い

取調べ・尋問の録音・録画は、捜査・予審のいずれにおいても、録音・録画用の専用ソフトのほか、ウェブカメラとマイクを用いて行われていた。ウェブカメラとマイクは、被疑者・予審対象者の方を向けて、執務机上に置かれるところ、カメラに被疑者・予審対象者の顔及び上半身が映されるように設定がなされていた。なお、警察署の取調室、予審判事の執務室の状況及びそれぞれにおけるウェブカメラ・マイクの設置状況は、別紙2のとおりである。

映像及び音声については、取調べ・尋問直後、CD-ROM又はDVDにデータを保存して、録音・録画記録媒体の原本が作成されていた。この原本は厳封されて記録に添付され、裁判所で他の証拠品と共に証拠品用倉庫に保管されていた。

また、これら記録媒体については、CD-ROM又はDVDの写しが作成されていた。写しは、複数の取調べ・尋問の録音・録画をまとめて作成する

ことが認められており、実際にも、複数の取調べの録音・録画をまとめて写しが作成されている例が多くあった。作成された写しは、封筒に入れられ（厳封はされない）、記録に添付されていた。

3 録音・録画記録媒体の公判での利用状況

録音・録画記録媒体の公判での利用状況についての統計は見当たらなかったが、パリ控訴院内の重罪院において調査したところ、同重罪院においては、弁護人から録音・録画記録媒体の再生が求められることがなく、録音・録画記録媒体が再生された実績は見当たらないとのことであった。その原因については、予審対象者の尋問においては弁護人が立ち会っているため、供述調書の内容が問題となること自体がまずなく、また、被疑者取調べについても、警察に供述を強制されたなどとする主張をしたとしても、録音・録画記録媒体が再生されたときに、その主張が容易に否定されてしまうことも予想され、この場合に参審員に対して悪印象を与えかねないため、記録媒体の再生を請求することを差し控える傾向があるのではないかと、との指摘がなされていた。

4 録音・録画に対する評価等

録音・録画については、実務家の間でも積極・消極様々な意見があり、統一的な評価を示すことは困難であるが、警察官・検察官・裁判官らによれば、肯定的な評価として、①取調べ・尋問の適切さや供述調書の正確さについて、被疑者・被告人側から異議が申し立てられた場合に的確に反論することが可能であるし、録音・録画の実施により、そのような異議が申し立てられること自体が少なくなった（ただし、申立てが少なくなった理由について、録音・録画によって不適切な取調べが少なくなったとする意見よりむしろ、被告人側が、録音・録画記録媒体を再生して主張どおりの取調べ等の状況でなかった場合に参審員等に悪印象を与えてしまうことを恐れて、申立てを控えているのではないかとする意見が多くあった。）、②録音・録画の実施により供述獲得が困難になることが懸念される場合であっても、組織犯罪等について録音・録画義務を免除する例外的規定を用いることにより録音・録画を行わないことができ、このような例外的規定の活用により真実発見に支障が生じることを回避し得る、③（予審判事の意見として、）録音・録画が行われているか否かで質問方法には変わりがなく、予審対象者の供述態度にも特に変化は感じない（この点は、被疑者・予審対象者に真実の供述をするよう説得等を行うことがないという取調べ・尋問の在り方に加え、弁護人立会いが従来から認められていることによるところが大きいと考えられる。）などとする意見が述べられていた。

他方で、警察官・検察官・裁判官らからは、録音・録画に対する否定的評価として、①費用や手間が掛かる、②特に予審判事による尋問方法の適切さや供述調書の正確性は、尋問に立ち会う書記官や弁護人のチェックにより担保されており、録音・録画を行う必要性に乏しい、③警察における取調べについても、弁護人立会制度が設けられたことから、録音・録画を行う必要性が乏しくなっ

たのではないが、④職務質問時など、録音・録画されていない場面における警察官の不適切な言動について抑止することはできず、録音・録画が機能する場面は限定的なものにとどまる、⑤取調べ・尋問の適切さや供述調書の正確さは、調書の内容自体や他の証拠との整合性などで判断することが可能であり、従来からそのように判断されてきたのであって、録音・録画記録媒体の再生により検証する必要を感じない、などと指摘がされていた。

第4 取調べ・尋問以外の特徴的な捜査手法等

フランスでは、取調べ・尋問以外にも、我が国において導入されていない、あるいは導入されているとしても適用範囲が狭い捜査手法等が広く活用されている。以下にその例を挙げることにする。

1 通信傍受

捜査においては、刑訴法706-73条に掲げる一定の組織犯罪（組織集団による故殺、拷問・野蛮行為、麻薬取引、略取・監禁、人身取引、売春あっせん、窃盗・強盗、強要、通貨偽造等）について、捜査の必要性があるとき、検察官の請求に基づく自由勾留判事の許可により、通信傍受が認められる。実施期間は1か月以内（従前は15日間であったが、2011年3月の法改正により伸長）であり1回のみ更新することができるが、通じて最長2か月以内に限られる。

予審においては、重罪又は法定刑が2年以上の拘禁刑である軽罪について、予審手続上の必要性があるとき、予審判事の決定により、通信傍受が認められている。実施期間は4か月以内であるが、更新ことができ、更新の回数に制限はない。

2004年から2007年までの通信傍受の実施件数は、年間約2万件で推移している。

具体的事例として、コカイン密売に関する匿名の情報に基づいて、約5か月間にわたり、密売人と思料された3名の携帯電話について通信傍受を実施し、11名が組織的にコカイン密売に関与していることが判明したことから、これら11名を一斉に検挙した事例や、集団密入国に関する匿名の情報に基づいて、約2か月間にわたって通信傍受を行い、その結果、首謀者の下で5名が連絡を取り合いながら、周辺国から自動車で密入国者を運んでいることが判明したため、これら首謀者及び5名の者を順次検挙した事例等があった。

通信傍受は、薬物取引、売春あっせん、集団密入国、テロ行為等の組織的かつ継続的な犯罪の捜査・証拠収集において極めて頻繁に活用されているが、他方で、実施事例のほとんどは、組織的かつ継続的な犯罪であり、また、警察官・検察官・裁判官によれば、犯罪組織が通信傍受を警戒して、犯行に使用する携帯電話機等を頻繁に変更し、あるいは暗号を用いて会話する場合も多く、通信傍受による犯罪及び組織の実態解明にも限界はあるとのことであった。

2 会話傍受

私的な会話の傍受等については、2004年の刑訴法改正により規定が整備され、前記刑訴法706-73条に掲げる一定の組織犯罪について、捜査官が、特定の場所・車両に立ち入るなどして装置を設置し、私的な会話の傍受を行うことができることとされた（刑訴法706-96条以下）。

この会話傍受は、予審判事が、事前の検察官の同意を得た上で命じて、囑託を受けた警察官に実施させるものであり、実施期間は4か月以内であるが、更新することができ、更新の回数に制限はない。

具体的事例として、薬物密売グループの首謀者と思料される者が使用し、周辺国への出国・入国を繰り返していた車両に会話傍受のための装置を取り付けて、約4か月間にわたり会話傍受を実施した結果、同車両内において、数名の男が入れ替わり立ち替わり乗り込んで薬物取引に関する会話を行っていることが判明した事例等があった。

会話傍受は、捜査機関等に対する警戒なしに行われる犯罪組織の会話内容を把握し、組織及び犯罪の実態を解明するものとして活用されているが、他方で、検察官・裁判官によれば、組織に気付かれずに会話傍受のための装置を設置することは容易でない上、通信傍受の場合と異なり、装置を設置した場所の様子を終始注意しつつ聞かなければならず、相当の労力が必要であるなどの課題があるとのことであった。

3 潜入捜査

潜入捜査は、前記刑訴法706-73条に掲げる一定の組織犯罪について、警察官が、犯罪を犯す疑いのある対象者の近辺において、仮の身分を用いるなどしながら共犯者等を装って活動しつつ対象者を監視するという捜査手法であり、2004年の刑訴法改正により規定が整備されたものである。同捜査においては、犯罪を誘発しない限りにおいて、刑事責任を負うことなく犯罪取得物・供用物等の取得、所持、運搬、譲渡等を行うことが認められている（刑訴法706-81条以下）。

潜入捜査は、必要があるとき、①捜査段階においては、検察官の許可により、②予審段階においては、検察官の同意を得た上での予審判事の決定により、実施される。実施期間は4か月以内であるが、更新可能であり、その回数に制限はない。

具体的事例として、薬物密輸入事件について2年以上にわたり潜入捜査が実施されたものがあり、同事例においては、農作物等輸入会社を設立して潜入捜査員数人を雇い入れ、国外の密売組織と接触して輸入手続に関与し、併せて同組織側の通信を傍受するなどして、同組織及び密輸入の実態を把握し、同組織の構成員十数人を同時に検挙していた。

潜入捜査は、犯罪組織をその近辺で監視することにより組織及び犯罪の実態を的確に把握できるものとして、その有用性は高く評価されていたが、他方で、

検察官・裁判官によれば、潜入捜査員の育成には時間と費用が掛かる上、潜入捜査は大規模かつ継続的なものになる場合が多いため、人的資源や予算確保の困難性から、潜入捜査を実施できる件数には限界があり、また、犯罪組織の近辺で活動する潜入捜査員の身に危険を伴うなど、実施には多くの課題があるとのことであった。

4 DNA型データベース

フランスにおいては、1990年代から、予審判事が鑑定に関する一般条項に基づいてDNA型鑑定を実施してきたとされる。国家レベルでのDNA型データベースの構築について欧州評議会から勧告されたこと等を受け、1998年に刑訴法が改正され、DNA型データベースが法制度化された（刑訴法706-54条以下）。

同制度においては、一定の犯罪（強姦、強姦以外の性的攻撃、故殺、拷問・野蛮行為、暴行、脅迫、薬物取引、逮捕監禁等、人身取引、窃盗、恐喝等）について、有罪判決の宣告を受けた者、訴追されて精神障害のために刑事責任を問われなかった者及び犯罪を犯したことを推認させる重大な徴表又は一致する徴表が存在する被疑者からDNA資料を採取するなどしてデータベース化し、犯罪場所等から採取された資料と照合することが可能である。なお、採取については、これを拒否した者について1年の拘禁刑及び1万5000ユーロの罰金刑（対象犯罪が重罪の場合は2年の拘禁刑及び3万ユーロの罰金刑）に処せられることとされている。

DNA型データベースには、2010年末現在、172万4173件のDNA資料が収集され、事件解決に至った合致数は合計11万1002件に達している。

具体的事例として、窃盗団による連続窃盗事件（駐車場料金支払機荒らし等）において、事件現場で採取された遺伝子情報と被疑者の遺伝子情報が合致することが判明した事例などがあった。

警察官によれば、同データベースは、犯行場所から採取された資料が誰に由来するか特定する上で極めて有用であるが、他方で、採取された資料が犯行の痕跡であるか容易に判断できない場合もあり、採取された資料のDNA型と被疑者のDNA型の一致をもって、直ちに被疑者が犯人であると断定し難い場合もあることについては留意しているとのことであった。

5 ビデオ監視システム

フランス国内においては、パリ市内を中心に公共交通機関等におけるビデオ監視システムが発達している。同システムは、保安に係る方向性及び計画性に関する1995年1月21日法律に基づくものであり、2010年末現在、パリ市内には、警察が設置した約400台の監視カメラのほか、パリ市交通公団及びフランス国有鉄道が設置した合計約1万2000台の監視カメラがあるとのことである。監視カメラによる画像については、令状等なしに犯罪捜査に活

用することが認められている。

具体的事例としては、映画館チケット販売所における押し込み強盗事件において、犯人の逃走方向の地下鉄駅構内等における監視カメラ画像を解析したところ、犯人に酷似した男が地下鉄に乗り込んだ状況及び別の駅で降車した状況が確認でき、降車駅所在地を管轄する警察がその男を把握していたことから、その検挙に成功した事例等があった。

警察官・検察官・裁判官によれば、特にパリ市内では、地下鉄の駅構内・車両内での強窃盗や傷害事件等が頻発しているほか、犯罪者が地下鉄等の公共交通機関を利用して移動・逃走する場合も多く、ビデオ監視システムは犯人の検挙や犯罪の実態解明、犯罪組織構成員らの行動の捕捉にとって有効であるとのことであった。もっとも、記録できる犯罪等が公共交通機関等におけるものにとどまるなど、監視カメラにより捕捉できる範囲には限りがある上、画面が十分に鮮明でない場合もあり、犯人の特定等にとって同システムが十分機能しない場合があることには留意が必要であると考えられた。

以 上

具体的事例における取調べの回数・時間の例

【強姦事件】 取調べ5回, 合計2時間25分(警察留置2日)

- 被疑者が, その日に知り合った若者数名と意気投合してその自宅に行き, 明け方若者のうち1名を強姦したとされる事件。被疑者否認。
- 警察留置 8月23日 10:45開始
- 取調べ 8月23日 16:00~16:55(身上関係)
17:25~18:05(事実関係)
- 8月24日 10:35~10:55(事実関係(補足))
16:40~17:00(被害者との対質)
- 8月25日 8:20~ 8:30(事実関係(補足))

【強盗事件】 取調べ5回, 合計6時間5分(警察留置2日)

- 被疑者が, たばこ屋に押し入り強盗をしたとされる事件。被疑者当初否認。
- 警察留置 7月25日 20:15開始
- 取調べ 7月26日 1:05~ 1:30(身上関係, 事実関係(否認))
16:25~18:00(事実関係(否認→自白))
18:10~18:30(携帯電話通話履歴の確認)
- 7月27日 10:25~13:15(事実関係)
16:15~17:10(事実関係(補足))

【強盗事件】 取調べ2回, 合計1時間50分(警察留置2日)

- 被疑者が, 映画館のチケット売り場にピストルのような物を示して強盗したとされる事件。被疑者自白。
- 警察留置 12月7日 15:00開始
- 取調べ 12月7日 16:30~17:40(身上関係, 事実関係)
12月8日 16:50~17:30(事実関係)

【強制わいせつ事件】 取調べ3回, 合計2時間5分(警察留置2日)

- スパ店で勤務する被疑者が, 女性客の陰部を故意に触ったとされる事件。被疑者否認。
- 警察留置 12月7日 17:30開始
- 取調べ 12月7日 18:20~18:40(身上関係)
20:35~21:35(事実関係)
12月9日 11:00~11:45(事実関係)

【傷害事件】 取調べ2回, 合計4時間55分(警察留置2日)

- 被疑者が, 婚姻関係の破綻した妻に対して暴行を加えて傷害を負わせたとされる事案。被疑者否認。
- 警察留置 12月22日 14:30開始
- 取調べ 12月22日 20:15~23:30(身上関係, 事実関係)
12月23日 16:20~18:00(被害者との対質)

【脅迫事件】 取調べ3回, 合計3時間20分(警察留置2日)

- 被疑者が, 被害者に「殺す。」と言って脅迫したとされる事件。被疑者否認。
- 警察留置 10月26日 14:20開始
- 取調べ 10月26日 16:55~17:20(身上関係)
10:05~12:15(事実関係)
10月27日 19:15~20:00(被害者との対質)

【薬物輸入事件】 取調べ平均2.5回, 合計平均2時間5分(警察留置2日)

- 被疑者4人が、トラックで大麻数トンを組織的に輸入したとされる事件。被疑者2名自白, 2名否認(被疑者③④)。
- 被疑者①
 - 警察留置 3月17日 18:30開始
 - 取調べ 3月18日 15:00~15:45(身上関係)
18:35~19:40(事実関係)
 - 3月19日 17:15~18:10(事実関係)
- 被疑者②
 - 警察留置 3月17日 18:30開始
 - 取調べ 3月18日 17:10~17:20(身上関係)
18:40~20:00(事実関係)
 - 3月19日 19:00~20:00(事実関係)
- 被疑者③
 - 警察留置 3月17日 18:30開始
 - 取調べ 3月18日 17:10~17:40(身上関係)
17:45~18:15(事実関係)
- 被疑者④
 - 警察留置 3月17日 18:30開始
 - 取調べ 3月18日 14:50~14:55(身上関係)
15:00~17:00(事実関係)

【テロ事件】 取調べ平均14回, 合計平均28時間15分(警察留置4日)

- 被疑者5人がテロ集団(欧州連合理事会等により指定)に参画するなどしたとされる事件。警察留置は3回延長。被疑者ら自白。
- 被疑者① :取調べ15回, 合計33時間20分
 - 警察留置 12月 7日 9:35開始
 - 取調べ 12月 7日 10:10~13:50, 15:15~15:25, 15:30~17:40, 23:25~3:45(翌8日)
 - 12月 8日 10:00~12:15, 15:00~16:35, 17:00~18:30
 - 12月 9日 0:25~5:50, 9:50~12:00, 14:30~15:00, 15:00~16:15, 17:00~18:15
 - 12月10日 0:40~4:15, 9:55~10:55, 22:30~2:00(翌11日)
- 被疑者② :取調べ15回, 31時間45分
 - 警察留置 12月 7日 6:05開始
 - 取調べ 12月 7日 10:15~12:00, 14:00~14:30, 14:50~15:00, 15:10~17:45, 22:30~1:30(翌8日)
 - 12月 8日 3:45~5:45, 9:40~12:00, 14:50~17:40, 22:55~1:10(翌9日)
 - 12月 9日 4:00~5:15, 9:50~12:00, 14:30~17:45, 23:15~3:30(翌10日)
 - 12月10日 9:30~11:00
 - 12月11日 0:05~2:00
- 被疑者③ :取調べ13回, 23時間5分
 - 警察留置 12月 7日 6:05開始
 - 取調べ 12月 7日 14:40~16:30, 17:10~17:20
 - 12月 8日 0:55~3:05, 5:00~5:50, 10:15~13:15, 16:15~18:10, 20:30~21:00
 - 12月 9日 1:35~3:35, 10:25~12:05, 14:30~18:45
 - 12月10日 1:45~3:30, 9:50~10:00
 - 12月11日 0:05~1:55
- 被疑者④ :取調べ15回, 31時間5分
 - 警察留置 12月 7日 6:05開始
 - 取調べ 12月 7日 11:45~10:55, 12:00~15:15, 16:30~19:30, 19:35~19:40, 22:45~1:40(翌8日)
 - 12月 8日 3:45~4:40, 10:00~10:10, 10:15~12:50, 15:00~18:55
 - 12月 9日 2:00~3:45, 11:30~14:20, 17:45~19:50
 - 12月10日 1:00~4:00, 10:40~11:50, 22:30~1:45(翌11日)

- 日)
- 被疑者⑤ :取調べ12回, 22時間0分
- | | | |
|------|--------|---|
| 警察留置 | 12月 7日 | 7:50開始 |
| 取調べ | 12月 7日 | 10:45~12:55, 15:30~16:45, 22:10~0:30(翌8日) |
| | 12月 8日 | 9:40~11:30, 14:35~15:30, 15:35~15:45, 21:10~23:40 |
| | 12月 9日 | 9:35~11:25, 15:00~17:10, 21:10~1:05(翌10日) |
| | 12月10日 | 9:25~10:40, 21:40~23:25 |

【写真 1】（警察署における取調室及びカメラ・マイク設置の各状況）



【写真 2】（予審判事の執務室及びマイク・カメラ設置の状況）



第4章 ドイツ

第1 ドイツにおける刑事司法制度の概要等

1 捜査手続の概要等

ドイツでは、刑事訴訟法上、捜査の主催者は、検察官であるとされているが、通常、警察官が取調べを含めた捜査を行い、これを前提として検察官が起訴・不起訴の決定を行うのが実情である。

同国においては逮捕前置主義が採られておらず、検察官は、捜査により被疑者に対する嫌疑が固まると、裁判官に勾留を請求する。裁判官は、明白な嫌疑と勾留の理由、すなわち、被疑者の逃走、逃走のおそれ又は罪証隠滅のおそれ等が認められれば、勾留命令を発し、これにより被疑者が勾留される（なお、同国においては、このように捜査段階において裁判官の権限とされる行為を担う裁判官を捜査裁判官と呼ぶ。）。また、何人も、現行犯の場合は、裁判官の命令なくして被疑者を仮拘束することができるほか、検察官又は警察官は、緊急を要する場合において、勾留命令の要件を具備するときは、裁判官の命令なしに被疑者を仮拘束できるとされている。

勾留命令による場合も、仮拘束による場合も、被疑者を拘束した場合は、翌日までに被疑者を裁判官に引致しなければならない。引致を受けた裁判官は、遅くとも、その翌日までに被疑者を尋問し、拘束が勾留命令による場合は、当該被疑者が勾留命令に掲げられた者であるかどうかなどを、拘束が仮拘束による場合は、拘束に正当な根拠があるかどうかを審査する。

刑事訴訟法上、起訴の前後を問わず、勾留の期間は、原則6か月間であるが、捜査の困難性などの理由があつて、勾留の継続を妥当とするときは、高等裁判所の勾留審査を経た上で、6か月間を超えて勾留することが可能である。起訴に至るまでの勾留期間は事件の性質により様々であるが、謀殺や組織犯罪といった重大事件では、おおむね3か月から6か月の間が多いようである。

勾留期間中の被疑者取調べは、後述するとおり、警察官により数回程度行われるにすぎないことが多く、検察官により行われることはほとんどないようである。

また、同国においては、起訴法定主義が採られており、検察官は、原則として、十分な根拠がある限り起訴する義務を負うが、軽罪（法定刑の下限が1年の自由刑を超えないもの）については、軽微であつて刑事訴追に公の利益が存しないときは、裁判所の同意を得て不起訴にできるなど、一定の範囲で起訴法定主義の例外が認められている。

2 公判段階の手続の概要等

ドイツでは、刑事訴訟法上、裁判所が真相究明のために必要な全ての事実と証拠について、証拠調べを行う職責を負うとされている。

同国では、検察官は、公訴提起の際に裁判所に対し、被疑者の供述調書を含め、一件記録を全て提出することとされている。裁判長は、一件記録に基づき、必要な証人等を全て職権で召還する。公判期日では、裁判長の主導の下で職権により証拠調べが行われ、被告人質問や証人尋問に際しては、裁判長がまず質問し、検察官及び弁護人には補充的に質問等する機会が与えられるに過ぎない。

また、同国の刑事手続の特徴として、直接主義・口頭主義の重視が挙げられる。このため、証人尋問や被告人質問に代えて、その者の捜査段階における供述調書等をそのまま朗読して証拠とすることは原則として許されない。

なお、同国では、検察官の請求により、捜査裁判官が被疑者又は参考人の取調べを行うことができ、その結果を記載した供述調書を朗読して証拠とするための要件が緩和されているが、実務においては、それほど活用されていないようである。

証拠調べの冒頭には、まず、被告人質問が行われ、被告人が公訴事実を認めた場合であっても、これのみに依拠して有罪判決を下すことはできないと解されていることから、原則として、引き続き、他の証拠調べが行われる。しかし、この原則は必ずしも徹底されておらず、特に軽微な事件においては、被告人質問で被告人が自白した場合、それ以上の証拠調べが行われずに有罪判決が下されることもあるのが現状のようである。

他方、被告人質問の結果、捜査段階で自白していた被告人が否認に転じた場合や重要部分において捜査段階と異なる供述を始めた場合、裁判長は、まず、被告人に対し、供述調書の該当箇所の要旨を告げた上、「供述調書にはこのように記載されているが、捜査段階でこのように供述したのか。」などと質問し、捜査段階の供述内容の確認を行うのが一般的なようである（なお、捜査機関による被告人の供述調書については、法律上、公判廷における朗読は許されないが、運用上、裁判長がその要旨を告げた上で確認することは許されるとされている。）。裁判長の質問に対し、被告人が「捜査段階ではそのように供述をしたが、嘘であり、法廷での供述が真実である。」旨述べたとき、裁判所は、捜査段階の供述の方が信用できると判断すれば、「捜査段階でそのような供述をしたという事実」を認定することができると考えられている。また、被告人が、捜査段階でそのような供述をしたこと自体を否定したり、捜査官に脅されて供述したなどと弁解したときは、取調官を証人として尋問し、捜査段階の供述内容と取調べ状況等を証言させることとなり、その結果、裁判所が取調官の証言に信用性が認められると判断すれば、「捜査段階においてそのような供述をしたとの事実」を認定することができると考えられている。そして、引き続いて行われる証拠調べの結果と併せて犯罪事実の認定が行われるということである。

証拠調べが終了すると、論告・弁論の手続に移るが、ドイツにおいては、検察官が無罪論告をすることもまれではない。ドイツの有罪率はおおむね80パ

ーセントから85パーセントと推計されている。

第2 ドイツにおける取調べの実情等

1 被疑者取調べについて

ドイツにおける被疑者取調べの実情については、次のような特徴を指摘することができる。

まず、勾留期間が我が国に比して長期間に及ぶものの、その間の被疑者取調べは、通常、警察において1回ないし数回程度行われるにすぎないのが実情のようである。

例えば、本調査において見聞した別紙事例1では、被疑者3名のうち1名が供述を拒否しているにもかかわらず、自白している2名について、2時間半から3時間程度の警察による取調べがそれぞれ1回実施されたにすぎなかった。

また、被疑者が否認又は黙秘をすれば、取調べが打ち切られ、以後、取調べが実施されることはない。特に、いわゆる組織犯罪の場合、被疑者の多くは、捜査段階での供述を拒むことから、警察において供述意思を確認するために行われる数分間の取調べが、捜査段階の被疑者取調べの全てとなるといったケースも珍しくないようである。

被疑者取調べの内容についても、客観証拠との矛盾や共犯者間の供述の矛盾を追及するなどといった手法は必ずしも用いられておらず、被疑者に対し、事実関係を淡々と質問するというものが多いようである。

供述調書については、取調官が被疑者の面前で作成しており、問答式で作成することが多いようであるが、独白式（「私は、〇〇しました。」などといった形で供述内容を記載するもの。）で作成することもある。いわゆる口授は、通常は行われていないようである。供述調書を作成する際には、被疑者に記載内容を確認させた上で署名させている。

ところで、ドイツにおいては、検察官及び捜査裁判官による取調べには弁護人の立会権が法律上認められているが、警察官による取調べに弁護人の立会権を認める法律上の規定はない。もっとも、ある州警察本部の重大犯罪対応部門幹部警察官によると、弁護人が取調べへの立会を希望した場合、弁護人の立会の下、取調べを実施するとのことであり、警察官による被疑者取調べへの弁護人の立会を運用によって認める例もあるようである。

なお、警察官に対する供述と検察官に対する供述との間で証拠としての取扱いに差異がないことなどから、検察官による被疑者取調べは、重大事件であっても、1回行われるかどうかにすぎず、通常はほとんど行われぬのが実情のようである。実際、本調査において聴取した複数の検察官はいずれも被疑者取調べは警察が行うものとの見解を述べており、「もう何年も取調べをしていない。」旨述べる重大犯罪担当の検察官もあった。

このように、ドイツでは、我が国に比し、被疑者取調べが重要な捜査手段と位置付けられているとは言い難い状況にあるが、その背景には、公判手続において、客観証拠や証人の証言がより重視されていることに加え、後述のとおり、取調べ以外の捜査手法が充実していることなどがあると考えられる。

2 参考人取調べについて

ドイツにおいては、被疑者の取調べより、参考人の取調べが重視され、一つの事件において、複数の参考人の取調べを実施することもまれではない。

また、ある州警察本部の性犯罪部門の幹部警察官によれば、性犯罪の被害者については、取調べが1回で終了することはほとんどなく、一通りの供述を得た後、被疑者若しくは他の関係者の供述又は客観的な証拠に関する分析結果を踏まえ、複数回、被害者の取調べを実施することも多いとのことであり、その意味では、我が国と同様の取調べ手法が用いられていると言える。

また、前述のとおり、検察官による被疑者取調べが実施されることはほとんどないが、重要な参考人については、検察官による取調べがしばしば行われているようである（後述するとおり、刑事訴訟法上、参考人は、検察官の召喚に応じて出頭し、供述する義務を負う。）。

参考人の供述を証拠とする場合も、原則として証人尋問が行われるが、証人の記憶を喚起する場合や証言が供述調書の内容と異なる場合に、裁判官が作成したものか捜査機関が作成したものを問わず、供述調書の該当箇所を朗読して証拠とすることができるなどとされているほか、性犯罪の被害児童の場合などは、取調官の証人尋問を行い、供述内容を立証するといった取扱いも実務上行われているようである。

第3 ドイツにおける取調べの録音・録画に関する動向等

1 被疑者取調べの録音・録画に関する規定の有無

ドイツにおいては、被疑者取調べの録音・録画に関する規定は存在しない。

もっとも、同国においても、被疑者の承諾があれば、被疑者取調べの録音・録画を実施することは可能と解されているが、本調査において、被疑者取調べの録音・録画の実施経験を有する捜査官と接することはできず、被疑者の承諾に基づいて録音・録画を実施する事例はほとんどないようである。

2 被疑者取調べの録音・録画に関する議論の動向等

連邦司法省の担当者によれば、2011年4月の時点で、連邦司法省又は議会において、被疑者取調べの録音・録画制度の導入に関する議論は行われておらず、近時、具体的な議論が行われたこともない。

また、2010年2月、弁護士連合会が被疑者取調べの録音・録画の義務化を求める提言を行ったが、連邦政府は、特段のコメントを行っておらず、前記担当者の見解によれば、上記提言が積極的な議論を呼ぶ可能性は低く、近い将来において、制度の導入に関する具体的な議論が行われる可能性にも否定的で

あるとのことである。

このように、ドイツにおいては、少なくとも近い将来、被疑者取調べの録音・録画制度が導入される可能性は相当低いようであるが、連邦司法省の前記担当者によれば、その主な理由として以下の点が挙げられるとのことであった。

すなわち、まず、刑事訴訟法上、威嚇又は欺罔等の不当な手段を用いた被疑者取調べは禁止されているところ、警察官や検察官がこれに違反する取調べを実施することはないといった、一般的な信頼があり、取調べの録音・録画制度の必要性が広く認識されることがなかったという点が挙げられる。このような信頼の背景には、第二次世界大戦中に脅迫的な取調べによって自白を得ていた苦い経験を踏まえ、同国では、警察官や検察官に対して十分な教育が行われていることなどから、不当な取調べは行われていないと一般的に考えられているといった事情があるようである。

次に、同国の公判手続においては、直接主義・口頭主義が徹底され、公判廷における被告人の供述がより重視されるといった事情が挙げられる。つまり、捜査段階の供述も判断資料として考慮されるものの、重視されるのが公判廷における供述であることから、捜査段階で自白した経緯に関する争いが先鋭化することが少ないと言える。また、仮に、捜査段階の供述と公判廷における供述が異なる場合、裁判官は、取調官を証人として尋問することが可能であり、その証言によって取調べ状況も明らかになると理解されていることから、その意味でも制度の必要性が認められていないという事情もある。

また、仮に、被疑者取調べを録音・録画したとしても、撮影前に自白を強要された旨の主張に効果的に対処することは困難であることから、結局、録音・録画の効果は限定的であるといった指摘もあるようである。

さらに、被疑者取調べの録音・録画制度を導入することとなると、録音・録画装置を全ての警察署又は検察庁に設置する必要が生じ、コスト面においても大きな負担となることに加え、各取調官が相応の技術を取得するための手間もかかるといった指摘も挙げられるということであった。

連邦司法省の前記担当者によれば、これらの理由により、これまでのところ、被疑者取調べの録音・録画制度の導入に関する議論が本格化することはなかったようである。

実際、本調査で聴取を実施した警察官、検察官は、いずれも、前記と同様の理由から、被疑者取調べの録音・録画制度の導入には否定的であった。

また、聴取を実施した2名の刑事裁判官は、いずれも、捜査段階と公判段階における被疑者の供述が異なっても、取調官の証人尋問等によって信用性の判断は十分可能であることに加え、他の客観的な証拠等によって正しい事実認定が可能であることから、被疑者取調べの録音・録画制度の導入の必要性は感じないとの見解を述べていた。

3 参考人取調べの録音・録画について

(1) 参考人取調べの録音・録画に関する規定について

刑事訴訟法上、参考人の取調べは、画像・音声を記録する媒体(以下「記録媒体」という。)に記録することができるとされ、①犯罪による被害を受けた18歳未満の者の利益の保護に必要であるとき、②証人を公判において尋問することができず、画像・音声の記録が真相究明のために不可欠となるおそれのあるときは、記録媒体に記録すべきとされている(刑事訴訟法58条a第1項)。

この規定は、2009年7月の刑事訴訟法改正により追加された規定であり、その趣旨は、18歳未満の性犯罪被害者を念頭に、警察、検察及び裁判所と、複数回にわたって被害者が供述を行うことの負担を回避し(前記①)、また外国籍を有する参考人が裁判時までには帰国することによる不都合を回避する(前記②)ことにあるとされている。

(2) 記録媒体の証拠能力について

公判廷における記録媒体の上映については、調書朗読に関する刑事訴訟法の規定が準用されるため、上映が認められる場合は限定される(刑事訴訟法255条a第1項)。

もっとも、この点については、次のような例外が存在する。すなわち、性犯罪、殺人等の一定の犯罪について、証人が18歳未満であり、かつ被告人及び弁護人が当該取調べに関与する機会を有していた場合は、公判廷における当該証人の尋問を、裁判官による当該証人の取調べを記録した記録媒体の上映によって代替することができるとされている(刑事訴訟法255条a第2項)。

なお、この場合、原則として証人を法廷に呼び出すこともしないが、証人に対する補充の尋問が許される場合があり、そのような場合には、証人を法廷に呼び出して尋問を行うこととなる。

(3) 参考人取調べの録音・録画の実施状況等

本調査において、複数の警察官、検察官に聴取したところによると、参考人取調べの録音・録画を実施する例はそれほど多くはないようである。

確かに、前述のとおり、刑事訴訟法上、犯罪による被害を受けた18歳未満の者の利益の保護に必要である場合には、当該被害者の取調べを録音・録画すべきこととされ、性犯罪の被害児童の取調べでは、比較的、録音・録画が実施されているようではあるが、これが実施されない事例も相当程度存在するようである。

その理由として、性犯罪の公判においては、被害児童の証人尋問を行うことなく、取調べを実施した警察官の証人尋問を行い、被害児童の供述状況を証言させることにより被害事実を立証する方法が運用上認められていることから、被害児童保護のために録音・録画を実施する必要性に乏しいといった指摘や、録音・録画を実施すると、相当量の反訳を実施する必要性が生じ、費

用や手間がかかることから、実施を一部の重大事案に限らざるを得ないといった指摘がみられた。

本調査において見聞した事例のうち被害者の取調べの録音・録画が実施された事例としては、別紙事例2がある。これは、前述のとおり、裁判官による性犯罪等の被害児童の取調べを記録した記録媒体については、一定の要件の下、当該被害児童の証人尋問に代えてこれを法廷で上映することが可能であることから、この効果を目的として、録音・録画が実施された事例である。

(4) 改正の動向について

2011年4月時点において、性犯罪被害者の権利強化に向けた法改正の準備が進められており、その一環として、参考人取調べの録音・録画に関する前記規定の改正が検討されている。

政府の改正法案を具体的にみると、まず、前記(1)の記録媒体に記録すべきとされる取調べを、裁判官が行うべきとした上で、その対象となる取調べについて、「犯罪による被害を受けた18歳未満の者の利益の保護に必要である場合」とあるのを、「犯罪による被害を受けた18歳未満の者又は18歳未満のときに、性犯罪、殺人等の一定の犯罪行為の被害に遭った者の利益を良く保護し得る場合」に改めることとしている。

次に、同改正法案では、前記(2)の例外的に上映による代替が認められる事由について、「これらの犯罪行為の被害者であって、行為の当時に18歳未満であった者についてもまた同じ。裁判所は、判断に際して、証人の利益について考慮しなければならない。」との規定を挿入することとしている。

これらの改正法案の趣旨は、犯罪被害に遭った当時は18歳未満であったものの、裁判時には18歳以上となった被害者を、18歳未満の者と同様に保護しようとするものである。

第4 取調べ以外の特徴的な捜査手法、仕組み等

1 通信傍受

(1) 概要

刑事訴訟法上

- 何者かが正犯若しくは共犯として、同法に掲げられた特定の犯罪を犯し、未遂犯が可罰的な場合はその実行に着手し、又は犯罪行為によって実行の準備をしたとの嫌疑が特定の事実によって裏付けられ
- その犯罪自体が重大なものであると認められ、かつ
- 事案の解明又は被疑者の居所の捜査が他の方法では著しく困難であるか見込みがない

場合に、通信傍受を実施することができる（刑事訴訟法100条a）。なお、同法上、私的な生活形成の核心部分に関する情報のみが得られることとなると想定される場合は通信傍受を実施してはならず、傍受によって上記核心部

分に関する情報が得られた場合はこれを利用せずに、遅滞なく消去しなければならないとされている。

対象犯罪については、内乱等の国家存立に関する犯罪、殺人、強盗、性的自己決定に関する罪、麻薬や武器の取引、通貨又は有価証券の偽造、児童ポルノの頒布等、集団窃盗、贈収賄、脱税等多種多様な犯罪が対象とされている。

通信傍受の処分は、原則として、検察官の請求により、裁判所が命ずるが、緊急の場合には検察官も命令を発することができる。この場合、3執務日以内に裁判所によって追認されない限り、検察官の命令は効力を失う。命令は最長3か月の期限を付さなければならないとされているが、要件が存続している限り、その都度3か月を超えない範囲で延長が許される。

また、通信事業者は法律上通信傍受への協力義務を負う。具体的には、通信事業を行い、又はこれに関与する者は、裁判所、検察官、警察官が通信傍受を行うことができるようにしなければならないとされており、また、必要な回答を遅滞なく与えなければならないとされている。

(2) 実施状況等

通信傍受が実施されると、通信事業者は、傍受対象となる通信手段に係る全ての通信内容のデータを捜査機関に送信し、これが捜査機関のサーバに記録される。捜査を担当する捜査官は、各自の執務用のパソコン又は専用のパソコンから上記サーバにアクセスし、専用ソフトによってデータを音声化するなどして通信内容を確認することができる仕組みとなっており、リアルタイムに通信内容の確認を行い得ることはもちろんであるが、リアルタイムに確認することが必須とされているわけではなく、一度サーバに記録された通信内容を後から確認することも可能とされている。

このような使い勝手の良い仕組みのほか、通信事業者の立会も不要とされていることに加え、前述のとおり、我が国に比し、対象犯罪も多く、要件も緩やかであることなどから、通信傍受は捜査に頻繁に活用されている。捜査において通信傍受が行われた事件数の推移等については下表のとおりであり、通信傍受の実施件数が顕著な増加傾向にあることや、特に薬物犯罪の捜査において通信傍受が活用されていることがみてとれる。

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
実施事件数	3,353	3,868	4,137	4,276	4,712	4,925	4,664	4,806	5,348
薬物関連	1,994	2,111	2,584	2,664	2,963	3,331	3,223	3,656	4,375
(割合)	59.5%	54.6%	62.5%	62.3%	62.9%	67.6%	69.1%	76.1%	81.8%

(参照： <http://www.bmj.de/DE/Service/StatistikenFachinformationenPublikationen/Statistiken/Telefonueberwachung/artikel.html>)

実際、本調査において聴取を実施した組織犯罪又は薬物犯罪を担当する警

察官又は検察官によると、通信傍受が極めて重要な捜査手法であると認識され、捜査の初期段階における嫌疑の裏付けや薬物の押収のタイミングの見極めなど様々な目的で通信傍受が利用されているようである。

さらに、ある州警察本部の重大犯罪対応部門担当者によると、殺人、強盗又は放火等の犯罪においても、通信傍受は非常に重要な捜査手段であり、通信傍受なしに十分な証拠を集めることができなかったと思われる事件は数多いということであった。

2 会話傍受

(1) 概要

会話傍受には、住居における会話傍受（刑事訴訟法100条c）と住居以外における会話傍受（刑事訴訟法100条f）が存在する。

住居以外における会話傍受の要件は、通信傍受と同様であるが、住居における会話傍受の要件は、通信傍受より厳格なものとなっている。

すなわち、まず、対象犯罪は、通信傍受の対象犯罪より限定され、5年以上の自由刑が法定刑に定められている罪に限られている。また、私的な生活形成の核心部分の傍受については、通信傍受の場合と比べて、その傍受の禁止をより徹底するための規定が設けられている。すなわち、傍受される部屋の性質及び傍受される者相互の関係に照らし、現実的な根拠に基づいて上記核心部分に属する会話が捕捉されないことが認められなければならないとされているほか、傍受の間に上記核心部分に属する会話が捕捉される根拠が生じたときには、遅滞なく傍受を中断しなければならないとされている。このため、住居における会話傍受については、遅滞なく中断できるよう、原則として捜査官がリアルタイムで傍受する必要がある。

(2) 実施状況等

連邦司法省の統計によると、住居における会話傍受の実施件数は、2007年が13件、2008年が7件、2009年が8件である。要件が厳しいことなどから、あまり活用されていないのが現状であり、「テロ以外の事案では原則として使うことができない。」というのが現場の警察官及び検察官の共通認識のようである。

居住者の不在時に住居内に立ち入り、傍受装置を仕掛けるといった手法が用いられているようである。

他方、住居以外における会話傍受については、州から連邦司法省に対する報告や連邦司法省による公表に関する規定が存しないため、統計が存在しないものの、住居における会話傍受に比べれば実施頻度は高く、乗用車内に集音マイクを設置して会話を傍受する手法が典型であるとのことであった。

3 王冠証人制度

王冠証人制度とは、短期1か月を超える自由刑又は無期自由刑が法定刑として定められている犯罪行為の犯人が、自由意思に基づく自らの知識の開示によ

り、一定の犯罪行為(通信傍受の対象犯罪と同様)の解明に本質的に寄与し、又は犯行計画を知る上記一定の犯罪行為について、未然にこれを防止し得る適切な時点において、自由意思によりその知識を官庁に開示した場合、裁判所は、その刑を減軽し、又は免除することができるとする制度である(刑法46条b)(なお、麻薬法にも、「小王冠証人制度」と呼ばれる類似の制度が存在する。)

最初の知識の開示が、自らの公判開始の決定後であった場合は、王冠証人制度による恩典を受けることはできないとされている。

また、王冠証人制度を悪用し、刑の減免を得る目的で虚偽の事実を申告することを防止するため、このような行為に対しては、重い罰則が定められている。

知識開示の対象となる犯罪行為と、王冠証人自身の犯罪行為との関連は不要であるとされている。これは、通常の捜査手法では犯罪組織の内部に入り込んで証拠を収集し、又は内部からの情報を得て犯罪を防止することが極めて困難であることから、王冠証人制度を活用し得る場面を拡大しようとするものである。もっとも、2011年4月末時点で、両者の関連を必要とする法改正が準備されている。連邦司法省の担当者によれば、その趣旨は、王冠証人自身の犯罪行為とは何ら関係のない犯罪行為に関する知識を開示した場合にも、刑の減免を受け得ることの説明がつかないという現行制度に対する批判に対応するためであるということであった。

自らも検察官として薬物犯罪捜査を実施した経験を有する連邦司法省の担当者によれば、王冠証人制度に関する統計は存しないものの、経験上、薬物犯罪においては、約2件に1件の割合で、王冠証人の供述が捜査の進展に重要な役割を果たしていたということであった。本調査中に王冠証人制度が適用された事例を見聞したものとして、別紙事例3がある。

4 合意制度

裁判所は、手続関係人(広く、検察官、弁護士及び被告人等を含む概念とされる。)と、手続の進行及び結果に関して合意することができ、合意が成立した場合、原則として、合意の内容に拘束されるという刑事訴訟法上の制度であり、対象犯罪に限定はない(刑事訴訟法257条c等)。

合意の対象とし得る「手続の進行及び結果」とは、量刑(ただし、量刑の上限と下限に限られ、確定的な刑を合意することはできない。)や訴訟関係人による証拠調べ請求の取下げ等といった訴訟上の行為に限られ、有罪の認定を合意の対象とすることはできない。

合意制度によって裁判所が真実究明義務を免れることはないとされているが、実務上、合意が成立した場合には、犯罪事実の立証のための最低限の証拠のみが取り調べられることとなるようである。

実際、ある検事局の薬物犯罪担当検事によると、薬物取引事犯の場合、多くの証人による証言の積み重ねが必要とされるため、立証に困難が生じる事例や公判が非常に長引く事例等が多いことから、合意制度が活用される機会は多く、

同検事の経験上、半数以上の事件において合意が試みられているということであった。

また、ある地方裁判所の経済犯罪専門部裁判官によると、経済犯罪の多くは事案が複雑で、証拠も膨大であるため、公判の長期化が顕著であることなどから、経済犯罪の分野においても比較的合意制度が活用されているが、被告人側による駆け引きの手段として使われ、かえって公判が長期化する場合も少なくないということであった。

5 隠密捜査官、秘密支援者による潜入捜査

(1) 概要

隠密捜査官とは、ある程度の長期間にわたって与えられた偽装の身分の下で捜査を行う警察の職にある公務員をいう（刑事訴訟法110条a第2項）。

隠密捜査官は、刑事訴訟法上、違法薬物若しくは銃器の流通、通貨若しくは有価証券の偽造、国家の安全又は職業的常習的犯罪若しくは組織犯罪の分野に関して、重大な犯罪が行われたことの十分な根拠となる事実があり、他の方法では解明の見込みがない場合、又は、重大犯罪について、特定の事実に基づいて再犯の危険があると認められ、その特別な重要性から隠密捜査官の投入が求められ、他の方法では解明の見込みがない場合に、書面による特定の期限が付された検察官の同意を得た上で投入することができる（刑事訴訟法110条a、b）。また、特定の個人を対象とする場合又は私人の住居に立ち入る場合は裁判官の同意が必要とされる（刑事訴訟法110条b）。

隠密捜査官の身元の秘密保持は、投入終了後も継続され、特に身元の開示が隠密捜査官等の生命、身体若しくは自由又は隠密捜査官の更なる利用可能性を脅かす恐れがある場合は、刑事手続においても、身元の秘密保持が許される。

これに対し、秘密支援者とは、私人でありながら、匿名で長期間にわたって犯罪捜査を支援する者のことをいい、刑事訴訟法上の規定はないものの、実務上用いられているようである。

(2) 運用状況等

ドイツにおいて、隠密捜査官等の投入は、捜査対象となる組織の中核に関する情報等通信傍受等では入手困難な情報を入手するため、不可欠な捜査手法と考えられているようである。

隠密捜査官は、ガイドと呼ばれる職員と二人一組でチームを組み、潜入捜査を実施する。ガイドは、隠密捜査官の投入に必要な準備を行うほか、隠密捜査官にとって唯一の窓口の役割を果たす。また、ガイドは、常に物理的接触が容易な距離を保って隠密捜査官と行動を共にし、緊急の場合には隠密捜査官を救出するなどの任務を負っている。

公判において、隠密捜査官の証言が必要とされる場合に、代わりにガイド

が証人出廷することも多く、その際は、自らの経験に加え、隠密捜査官から聞いた内容を証言する。隠密捜査官自身の証人出廷については、その証言に高い証拠価値が認められることから、これを積極的に考える声がある一方、隠密捜査官やその家族の安全の確保や再投入への支障の回避の観点から、消極に考える声もあるようである。いずれにしても、隠密捜査官を証人出廷させる場合は、法廷外の別室において証言させた上、映像や音声を加工するなどの措置を講じることが多いようである。

6 証人に対する出頭及び供述強制制度

刑事訴訟法上、証人は、裁判官の召喚に応じて定められた期日に裁判官の面前に出頭する義務を負い、法定の例外を除いて証言義務を負う（刑事訴訟法48条第1項）。また、同様に、証人は、検察官の召喚に応じて出頭し、事件について供述する義務を負う（刑事訴訟法161条a）。

証人が出頭義務や証言義務に違反したときは、不出頭によって生じた費用を負担させられるとともに、秩序金が課され、これが徴収できないときは秩序拘禁に処せられる。なお、検察官の召還に対する出頭拒絶や証言拒絶については、費用を負担させ、又は秩序金を課す権限は検察官に属するが、秩序拘禁に処す権限は裁判所に留保されている。

7 証人保護制度

ドイツにおいては、前述した、18歳未満の証人に関する取調べの記録媒体の上映規定やビデオリンク方式による証人尋問等種々の証人を保護するための規定が設けられているが、特に、特徴的なのは、「危険にさらされた証人の保護の調和に関する法律」に基づく証人保護制度である。

同制度は、証人やその家族の安全を確保することによって証人出廷と証言を確保し、刑事手続を安定させることを目的とする制度であり、具体的には、証人等に対し、新たな住居への転居（場合によっては国外に転居させることもある。）や新たな名前の付与等の保護が講じられる。

「危険にさらされた証人の保護の調和に関する法律」によれば

- 当該証人の証言なしに、ある刑事裁判における事実の究明若しくは被疑者の所在捜査が不可能であるか、又は極めて困難であること
- 当該証人の同意があること
- 証言を予定していることが原因で、当該証人の生命、身体、自由又は財産が危険にさらされていること、かつ
- 当該証人が、証人保護の対象とするのにふさわしいことが要件とされており、法律上、対象犯罪の制限はない。

また、その証言が必要とされる裁判が終了したとしても、当然に保護が終了するわけではなく、保護が不可欠である限り、保護は継続される。

2009年の統計によれば、ドイツ全土における保護対象者数は、証人自身が270名であり、証人の家族が283名である。

連邦刑事庁の担当者によれば、同制度の問題点として非常にコストが掛かることがあげられるとのことであった。

事例 1（ドイツにおける被疑者取調べの実情）**【事案の概要】**

未成年の被疑者 3 名が、公園で寝ていたリトアニア人の路上生活者に対し、顔を複数回足蹴にするなどの暴行を加え、死亡させた事案である。

警察の取調べにおいて、被疑者 3 名のうち 2 名が自白し、残り 1 名は供述を拒否した。

【被疑者取調べの状況等】

自白した 2 名については、警察官が、2 時間半から 3 時間程度の取調べをそれぞれ 1 回ずつ行い、各 1 通の供述調書を作成した。

供述調書は、いずれも A 4 版の用紙で約 10 枚前後であった。

他方、供述を拒否した 1 名については、警察官が、権利告知等を行った上、供述するつもりの有無を確認したところ、「供述するつもりはない。」と返答したことから、その旨の記録を作成して直ちに取調べを終了した。

担当警察官によると、これらの取調べの流れは一般的なものであるとのことであった。

事例 2（参考人取調べの録音・録画）**【事案の概要】**

被害児童 2 名に対する強制わいせつの事案である。被害児童は、本調査時点で、18 歳と 16 歳の姉妹であり、被疑者は、被害児童らの祖父である。

わいせつ行為は、被害児童らがそれぞれ物心つくころから 12 歳前後に達するまでの間、被疑者や被害児童らの自宅において、継続的に行われた。

被害児童らは、しばらくの間、被害を誰にも打ち明けなかったものの、7 歳になる末の妹が被疑者から同様の被害に遭うことを危惧し、被害申告したものである。

【参考人取調べの録音・録画の状況等】

検察官が、16 歳の妹について捜査裁判官による取調べと録音・録画を、18 歳の姉について捜査裁判官による取調べをそれぞれ請求したところ、捜査裁判官の判断により姉についても録音・録画を実施することとなった。

なお、取調べを実施する捜査裁判官は、被害児童らの希望により女性となった。

1 妹の取調べについて

取調室には、捜査裁判官と妹のみが入室し、隣り合う形でソファに着席した。

検察官や被疑者の弁護人らは待機室でのモニターを通じた閲覧のみが許可された。

捜査裁判官の合図により録音・録画が開始されると、捜査裁判官は、妹に対し、録音・録画を実施している旨告知し、カメラやマイクの位置等を紹介した後、供述拒否権等を教示した。

捜査裁判官は、妹に対し、自分の口で概要を説明するよう求めた。妹は説明中に泣き出すなど情緒不安定な様子も認められたものの、捜査裁判官は、可能な限り誘導的な質問は避け、自らの口で語らせ、警察官が作成した供述調書の確認も重要箇所に止めていた。

捜査裁判官は、約1時間聴取した後、検察官と弁護人から質問事項を聞き、これを妹に確認するなどして取調べを終了した。

取調べ時間は約1時間20分間であり、中断時も含め、その間、録音・録画装置が停止されることはなかった。

2 姉の取調べについて

全体的な取調べの流れは、妹のものと同様であった。

姉は、弁護人の取調室への入室と立会を承諾したことから、弁護人が取調室に入室し、取調べに立ち会った。

姉は、自ら積極的に被害状況を説明し、捜査裁判官は、姉の記憶が曖昧な部分等について、供述調書の内容を確認した。

捜査裁判官は、約1時間で質問を終え、その後、約30分間、弁護人が直接質問した。

事例3 (王冠証人制度が適用された事例)

【事実】

売春組織に「仕事がある。」などと騙されて、ドイツに渡り、売春を強いられていたルーマニア人女性が、約束どおりの報酬を受け取ることができなかったことから、数名の共犯者とともに強盗を実行し、検挙された事案である。

女性は、自らを対象とする強盗の捜査において、売春組織における人身売買について供述し、同供述に基づき人身売買の事実が立件されるに至った。

他の共犯者が5年から5年半の自由刑を受けたにもかかわらず、女性は、王冠証人制度の適用により刑が減輕されたことから、3年9か月の自由刑を受けるに止まった。

第5章 イタリア

第1 刑事司法制度の概要等

1 イタリアの刑事手続一般

(1) 手続の概要

イタリアでは、捜査は「予備捜査」と呼ばれ、検察官の指揮の下、検察官及び司法警察員が行うこととされている。予備捜査の期間は、原則として、予備捜査の開始日から6か月（一定の重大犯罪については1年）であり、検察官は、その期間内に公訴提起を行わなければならない。ただし、検察官は、正当な理由があれば、予備捜査担当裁判官（捜査の主体とはならないが、予備捜査における各種強制処分の判断を行うことなどにより、予備捜査活動を統制する裁判官）に6か月以内の期間の延長を請求することができ、捜査が特に複雑な場合又は延長期間中に捜査を遂げることが客観的に不可能な場合には、6か月以内の期間の再延長を請求することができる。予備捜査期間経過後に収集した証拠は、公判審理での使用が認められない。

予備捜査が終了すると、検察官は、一定の不起訴事由がない限り、裁判所に対して公訴提起を行う（起訴法定主義）。なお、不起訴事由がある場合には、検察官が予備捜査担当裁判官に対して不起訴処分請求を行い、同裁判官が不起訴処分を行う（不起訴事由なしと判断した場合には検察官に対し公訴提起を命令する。）。公訴提起がなされると、予備審理担当裁判官により、予備審理と呼ばれる中間手続が行われ、予備捜査の記録を基に公判審理を開始するに足る証拠が不十分だと判断されれば手続打切りの判決がなされ、証拠が十分だと判断されれば公判開始決定がなされて、裁判所による公判審理が始まる。

公判審理は、犯罪の軽重に応じて、参審裁判（裁判体は、裁判官2名及び一般国民6名で構成され、無期懲役又は刑が長期24年以上の懲役の犯罪等、一定の重大犯罪につき、事実認定及び量刑のいずれも判断する。）、合議裁判（参審裁判対象犯罪以外の一定の重大犯罪を扱う。）又は単独裁判によって行う。公判審理では、直接主義が採用されており、予備捜査段階で収集した証拠は、原則として、公判審理では使用できない。ただし、「再現不能な証拠」、すなわち、検証、搜索、押収及び通信・会話傍受の結果等は、証拠として使用することが可能である。また、供述についても、証人尋問・被告人尋問で立証するのが原則であるが、証人や被告人が予備捜査段階と異なる証言・供述をした場合には、予備捜査段階の供述を弾劾証拠として使用することが可能であるほか、被告人の予備捜査段階の供述については、欠席裁判の場合及び被告人が公判審理で尋問を受けることを拒否した場合には、実質証拠として使用することが認められるなど、一定の例外が認められている。

なお、イタリアでは、予備捜査段階における事実解明の程度が低い上、被告人及び弁護人が争点を絞らずに争うことにより、立証が広範囲に及ぶことも多いことや、公訴提起により時効が中断しないため、被告人及び弁護人が時効完成を目的として公判審理の引き延ばしを図る場合があることなどの理由から、公判審理の期間が長期に及んでおり、重大な問題となっている。

(2) 身柄拘束

逮捕には、現行犯逮捕（これには、一定の重大犯罪につき逮捕が義務付けられている必要的現行犯逮捕と、それ以外の任意的現行犯逮捕とがある。）と緊急逮捕（検束と呼ばれる。）とがあり、司法警察員は、いずれの逮捕においても、被疑者を釈放しない場合には、逮捕後24時間以内に、被疑者を検察官に引き渡さなければならない。検察官は、被疑者を即時釈放しない場合には、逮捕後48時間以内に、予備捜査担当裁判官に対し、追認（逮捕の適法性を審理する手続）の請求をしなければならない。この場合、検察官は、人的保全処分の請求を併せて行うこととなる。これを受けた裁判官は、48時間以内に、弁護人の立会いの下、追認の審理を行い、逮捕が要件を備え適法と認められる場合には追認を行い、人的保全処分の要件及び必要性が認められる場合には、併せてその適用を命じ、その措置を採らない場合には、被疑者の即時の釈放を命ずる。この人的保全処分の種類には、保全拘禁、自宅拘禁、居住制限、警察署への出頭義務、出国禁止があるが、このうち、保全拘禁は、刑務所（イタリアでは、我が国の拘置所に当たる独立の未決拘禁者収容施設はない。）における身柄の拘束をいい、無期又は長期4年を超える懲役刑を定める犯罪についてのみ認められている。保全拘禁がなされた場合、①長期6年以下の懲役刑を定める犯罪は3か月、②長期6年を超える懲役刑を定める犯罪は6か月、③無期又は長期20年を超える懲役刑を定める犯罪は1年という制限期間内に公判開始決定が行われる必要がある（なお、保全拘禁には逮捕前置は要求されていない。）。特に複雑な事案の解明のため保全拘禁を延長することが不可欠なほどの重大な必要性がある場合には、検察官の請求に基づき、予備捜査担当裁判官の判断により、それぞれの期間を1.5倍まで延長することができる。

2 取調べの主体、取調べにおける弁護人の立会い

身柄拘束（逮捕及び保全拘禁）中の被疑者取調べは、検察官のみが実施でき、司法警察員はその権限を有しない。ただし、司法警察員には、例外的に、身柄拘束中の被疑者について、「捜査有益情報の聴取」（犯行の場所又は犯行の時点において、被疑者が現行犯逮捕又は緊急逮捕されている場合に、弁護人の立会いなしに、予備捜査の迅速な遂行のために有益な情報及び指摘を得ること）及び「自発的申告の聴取」（被疑者が自ら自発的に供述をする場合に、弁護人の立会いなしに、これを聴取すること）が認められている。もっとも、前者の結果得られた供述は、予備捜査のために使用することができるのみであり、公判審理では、お

よそ証拠として使用することはできないし、後者の結果得られた供述も、公判審理では、弾劾証拠としてのみ使用することができる。

検察官による被疑者の取調べについては、身柄拘束中の被疑者であるか否かにかかわらず、弁護人に対し、取調べ開始の24時間前までに事前通知をする必要があり、弁護人の要求があれば、取調べに弁護人を立ち合わせなければならない。なお、検察官は、身柄拘束中でない被疑者に限り、その取調べを司法警察員に代行させることができるが、この場合も、弁護人の立会いは必要的である。

3 事件数等

2008年のイタリアにおける犯罪認知件数は270万9888件、逮捕人員数は19万7974人である。また、ローマ地方裁判所における2010年の統計では、参審裁判が13件、合議裁判が1473件、単独裁判が2万5910件であり、うち有罪件数はそれぞれ7件、768件、1万2414件、無罪件数はそれぞれ4件、308件、5364件、その他（時効完成、公訴棄却、移送等）の件数はそれぞれ2件、397件、8132件であった。

第2 取調べの録音・録画制度の導入経緯

イタリアでは、被疑者・被告人の権利保障の拡充のため、1988年の刑事訴訟法の全面改正によって、これまでの予審制度を廃止し、直接主義を徹底するなど、刑事訴訟手続を大きく構造転換した。具体的には、取調べに関しては、それまでの要約調書を中心とする方式を改め、全体を記録する方式を原則とし、速記等を用いて全てを調書化するか、要約調書に録音を併用することとされ、また、これらの方式では正確性・信憑性の確保に不十分であると認められる場合には、録画を実施することとされた。しかし、この制度の下においては、速記などの機材や技師が準備できないときには要約調書を作成すれば足りるとされるなど、多数の例外規定が存在し、このような例外規定に基づく運用が広く行われることとなったため、特に、テロ犯罪や組織犯罪等につき、供述した内容と要約調書の内容が異なるといった主張や、取調べにおいて暴行・脅迫が行われたといった主張が被告人側からなされる事案が相次いだ。

これを受けて、1995年、刑事訴訟法が改正され、取調べにおいて特に肉体的・精神的圧迫等により真実ではない供述をするおそれが高いと考えられ、したがって、取調べ過程の正確性・信憑性を確保しつつ権利保障を確保する必要性が高いと考えられた身柄拘束中の被疑者の取調べの録音又は録画（「録画」とは、動画及び音声を同時に記録することをいう。以下同じ。）が義務付けられた。なお、イタリアでは、もともと取調べに真相解明機能は期待されていないことから、この改正に際して、録音又は録画を義務付けることによって取調べを通じた真相解明機能が害されるのではないかと議論自体なされていないとのことである。

第3 取調べの録音・録画制度の内容

1 録音・録画義務付けの範囲等

前記のとおり、1995年の刑事訴訟法の改正により、「拘禁された者の尋問は、審理においてなされる場合を除き、常に録音又は録画の方法により尋問全体を記録しなければならず、そうでない場合は証拠として使用することができない。」旨の規定が設けられている（同法141条の2）。なお、上記「審理」には予備審理及び公判審理が含まれる。

録音・録画の対象犯罪について、罪名又は罪種等による限定はなく、全ての犯罪が録音・録画の対象となる。録音・録画を義務付けられるのは、身柄拘束中の被疑者の取調べ主体である検察官である。録音・録画のいずれの方法を採用するかは、事案に応じて検察官の裁量で決定される。実際の運用においては、通常は録音を行い、例えば、被疑者が検察官からジェスチャーによって脅迫されたなどと主張する可能性があるなど、取調べ状況を映像でも記録しておく必要性が特に高い場合についてのみ、録画を行うとのことであった。

身柄拘束中の被疑者の取調べの場所について、法律上特段の定めはないため、どこで取調べを行うかは、検察官の裁量で決定される。録音・録画は、取調べの全過程について行われる。すなわち、録音・録画は、被疑者が入室して取調べを開始する直前の時点から（検察官と被疑者のやりとりの前から）、取調べが終了する時点までの全てのやりとりについて行われる。

なお、身柄拘束されていない被疑者の取調べについては、弁護人の立会権は保障されているものの、録音・録画は義務付けられておらず、また、参考人の取調べにおいても、録音・録画は義務付けられていない。

また、前記の捜査有益情報の聴取、自発的申告の聴取、後記の「捜査を目的とした対話」については、録音・録画が必要な取調べには当たらない。

2 例外事由の有無・内容、義務違反の効果等

身柄拘束中の被疑者が取調べにおいて録音・録画を拒否した場合であっても、録音・録画をせずに取調べを実施することは認められていない。結果として、被疑者が録画も録音も拒否する場合には、取調べ自体実施できないこととなる（実際にも、そのような場合には取調べを実施していない。）。また、録音・録画の機材が使用できない場合、「鑑定又は顧問技師による措置による。」旨、刑事訴訟法第141条の2に規定されており、鑑定により又は顧問技師に依頼して録音・録画を行っている。

録音・録画をせずに身柄拘束中の被疑者の取調べを行った場合、その結果得られた供述は、実質証拠としても弾劾証拠としても、およそ公判審理において証拠として使用することができないこととされており、これに例外はない。

なお、身柄拘束の根拠となった事実以外の事実について取調べを行う場合であ

っても、身柄拘束されている以上、肉体的・精神的圧迫等を受けやすいことには変わりはないとの理由から、録音・録画を義務付けられる。

第4 取調べの録音・録画制度の運用状況等

1 録音・録画機材の形状、設置状況等（別紙写真参照）

録音・録画の具体的方法については、法令の規定はなく、運用に委ねられている。

取調べの場所は、通常、各検察官の執務室（個室）又は被疑者が保全拘禁されている刑務所内の取調室である。保全拘禁中の被疑者については、複数の被疑者を検察官の執務室に押送して対質を行うような特別な場合を除き、検察官が刑務所に赴いて刑務所内で取調べを行うのが一般的である。

ローマ地方検察庁では、専用のマイク及び記録用テープレコーダーにより録音を実施している。これら録音用機材は、運搬可能なプラスチックケースに収納され、20セット保有されており、検察官は、取調べの録音を行う際、担当係から、その都度、録音用機材を借り出し、取調室に設置する。録音の実施に当たっては、検察官が、取調べ補助者である書記官（我が国の検察事務官に当たる立場の者）に対し、被疑者入室後、やりとりの開始直前に記録を開始するよう指示し、書記官が機材を始動させて録音を開始する。録音後は、テープを指定の専門業者に反訳させ、当該テープと反訳を一件記録の中に保管する。録音に使用されるテープは、30年間劣化せずに再生可能であること、書換えが不能であることという要件を備えたものが使用されている。次に、録画については、専用のマイク、カメラ及び記録用DVDレコーダーを使用して実施している。ローマ地方検察庁では、録画用機材は保有しておらず、取調べの録画を行う際は、その都度、指定の専門業者から借り出している。録画の実施に当たっては、検察官が、機材を操作する当該指定専門業者の職員（書記官ではなく、当該指定専門業者の職員が機材の操作を行う。）に対し、被疑者入室後、やりとりの開始直前に記録を開始するよう指示し、当該職員が機材を始動させて録画を開始する。録画後は、DVDを当該指定専門業者に反訳させ、当該DVDと反訳を一件記録の中に保管する。録画に使用されるDVDは、30年間劣化せずに再生可能であること、表面に傷がつかない加工がされていること、書換えが不能であることという要件を備えたものが使用されている。

2 被疑者取調べの実情及び録音・録画の実施状況

予備捜査における被疑者の取調べの目的は、自白を得て真相を解明することにあるのではなく、被疑者の防御を図ること、すなわち、被疑者に弁解及び反論の機会を与えることにありと位置付けられている。

ローマ地方検察庁の検察官から聴取したところ、イタリアでは、被疑者が自白することはほとんどなく、身柄拘束中か否かにかかわらず、被疑者の取調べはほ

とんど行っていないし、また、どの程度被疑者の取調べを行うかも、身柄拘束中の被疑者が否かで変わりはないとのことであり、被疑者の取調べを実施することについて消極的な実情がうかがわれる。取調べを行うとした場合の回数や時間については、事案にもよるが、取調べを行うとしても、回数はせいぜい1回、時間は1時間から2時間程度とのことであった。

なお、身柄拘束されていない被疑者の取調べ及び参考人の取調べについては、任意に録音・録画を実施することは可能であるが、ローマ地方検察庁では、よほど重大な事件で取調べ手続及び証拠化に慎重にならなければならない事件以外は、録音・録画は実施していないとのことである。また、身柄拘束されていない被疑者が、知的障害者等のコミュニケーション能力に問題がある者である場合は、供述の信用性は、通常の被疑者よりも疑問視されるべきであるため、取調べをする必要性はさらに低くなることから、録音・録画を実施するかどうか以前に、取調べ自体行わないとのことである。さらに、コミュニケーション能力に問題がある取調べ対象者が参考人である場合、証拠保全（予備捜査の過程で、検察官又は被疑者の請求に基づき、予備捜査担当裁判官によって行われる。）を実施して証拠化するのが一般的であるとのことである。

3 記録媒体の取扱い状況

被疑者の取調べにおいて録音・録画を実施した場合、その記録の媒体（録音であればテープ、録画であればDVD）、反訳調書及び要約調書の三種類の記録が作成されるが、前記のとおり、これらの記録は、原則として、公判審理で使用できない。しかし、被告人が公判審理において予備捜査段階と異なる供述をした場合には、被告人の公判審理における供述を弾劾するために、検察官が反訳調書を証拠請求することが行われており、その場合は、該当部分のみの抄本ではなく反訳調書全体を証拠請求するのが一般的である（証拠調べの方法は、本来は朗読であるが、実務上、朗読したことを擬制して単に反訳調書を提出し、裁判官が後に閲読するという取扱いがなされている。）。一方、録音・録画の記録媒体まで証拠請求する必要が生ずることはほとんど考えられず、録音・録画の記録媒体の取調べは行われていないとのことである。

4 録音・録画の実施による実務への影響

取調べの録音・録画のメリットとしては、取調べにおいて暴行・脅迫を受けたという主張を阻むことができること、被告人が公判審理において予備捜査段階と異なる供述をした場合に適切に弾劾することが可能となることが挙げられる。イタリアでは、録音・録画が義務化される以前から、取調べによる真実解明機能は期待されていなかったためか、録音・録画のデメリットとしては、反訳に費用及び時間がかかるといったことくらいで、それ以外には考えられないというのが、インタビューした検察官の意見であった。

第5 取調べ及びそれ以外の捜査手法による証拠収集の実情

イタリアでは、前記のとおり、我が国に比して取調べに対する比重が極めて低く、取調べによる真相解明機能が期待されていない反面で、真相解明のために、取調べ以外の様々の強力な捜査手法が準備されている。以下では、その主要なものを紹介する。

1 供述以外の証拠を獲得するための捜査手法について

(1) 通信・会話傍受

通信・会話傍受は、刑事訴訟法に規定され、古くから認められている捜査手法であり、その対象犯罪は、無期懲役若しくは長期5年を超える懲役刑が定められている故意の犯罪、長期5年以上の懲役刑が定められている公務に対する犯罪、薬物犯罪、武器若しくは爆発物に関する犯罪又は密輸入罪等、極めて広範囲にわたる。これに加え、1991年、マフィア等組織犯罪対策のために、「組織犯罪」（法律上明確な定義はなく、許可請求を受けた予備捜査担当裁判官の判断に委ねられる。）に関し、要件を緩和し（罪の重大な兆候が認められ、捜査の続行のために絶対に必要な場合とあるのを、犯罪行為が行われていると認めるに足りる十分な状況証拠がある場合でも可能とした。）、傍受期間も伸ばす（15日間から40日間となり、延長できる期間も15日間から20日間となった。）などした特別の通信・会話傍受を認める規定が設けられた。

通信・会話傍受は、検察官が予備捜査担当裁判官の許可を得て、各地方検察庁において実施される（各地方検察庁には、通信・会話傍受のための専用の部屋が設置されている。）。実際に通信・会話傍受用端末を用いて傍受を行うのは、司法警察員である。なお、実施に際して、通信事業者等の立会いは義務付けられていない。傍受の許可を得た通信・会話内容は、地方検察庁に設置された大型コンピュータに全て記録され、CDに複製される。この通信・会話内容の記録は、前記第1の1(1)のとおり、「再現不能な証拠」として公判審理において立証に使用できる。

通信・会話傍受は、捜査手法の中で最も強力な手法の1つとして位置付けられており、2008年の通信・会話傍受の実施件数は、電話を対象としたものが12万4326件、会話を対象としたものが1万894件、電子メール等を対象としたものが1866件であった。

以上のほかに、マフィア型結社罪、身代金目的の誘拐罪、麻薬取引の謀議の罪、テロ犯罪等の一定の重大犯罪の予防のための情報収集を目的として行われる「予防的通信・会話傍受」がある。これは、傍受対象者所在地域を管轄する検察庁の長の許可により実施することができるが、予備捜査の一環としての傍受ではなく、予備捜査の端緒情報となるに過ぎないため、その結果は、終了から5日間以内に直ちに廃棄されるものであり、公判審理で使用できないのみならず、例えば、予備捜査としての傍受の許可請求に際しての疎明資料としても

使用できないなど、刑事手続においては、一切使用することができない。

(2) おとり捜査・潜入捜査

イタリアでは、司法警察員が薬物等の購入等を行い、これを契機として犯人を検挙するいわゆるおとり捜査や、司法警察員が身分を秘匿して犯罪組織に潜入し、その中で薬物等の購入等に加担するなどの活動を行いつつ犯人を検挙するいわゆる潜入捜査を広く実施している。対象となる犯罪には、薬物犯罪、マネーロンダリング、人身取引、児童ポルノ、武器・爆発物取引、密入国、テロ犯罪、産業廃棄物の不法投棄及び模造品取引等がある。

また、おとり捜査や潜入捜査は、司法警察員がおとり又は潜入捜査官として活動するのみならず、司法警察員以外の第三者（協力者）を使用して実施することも認められている。

司法警察員がおとり捜査・潜入捜査の過程で行った犯罪該当行為については、正当行為として犯罪が成立しない旨が法律上規定されているほか、おとり捜査・潜入捜査を行った者が公判審理において証言する必要がある場合には氏名等個人特定事項を秘匿できることなどが制度化されている。

おとり捜査や潜入捜査は、捜査手法として有効ではあるものの、他方で、多かれ少なかれ司法警察員の生命・身体を危険にさらすこととなるため、容易に実施できるような捜査手法ではなく（特にマフィアに対する潜入捜査は、構成員になること自体極めて困難である上、仮に潜入に成功しても発覚した場合には確実に生命に危険が及ぶことになるため、到底実施できないとのことである。）、それ以外に通信・会話傍受等の捜査手法が整備されており、まずはこれらの捜査手法による捜査を実施することを検討し、その後におとり捜査や潜入捜査を実施するかどうかを慎重に検討するとのことである。

(3) 電子追跡（データバンクへのアクセス）

内務省に設置されている中央データバンクシステムには、主として、前科情報、職務質問及び通報された事実に関する情報、指紋情報（2005年5月から、12歳以上の者のパスポート取得の際の指紋採取が義務付けられ、パスポート発行を行う内務省に指紋データベースが構築されている。）、ホテル宿泊情報（国内のホテルは、宿泊者を特定するデータの内務省への送付が義務付けられている。）等が直接集約・蓄積されている。また、内務省は、地方自治体や税務署等の公的機関、銀行業界、クレジットカード業界、企業団体等との合意に基づき、登録した居住地情報、戸籍に記載された身分関係に関する情報、自動車の所有者・使用者に関する情報、年金支払状況等に関する情報、税金の納付状況等に関する情報、銀行口座の開設状況の概要に関する情報（ただし、具体的な取引内容は含まれない。）、クレジットカードの保有状況に関する情報（前同）、会社概要に関する情報等を集約・蓄積している。司法警察員は、その執務室の各自のパソコンからこれら内務省のデータバンクにアクセスする

ことができる。検察官は、司法警察員を通じてこれらの情報を入手することができるほか、自らその執務室のパソコンから各地方自治体又は検察庁のデータベースにアクセスして、戸籍情報及び前科情報を入手することができる。

さらに、マフィア対策最高検察庁（最高検察庁内に設置された部署）にも、全国のマフィア対策管区検察庁所属の検察官が行った予備捜査の内容とこれによって得られた情報に関する独自のデータバンクや外部関係機関との合意により収集した各種情報（例えば、公共工事入札・落札情報、会社概要情報、電気料金支払情報等）のデータベースが構築されている。

2 供述証拠を獲得するための捜査手法について

(1) 改悛者（司法協力者）制度

改悛者（司法協力者）制度とは、自ら犯罪を犯した者で、犯罪組織を離脱し、違法行為の結果の発生の防止又は犯罪行為の行為者の特定若しくは逮捕のために決定的となる証拠の収集に関して供述することにより協力した者について、刑の軽減等の恩典を与えるものであり、当初、テロ犯罪対策として、1979年に導入され、その後、適用範囲が拡大された。その対象犯罪は、テロ犯罪、マフィア犯罪、薬物犯罪等である。裁判官は、検察官に協力を表明し、供述事項を列挙した書面を提出した上で供述し、その供述内容が有用性、信頼性等の要件を満たした者に対して、法定の優遇措置（人的保全処分対象の被疑者であれば同処分の軽減・解除、確定判決前の被告人であれば判決刑の軽減、既決囚であれば外出許可や仮釈放等の執行上の優遇）を裁量で決定する。その供述内容についても、公判審理において当該改悛者（司法協力者）の証人尋問によらなければ立証できないのが原則であるが、その尋問は、ビデオリンク方式で実施されるのがほとんどである（さらに、後記の証人保護プログラムの適用がある。）。

また、1992年、身柄拘束されている被疑者・被告人に対し、司法警察員が事情聴取を行い、改悛者（司法協力者）となる意思があるかどうかを確認する手続である「捜査を目的とした対話」という制度が導入された。この制度は、公判審理で使用するための証拠を収集するための手段ではなく、そこで得られた供述は、捜査のためのみに使用され、公判審理においては、およそ証拠として使用することはできない。

改悛者（司法協力者）制度は、マフィア等組織犯罪に対する捜査手法として大きな威力を発揮し、特にこの制度を適用した大きな成功例は、検察官が、マフィアの大物幹部を改悛者（司法協力者）とすることに成功し、多くのマフィア構成員を逮捕・起訴し、1987年に342名のマフィアに有罪判決が言い渡され、うち19名のマフィア幹部に終身刑が言い渡されたという、いわゆる「マフィア大裁判」である。この制度は、現在でも非常に積極的に活用されている捜査手法であり、2011年5月時点では、1000名前後の改悛者（司

法協力者)がいるとのことである。

(2) 証人保護プログラム

証人保護プログラムとは、改悛者(司法協力者)又は特殊な証人(目撃者や犯罪の被害者等)が事件について証言することにより犯罪組織等によって危害が加えられるおそれがある場合に、これらの者及びそれらの家族について、警察による警戒措置、身分の改変、居住地の変更、住居の提供、継続的な経済援助等を行う制度であり、1991年に導入された。証人保護プログラムは、検察官の請求により、内務省に設置された中央委員会が実施の要否及び内容を決定する。

証人保護プログラムが適用される対象犯罪は、改悛者(司法協力者)については、改悛者(司法協力者)制度の対象犯罪に限定される一方、特殊な証人については、犯罪についての限定はない。

証人保護プログラムの実施は、内務省に設置された証人保護中央本部及びイタリア国内19地域に設置された証人保護地方支部において行う。

2011年5月時点において、証人保護プログラムの適用を受けている者は、改悛者(司法協力者)が1050名、特殊な証人が88名、それらの家族が4512名であり、合計5650名である。金銭的援助の一人当たりの月額平均は、改悛者(司法協力者)については約900ユーロ、特殊な証人については約1350ユーロである。また、家族の金銭的援助については、改悛者(司法協力者)及び特殊な証人のいずれの家族についても、家族一人当たりの平均月額額は約300ユーロである。証人保護プログラムの継続期間は、平均して約5年間である。

この制度のメリットは、改悛者(司法協力者)又は特殊な証人及びそれらの家族の生命・身体を保護し、これら証人から確実な証言を得て犯罪立証を遂げることにあるが、国の経済的負担が大きい(2010年予算で、内務省関係職員の人件費を除いて、約8000万ユーロ)ことなどが課題となっている。

(3) 簡易公判・当事者の請求による刑の適用

簡易公判は、予備審理担当裁判官が、被告人の請求があった場合に、公判審理に移行することなく、予備審理において終局判決を言い渡す手続である。対象事件に制限はない。予備審理に直接主義の適用はなく、予備捜査段階の収集証拠が事実認定に用いられるが、必要があれば、証人尋問等も実施される。自白事件である必要はなく、無罪判決も可能である。有罪判決の場合、予備審理担当裁判官が決定する刑は、3分の1に軽減され、無期懲役については懲役30年に替えられるが、上訴は制限される。

当事者の請求による刑の適用は、予備捜査から公判審理に至るいずれかの段階で被疑者ないし被告人と検察官が量刑について交渉し、同意した刑の適用を裁判官に請求し、裁判官が事実の評価及び刑の適用について正しいと認める場

合には、その刑を言い渡す制度である。同意した種類及び方式による代替刑、3分の1まで軽減された金銭刑、3分の1まで軽減された刑が5年を超えない懲役刑の単独又は金銭刑との併科刑の適用を請求できる。軽減された刑が5年を超えない懲役刑である必要があるが、それ以外に対象事件に制限はない。否認事件でもこの制度を利用できる。裁判官は、同意刑が不当であったり、無罪と判断されたりする場合には、請求を却下できる。また、上訴は制限されない。

簡易公判及び当事者の請求による刑の適用は、刑事訴訟手続の長期化という重大な問題を解消するために採用された手続であり、いずれも刑の軽減の恩典によって当該手続を選択するよう被疑者・被告人側にインセンティブを与え、正式手続による手続的負担を回避して、簡易に事件を処理しようとするものである。いずれの制度も広く活用されているとのことであるが、重大犯罪も対象事件となっており、事件の重大性にそぐわない処断が行われるおそれがあるなどの問題点も指摘される。

録音装置の例

マイク



テープレコーダー



マイク

テープレコーダー

手前側のマイクが検察官用で、奥側のマイクが被疑者用

第6章 オランダ

第1 刑事司法制度の概要等

1 オランダの刑事手続一般

オランダでは、検察官が捜査の責任者であると位置付けられているが、捜査を実行するのは警察である。検察官も被疑者、参考人の取調べを行うことは可能だが、実際には、警察学校等で取調べのための研修を受けた警察官が、取調べを行う。また、オランダには、rechter-commissaris (investigating judge:ここでは予審判事と訳しておくが、事件を公判に付するかどうかを決定する権限は有しておらず、捜査段階で検察官の請求により各種処分を行う裁判官である。)という裁判官もあり、警察官等の捜査と並行して被疑者や証人を取り調べることができる。

また、オランダでは、捜査段階における身柄拘束期間は長期間にわたる。逮捕は、原則として、検察官の命令により警察が行い、警察は、午前0時から午前9時までの時間を含まずに6時間逮捕を継続できる。この制限時間が経過すると、被疑者は、釈放されるか、検察官又は上級警察官の命令により、最大3日間警察により留置される(更に、予審判事の審査を経て、3日間延長することができる。)。最大6日と15時間の警察による逮捕・留置の期間が経過すると、被疑者は、釈放されるか、検察官の請求に基づき、予審判事によって最大14日間勾留される。勾留の期間経過後も公判前勾留の要件が認められるときは、検察官は、合議体の裁判所に対し、被疑者の勾留延長を請求できる(この請求は2度繰り返すことができ、最大90日間を越えることはできない。)。したがって、起訴前の身柄拘束は、最長で110日と15時間に及ぶことになる。

2 事件数等

2009年に検察庁が処理した事件数は25万4800件であるが、そのうち裁判所への起訴件数は、13万7800件である。

検察官は、起訴・不起訴の決定に当たり、十分に証拠がある場合でも起訴しないことができる裁量を有している。

また、検察官は、不起訴処分を行うに当たり、6年以下の拘禁刑に当たる罪を対象として、裁量により、①トランスアクション(一定の金銭給付等を条件として不起訴とすることができる制度。2009年には、この制度により、7万2600件が処理された。)、②刑罰命令(検察官が裁判によらずに社会奉仕活動や罰金等を科すことができる制度であり、我が国の略式命令に類似するが、裁判所は関与しない。被疑者は、命令に対して異議を申し立てることもでき、この場合は公判が開かれる。)といった方法を用いて事件を処理することもできる。この両者は、いずれも刑事司法の効率化を図るための制度であるところ、②は、検察

官・裁判官の負担軽減を図る目的で①に替わる制度として2006年に導入されたものであり、2012年には②に一本化される予定である。

オランダにおける有罪率に関する統計は入手できなかったが、起訴された事件の93～94%について有罪判決がなされているのではないかと述べる検事もいた。

3 逮捕された被疑者の取調べ前の弁護人相談権等

2010年4月1日に発効した検事総長評議会 (College van procureurs-generaal。大臣の下に置かれる検察庁の最高機関。各々担当分野が決まっている3～5名のprocureur-generaalの合議体であり、平成23年3月現在、4名で構成されている。)の「合法的な警察取調べに関する指令」(検事総長評議会の指令は、検察官と警察官を拘束する。)は、逮捕された被疑者の弁護人と相談する権利について、3つのカテゴリーに分類して取扱いを定めている。すなわち、カテゴリーA(録音又は録画が義務付けられる犯罪(被疑者が16歳未満又は精神障害者である場合、12年以上の拘禁刑に当たる罪等)に加えて、大規模捜査チームを結成するような事件、政治家が関係するなどの事件)については、被疑者は取調べ開始前に必ず弁護人と相談しなければならないとしつつ、カテゴリーB(Aには分類されないが勾留可能な犯罪)・C(勾留できない犯罪)については、取調べ開始前に弁護人に相談する権利を被疑者が放棄することもできるとした。そして、カテゴリーA、Bの被疑者は、少なくとも30分間は弁護人と直接面会して相談できる権利があるが、カテゴリーCの被疑者は、弁護人との電話による相談の機会を与えれば足りるなどとした。

また、前記「合法的な警察取調べに関する指令」は、未成年者の被疑者について、弁護人相談権のみならず、取調べへの弁護人の立会いを明白に求めた場合に、弁護人立会いを認めた(もっとも、弁護人がその場で助言したり、被疑者と協議することはできない。)。他方で、成人被疑者については、取調べに弁護人の立会いを求める権利が保障されてはいない。

第2 取調べの録音・録画制度の導入経緯

取調べの録音・録画制度の導入は、スキューダム公園殺人事件という大きな反響を呼んだ誤判事件が契機となった。これは、2000年6月、スキューダム市内の公園で10歳の少女が性的暴行を受けて殺害され、その友人の少年も重傷を負ったという事件について被疑者として逮捕されたBという男が、警察に対していったんは犯行を自白したものの否認に転じ、公判を通じて自分は無実であると主張したところ、第1審判決は18年の拘禁刑等の有罪判決を言い渡し、控訴審もこれを支持し、更に最高裁判所がBの審理申立てを却下したため、Bは服役したが、その後別の事件で逮捕されたHという男が真犯人であることが判明し、2004年12月、Bが釈放されたという事件である。

検事総長評議会は、2005年1月、控訴裁判所の検事にこの事件の検証を依頼し、この検事は、大学教授等の協力を得て検証を実施した上で、同年9月、スキーダム公園殺人事件の検証報告書を完成させた。同報告書は、被疑者が自白した以降は被疑者のみに焦点を絞って捜査されたため視野狭さくに陥ったこと、証拠に関する重要な疑問が分析されなかったこと等の捜査・訴追の問題点について詳細な検討を加えた上、最終章において、重大犯罪につき主任検察官が検察庁の代表者と協議の場を設けて被疑者の利益となる要素も適切に評価できるようにすべきことなど7つの主要な勧告を掲げたが、そのうちの1項目として、被疑者の取調べを録画すべきことを指摘した。同報告書は議会に送付されて議会で審議され、司法安全大臣は取調べの録音・録画について一定の条件において義務化することを約束した。これを踏まえ、同年11月、検察庁・警察・犯罪科学研究所（NFI）の共同による、「捜査と訴追の強化・スキーダム公園殺人事件の評価報告書を受けて」と題する行動計画が発表され、その中の1項目に取調べの録音・録画が盛り込まれるに至った。ここでは、検事総長評議会による取調べの録音・録画に関する指令の作成に供するため、検察と警察による共同チームを設立し、あらゆる犯罪の取調べについてモニターした上で、録音・録画の対象事件や方法、媒体の保存期間等の内容を検討することとされていた。

このような経緯を経て、2009年4月に検事総長評議会の発した「参考人・被疑者の取調べの録音録画に関する指令」が、一部の警察を除いて取調べの録音・録画を義務付けるに至り、2011年1月には、その義務付けの対象が全ての警察に拡大されている。

第3 取調べの録音・録画制度の内容

1 録音・録画義務付けの範囲等

前記のとおり、オランダにおいては、取調べの録音・録画は法律で規定されているわけではなく、その意味では、取調べの録音・録画義務は捜査機関の取調べの運用の問題であるといえる（なお、予審判事の取調べについては、録音・録画は義務付けられていない。）。

取調べの録音・録画の最大の目的は、取調べの事後的な検証を容易にする点にある。

録音・録画の対象となる取調べには、被疑者の取調べだけでなく参考人の取調べも含まれ、また、これらの者が身柄拘束されているか否かを問わない。

そして、録音・録画の対象事件は、以下のように定められている。

まず、①被害者が死亡している事案（例えば、謀殺・故殺、放火等で人の死の結果を生じさせた場合、強盗致死等）、②12年以上の拘禁刑に当たる罪の事案、③12年未満の拘禁刑に当たる罪の事案であって、被害者に重大な傷害を負わせたことが明白なもの（例えば、重傷害（8年以下））、④8年以上の拘禁刑に当

たる性犯罪の事案（強制わいせつ等）あるいは依存関係にある性的虐待に関わる性犯罪（親，医師，教師，児童施設の職員等がその責任を担う児童と性交した場合）の被疑者・参考人の取調べについては，録音することが義務付けられる。

さらに，①取調官が取調べの際，心理学者等の専門家の支援を受ける場合，②取調べを受ける者がぜい弱な場合であり，かつ，被疑事実が録音をすることが義務付けられる犯罪である場合には，被疑者・参考人の取調べについて録画することが義務付けられる。ここでいう「ぜい弱」な者には，16歳未満の未成年者，精神障害者及び認知障害者が含まれる。精神障害者，認知障害者であるかどうかは，捜査官が判断する。

このように，主として重大な犯罪に限定して取調べの録音（あるいは録画）を義務付けたのは，あらゆる犯罪の取調べを録音するのは設備等の能力的な限界を超え，現実的でないことから，被疑者・被害者双方にとって深刻な影響があるような事件を選定したことによる。また，取調べの録音のみを義務付ける事件と録画まで義務付ける事件とを分けたのは，16歳未満の未成年者や精神障害者等は自分自身を防御することが十分にできないことから，供述者の表情等も含めて，取調べの様子を目で見て確認できるようにする必要があるが，それ以外の者については，取調べを録音すれば，被疑者の防御の観点からも十分であると考えられたからである。

もともと，議会における議論では，あらゆる犯罪の取調べにつき録音をすべきであるとの意見もあり，取りあえず2年間，重大な犯罪に限定して録音を義務付け，2012年に取調べの録音・録画について，司法安全省が評価報告書を発表し，これに基づいて，改めて対象犯罪を広げるかどうかを決めることになっている。

取調べの録音・録画を実施すべき取調べは，原則として，警察施設内にある録音・録画の装置を備えた取調室で行うこととされている。ただし，入院中の参考人のように病院等の警察施設以外において取り調べざるを得ない場合には，モバイルの録音装置を持参して，録音を行うこともある。

また，録音の場合には取調べ開始前から取調べの終了を宣言して取調べを終えるまでを，録画の場合には取調室への入室から退室までを，それぞれ記録すべきことが定められている。

なお，検察官は，前記録音・録画が義務付けられる場合以外にも，捜査主任と検察官との間で協議して，取調べ対象者の性格，事案の性質，取調べ状況等から録音又は録画をすべきと考える場合には，捜査官に対し取調べを録音又は録画をさせることができる。また，取調べ中に予期せぬ状況が生じ，録音・録画が必要となった場合，捜査主任は，検察官との協議なしに捜査官に録音・録画を命じることもある。

2 例外事由の有無・内容等

前記参考人・被疑者の取調べの録音・録画に関する指令の付録3の注釈では、検察官の同意により、取調べを録音・録画しないことができる場合が認められており、検察官が録音・録画をしないことに同意する場合として、参考人が脅迫されている場合が例示されている。

また、検事総長評議会が、コンピュータ・センターが1つ以上故障しているなどの場合に、録音・録画の手続の規定を実施することはできないとして、録音・録画の義務を免除する場合もある。

録音・録画義務を実施しなかった場合に、供述内容を記載した報告書（供述調書）の証拠能力がどうなるかについては特段の規定はなく、証拠能力を認めるかどうかは、裁判官が判断することになる。

3 取調べの録音・録画の記録の公判段階における取扱い等

警察官は、取調べを行った場合には、報告書（供述調書）を作成することとされているところ、この報告書は、検察官が捜査記録から選別した他の証拠とともに、検察官によって事件記録（裁判記録）*に編てつされ、裁判所に提出される（なお、当該報告書は、被疑者の署名がなくても、警察官の署名があれば、証拠として裁判所に提出できる。）。

取調べの録音・録画記録は、必ずしも事件記録の一部となるわけではない。証拠は、あくまでも当該報告書であって、録音・録画記録を事件記録の一部とするか否かは裁判官の判断次第であり、裁判官は、公開の法廷において録音・録画記録を再生して視聴することもできるし、公開しないで裁判官の部屋で視聴することもできる。なお、取調べの録音・録画記録の実質証拠としての利用を制限する規定はないものの、実務上は、後記のとおり、報告書（供述調書）が証拠として取り調べられることがほとんどである。

第4 取調べの録音・録画制度の運用状況等

1 録音・録画機材の形状、設置状況、操作方法等（別紙1、2の写真参照）

現在、オランダ全体で約380の録音用取調室と約30の録画用取調室が整備されている。また、児童参考人の取調べに利用するカメラ等を備えた児童用スタジオは、オランダ全体で11か所に設置されている。

取調室には中央のサーバとつながっているパソコンが置かれており、録音・録画記録は、中央のサーバにデジタルデータとして保存される。録音をするためのマイクは、取調室の壁や天井に設置されている。録画用の取調室のカメラは、一

* この事件記録は、全て公判において証拠として用いられており、例えば、ドイツ、フランスにおいて、一件記録が裁判所に提出されるものの、それ自体は原則として証拠とならないのと異なる。

室に4～5台設置されている。取調べの録音・録画は、取調室の取調官が手元のスイッチで開始・停止を行う。また、録画用の取調室の隣にはコントロール室があり、そこには取調室の様子を映すモニターがあり、カメラの切替えや向きの変更、ズーム等もコントロール室から行うことができる。取調室のパソコンは、報告書（供述調書）を作成するのみならず、コントロール室のパソコンとつながっていて、捜査主任等のコントロール室にいる者とチャットすることができ、コントロール室にいる捜査主任が取調官に対して新たに質問した方がいい事項を指示したり、取調官が事件記録の確認を行いたいときにコントロール室に問い合わせたりすることが可能である。

2 被疑者取調べの実情及び録音・録画の実施状況

(1) 被疑者取調べの実情

オランダにおいては、取調べの目的は、事案の真相の解明にあるとされ、警察官は、被疑者に真実を語らせるよう努めるのであるが、現実には、軽微な犯罪や日常的な犯罪を除くと、取調べにより被疑者が自白することはほとんどないと考えられている。実際の取調べにおいて重要なのは、被疑者が自白しようがしまいが、被疑者が語るストーリーを確認することである。このような実情には、供述証拠以外の証拠の収集がより重視されており、その方法が充実しているという背景がある。

事件にもよるが、取調べは複数回行われるようである。重大事件の場合、最初の警察留置の期間中は毎日取り調べるが、勾留後は必要に応じて取り調べるようである。

(2) 取調べの録音・録画の実施状況

ハーグ警察管内における2010年9月1日から2011年2月15日までの約5か月半の実施回数のデータは、以下のとおりである。

まず、取調べの録音・録画の実施回数の合計は883回で、その内訳は、録音が662回、録画が221回となっている。取調べ対象者別に分類すると、被疑者が430回、目撃者等が275回、告訴人が178回となっていた。義務付けられていないが、選択的に録音又は録画を実施したものが96回あり、うち81回が検察官の指示、15回が警察の捜査主任官の決定によるものであった。

次に、ハーグ警察管内において、録音・録画の実施件数が最も多い犯罪は、故殺の合計181回（録音123回、録画58回）で、うち99回が被疑者取調べであった。2番目に多い犯罪は強姦であり、合計116回（録音90回、録画26回）、うち被疑者30回、目撃者等39回、告訴人47回であった。

3 記録媒体の取扱い状況

記録媒体は、原則として、検察官が作成して裁判所に提出する事件記録（裁判記録）には含まれず、事件記録に含まれて証拠となるのは、報告書（供述調書）

である。裁判所に提出する事件記録から外すことにより、弁護士へ録音・録画を保存した媒体を交付せずすみ、データの流出を防止している。

裁判官は、検察官が持参した記録媒体を用いて、裁判所内の自室等で視聴することができるし、また、公開の法廷で視聴することもあり得るが、実務的には、全部を視聴するという事はない。証拠である報告書（供述調書）は裁判官の手元にあるが、裁判官は、これを弾劾するような取調べの場面があるならば、弁護人にその部分を特定させ、その部分だけ視聴する。

そして、公判で証拠となるのは、あくまでも報告書（供述調書）であり、これを補足するために録音・録画を視聴して確認することがあるというにすぎず、原則として、録音・録画記録の反訳を作成して提出する必要はないが、取調べの都度必ず報告書（供述調書）を作成しなければならず、その作成の仕方によっては反訳に近い形になり得る。取調べを録音・録画した場合の報告書（供述調書）が要約型・逐語型のどちらで作られているかについては、まだ試行錯誤が繰り返されているようである。

証拠開示については、捜査段階、起訴後にわたり、全て検察官の判断において行われる。裁判所に提出する証拠は、全て弁護側にも提供されなければならないところ、通常、起訴後、裁判所に提出する証拠と同じものが弁護人にも提供される。検察官は、捜査の状況を見極めながら、起訴前でも弁護人の要請に応じて証拠を開示することができるが、起訴前に証拠を開示するケースはそれほど多くなく、取調べの録音・録画につき起訴前に開示されることは、ほとんどないという。

4 録音・録画の実施による実務への影響

録音・録画の実施によるメリットとしては、取調べの過程の透明性が高まることにより、報告書（供述調書）の内容の正確性が担保され、その点に関する事後的な検証も可能となることが挙げられる。すなわち、公判段階で被疑者の供述が正確に録取されているかどうか争いになる場合も当然あり得るが、仮に争われたとしても、弁護人に取調べの場面を録音・録画したものを視聴させれば、報告書（供述調書）がそのとおり作成されていることを確認でき、深刻な争いとならずにすむことになる。さらに、警察・検察ひいては刑事司法制度が国民からの信頼を維持することに大きな意義があると強調する検事もいた。

これに対し、デメリットとしては、①設備に関して、特に録画用取調室は十分な数があるとはいえず、事件が重なったり装置が故障したりしたときに不都合が生じること、②遺族、被害者等に対しても、警察施設に足を運んでもらうよう依頼し、録音・録画の設備がある取調室で話を聞くことになり、被害者・遺族等の配慮に欠ける可能性があることなどが挙げられる。

現在、取調べは、警察学校等による研修に従って、重大事件については質問事項を含めて十分に準備してから行われており、また、取調べが録音・録画されることは当然の前提として、取調べが組み立てられている。取調べの録音・録画を

導入してから取調べの手法が変わったということはなく、捜査官にとっては、スキダム公園殺人事件等の反省を踏まえて、取調べに関する研修を強化してその手法を確立し、それに従ってきちんと取調べを実施し、そのことを録音・録画によっても確認しているという意識がある。

複数の警察官、検察官から聴取したところ、録音・録画の制度それ自体によって、被疑者が自白するかどうかに影響はないとの意見であった（むしろ、自白する者の割合が減少してきたのは、逮捕された被疑者が取調べ開始前に弁護人に相談できる権利が保障されたことの影響ではないかという者もいた。）。このことは、現場の警察官や検察官が、被疑者が自白（真相を供述）するはずがないと考えていることと関係しているものと考えられる。

第5 取調べ及びそれ以外の捜査手法による証拠収集の実情

1 取調べ以外の捜査手法の概要

(1) 供述証拠以外の証拠を獲得するための新捜査手法について

ア 捜査のための特別権限法（Wet BOB）

オランダでは、供述証拠以外の証拠獲得のための捜査が被疑者取調べよりも重視されており、そのような証拠を獲得するための捜査手法が充実している。

2000年2月1日、犯罪捜査の手法を標準化するとともに改善する目的で制定された、オランダ刑事訴訟法を改正する「捜査のための特別権限法」

（Wet BOB=Wet Bijzondere opsporingsbevoegdheden, Special Powers of Investigation Act）が施行された。Wet BOBは、同法施行前に行われていた捜査手法の法的根拠を明確にするとともに、標準化・改善するものである。同法によれば、検察官は、検察官の発した令状により、同法に規定されている捜査のための特別権限（後記イないしエはその主要なものである。）を行使することができる。

イ 通信傍受・会話傍受

オランダでは、電話の通信傍受を日常的な捜査手法として活用しており、2008年のデータでは、検察官が令状を発付した傍受対象の電話番号の数は、2万6425に及ぶ。そのうち90%が携帯電話で、10%が固定電話である。期間中、平均1日当たり1946本の電話が傍受されていた。そして、ひとたび予審判事の許可を得れば（緊急の場合、予審判事の許可は、口頭で得ることもできる。）、その後、通信傍受のために令状を発付するのは検察官である。通信傍受は、電話のみならず、電子メール、インターネット等も対象となっている。

また、検察官は、予審判事の許可を得た後に、自ら令状を発して、居宅や、刑務所の居室を含む居宅と同等の場所において、技術的装置を用いて会話を

録音することができるが、この場合は、中央審査委員会（CTC。検察と警察のメンバーで構成されている。）と協議し、検事総長評議会の同意を得ることが義務付けられている。そして、取り分け個人の居宅の秘密会話を録音するには、8年以上の拘禁刑に当たる罪の事案であって、捜査の緊急性があることが必要である。2008年のCTC年間報告書によると、CTCが2008年の1年間に新たに協議を受けた件数は42件に及び、うち32件は刑務所における会話傍受であり、10件が居宅におけるものであった。

ウ 「監視」(surveillance)

「監視」とは、組織的に人を追尾し、又は組織的に人の所在を観察することを意味する。例えば、当該人物の生活の一定の側面について、何日にもわたり観察チームによって観察することがこれに当たる。もっとも、職場のビルや倉庫といった施錠された建造物の内部を監視することはできるが、個人の居宅の監視は許されない。組織的な観察には、カメラ、ビデオカメラ、発信機等が用いられる。

エ おとり取引・サービス(pseudo purchase/service)、潜入捜査

おとり取引・サービスとは、被疑者からの物品の購入又は被疑者に対するサービスの提供を意味する。これは、捜査官が犯罪が発生するような方向で被疑者に接するもので、その者が犯罪を既に計画している場合を除き、犯罪の実行を唆すことはできないと解されている（「タロン基準」という。我が国の分類でいう「機会提供型」に当たる。）。警察官が密売人から薬物を購入することが典型的な例である。

他方、潜入捜査とは、犯罪を計画し又は既に犯罪を犯したと考えられる者らの集団に参加し又はこれと協力することを意味する。潜入捜査官には、前記「タロン基準」が適用されるため、潜入捜査官が犯罪の実行に加担することは可能だが、自らこれを発案したり唆したりすることはできない。潜入捜査は、薬物・武器取引、イデオロギー犯罪等に利用されている。

潜入捜査は、原則として、警察官により行われるが、おとり取引・サービス、潜入捜査のいずれについても、検察官が、警察官による実施は不可能であると判断した場合、例外的に民間人を使用して実施できる。

警察の潜入捜査、民間人の潜入捜査、民間人のおとり取引・サービスのうちの一定の場合には、CTCとの協議と、検事総長評議会の同意を得ることが義務付けられている。

CTC年間報告書によると、2001年から2008年までの間に新たに警察官の潜入捜査の協議を受けた件数は、合計で31件であり、2008年にCTCとの協議が義務付けられている民間人のおとり取引・サービスの件数は、1件であった。警察官のおとり取引・サービスについては、CTCとの協議も不要であり、国家警察レベルのみならず、地元警察の警察官によつ

ても実施されている。

オ Wet BOB以外の手法

(ア) CCTV（防犯カメラ）

視察先のハーグ警察本部では、特別な訓練を受けている24名の警察官のチームが、約500の固定防犯カメラの映像を管理するモニター室において、毎日24時間体制で監視できるように、交替制で監視に当たっていた。

(イ) DNA型データベース

2005年2月1日に施行された「有罪となった者のDNA検査に関する法」により、4年以上の拘禁刑に当たる罪等で有罪となった者は、DNA細胞を提供する義務を負う。DNA採取は、検察官の発する令状に基づき、有罪判決を受け、令状に記載された出頭場所に出頭した者に対して、綿棒を用いて口腔内粘膜から採取する方法で行われる。DNAデータは、オランダの犯罪科学研究所（NFI）の管理するDNA型データベースに登録され、6年以上の拘禁刑に当たる罪であればDNA型データを30年間保存し、6年未満の拘禁刑に当たる罪であれば20年を超えない期間保存することとされている。

(2) 供述証拠を獲得するための新捜査手法について

ア 王冠証人

王冠証人とは、別の被疑者に関して証言することと引替えに当の証人につき進行中の刑事手続において求刑の軽減を保證する制度であり、2006年4月1日から正式に法制化された（刑法44a条、刑事訴訟法226g～226l条）。その内容は、勾留可能な犯罪で組織的なものあるいは重大な別の犯罪と関連するもの、又は8年以上の拘禁刑に当たる罪について証言する場合を対象とし、犯罪予防も含め事実探知が緊急的に必要であり、求刑の軽減を約束する以外に訴追できるほどの証言を得ることができない場合にのみ、検察官はこれを約束することができるというものである。理論的には、裁判官が、検察官と対象者との間の求刑の合意内容に納得できない場合、検察官の求刑より高い判決を言い渡してしまうこともあり得るが、一般に、大部分の裁判官の判決は、検察官の求刑とさほど違わない。2008年のCTC年間報告書によると、王冠証人の件数は、2006年3件、2007年4件、2008年2件と推移している。

イ 証人保護プログラム

証人保護プログラムは、証言することで極めて危険な状態にさらされる証人について、異なる身分を与えたり、外国における新たな生活を提供するなどして報復等から保護するものである。王冠証人等と併せて法整備され、2006年4月1日から法律上の制度となった。検事総長評議会が証人保護プ

プログラムの実施を命ずると、国家検察庁（特定の裁判所に対応しているものではなく、主に国家規模の、あるいは海外と関係する重大な組織犯罪事件の捜査・訴追を所管している検察庁）の検察官は、保護対象者との間の合意事項について書面を作成する。保護期間や義務、対象者が義務に従わなかった場合の効果等についても契約内容に含まれる。契約書面は、保護対象者と国の代理人としての国家検察庁の検察官とが署名する。

証人保護プログラムの対象者は、ほとんどの場合、国外で生活することとなる。証人保護プログラムの対象者は、犯罪者であることが多いが、純粋に犯罪と無縁の証人を保護するケースもある。

2 取調べ（供述の獲得）に依存しない捜査の実情の具体的事例

(1) 麻薬取引等の組織犯罪

オランダにおいては、警察官・検察官の実感として、軽微な犯罪、日常的な事件を除くと、被疑者が自白することはほとんどない。とりわけ、麻薬取引等の組織犯罪の被疑者は、まず事件について供述することはない。

国家検察庁の麻薬取引捜査担当検察官によれば、同庁の取り扱う麻薬取引の事件は、通常6か月以上の大規模な捜査を遂げ、被疑者を逮捕したときには、起訴するのに十分な証拠を揃えていることがほとんどである。このような事件においては、長期間に及ぶ大規模捜査の間に収集した通信傍受等を駆使して収集した客観的証拠、その間の警察官の捜査報告書（供述書）を中心として公判における立証を進めていくのであり、取調べは証拠収集の手段として重要視されていない。

(2) テロ犯罪等

テロ犯罪や、動物愛護極左団体による犯罪についても、被疑者が自白することはほとんどなく、ノーコメントを貫き通すので、通信傍受や潜入捜査を用いて長期間捜査することが通常であり、取調べに依存した捜査は行われていない。

取調べの録音・録画を行う場所

【写真 1】 録画用の取調室の例

被疑者を映す
カメラ



このパソコン
で調書を作成す
るほか、コント
ロール室とチャ
ットする

手前側に取調官が、奥側に被疑者がそれぞれ座る。部屋の天井付近には部屋全体を映すカメラと取調官を映すカメラが設置されている。

【写真 2】 録音用取調室の例

被疑者側の壁側
にマイクが設置
されている



パソコンを使用
して録音操作、
供述調書の作成
等を行う

手前側に取調官が、奥に被疑者がそれぞれ座る。

児童用録画スタジオ

【写真 3】



手前側に取調官が、奥側に児童参考人がそれぞれ座る。段差を設けているのは視線を同じにするためである。マイクが天井に設置されている。また、天井付近の壁にもカメラが設置されている。

第7章 オーストラリア

第1 オーストラリアにおける刑事司法制度の概要等

1 連邦制と刑事司法制度

オーストラリアは6つの州及び複数の特別地域で構成される連邦制国家である。同国では、殺人等の一般刑法犯は、州法上の犯罪として州の刑事司法制度で処理されるが、連邦政府に対する詐欺、重大な薬物犯罪、テロリズム犯罪等については、連邦法上の犯罪として、連邦の捜査機関が捜査を行っている（裁判については基本的に州裁判所が担当する。）。

なお、本稿では、調査対象としたオーストラリア連邦、ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州（以下、「連邦・調査対象州」ということがある。）の法制度・運用状況等を中心として言及することとする。

2 捜査手続の概要等

オーストラリアには、連邦警察、州警察のほか、いくつかの特別の捜査機関があるが、検察官は、連邦・州ともに、訴追や公判活動を行うだけであり、被疑者の取調べを含めて捜査を行うことはない。

同国における逮捕は大部分が無令状逮捕であり、捜査機関は、原則として、4時間（移動時間や取調べに立ち会う弁護人を待つ時間等は制限時間の計算上除外される。18歳未満の者等については2時間）以内に被疑者を釈放するか、治安判事等の下に出頭させなければならない。もっとも、重大犯罪（法定刑が長期12か月を超える拘禁刑である犯罪）については、捜査上の必要性等がある場合には、治安判事等に請求して、1回に限り、最長で8時間の延長を求めることができる（実務上は、捜査上の必要性を疎明すれば、延長が認められることが多い。）。

同国では、弁護人立会権が法律で規定されており、捜査官は、弁護人が取調べに不合理に干渉しない限り、弁護人が取調べに立ち会い、被疑者に助言を与えることを許さなければならないとされている。もっとも、実際に取調べに立ち会う弁護人は多くはなく（例えば、デイヴィッド・ディクソン教授が調査研究の対象としたニューサウスウェールズ州における1997年から1999年までの間の被疑者取調べの録音・録画ビデオ262本のうち、取調べに弁護人が立ち会っていたものは2本のみであったとのことである。）、その理由については、取調状況が録音・録画により客観的に記録されることから、あえて立ち会う必要性に乏しいと判断する弁護人も多く、資力のある被疑者から雇われた弁護人は立ち会うことも多いものの、そうでない弁護人は、多くの時間を費やしてまで取調べに立ち会うことはしないのではないかと指摘もなされている。

3 訴追、公判手続の概要等

(1) 簡易手続犯罪と正式起訴犯罪

オーストラリアでは、犯罪は、簡易手続犯罪（比較的軽微であって簡易・迅速に大量処理がなされるもの）と正式起訴犯罪（比較的重大で陪審裁判の対象となるもの）に大別され、簡易手続犯罪は、治安判事裁判所（地域裁判所と呼ぶ州もある。）で審理され、正式起訴犯罪は最高裁判所あるいは地区裁判所（郡裁判所と呼ぶ州もある。）で審理される。2008年度は、オーストラリア全土の終局総人員数69万5331人のうち67万8124人（97.5パーセント）が治安判事裁判所で処理されている。

(2) 訴追開始及び検察官による訴追判断

警察官が、訴追開始状と呼ばれる書面を治安判事裁判所に提出することによって犯罪の訴追がなされる。なお、正式起訴犯罪では、警察から検察庁に事件が送致され、検察官において、証拠関係等を検討し、有罪獲得の合理的な見込みがあつて、訴追が公益に資すると判断した場合、正式起訴状を提出することとなる。

(3) 公判手続

簡易手続犯罪の場合、警察内部の訴追担当官が訴訟追行するのに対し、正式起訴犯罪の場合、検察官がこれを担当する。

他の英米法系諸国と同じく、事実認定手続と量刑手続が分離されており、簡易手続犯罪か正式起訴犯罪かを問わず、被告人が有罪答弁をした場合は、事実審理を行うことはなく有罪判決が言い渡され、量刑手続に移行する。

無罪答弁がなされた場合、簡易公判手続犯罪においては、治安判事が簡易公判手続によって事実審理を行うのに対し、正式起訴犯罪においては、訴訟係属後、治安判事裁判所において公判付託審理（治安判事が、検察官等から請求された証拠に基づき、事件を公判に付託するに足る証拠があるか否かを審査する手続）が行われる。治安判事は、公判に付託するに足る証拠があると認めた場合には、事件を地区裁判所又は最高裁判所における公判に付託する旨の決定を行い、陪審裁判による事実審理が行われる（なお、連邦及びヴィクトリア州では裁判官裁判の選択は認められないが、ニューサウスウェールズ州では、被告人の同意により裁判官裁判を選択することが認められている。）。

第2 取調べの録音・録画制度

1 制度が導入された経緯

オーストラリアにおいて、被疑者取調べの録音・録画制度が導入されたのは1980年代から1990年代にかけてのことである。

従来、被疑者の供述内容については、被疑者の署名のある供述調書によって立証するほか、このような調書が作成されていない場合にあつても取調官が取調べにおける被疑者の供述内容を証言することによって立証することが許され

ていた。ところが、一部の警察官が、これを悪用し、被疑者が取調べで自白した旨の偽証を行い有罪を獲得する行為を行っていたことが判明したことから、その後、刑事公判において、警察によって自白がねつ造された旨の主張が度々なされることとなり、自白を巡る審理による公判遅延の弊害が問題視されるようになってきた上、一部の州では、警察官の証言が信用されず、自白の証拠能力が認められない結果、無罪判決が相次ぐ事態になった（中でも、1991年、連邦最高裁判所は、いわゆるマッキニー判決において、たとえ被告人の署名のある自白の供述調書があった場合でも、自白状況について機械的記録等の信頼できる裏付け証拠がない場合には、裁判官が陪審員に対する説示において、自白のみに基づいて有罪認定するには慎重であるべきことを説明しなければならないという実務上のルールを創設したが、これは、取調べの録音・録画がなされていない自白を証拠として用いることを実質的に不可能にするものとして、オーストラリアにおける取調べの録音・録画制度の導入を不可避なものとした判決であると言われている。）。このような背景事情から、自白内容や取調べ状況について客観的・機械的記録を作成し、自白を巡る争いを減少させるとともに、取調べの適正確保を図り、正確な供述内容に基づいた適正な審理が行われるようにするべきとの要請が強まり、警察の運用又は立法によって、被疑者取調べの録音・録画が実施されていくこととなった。すなわち、連邦においては、1991年、録音・録画による機械的記録がなされていない自白には原則として証拠能力を認めない旨の規定を新設する刑法改正により、被疑者取調べの録音・録画制度が導入された。ヴィクトリア州では、1988年に、正式起訴犯罪について、連邦と同様の規定を新設する刑法改正がなされた。ニューサウスウェールズ州では、1991年に、警察の運用により、取調べの録音・録画が実施され、1995年に、正式起訴犯罪について、連邦と同様の規定を新設する刑法改正がなされた。

2 制度の概要等

(1) 法律の規定

連邦・調査対象州においては、いずれも、上記のとおり、被疑者取調べの録音・録画制度は法律により定められている。その規定の仕方は、英国のように、取調べにおいて録音を行うことを捜査機関に直接義務付ける形式ではなく、録音・録画されていない自白の証拠能力を排除する形式で規定されている。すなわち、連邦では、刑法において

○ 被疑者（逮捕されているか否かを問わない）の捜査官に対する自白又は自認は、テープ記録（録音・録画その他の機械的記録）を行うことが合理的に実行可能である状況の下で自白又は自認がなされた場合、取調べにおける被疑者に対する質問及びそれに対する被疑者の応答全てのテープ記録がなされていない限り、証拠能力を有しない。

旨規定されている（1914年刑法23V条(1)(a)）。ニューサウスウェー

ルズ州，ヴィクトリア州においても，同様の形式で規定されている（なお，連邦・調査対象州のいずれも，記録方法が録音のみであっても前記規定の要件を充足する。）。

前記の規定方法を選択した理由や経緯が分かる明確な資料等は見当であるが，オーストラリアでは，従来，裁判官が，証拠排除に関する広い裁量権を背景に，警察に対して，捜査を規律するルールである裁判官準則を示し，証拠排除というサンクションによってこれを遵守させるという実務が機能してきたことから，これが取調べの録音・録画制度の規定の仕方にも自然と反映されたとの指摘がある。

(2) 録音・録画の範囲

連邦の録音・録画規定は全ての連邦犯罪に適用される一方，ニューサウスウェールズ州，ヴィクトリア州の録音・録画規定は正式起訴犯罪にのみ適用され，簡易手続犯罪について適用されない。これは，手続をより簡易・迅速なものとする必要性がある上，この種犯罪については，実務上，警察署で取調べを行うことなく事件を処理する場合も多く，これらの犯罪についても録音・録画規定の適用を認めることは捜査機関に過重な負担を課すことにもなって相当でないと考えられたからである。

連邦・調査対象州のいずれにおいても，録音・録画規定は，被疑者の身柄拘束の有無を問わず，また取調べ場所が警察署であったか否かを問わずに適用される（ただし，後記のとおり，警察署以外の場所で自白又は自認がなされたため，設備がなく録音・録画が行われなかったという場合，一定の要件で証拠能力が認められる例外規定がある。）。

録音・録画すべき取調べの範囲に関する規定は，前記(1)に記載したとおりであるが，判例上，被疑者について複数回の取調べが行われた場合，全ての回の取調べが録音・録画されていなくとも，証拠請求に係る自白又は自認等がなされた回の取調べの全てが録音・録画されているのであれば，録音・録画規定の要件に欠けるところはないとされている。

(3) 取調べの録音・録画の例外

連邦では

- (a) 録音・録画を行うことが實際上困難な状況で自白又は自認が得られた場合において，当該自白又は自認について書面による記録を作成した上，この書面による記録について，あらかじめ誤りや記載漏れをいつでも訂正できる旨告げた上で読み聞かせ，その読み聞かせの状況について録音・録画記録が作成された場合（1914年刑法23V条(1)(b)）
- (b) 自白若しくは自認又は追認（前記(a)記載の手続）の録音・録画記録が作成されなかった場合において，裁判所が，その理由等を考慮し，当該事案の特別な状況の下で，当該証拠の採用を許容することが正義の利益に反しないと認めるとき（1914年刑法23V条(5)）

には、例外的に自白等の証拠能力を認めることができるものと規定されており、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州においても、同様の例外規定が設けられている。

これは、捜査実務上、録音・録画設備のある警察署での取調べに先だって、逮捕現場や警察署への連行中などに被疑者が重要な自白又は自認をすることが少なくなく、録音・録画がなされていないことのみを理由として、このような自白等の証拠能力を一切認めないこととすれば、犯罪の捜査や立証に過度の負担を負わせることになると考えられたからである（この点、(a)の例外規定の適用はしばしば見られるものの、(b)の例外規定が適用されることは極めてまれのようなものである。）。

(4) 録音・録画記録媒体の証拠としての位置付け

被疑者取調べの録音・録画がなされる場合、供述調書は作成されず、通常、録音・録画記録によって、自白その他取調べにおける被疑者の供述内容を立証するのが通常である。録音・録画記録を実質証拠として利用することを制限する規定はなく（なお、連邦・調査対象州が採用している統一証拠法の86条には、捜査官又は捜査官を代理する者が作成した文書は、被告人（あるいは被疑者。以下同じ。）が内容の真正を承認しない限り、捜査官と被告人の質疑応答内容を立証する証拠として用いることができない旨規定されている一方、同文書には録音・録画記録又はその筆記録は含まれない旨規定されており、録音・録画記録を実質証拠として使用することが排除されていない。）、実務上、取調べの録音・録画記録は、公判において、自白・自認のみならずそれ以外の供述・弁解内容も含め、被疑者の供述内容の立証に用いられている。

(5) 録音・録画がなされなかった場合の効果

自白又は自認について録音・録画がなされなかった場合、上記例外規定の適用が認められない限り、自白又は自認の証拠能力が否定される。証拠能力が否定される場合において、自白の派生証拠、例えば、当該自白に基づいて発見された物証の証拠能力については、統一証拠法138条1項の規定（不当又は違法な収集証拠及び不当又は違法な行為の結果として得られた証拠については、当該証拠を許容することの利点があるような不当・違法な方法で得られた証拠を許容することの弊害を上回る場合を除いて、証拠能力がない旨）に基づいて、裁判官が、個別の事案ごとに裁量的に判断することになる。

第3 被疑者取調べの実情及び録音・録画制度の運用状況等

1 被疑者取調べの実情

- (1) 警察官は、原則として録音・録画設備のある警察署の取調室で取り調べる。被疑者を逮捕する事件においては、1回だけ取調べを行うことが多い。被疑者を逮捕して取調べを行ったものの、訴追を行うに足る証拠が得ら

れない場合は、被疑者を釈放することとなるが、その後の進展に応じ、被疑者を再逮捕して（連邦・調査対象州では、同一犯罪事実での再逮捕が認められている。）取調べをして、訴追に足る証拠を収集できた場合には、その段階で訴追を行うという捜査手法が採られることもあり、その場合には複数回取調べが行われることとなる。例えば、事案が重大であり証拠収集も困難を伴うが、被疑者に確たる住居があって逃亡のおそれもさほどない場合に、被疑者を逮捕して取り調べて弁解を聴取した後、それに基づく裏付け捜査や弁解排斥のための捜査を行った上で再逮捕する場合もあるようである。

取調べ時間に関する統計は不見当であったが、調査期間中に確認できた主な事件の取調べ時間は下記のとおりである。

事案の概要	取調べ回数	取調べ時間
単純な万引き事件	1回	35分
2名共犯の車上荒らし。実行犯である被疑者は単独犯であると主張し、見張り役の共犯者との共謀を否認。	1回	45分
自白の盗品收受事件	1回	23分
同居人に対する傷害事件。暴行行為を加えたことは自白するが、相手が先に攻撃してきたとして正当防衛を主張（なお、本件については、公判で無罪判決が言い渡された。）	不明	70分
顔見知りの被害女性宅に侵入してわいせつ行為に及んだ事案。被害女性の同意があったと否認。	1回	1時間
女性被疑者が知人を殺害した事件。被疑者が弁護人の助言に基づき、黙秘権を行使した事案。あらゆる質問に対し供述を拒むことが明らかになったとして短時間で取調べが終了。	不明	10分
男性被疑者が、路上で60歳の女性に抱きついて卑わいな言葉を浴びせた強制わいせつ事件。被疑者は、現場に行ったことも、被害女性との接点も一切否認し、その余の質問については、「ノーコメント」と回答。	1回	30分（うち10分以上はDNAサンプル採取のための説明）

(2) オーストラリアにおける被疑者取調べについては、次のような特徴的な点を指摘することができる。

○ 取調べの目的は、犯罪事実に関する被疑者の言い分を聴取することにあ

り、なにがしかの不利益供述を得られるか、そうでなくとも被疑者の言い分・弁解を固定化して、その不自然な点や不合理性を公判で明らかにすることが重要であると考えられている。

- 基本的に被疑者に真実を供述するよう説得することはなく、良心や反省に訴えかけて自白を求めるといったやり方は行われていない。被疑者の反省状況や被害者に対する謝罪の念について聞くこともない。
- 威圧的な取調べであるとのそしりを避けるため発問には細心の注意を払う。例えば、目撃者の供述や証拠物を示すなどして被疑者の供述を弾劾する場合、2・3回程度は同じ点についての質問を繰り返すことはあるが、5回も同じ点を追及していると、威圧的な質問とみられて任意性が否定されるおそれがあるので、質問を変える。
- 「真実を話した方があなたにとって良い。」というような説得の仕方をするのは、利益誘導であるととられるおそれがあるので避ける。

オーストラリアでは、短時間であっても比較的ポイントを絞った取調べがなされているが、我が国の取調べとは異なり、取調べにおいて自白の獲得を重視するというよりも、被疑者の言い分を聴取してこれを固定化させることに重点が置かれているようである。

2 録音・録画の運用状況

- (1) 録音・録画の実施件数に関する統計等は見当たらなかったが、録音・録画規定の対象犯罪について、機械の故障等の場合を除けば、取調べの録音・録画がなされない事例は極めてまれのようなようである。
- (2) 録音・録画の下での取調べにおいては、冒頭、黙秘権や弁護士等への連絡権等の告知を行うとともに、取調べを録音・録画することを説明し、それについての被疑者の同意を得た上で取調べを始める。

連邦・調査対象州のいずれにおいても、録音・録画についての被疑者の同意の要否に関する規定は見当たらないが、実務上は、被疑者の同意を得た上で録音・録画を行うという運用がなされており、被疑者が録音・録画を拒絶した場合には、その場面を録音・録画するよう努め、拒絶する場面の録音・録画も拒む場合には、録音・録画を断念しているようである。

もっとも、録音・録画を拒否する被疑者はそれほど多くなく、むしろ、あらゆる質問に対して、「ノーコメント。」「答えたくない。」との返答をして、実質的に黙秘権を行使する被疑者が多いようである（ヒアリングをした実務家の1人は、「連邦犯罪の被疑者の9割は何も話をしない。」旨述べていた。）。

- (3) 録音・録画記録は、取調べの際に同時に3枚のDVDディスクに作成され、1枚は被疑者に交付され、1枚は警察署に保管する控えとされ、1枚は事件記録の一部となる。

公判では、被疑者取調べのDVDが再生される場合、全部再生することが

多く、事案によっては、数時間に及ぶものがあり、この場合、陪審員の集中力がとぎれることのないよう、何度か休廷しつつ、再生を行う。なお、被告人が、無罪答弁をして、DVDを使用する必要が生じた時点で、録音・録画の筆記録が作成されることが多く、筆記録が作成された場合には7日以内に被告人又は弁護人に交付すべきものとされている。公判においては、この筆記録が裁判官や陪審員に交付され、DVDが再生される場合の補助資料として活用されている。

捜査段階で自白していた事件は、有罪答弁によって量刑手続に移行することが多いため、DVDが公判で再生されるのは、捜査段階においても被疑者が否認していた事件が多数を占める。それにもかかわらず、検察官が、DVDを証拠調べ請求するのは、被疑者が嘘の供述をしている状況を録音・録画記録で陪審員に見せることが立証上相当程度有効であると考えられているからである。

(4) 録音・録画制度に対する評価

録音・録画制度の導入により、自白のねつ造などの主張がなされることはなくなり、自白の証拠能力を巡る争いが激減し、有罪答弁が増加したと評価されており、この点について特段の異論も見られなかった。

録音・録画制度の導入に伴う取調べの自白獲得機能への影響について、追及的な取調べが行われなくなり、自白獲得は困難になったとの見解も見られたが、オーストラリアでは、そもそも捜査において自白獲得が重視されなくなってきたことや、同制度が実務上も定着していることもあり、実務家の中でこの制度を否定的に評価する見解は少ないようである。

第4 取調べ以外の特徴的な捜査手法等

オーストラリアにおいては、取調べ以外の強力な捜査手法、特に密行捜査と呼ばれる通信傍受、監視機器、潜入捜査等に関する法制が整備されており、活発に活用されている。

1 通信傍受

重大犯罪の捜査のために、裁判官等の発する通信傍受令状に基づいて電話又は電子メール等を傍受することができる（1979年通信傍受及びアクセス法）。対象犯罪は、法定刑が長期7年以上の犯罪を含んでおり、非常に広汎である。通信傍受令状には、特定の電話番号や電子メールアカウント等を対象とする通信サービス令状と、特定の人が行う一切の通信を対象とする被指名者令状がある。

さらに、前記重大犯罪を含む法定刑が長期3年以上の犯罪等の捜査のため、裁判官等が発する保存通信令状に基づき、通信業者が管理・所有する機器に保存されたヴォイスメッセージや電子メールデータ等の通信データにアクセス（視聴・記録）することができる。

2009年7月から2010年6月までの間に、通信傍受令状の請求件数は、連邦の捜査機関において、計852件（うち851件発付）、ニューサウスウェールズ州の捜査機関において、計1510件（うち1508件発付）、ヴィクトリア州の捜査機関において、計388件（全件発付）であり、通信傍受によって得られた証拠に基づく逮捕人数は、連邦の捜査機関において、計188人、ニューサウスウェールズ州の捜査機関において、計564人、ヴィクトリア州の捜査機関において、計371人であって、重大薬物犯罪、殺人、テロ犯罪、マネーロンダリング等の捜査に積極的に活用されている。

2 監視装置（秘聴装置による会話傍受を含む。）

監視装置とは、対象者の行動や発言を何らかの方法により機械的に監視・記録する装置を総称する概念であり、具体的には、秘聴装置（秘密録音・送信装置）、光学的監視装置（監視ビデオカメラ）、追跡装置（位置情報を記録・送信する装置）、データ監視装置（コンピュータの入出力内容を記録・監視する装置）を指す。監視装置の使用については、連邦では2004年監視装置法、ニューサウスウェールズ州では2007年監視装置法、ヴィクトリア州では2004年監視装置法において、それぞれ規定されている。

捜査機関の職員は、犯罪（連邦においては法定刑が長期3年以上の連邦犯罪等、ニューサウスウェールズ州及びヴィクトリア州においては全ての州法犯罪）の捜査のため、裁判官から監視装置令状を得て、建物や車内を秘密録音し、あるいは、車や所持品等に追跡装置を据え付けて、その位置情報を記録・送信するなどの監視装置を使用した捜査を行っている。

2009年7月から2010年6月までの間、連邦の捜査機関における監視装置令状の請求件数は合計510件、ニューサウスウェールズ州の捜査機関における同令状の請求件数は合計849件であった（ヴィクトリア州については、統計資料不見当）。

3 潜入捜査

潜入捜査とは、典型的には、捜査官が身分を秘匿して対象者と交際し、その過程で知り得た犯罪又は犯罪組織に関する情報や録音等の方法で記録した発言を犯罪立証の証拠に供する捜査手法をいう。このような潜入捜査の実施に関する法律として、①コントロールド・オペレーションに関する法律と②捜査官による架空身分の使用に関する法律が定められている。①は、例えば捜査官が身分を秘匿して薬物の売り手又は買い手を装って対象者との間で薬物取引を行うなど、捜査の過程において証拠収集の目的で犯罪行為に及ぶ（コントロールド・オペレーション）場合に、当該捜査官が刑事責任を負わないとするものであり、②は、捜査官が真の身分とは異なる氏名、経歴等の人定事項を法的に取得し、適法に架空身分を使用することができるようにするものであって、いずれも、捜査機関の長の承認によって実施される。

潜入捜査は、主として薬物犯罪、銃器犯罪において用いられる捜査手法であ

り、2009年7月から2010年6月までの1年間で、連邦の捜査機関において、91件のコントロールド・オペレーションが実施され、73件について架空身分が付与されている。

4 刑事免責等

重要証人（典型的には共犯者）の証言を確保する手段として、刑事免責付与に関する法律が整備されている。具体的には、免責を与えられた者が行った証言や提出された証拠について、当該者の刑事手続において証拠として用いることができないとするもの（使用免責）と、一定の行為について訴追しないことを保証した上で、証言や証拠提出を得るもの（訴追免責）が認められている。

なお、刑事免責とは別に、検察官が、量刑手続において、捜査協力をした者について、その旨を書面で明らかにし、刑の減輕が得られるようにする制度もある。

刑事免責の付与は、免責対象者によって得られる証拠が被告人の有罪獲得又は犯罪の全容立証のために必要不可欠であり、かつ、当該免責対象者が被告人に比して責任が低いと合理的に認められる場合に限られており（連邦の訴追指針）、実際上も、慎重に活用されているようである。

5 訴因交渉

米国における司法取引に類似した実務運用として、訴因交渉、すなわち、検察官が、一定の場合、弁護士との交渉により、訴因選択上の一定の譲歩と引換えに、被告人から有罪答弁を獲得する旨の合意をすることが認められている。訴因交渉の可否・範囲については、連邦の訴追方針において基準が明文化されているが、検察官と弁護士との間の交渉は奨励されており、刑事手続のどの段階でなされてもよく、検察官から持ち掛けることも認められている。

6 新捜査手法の活用による捜査の転換

オーストラリアでは、**事例1**（「檻を揺らす」捜査）、**事例2**（シナリオ捜査）に見られるように、通信傍受、監視装置、潜入捜査等の捜査手法を組み合わせることにより、我が国では考えられないような大胆な手法によって重大ないし複雑困難な事案を解明している。

通信傍受、監視装置、潜入捜査等の新たな捜査手法に関する法整備は、組織犯罪や薬物犯罪の脅威が増大し、より実効的な捜査手段が必要とされたという社会的背景の下で進められたものであるが、これら新捜査手法に関する法整備が、被疑者取調べの録音・録画制度の導入とほぼ時期を同じくしたことによって、捜査全体の在り方が、自白獲得を目的とした追及的な取調べを中心とする捜査から、整備された捜査手法を積極的に活用する捜査へと大きく転換したということがいえる。

事例 1（「檻を揺らす」捜査の例）**【事案の概要】**

連続緊縛強盗事件の犯人2名が車両に乗車中、同事件の捜査に従事していた警察官2名から職務質問を受けたため、逮捕を免れるため、所持していたけん銃で警察官2名を射殺して逃走した事件。

【捜査経過】

現場に犯人使用車両の窓ガラスの破片が遺留されており、これがほぼ唯一の物証であった。犯行直後に結成された特別捜査チームは、このガラス片から犯人使用車両の車種を突き止め、国内に所在する同車種の車両（約2万5000台）を対象に捜査を行い、犯人使用車両の可能性のある車両1台（被疑者Aの娘Cが登録名義人）に絞り込んだ。そこで、同車両を押収して鑑定を行ったところ、犯人使用車両と一致しないとの鑑定結果が出された（後に鑑定結果が誤りであると判明）ため、捜査は一旦暗礁に乗り上げたかに見えた。

しかし、その後の捜査によって、Aが地元の強盗グループのメンバーと親交があること、本件の数日後に、CとBが2人で自動車修理店を訪ね、前記車両のガラスを交換していたことが判明し、Aに加えてBが容疑者として浮上したことから、州警察は、A及びBの電話、居宅、車両を対象として、通信傍受や秘聴装置による継続的な監視を行った。これにより、両名が、本件捜査の進展に多大な関心を示していること、本件について、独特の隠語を用いて話していることが判明したが、決定的証拠となる発言を傍受するには至らなかった。

そこで、特別捜査チームは、いわゆる「檻を揺らす」手法を用いることとした。すなわち、捜査員2名が、Aの兄Dを突然訪問し、Aに関する聞き込みを行った。これに驚いたDがAにそのことを伝えたところ、Aは、Dに対し、「捜査員は、警官2名の件で来たに違いない。その件で使ったものはもう処分しているから大丈夫だ。」と伝えた。このAの発言は傍受されて証拠化された。この直後、Aは、家にいたCに対して、「警察官をあと2人殺さないといけないな。」と述べた。この発言は、A方に設置されていた秘聴装置によって証拠化された。

州警察は、「檻を揺らす」手法の第2弾として、大々的な記者会見を開き、匿名の情報提供者によって捜査が大幅に進展し、犯人の似顔絵を作成したとして、Bによく似た似顔絵を作成して公表した。これはその報道に接したA及びBが何らかの反応を示すことを期待して行われた架空の内容のものであった。

A及びBは、この報道を知った後、本件捜査の進展を危惧する発言を多数行い、この内容が通信傍受、あるいは秘聴装置によって記録化され、殺人によって逮捕された。両名とも犯人性を否認したが、これらの証拠に基づいて訴追され、陪審員は有罪の評決を下した。

事例 2（シナリオ捜査の例）**【捜査経過】**

長期未解決の殺人事件について、容疑者が浮上しているものの決定的証拠に乏しく、被疑者の自白を得なければ逮捕にこぎつけることは難しい状況にあった。

そこで、州警察は、被疑者を対象とした綿密なシナリオ捜査を実施することとした。すなわち、一人の覆面捜査官が、偶然の出会いを装って、被疑者と知り合い親交を深めた上で、被疑者を自己の属する「犯罪組織」に誘い、被疑者とともに、「犯罪」を繰り返し、被疑者に報酬を渡した。この「犯罪組織」は覆面捜査官らによって構成された偽の犯罪組織であった。

やがて、覆面捜査官らは、被疑者を「犯罪組織」の正式メンバーとして誘い、加入の条件として、組織のボスと対面し、組織に迷惑をかけるおそれがある過去の犯罪事実等の事柄をすべて語るよう求めた上で、実際に、被疑者と「ボス」（別の覆面捜査官）との面談の機会を設けた。被疑者は、この面談の際、「ボス」に対して、かつて犯した殺人事件について、犯行状況を含め詳細に話した。

被疑者と「ボス」との前記面談における会話を含め、覆面捜査官と被疑者との会話は、秘聴装置によって全て録音され、「ボス」との面談については、ビデオカメラによって録画もなされていた。

州警察は、これらの記録を証拠として被疑者を逮捕し、取調べにおいて、これら録音・録画記録を示した。被疑者は、否認したが、これらの証拠を示された際の被疑者の反応についても、取調べの録音・録画によって記録された。

【裁判経過】

被疑者は、有罪となった後、上訴して、「ボス」に対する自白の証拠能力を争ったが、連邦最高裁判所は、被疑者は誘引を受けて自白しているが、相手は捜査官ではなく、犯罪組織のボスであるとの錯誤の下になされたものであり、被疑者の意思が抑圧されたわけでもなければ、脅迫があったわけでもなく、自白の任意性は失われないと判断した。

第8章 韓国

第1 韓国における刑事司法制度の概要等

1 捜査手続の概要等

韓国では、刑訴法上、捜査の主催者は検事であり、司法警察官は検事の指揮を受けて捜査又はその補助を行うとされ、独立した捜査権はない。司法警察官は、逮捕状及び搜索・差押令状の請求権を持たず、強制捜査を行う必要があれば、検事に対して令状請求を要請することができるにとどまる。

身柄拘束の手段としては、逮捕（通常逮捕、緊急逮捕、現行犯逮捕）と拘束（我が国の勾留に相当）があるが、検事に限りこれらの令状を請求することができる。司法警察官又は検事が被疑者を逮捕した場合、48時間以内に拘束令状を請求しない限り被疑者を釈放しなければならない（いわゆる逮捕前置主義はなく、逮捕せずに拘束することも可能である。）。司法警察官が逮捕した場合は逮捕したときから、逮捕を経ずに拘束した場合は拘束したときから、それぞれ10日以内に検事に送致しなければならない。検事は、司法警察官から送致を受けた場合は送致を受けたときから、検事自ら逮捕又は拘束した場合は逮捕又は拘束したときから、それぞれ10日以内に公訴を提起しない限り、被疑者を釈放しなければならない。ただし、裁判官が捜査のために身柄拘束を継続することが相当と判断した場合には、1回のみ最大10日間の延長ができる。このため、司法警察官が逮捕した場合は、警察で10日間、検察で最大20日間の合計30日間、身柄拘束が可能である。実務上、司法警察官は検察に事件を送致した後は、被疑者の取調べをすることはない。

韓国では、国民が犯行の動機等の主観面を含めた真相解明を求める傾向が強い上、実際には、客観証拠による裏付けも供述を得て初めて可能となる場合が多く、主観面を含め、取調べ以外の手法のみで十分な証拠収集を図ることは困難であると考えられていること、取調べによって初めて余罪等の事件の端緒が得られる場合も多いことなどから、取調べは重要な捜査手法として認識され、機能している。捜査機関において、被疑者の身柄拘束期間中、連日、長時間にわたり取調べを行い、否認している被疑者を説得・追及して真実の供述を得ようと努めることも少なくない。

2 事件数等

2007年以降、検察における受理事件数は年間200万件前後で推移している。無罪率（第一審）は0.3パーセント前後である。2010年10月現在の検事の総数は約1800名であるが、事件処理等に追われ繁忙な状況にある。例えば、大田地検（管内人口約166万人）では、1人の検事が1か月当たり身柄事件を5件ないし10件程度、在宅事件を250件ないし280件程

度受理している。

3 弁護人の取調べ立会権

韓国では、判例上、2003年11月から身柄拘束された被疑者について、2004年9月からは身柄拘束されていない被疑者についても、弁護人の取調べへの立会いが認められていたところ、2007年6月の刑訴法改正（2008年1月施行）により、弁護人の立会権が制度化された。検事又は司法警察官は、被疑者又はその弁護人、法定代理人等の申請により、弁護人を被疑者と接見させ、一定の事由がない限り、被疑者の取調べに立ち合わせなければならないとされ、取調べに立ち会った弁護人は、取調べ後に意見を述べるができるほか、取調べ中であっても、不当な取調べ方法に対しては、異議を申し立て、検事又は司法警察官の承認を得て、意見を述べるができるとされている（刑訴法第243条の2）。弁護人の立会の制限については、検察の内部指針に従って運用されており、検事は、証拠の隠滅、隠匿、ねつ造等の事態が生じたり、共犯者の逃走など関連事件の捜査についての支障等が生じると信じるに足る相当の理由がある場合、弁護人の立会を制限することができる。また、これらの事由のほか、立ち会った弁護人が検事の承認なく取調べに介入した場合、被疑者の代わりに答弁したり、被疑者の供述を誘導するなどした場合等には、弁護人の退去を求めることができる。

もっとも、実際に弁護人が立ち会った被疑者取調べの回数をみると、2008年度は524回、2009年度は962回と極めて少ない。その理由として、長時間にわたる取調べに立ち会うことは弁護士業務の支障となり、それに見合う報酬も得られないこと、取調べに介入できないこと、取調べに立ち会うと検事調書の任意性や実質的眞正を担保することになると考えられていることなどが指摘されている。実際に、弁護人は、取調べに立ち会う場合、被疑者席の後ろに座って取調べを傍聴するにとどまり、取調べに介入するケースはないとのことである。

第2 取調べの録音・録画制度

1 制度が導入された経緯

韓国では、その歴史的経緯から、捜査機関に不信感を抱く国民が少なくないとされているところ、2002年10月に、検察庁における取調べ中に暴行を受けた被疑者が死亡する事件が発生したことにより、検察に対する国民の批判が高まった。このような背景の下、検察は、検察権行使の公正、取調べの適正を確保するため、取調べの録音・録画の導入を検討するようになり、2004年6月から、全国の10庁において、取調べの録音・録画の試行を開始した。

一方、検事調書については、従前は、その形式的眞正（調書の署名・押印が供述人自身によってなされたこと）が認められれば証拠能力が肯定されていたが、2004年12月、大法院が判例を変更し、形式的眞正に加えて実質的眞

正（供述人の供述内容と供述調書の内容が同一であること）が立証されなければ証拠能力は認められないこととなった。そこで、検察は、検事調書の証拠能力確保の観点からも、取調べの録音・録画をより一層推進することとした。

このような経緯を経て、2007年6月の刑訴法改正により、取調べの録音・録画に関する規定が設けられた。

2 制度の概要等

(1) 被疑者取調べの録音・録画

被疑者の取調べは、録音・録画をすることができるとされている（刑訴法第244条の2第1項）。参考人の取調べとは異なり、録音・録画をするに当たって被疑者の同意は不要とされ、被疑者に対して録音・録画を実施することを事前に告知すれば足りる。録音・録画をするか否か、どの範囲で録音・録画をするか等の判断は、捜査機関の裁量に委ねられている。

他方で、被疑者の検事調書の内容に争いがある場合には、その実質的真正が録音・録画媒体やその他の客観的方法によって証明され、調書に記載された供述が特に信用できる状況下でなされたことが証明されたときに限り、証拠能力が認められるとされている（刑訴法第312条第2項）。なお、被疑者の司法警察官調書は、その内容に争いがある場合には、証拠能力が認められない。

(2) 録音・録画の範囲

被疑者取調べの録音・録画をする場合には、「取調べの開始から終了までの全過程及び客観的状況」の録音・録画をしなければならないとされている（刑訴法第244条の2第1項）。ここで、「取調べの開始から終了までの全過程」とは、全ての取調べの開始から終了までではなく、録音・録画を行う取調べの開始から終了までを意味するものとされている。なお、この点については、立法過程において、当初案では、「全ての取調べの全過程」を録音・録画しなければならないとされていたものの、複数回の取調べのうちの一部を録音・録画していない故に自白調書の証拠能力が否定されるのは不合理であるとの指摘がなされ、「全ての」の文言が削除されたとの経緯があったとされている。

実務では、例えば、録音・録画をしていない取調べにおいて被疑者が否認から自白に転じた場合に、いったん取調べを終了し、休憩を挟んだ上、別の機会の取調べを行い、その全過程について録音・録画をするといった取扱いも行われている。後記のとおり、例外的なケースを除き、全ての取調べについて録音・録画を行うといった運用は行われていない。

(3) 録音・録画媒体の証拠としての位置付け

刑訴法上、被疑者取調べの録音・録画媒体は、検事調書の実質的真正の立証を行う場合、公判で当該供述人の記憶喚起を行う必要がある場合にのみ利用することができる（刑訴法第312条第2項、第318条の2第2項）。

録音・録画媒体を犯罪事実や情状事実の認定のための証拠（実質証拠）として用いることができるかについては、これを認める規定はなく、実務上も、録音・録画媒体の実質証拠としての利用を認めない取扱いがなされており、2010年10月末までに、公判で録音・録画媒体が実質証拠として取り調べられた例は存在しない。このような取扱いが行われている理由として、当初の刑訴法の改正案には、録音・録画媒体の実質証拠としての利用を認める規定が置かれていたものの、録音・録画媒体を実質証拠として取り調べることは、公判で直接当該供述者を取り調べるべきという公判中心主義に反する上、反対尋問を経た供述証拠に高い証拠価値を認める刑訴法の理念にも反するなどの理由から、削除されたという経緯があるようである。もっとも、かかる運用を疑問視する意見も多く、録音・録画媒体の実質証拠としての利用を明文で許容することとする刑訴法改正案が国会に提出される予定である（これと併せて、同改正案では、供述人から請求があった場合に原則として取調べの録音・録画を義務付けるとともに、後記第4の4のような新たな制度が提案される見込みである。）。

なお、このように、韓国では、実務上、録音・録画媒体を実質証拠として利用することは認められていないものの、他方で、公判で取調官が取調べ時における被疑者の供述内容を証言し、その証言を実質証拠として用いることは、明文の規定（刑訴法第316条第1項）により認められている。

(4) 録音・録画の目的、メリット

取調べの録音・録画の目的としては、検事調書の証拠能力の確保が重視されている。韓国の検事は、取調べの録音・録画のメリットについて、①検事調書の実質的真正の立証手段を得ることにより、公判における検事調書の証拠能力を確保する、②被告人や重要証人が、公判において、捜査段階の供述を変遷させることを防止する、③違法・不当な取調べを抑制する、④被告人や重要証人が、公判において、違法・不当な取調べを受けたとの虚偽の主張をすることを防止する、⑤自白以外の証拠により容易に犯罪事実の立証が可能な場合や不起訴が見込まれる事件の場合、録音・録画を行うことで、検事調書作成の手間を省き、捜査を効率化するとともに、業務負担を軽減することができる、⑥取調べにおいて、供述人が暴言を吐いたり、悪態をつくことが減少するといった点を指摘している。これらのうち、特に、検事調書の証拠能力の確保、供述の変遷防止が大きなメリットとして捉えられており、取調べの録音・録画は、主として検察の立証を円滑に行うための手段と考えられている。また、韓国の検事は、我が国に比して膨大な数の事件を処理しているため、捜査の効率化のメリットも重視されており、供述調書作成の負担を軽減する観点から録音・録画を実施することもある。

(5) 参考人取調べの録音・録画

参考人の取調べについては、捜査に必要なときは、その同意を得て、録音

・録画をすることができるとされている（刑訴法第221条第1項）。被疑者とは異なり，捜査協力者であることが多い参考人の負担感，抵抗感への配慮から，相手方の同意が要件とされている。実務上は，重要な参考人の取調べについて，録音・録画が実施されているとのことである。

第3 検察における録音・録画制度の運用状況等

韓国では，司法警察官は独立した捜査権を有しておらず，内容に争いがある司法警察官調書は一律に証拠能力が認められないとされているなど，司法警察官の供述調書の重要性が低いため，取調べの録音・録画も主として検察において行われており，警察における録音・録画の在り方に関する議論も低調であることから，以下では，検察における録音・録画制度の運用状況等について記載する。

1 録音・録画をする事件，範囲等

(1) 自白事件

ア 録音・録画をするか否かの判断は，捜査機関の裁量に委ねられており，検事は，基本的には，検事調書の証拠能力の確保や供述の変遷防止の目的に照らして必要があるとき，すなわち，犯罪事実の立証に積極的な意味を持つ供述がなされている場合に，録音・録画を行っている。したがって，録音・録画を実施する事件の大半は，自白事件である。

もっとも，自白事件全てについて録音・録画を行っているわけではなく，原則として，被疑者が公判段階で供述を変遷させるおそれがある場合に録音・録画が実施されている。

イ 前記のとおり，録音・録画をする場合には当該取調べの全過程を録音・録画しなければならないとされているものの，どの取調べを録音・録画するかは，捜査機関の裁量に委ねられており，個々の事案において，被疑者の供述内容や捜査の進捗状況等を踏まえて，判断されている。

自白事件であっても，原則として，初回の取調べから録音・録画をすることは行われておらず，まずは被疑者の供述内容を確認した上で，その目的に照らし，録音・録画に適した段階にあると判断した場合に，取調べの録音・録画が行われている。その理由としては，①取調べにおいては，予期せず，当該事件と直接関係のない余罪や関係者についての（ときに必ずしも確証のない）情報など，捜査の秘密の保持や関係者のプライバシー保護の観点から，公開されるべきでない内容の供述がなされる場合があること，②複雑な事件等では，証拠物等の資料や裏付け捜査の結果等を示すなどして記憶を整理する過程を経て，初めて被疑者からある程度まとまった内容の供述が得られることなどが指摘されている。

ウ これとは別に，前記のとおり，自白以外の証拠により容易に犯罪事実の立証が可能な事件や不起訴が見込まれる事件では，業務負担軽減の観点か

ら、取調べの録音・録画が行われることがある。すなわち、韓国の実務においては、被疑者が警察での取調べにおいて自白しており、証拠関係に問題がない事件については、検事は簡単な取調べを行うだけで公判請求をすることも多いところ、そのような事件では、送致後初回の取調べの際、事実関係や争点となる可能性のある部分について被疑者の供述を聴取し、自白を維持することを確認した上で、引き続き、別の取調べとして、録音・録画を行い、検事調書の作成は省略することが多いとのことである（なお、韓国では、被疑者が事案の概要を認めていれば「自白」として取り扱われ、例えば、犯行状況の細部に関する被疑者の供述が関係者のそれと異なっても、さほど問題とされない傾向にある。）。

(2) 否認事件

ア 否認事件については、被疑者の供述調書を証拠請求してその実質的真正を立証する必要があるケースが少ないため、原則として、録音・録画を行っていない。

もっとも、件数は少ないものの、否認事件であっても、被疑者が一定程度事実関係を認める供述をしている場合や、被疑者の弁解内容を固定しておく必要がある場合には、録音・録画を実施することもある。

イ 否認する被疑者に対して追及や説得を行う過程については、原則として、録音・録画をしていない。その理由としては、①追及や説得の過程では、取調官は、プライベートな経験や個人的な考えなど、事件とは無関係な話などをして被疑者との信頼関係を築こうとしたり、公開になじまない捜査結果や捜査上の秘密を被疑者に伝えて自らが置かれた状況を理解させようとしたり、あるいは、被害者の立場や状況等に言及したり、ときには被疑者に同情的な態度を示すなどして、被疑者から供述を得ようとするものであるところ、録音・録画をすると、このような取調べ手法を用いることが困難となる、②被疑者は、取調官に対し、自白すべきか否か悩んでいるなどと本音を吐露したり、証拠の収集状況を取調官に尋ね、争う価値があるのかを知ろうとすることも多々あり、そうしたやり取りの中で自白に至ることも多いところ、録音・録画をすると、被疑者の言葉が即時に記録化されるため、やり取りが形式的なものにならざるを得ず、取調べの機能に支障が生じるといった点が指摘されている。

(3) 組織的犯罪

麻薬事犯や不法集団による暴力事犯などの組織的犯罪については、取調べの録音・録画をすると、組織や関係者からの報復等をおそれる供述人から、組織内部の構成、指揮命令系統、他の構成員の関与状況等に関する供述を得ることが困難になると考えられているため、原則として、録音・録画は行われていない。この点については、後記のとおり、韓国では、特定犯罪申告者等保護法により、一定の犯罪の申告者については身元を秘匿する形での供述

調書の作成等が認められており、組織的犯罪の捜査では同法が活用されているところ、取調べの録音・録画を行うと、同法による措置が無意味となるという事情もある。

(4) 特捜事件

大検察庁中央捜査部や各地検の特別捜査部（いずれも我が国の特別捜査部に相当）が捜査する政治家、企業経営者等による特殊事件でも、取調べの録音・録画が行われている。この種事犯では、捜査段階で自白していた被疑者や参考人が公判で供述を翻すことが少なくないことから、主として、供述の変遷防止の目的で、録音・録画を実施している。

特捜事件においても、一般事件と同様、原則として、全ての取調べの録音・録画をすることはなく、個別の事案毎に、供述内容や捜査の進捗状況を踏まえて、録音・録画をするか否か、どの取調べを録音・録画するかの判断がなされており、また、否認段階における追及や説得の過程の録音・録画は行われていない。特捜事件の捜査では、社会的地位の高い者が捜査対象となることや、事件に広がりがあるため取調べ内容も多岐にわたり、捜査の秘密や第三者のプライバシーの保護に特に配慮する必要があるといった特殊性に鑑み、どの段階で取調べの録音・録画を行うか等の判断は特に慎重に行っているとのことである。

(5) その他

以上のほか、例外的なケースとして、例えば、反体制活動家による事件など、公判において、違法・不当な取調べが行われたという主張がなされることが予め想定される事案においては、被疑者の認否を問わず、全ての取調べの録音・録画を行うこともあるとのことである。

2 録音・録画の方式等

(1) 録音・録画の方式

ア 取調べの録音・録画をする場合、当該取調べの全過程を録画しなければならない。供述人に録音・録画をすることを告げた上で、取調べを開始し、基本的には、黙秘権、弁護人の立会を求める権利を告げるところから、取調官による質問、供述人の応答等を経て、供述調書を作成する場合は、被疑者がある内容を確認して署名し、取調べを終了するところまでの録音・録画を行っている。その際、取調べにおいて利益誘導、暴行、脅迫等がなかった旨を被疑者に確認し、供述調書を作成した場合には、被疑者が供述したとおりの内容の供述調書が作成されたことを確認するのが一般的なようである。また、当初否認していた被疑者が自白に転じたケースでは、自白をするに至った理由も確認している。このようにして録音・録画をする取調べに要する時間は、1回につき、最長で2時間程度とのことである。

取調官の判断により、供述調書の作成後にその作成状況を確認する場面につき録音・録画を行う方式（いわゆるレビュー方式）が用いられること

もある。

イ 供述調書については、取調官が被疑者の面前で問答式で作成するが、いわゆる口授は行われていない。

供述調書の作成に時間を要する場合には、実務上、被疑者に事情を説明し、時刻を告げた上で、いったん録音・録画を中断し、録音・録画をしていない状況下で供述調書を作成した後、再度、録音・録画をした上で、被疑者に供述調書の内容を確認させる運用が行われている。その際は、録音・録画を再開するに当たり、被疑者に事情を説明し、時刻を告げる取扱いがなされている。

ウ 韓国では、取調べを録音・録画した場合には、通常、供述人が公判で供述を変遷させたり、供述調書の任意性や実質的眞正が問題とされることがないことなどから、捜査機関は、公判での再生を考慮してコンパクトな録音・録画媒体を作成する必要があるといった意識は持っていないように思われた。

(2) 取調べの録音・録画を行う場所

録音・録画制度の導入後、録音・録画機器の設置が進み、検事執務室内で録音・録画を行うことが可能となっている。具体的には、別紙1のとおり、検事執務室内に録音・録画室が設けられている場合（写真1）、検事執務室内に録音・録画機器が設置されている場合（写真2）のほか、検事執務室とは別に録音・録画室を設けているところもある。

なお、検事執務室では、検事1名及び捜査官（我が国の検察事務官に相当し、取調べを行う。）2名程度が執務しているのが一般的であるところ、音声相互に混じり合う事態を防止するため、複数の者が同時に取調べの録音・録画を行うことはないとのことである。

(3) 録音・録画媒体の保管等

取調べの録音・録画を行った場合、録音・録画の状況を収録したCDを2枚作成し、双方について、収録後直ちに、取調官及び被疑者が署名し押印又は指印をした上、うち1枚を原本として事件記録に編てつし、もう1枚は検察庁の記録管理係で保管する。録音・録画のデータは、大検察庁のサーバーでも保管管理している。

3 録音・録画の実例

取調べの録音・録画の運用状況は、以上のとおりであるが、現実にどのような形で録音・録画が行われているのかを明らかにするため、別紙2に、韓国の検察で録音・録画を実施した実際の事例から、典型的な3つのケースを記載した。

4 録音・録画の実施状況等

検察において被疑者取調べの録音・録画が行われた回数は、2007年が約1万9000回、2008年が約2万5000回、2009年が約8万100

0回である。これらを年間事件数と比較すると、2007年は約104件に1回、2008年は約86件に1回、2009年は約27件に1回の割合で、被疑者取調べの録音・録画が実施されたこととなる（1件につき複数回の録音・録画が行われることもあるので、全事件に占める録音・録画が行われた事件の割合を示すものではない。）。

また、検察において録音・録画を実施した取調べの対象者（被疑者及び参考人）は、2007年が約2万2000名、2008年が約2万8000名、2009年が約9万3000名であり、2009年については、うち約15パーセントが参考人である。

2009年3月から同年12月までの間に検察で行われた取調べの録音・録画について、罪名別の比率を見ると、多い順に、詐欺が約9パーセント、飲酒運転及び交通事故処理特例法違反が各約5パーセント、窃盗及び無免許運転が各約4パーセントなどとなっており、比較的軽微な事件で録音・録画が活用されていることがうかがえる。

5 録音・録画媒体の公判での利用状況

統計は存在しないものの、録音・録画媒体が公判で取り調べられた事例は極めて少ないとのことである。その理由として、取調べの録音・録画を実施した事件では、ほとんどの場合、供述調書の任意性や実質的眞正が争われることがないということが指摘されている。

2010年10月末までに、録音・録画を実施したものの検事調書の実質的眞正が認められず証拠能力が否定された例はない。

また、2010年6月までに、録音・録画を実施しながら検事調書の任意性が否定された例はない。

6 録音・録画に対する評価等

(1) 検察側

ア 韓国の検事は、前記のとおり、取調べの録音・録画のメリットとして、検事調書の証拠能力の確保、供述の変遷防止、捜査の効率化・業務負担の軽減、違法・不当な取調べの抑制などを指摘している。

他方で、録音・録画の問題点としては、①録音・録画を行う取調べの準備には多大な時間を要し、業務上の負担が大きい、②録音・録画をすると、取調べで被疑者を厳しく追及することができない、③録音・録画をすると、供述人の態度が固くなり、取調官から水を向けられない限り、自ら積極的には話をしなくなる傾向が強い、④実務上、録音・録画媒体を実質証拠として使うことができないといった点が指摘されている。

イ 韓国では、捜査機関が必要と判断する事件において、必要な範囲で、取調べの録音・録画を実施しているため、取調べの録音・録画は検察側の立証手段と考えられており、録音・録画により捜査に支障が生じているとの見方は少ない。

もっとも、捜査機関に取調べの録音・録画を義務付けることについては、供述調書の任意性や実質的眞正が争われる事件の割合は極めて低いため非経済的である、録音・録画をするか否か等は立証責任を負う検察側が判断すべき問題である、取調べの真相解明機能が損なわれる、捜査の秘密や関係者のプライバシーが害されるなどの理由から、消極的な意見が多い。

(2) 弁護側

韓国では、弁護側は、取調べの録音・録画を望んでいるわけではなく、弁護人から捜査機関に対して録音・録画を積極的に実施するよう求めることはほとんどないとのことである。その理由としては、①取調べの録音・録画制度は検察のために導入されたものと受け止められていること、②録音・録画が行われると、事実上、捜査段階で自白した被告人の検事調書の任意性や実質的眞正を争うことができなくなるため、録音・録画は弁護側にとってメリットがないと考えられていること、③仮に全ての取調べが録音・録画された場合には、弁護人としては、全ての録音・録画媒体を確認しなければならなくなりかねず、負担が大きいと考えられていることなどが指摘されている。

第4 取調べ以外の特徴的な捜査手法等

以下では、韓国で導入又は導入が検討されている捜査手法等のうち、我が国では導入されていないものについて、その概要を記載する。

1 指紋登録制度

住民登録法は、満17歳以上の全国民について、指紋（10指）の登録を義務付けている。指紋の採取は、同法の規定に基づき、地方自治体が行っており、登録された指紋情報は捜査にも活用されている。

2 DNA型データベース

2010年7月から、DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律が施行され、被疑者等のDNA型情報をデータベース化して、捜査に利用されている。

殺人、強盗、放火等の一定の犯罪により、有罪判決を受けて確定した者や拘束された被疑者等から、同意を得て又は裁判官発付の令状に基づき、DNA試料を採取することができることとされ、捜査機関において、DNA型情報をデータベース化して管理している。DNA型データベースの利用範囲は、犯罪捜査及び刑事事件の審理等に限定されている。捜査機関は、確定有罪判決を受けた者が再審で無罪等の判決を受けたとき、拘束された被疑者が不起訴処分や無罪等の判決を受けたときは、職権で又は本人の請求により、DNA型情報をデータベースから削除するものとされている。

DNA型データベースは、運用が始まって間がないものの、既に相当数の事件において、犯人の特定・検挙に活用されている。

3 特定犯罪申告者等保護法

特定犯罪申告者等保護法は、殺人、略取誘拐、業として行う麻薬の輸入等の一定の犯罪の犯罪申告者等について、身元を秘匿した形での供述調書の作成や公判での証言を可能とし、犯罪申告者等の人的事項の公開を罰則を設けて禁止するとともに、犯罪申告等に伴って発覚した犯罪申告者等の犯罪に関する刑の任意的減免、犯罪申告者等の身辺安全措施、犯罪申告者等に対する救助金の支給等について規定している。

組織的犯罪の捜査においては、同法を活用して、被害者や組織の末端者等から組織の実態や上位者等に関する供述を獲得するのが一般的であり、同法は事案の解明や立証に大きな役割を果たしている。

4 導入が検討されている制度

韓国では、最近の刑訴法改正により、弁護人の取調べ立会権等被疑者の権利保護のための制度が大きく拡充されてきたのに対し、捜査の実効性の確保や被害者の権利保護のための法整備が進んでいないため、汚職事犯や麻薬事犯等の組織的、知能的犯罪に適切に対応できず、被害者の保護も十分とはいえない事態が生じているとの指摘がなされている。そこで、政府は、被疑者の人権を保護しつつ実体的真実を発見するという刑事司法の正義を全うし、被害者保護の理念を実現するとともに、国際標準にも沿うものとして、以下の各制度を導入する方針を決定し、そのための刑法及び刑訴法改正案を国会に提出する予定である。

(1) 司法協助者訴追免除及び刑罰減免制度

犯罪の解明に寄与した協力者について、その寄与度に応じて、訴追を免除し又は刑を減免するという制度であり、具体的には、①汚職事犯、テロ事犯、麻薬犯罪等の一定の犯罪について、捜査段階で事案の解明に大きく寄与した場合は不起訴とし、②全ての犯罪を対象として、事案の解明、結果発生防止、犯人検挙等に寄与した場合は刑を任意的に減免するものである。これにより、制度的に刑事司法に協力することへのインセンティブを与えることができ、汚職犯罪、組織的犯罪等の摘発が容易となるほか、伝統的な取調べよりも人権侵害的な要素が希薄な方法で証拠収集を図ることが可能となるとされている。

(2) 重要参考人出頭義務制度

死刑、無期、長期5年以上の懲役に当たる罪の事件について、重要な事実を知る参考人が、正当な理由なく、2回以上捜査機関への出頭に応じない場合には、裁判官が発付する令状に基づき勾引することを可能とする制度である。重要な参考人の取調べを確実に行うことができるようにすることで、事案の実態を十分に解明し、適正かつ迅速に事件を処理することが可能となるとされている。

(3) 司法妨害罪の新設等

参考人の捜査機関に対する虚偽供述、証人や参考人に対する暴力、脅迫、

懐柔行為等を犯罪化し、偽証罪の法定刑を引き上げるものである。捜査権の行使が歪曲されることを防止して、実体的真実の解明に資するとともに、偽証や虚偽告訴が多いとされる韓国において、刑事司法に対する不信の解消につながることを期待されている。

取調べの録音・録画を行う場所

【写真 1】 検事執務室内に設置された録音・録画室の例



【写真 2】 検事執務室内に設置された録音・録画用カメラの例



カメラ

<ケース1>

事案の概要(強盗殺人。6回の取調べのうち、第5回及び第6回を録音・録画)	
<p>○ 被害者(若い姉妹2名)の隣のマンションに住む被疑者が、早朝、被害者方に侵入し、刃物で被害者2名を刺殺して現金等を奪った事案(強盗殺人)。</p> <p>○ 被疑者は、強盗の犯意を否認し、「顔見知りの被害者らに会い行った際、早朝に訪問したことを怒られたため、かっとなって殺害した。殺害後、犯行を目撃されなかったか不安になり、自宅マンション屋上から被害者の部屋の見通しを確認した。その後、金品が欲しくなったので、被害者のマンション屋上に飛び移り、再び被害者方に戻って現金等を盗んだ。」などと弁解していた(殺人・窃盗の主張)。</p> <p>○ 検事は、下着姿の被害者が被疑者を自室に迎え入れるとは考え難く、窃盗目的で血の海と化した現場に戻ったとの弁解も不自然であるため、強盗目的での犯行の可能性が高いと考えて、捜査に当たった。</p>	

取調べ時期・時間等	聴取内容、録音・録画の有無等
第1回 検察官送致日 約1時間25分	<p>○ 被疑者の弁解の概要を聴取し、検事調書を作成。</p> <p>○ 検事は、被疑者の弁解内容に疑問がある上、殺害自体は認めており、今後否認に転じる可能性も少ないと考えたため、録音・録画は実施せず。</p>
第2回 6日目 約2時間10分	<p>○ 被害者との関係、被害者方に行った理由、殺害後の行動等について、詳細に聴取。</p>
第3回 8日目 約2時間20分	<p>○ 被害者らが下着姿で被疑者を出迎えたとする点、殺害後に一度立ち去った現場に再度戻ったとする点など、不自然な点を追及するも、被疑者の弁解は変わらず。</p>
第4回 14日目 約40分	<p>○ 各回とも、録音・録画は実施せず、検事調書を作成。</p>
第5回 15日目 約1時間5分	<p>従前の取調べで被疑者の供述が変わらず、強盗の犯意を立証する有力な証拠も得られていなかったため、殺人・窃盗での起訴もやむなしと考え、被疑者の弁解について、録音・録画を実施し、検事調書を作成。</p>
16日目(補充捜査)	<p>補充捜査の結果、犯行当日、被害者のマンション屋上のドアが施錠されていたこと、同屋上から被害者方ベランダに降りて窓から被害者方に侵入できることが判明し、検事は、被疑者が被害者方窓から侵入したと断定し、強盗目的による侵入との心証を得た。</p>
第6回 18日目 約1時間40分	<p>○ 改めて被疑者の取調べを行い、その状況を録音・録画し、検事調書を作成。</p> <p>○ 被疑者は、従前の弁解を維持したが、検事の追及には、返答に窮するなど合理的な説明はできなかった。</p>

○ 第5回の取調べを録音・録画したのは、犯人性について客観証拠が十分ではなく、自白が立証上重要な意味を持つと考えられたことによる。

○ 第6回の取調べを録音・録画したのは、①自白は強盗の犯意の立証に重要な意味を持つため、自白が得られた場合に備えて検事調書の証拠能力確保のための方策を講じておく必要があったこと、②満期等の関係で、これが最後の取調べとなる予定であったこと、③補充捜査の結果に基づいて追及することで、被疑者が自白に転じる可能性があると考えられたことによる。

<ケース2>

事案の概要(兵役法違反。自白後、最後の取調べをレビュー方式で録音・録画)
<p>○ 被疑者が兵役を免れるために、故意に肩を脱臼させ、診断書を兵務庁に提出して兵役の減免を受けようとしたもので、兵務庁の告発を受けた検察独自捜査事案(兵役法違反。兵役義務を忌避し又はその減免を受ける目的での身体損傷行為等は処罰の対象となる。)</p> <p>○ 特定の病院から兵役減免用の肩の脱臼の診断書が多数出ており、検察は、患者側である被疑者らの事件を入口事件として捜査に着手した(医師は取調べ未了)。</p> <p>○ 被疑者は逮捕当初の取調べでは黙秘していた。</p>

取調べ時期・時間等	聴取内容、録音・録画の有無等
第1回 初日午前7時から午前8時10分	弁護士と会うまでは黙秘するとの態度に終始。否認の検事調書作成。録音・録画は実施せず。
第2回 同日午後1時15分から午後5時	○ 被疑者を説得、追及したところ、自白に転じた。 ○ 動機や、脱臼の方法、本件病院を知るに至った経緯等の概要を聴取し、検事調書を作成。録音・録画は実施せず。
第3回 同日午後7時15分から午後9時20分	本件病院が兵役減免用に診断書を作成してくれることを知った経緯、脱臼をさせるために使った道具やその使用方法、同時期に入院していた患者も同じ目的で入院していると聞いた状況等を詳細に聴取し、検事調書を作成。録音・録画は実施せず。
第4回 2日目午後1時15分から午後4時10分	本件病院を紹介してくれた人物、本件病院を知人に教え、同人らも兵役減免の目的で本件病院を受診したこと等を詳細に聴取し、検事調書を作成。録音・録画は実施せず。
第5回 同日午後5時から午後5時30分	○ 検事調書の作成はせず、録音・録画(レビュー方式)のみを実施。 ○ 第2回から第4回までの取調べで聴取した事項のほか、否認から自白に転じた理由(全国から本件病院に集まった患者がほぼ同じ症状で兵役減免の申請をしていることを把握されていることが分かり、嘘についても通らないと思ったというもの。)について、改めて被疑者の取調べを行い、その状況を録音・録画した。

○ 本件では、兵役を免れる目的という主観面の立証は被疑者の自白によるところが大きい上、他の患者や医師を立件するためにも、被疑者の自白が重要であったことから、被疑者が公判で供述を変遷させることを防止するため、録音・録画を実施したものである。

<ケース3>

事案の概要(公務執行妨害・傷害。自白後、録音・録画した事案)	
<p>○ 被疑者が、深夜、酒に酔った状態で車道に立ち入ってタクシーを止めようとしていたところ、それを見た一般人から通報を受けて臨場し、被疑者を安全な場所に連れ戻そうとした警察官に対し、その頭部を叩き、胸ぐらを掴んで揺さぶる暴行を加え、全治約2週間の胸部挫傷を負わせた事案(傷害)。</p> <p>○ 被疑者は、車道でタクシーを止めようとした事実はなく、警察官の頭部を叩いたことも胸ぐらを掴んだこともない旨弁解し、犯行を全面的に否認していた。</p> <p>○ 目撃者が存在したが、同人は、警察官が被疑者を車道から歩道の方に連れて行っていったこと、被疑者が警察官を押すなどしているところは見ていたものの、頭部を叩いた場面は見ていなかった。</p>	

取調べ時期・時間等	聴取内容、録音・録画の有無等
第1回 検察官送致日 約10分	主任検事が被疑者に対し、目撃者の供述内容や警察に通報があった事実などを説明し、事実関係を認めるよう説得、追及したところ、被疑者は事実を概ね認めるに至った(なお、頭部を叩いた点についてはなお思い出せないと供述)。
第2回 同日 約15分	第1回の取調べを終了後、休憩をはさんで第2回の取調べを開始し、 検事調書の作成はせず、録音・録画のみを実施。

- 本件では、被疑者の自白がなくても、警察官や目撃者の供述により立証可能であったが、暴行事実の直接証拠は警察官の供述と被疑者の自白のみであったため、被疑者が公判で否認した場合には、やや証拠が薄くなるとも考えられたことから、被疑者供述の変遷を防止し、公判立証を円滑に行う観点から、録音・録画を実施したものである。
- 他方で、本件では、自白以外の証拠で立証可能であり、被疑者が供述を変遷させる可能性は高くないと考えられたため、業務負担軽減の観点から、検事調書までは作成せず、取調べでの供述内容をまとめた要約書のみが作成された。

第9章 香港

第1 刑事司法制度の概要等

1 刑事手続の概要等

香港は、1997年に英国から中国に返還されたが、その後も、基本的には、返還前の英国法の系譜に属する法制度の枠組みが維持されている。

香港において、刑事事件は、①原訟法庭 (Court of First Instance, 殺人, 強姦, 反乱等の公訴罪を審理する。), ②区域法院 (District Court, 7年以下の拘禁刑に当たる公訴罪を審理する。), ③裁判法院 (Magistrate Court, 簡易公判可能公訴罪又は簡易犯罪を審理し, 1つの起訴事実に対しては2年以下の拘禁刑までしか科すことができない。) のいずれかにおいて審理されるところ, ③の裁判法院において処理される事件が全体の約9割を占めるとされる。なお, 香港の人口は約700万人であり, 年間の犯罪検挙人員は約4万人である。

このうち, 原訟法庭で審理されるような重大事件についての主な刑事手続の流れは, 次のとおりとなる。

すなわち, 香港では, 初犯で拘禁刑に処せられ得る犯罪を犯した合理的な疑いがある場合などにおいて, 広く無令状逮捕が認められており (警隊条例50条), 訴追すべき事件については, 通常, 被疑者を逮捕して捜査が行われる。

警察は, 被疑者を逮捕した場合, その後, 原則として, 48時間以内に, 警察において, 被疑者を裁判法院に訴追 (Charge) するか, 訴追しない場合には釈放しなければならず (警隊条例52条参照), また, 訴追した場合であっても, 被告人を裁判法院に出頭させなければならない (First Appearance)。この出頭手続以降は保釈請求が認められることとなるが, 更に被告人の身柄拘束を継続する必要がある場合には, 検察官において身柄拘束の延長を請求することができ, 裁判法院がこれを認めれば, 被告人の身柄拘束が延長されることとなる。なお, 訴追については, 検察官が管理することとされ, 警察が検察官に協議した上で行うのが望ましいとされているが, 実際には, 軽微な事案を中心に, 警察のみの判断により訴追がなされているようである。

重大事件の場合には, 訴追後, 裁判法院から原訟法庭に対して事件が送付され, 正式起訴状 (Indictment) が提出された後, アレイメントの手続に付される。被告人が有罪答弁をした場合には, 公判審理を経ずに有罪とされて, 量刑手続へと移行する。これに対し, 被告人が無罪答弁をした場合には, 公判前の手続を経て, 陪審審理が行われることとなる。

律政司 (我が国の法務省に当たる。) の2009年の統計によれば, 各裁判所における有罪率は, 原訟法庭が約94.8パーセント, 区域法院が約92.6パーセント, 裁判法院が約73.2パーセントとなっている。

2 被疑者取調べの実情について

被疑者の取調べは、警察官により行われ、検察官は捜査に関与しないところ、訴追後は、一定の例外を除き、被疑者の取調べを行うことができないとされており、被疑者の取調べを行うことができる時間は、通常、逮捕後48時間以内に限定される。

取調べに関しては、1992年に保安長官により「被疑者取調べ及び供述の録取に関する規則及び指針」(Rules and Directions for the Questioning of Suspects and the Taking of Statements. 以下、「尋問規則・指針」という。)が発出され、同規則に基づいた運用がなされている。

被疑者の取調べにおいては、捜査及び刑事司法の運営上不合理な遅延又は妨害をもたらす場合でない限り、被疑者が要望した場合には、弁護人の立会いを認めることとされており(尋問規則・指針の指針8(a)(ii))、その場合、取調べの緊急の必要がある場合など一定の例外を除き、弁護人が到着するまで取調べを開始しないこととしているとのことである。

第2 取調べの録音・録画について

1 録音・録画実施の経緯等

香港においては、被疑者取調べの録音・録画を義務付ける法令・条例は存在せず、警察の運用により実施されている。すなわち、尋問規則・指針において、原則として、警察署等(警察署以外の取調べのための施設等を含む。)において行われる被疑者の取調べについて、書面又は機械的方法により、全ての取調べの記録を作成しなければならないこととされており(尋問規則・指針の規則V(b)、指針3)、これを踏まえて、取調べの録音・録画の対象や具体的方法等について、警察の内部基準で定められている。

香港では、取調べ中に警察官による暴力があった旨主張されて、自白調書の任意性が激しく争われるなどしたため、供述の任意性を的確に立証する手段として録音・録画が検討されるようになり、当時の母国である英国において、1984年の警察及び刑事証拠法により取調べの録音制度の導入が決まったことの影響もあって、1986年から、この問題について、政府部内における具体的な検討が開始された。

そして、1993年から、香港警察の組織犯罪及び三合会科(注)が取り扱う事件において録音・録画の試行が開始され、1998年には、全警察署に合計60の録音・録画室が設置されて、録音・録画が実施されるようになった。

(注)「三合会」とは、我が国でいう「暴力団」に相当する言葉である。

2 録音・録画の目的

取調べの録音・録画の目的については、取調べの透明性の向上と、任意性を立証しやすくすることとが言われており、判例においても、録音・録画の目的として、①被疑者を捜査機関による不適切な行為から守ること、②捜査機関を

不適切な行為をした旨のいわれなき非難から守ること及び③これらを通じて、取調べの記録の証拠能力に関する争いを減少させることを指摘するものがある。

3 録音・録画の対象事件及び実施状況

警察の内部基準においては、

- ① 原訟法庭又は区域法院で審理される見込みがあるとき
- ② 裁判法院で審理される事件については
 - ア 複雑で機微に触れ又は特異な性質の事件である場合
 - イ 公共の利益に関わる事件である場合
 - ウ 被疑者の要望がある場合

に被疑者取調べの録音・録画を実施することとされている。

このように、裁判法院において審理される事件については、必ずしも全てにつき録音・録画を実施するとはされておらず、実際にも、捜査の効率性の観点等を踏まえ、特に被疑者多数の事件等においては、録音・録画を実施しないことが多いのが実情のようである。

また、内部基準では、被疑者が録音・録画を拒否した場合についても、特段例外とすることなく、できる限り録音・録画を実施することとされている。この点、香港の警察官から聴取したところによれば、供述調書の録取には応じるものの録音・録画を拒否する被疑者は現に存在するが、被疑者が録音・録画を拒否しているにも関わらず録音・録画を継続し、その結果、被疑者が供述を拒否するのはやむを得ないことと考えられており、被疑者の供述以外の証拠により訴追・立証の可否を検討することとなるとのことである。

また、例えば、組織的犯罪の上位者の関与について供述を求める場合などであって、当該供述の出所を明らかにしないでおく必要がある場合においては、当該取調べを録音・録画せず、「情報提供用紙」(information filling form)に、情報源を秘匿して当該供述を記録する運用が行われているようである。

さらに、取調べの開始前に、取調官と被疑者との間で、信頼関係を構築するための会話を行うこともあるとのことである。

4 録音・録画の実施方法等

録音・録画室の例は、別紙見取図及び写真のとおりである。録音・録画を実施する場合には、取調べの状況は、4枚のDVDに同時に記録される。そのうち1枚が封印される原本、1枚が警察が利用するワーキング用、1枚が被疑者への交付用、1枚が被疑者交付の予備用とされ、原本及びワーキング用には、警察官、被疑者及び立ち会った弁護人の全てが映った映像が記録されるが、被疑者への交付用は、被疑者の顔のみが映った映像が記録されるとのことである。

5 記録媒体の取扱い等

取調べの録音・録画を実施した場合、供述調書は作成されず、外注によりDVDの音声記録の反訳が作成される。一方、訴追後、被告人が無罪答弁をした

場合、公判審理における証拠調べはDVDを用いて行われており、その必要があれば、裁判所にDVD（前記封印された原本）を提出することになる。公判廷において、DVDは、実質証拠として用いられ得る。

6 録音・録画を実施しなかった場合の効果

香港では、前記のとおり、警察の内部基準により録音・録画の具体的な実施方法等が定められているものであり、これに違反して録音・録画を実施しなかった場合における当該取調べにより得られた供述の証拠能力等について、特段の法令の定めは存しない。もっとも、実務上、尋問規則・指針に反する方法で取調べがなされたという事実は、そのような取調べによって得られた供述の任意性等に争いが生じた場合、その任意性を疑わせる事情と捉えられることが多いようである。

7 録音・録画に対する評価

取調べの録音・録画が被疑者に与える影響については、実務家の中で、「録音・録画の実施の有無によって、被疑者が供述するかどうかが変わるケースは少ない。」との意見がある一方で、「供述調書なら応じるが、録音・録画をするのであれば供述しないという被疑者は現にいる。」との意見もあった。

また、取調べの録音・録画に対しては、「供述調書を作成しなくてよいので、時間の短縮になる。」「録音・録画により自白の証拠能力が認められる可能性が高まった。」（いずれも警察官）などの肯定的な評価があった。一方、「録音・録画の開始前に警察官から誘導され又は暴行を受けた旨の主張をする被疑者が現れるようになった。」（検察官）等の評価もあり、「録画開始前の被疑者への直接的な圧力や親族等への圧力、取引等は防止できない。黙秘権を行使しても、録音・録画を通じて被疑者の取調べ時の態度が明らかになることにより、被疑者にとって不利な心証を形成される。」（弁護士）との指摘もあるようである。

第3 取調べ以外の特徴的な捜査手法等

1 有罪答弁・捜査協力による減輕

香港では、自白又は有罪答弁を推奨するとともに、訴訟経済の効率化を図る観点から、有罪答弁や捜査協力に基づく刑の減輕について、判例法によるガイドラインが形成されており、例えば、有罪答弁をして捜査に協力した場合には、最大3割程度の量刑の減輕が認められるほか、共犯者の逮捕等のための捜査に協力し、その公判においても証言した場合には、最大5割の減輕が認められるとされる。

2 答弁取引

明確な法令上の根拠はないが、検察官と弁護人との間で答弁取引、すなわち、被告人が有罪答弁をする代わりに、検察官において、複数の訴因のうち一部を撤回し、あるいは、訴因を縮減することが行われている。実務上は、弁護人か

らこのような取引を持ちかけることが通常とのことであり、合意が成立した場合には、裁判所にその旨申し立てることとなる。

このような答弁取引の過程でなされた供述等については、証拠として使用することができないものとされており、その過程について録音・録画を実施することもない。

このほか、訴追された被告人が、一定期間法令を遵守すること等を誓約させる代わりに、検察官が訴追を取り消すことなどについて、裁判所、検察官及び被告人側が合意し、裁判所がその旨の命令を下す運用も行われる(bind over)。被告人が遵守条件に違反した場合には6か月間以下の拘禁刑に処することができる(裁判条例61条参照)。

3 証人保護プログラム

2000年に成立した証人保護条例により、証人保護プログラムが制度として確立されている。保護を担当する当局は、当該証人が提供する証拠又は証言に関連する犯罪の重大性、当該証拠又は証言の重要性、証人保護のため実行可能な代替方法の有無、証人の犯罪歴等を考慮して、証人保護プログラムの対象としかどうかを判断し、当該証人との間で覚書を交わして、保護プログラムを提供する。対象者は、必要な証拠又は証言を提供することに合意した者のほか、違法行為に関連して公務員に供述又は他の支援を提供した者等も含まれる。保護の内容としては、証人の安全に対する脅威のレベルにも応じて、新たな身分の付与、護衛、住居の提供、金銭的支援などが含まれ、裁判終了後も無期限に保護が付与され得る。

4 通信傍受、秘匿監視

香港においては、従前は、通信傍受や秘匿監視に関する法令の定めは設けられておらず、運用によりこれらが実施されていたが、秘匿監視によって得られた証拠物の証拠能力が裁判所に否定された事件を契機に法整備の必要性が生じ、2006年に発効した通信傍受及び監視条例により、これらが規定されるに至った。

同条例によれば、概要、秘匿監視とは、監視装置を用いて行われる特定の捜査又は作戦であって、捜査対象者がプライバシーを期待することが合理的な状況において、監視が行われていることについて対象者が気付かないような方法を用いて、当該対象者に対するプライバシーに関わる情報を獲得する見込みがあるものをいうとされる。このうち、①対象者の発言又は行動を聴取・監視等する目的で、聴取機材又は光学的監視機材を用いて行われるものであって、対象者において、他者に自己の発言又は行動を聞かれ又は見られることを意図し、あるいは、これを合理的に予想すべき状況にあるとき、②光学的監視機材又は追跡機材を用いて行われるものであって、施設内への許可なき立入りや物理的・電子的干渉を伴わないものなどについては、第2種秘匿監視とされ、それ以外のプライバシーへの侵害度の高いものは、第1種秘匿監視とされる。具体

的には、犯人の活動拠点を発見するため、その使用車両の底部に発信器を取り付ける行為は第2種秘匿監視に当たるのに対し、被疑者が滞在しているホテルの居室や使用車両の内部に発信器や録音機器を設置する行為は第1種秘匿監視に当たるとされる。なお、秘匿監視の前記定義に当てはまらない行為については、任意捜査として行うことが可能とされる。また、通信傍受とは、発信者及び受信者以外の者が通信中に当該通信内容を傍受することと定義され、例えば、受信者による秘密録音は通信傍受ではなく、秘匿監視に当たることとなる。

通信傍受及び秘匿監視の要件は、①重大犯罪（通信傍受については、7年以上の拘禁刑に処せられ得る犯罪。秘匿監視については、3年以上の拘禁刑又は100万香港ドル以上の罰金刑に処せられ得る犯罪）の予防若しくは探査又は公共の安全の保護を目的として行われること、②人が重大犯罪又は公共の安全を脅かす行為に関与している合理的な疑いがあること、③通信傍受又は秘匿監視の必要性があり、その目的に比例する行為であること（その際、より侵害度の低い手段によることの可能性も考慮される。）である。

通信傍受及び第1種秘匿監視については、裁判官の許可を要する。第2種秘匿監視については、警視長等法執行機関の職員の許可により実施することができる。

2008年の裁判官による通信傍受の許可件数（更新許可を含む。）は1719件、裁判官による第1種秘匿監視の許可件数は98件、法執行機関の職員による第2種秘匿監視の許可件数は107件となっている。

5 潜入捜査

法令に特段の定めはないが、情報収集目的や捜査目的の潜入捜査が行われている。なお、情報提供者の利用に当たり、検察官は、捜査対象となる犯罪行為の性質や公共の秩序に与える脅威の程度が深刻であって、通常犯罪の予防・制御手段が効果的ではない場合には、当該情報提供者に免責を付与することができる。

6 DNA型データベース

香港では、2001年の警隊条例の改正により、DNA型試料の採取権限及びDNA型データベースに関する規定が設けられ、同年からデータベースの運用が開始された。米国のCODISにならったシステムを採用しているとされる。逮捕可能な重大犯罪（7年以上の懲役に科され得る罪等）の被疑者及び有罪確定者については、相手方の同意の有無にかかわらず、警視級以上の警察官の承認により、必要かつ合理的な有形力を行って、DNA型試料を採取することができる（警隊条例59条C、E）。

2010年7月末時点で、DNA型データベースには、3万人分以上のDNA型情報が登録されており、これらのDNA型情報と犯行場所に遺留された試料から検出されたDNA型とが一致した件数は1300件とのことである。

第10章 台湾

第1 刑事司法制度の概要等

1 捜査・公判手続の概要等

台湾の刑事手続は、我が国の旧刑事訴訟法と近似した職権主義を基本としている。

検察官は、捜査の主体であるとともに、準司法官としての性格も有し、勾引状（我が国の逮捕状に当たる。）の発付等の強大な捜査権限を持つ（台湾刑事訴訟法第77条第3項、第71条第4項。以下、括弧内に引用する条文はいずれも同法である。）。一方、警察官は、検察官の捜査を補助する立場にあるとされている。

被疑者の身柄拘束の流れについて見ると、被疑者を勾引（我が国の通常逮捕に相当する。）又は逮捕（我が国の現行犯逮捕又は緊急逮捕に相当する。）した場合、24時間以内に裁判所に対し拘置（我が国の勾留に当たる。）の申立てをしなければならないとされている（第93条第2項）。

拘置の要件は、犯罪の嫌疑が重大であり、かつ、

- 逃亡し、又は逃亡するおそれがあると認めるに足る事実があるとき
 - 証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は共犯者若しくは証人と通謀するおそれがあると認めるに足る事実があるとき
 - 死刑、無期刑又は短期5年以上の懲役に当たる罪を実行したとき
- のいずれかの事情があつて、拘置しなければ訴追手続の進行が困難である場合とされている（第101条第1項）。

起訴前拘置の期間は2か月であり（第108条第1項）、1回のみ2か月間の延長が可能である（同条第5項）。2009年の統計では、平均約1.5か月であった。

台湾においては、起訴法定主義が採られており、被疑者に犯罪の嫌疑があれば、検察官は公訴提起しなければならないが、軽微な犯罪の場合等一定の例外が認められている。

また、起訴状一本主義は採られておらず、検察官は、公訴提起と同時に証拠物及び一件記録を裁判所に送付することとなる（第264条第2項）。

裁判所は、審判を準備するために第1回公判期日の前に被告人を尋問することができ（第273条第1項）、また、公判期日の前に証人、鑑定人又は通訳の召喚及び証拠物の取寄せ又は提出を命ずることができる（第274条）。

公判期日においては、検察官が起訴要旨を陳述した後に、裁判長は、起訴された事実について被告人を尋問しなければならない（第287条）、尋問後、証拠を調べなければならない（第288条）。

証拠調べ終了後、検察官、被告人、弁護人の順に弁論が命じられ、被告人が

希望した場合、更に被告人による最終陳述が行われて弁論が終結する。

法務部（我が国の法務省に当たる。）の担当者によれば、捜査段階における自白事件は1割程度であり、司法院（我が国の最高裁判所に当たる。）からの回答によれば、地方裁判所における有罪率は約96パーセントである。

2 被疑者取調べの一般原則及び実情等について

警察官も検察官も被疑者の取調べを行い、それぞれ供述調書を作成する。なお、起訴前の拘置期間中については、警察官は、検察官の指揮又は許可がある場合に被疑者の取調べが可能である。

取調べ場所は、通常は取調室であるが、それ以外の場所で行うこともある。被疑者の取調べにおいて、暴力、脅迫、利益誘導、偽計、疲労の利用その他の不正な手段を用いてはならないとされ（第98条、第100条の2）、警察官は、原則として、夜間（日没後から日の出前まで）に被疑者の取調べをしてはならないとされている（第100条の3）。

原則として、取調べへの弁護人の立会いが認められているが、捜査の秩序に影響を与えるに足りるなどの事情がある場合には、制限される（第245条第2項）。被疑者が弁護人の立会いを要請した場合、取調べを行わずに弁護人の到着を待つこととなるが、それが逮捕中の取調べである場合、弁護人を待っている間の時間は逮捕の制限時間に参入されない。

1件当たりの取調べの時間や回数は、事案ごとに異なるとのことである。

具体的な取調べの手法については、個々の取調官の経験や培った技術に負うところが多いようであるが、複数の捜査経験者によると、被疑者との信頼関係の構築や人物の把握等を目的として、取調べ開始前に、被疑者と雑談を交わすことは普通に実施されているようであり、このような雑談は録音等はしていない。

法務部調査局（国家の安全確保に関する捜査や贈収賄、経済犯罪等の捜査を行う。）の担当者によると、被疑者取調べの具体的な手法例としては概ね次のようなものであるとのことであった。すなわち、取調官は、事前準備として事件や被疑者に関する資料を確認した上、まず、雑談等によって被疑者との信頼関係を構築し、供述に対する被疑者の抵抗感の減少に努めた上、追及や物証の提示によって被疑者から詳細な供述を引き出すとともに、自白を促すというものである。

第2 取調べの録音・録画制度について

1 制度導入の経緯等

1982年に発生した拳銃使用の強盗事件において、警察官が被疑者に対して暴行を用いた取調べを実施した結果、被疑者は自白したものの自殺し、その後、真犯人が現れ、上記自白が虚偽自白であったことが判明したという事案が発生した。

これを契機として弁護人の被疑者取調べの立会権が法制化されたものの、捜査機関が被疑者への権利告知や弁護人への通知を行わなかったり、名目を付けて弁護人立会いを回避するなどしたため、この制度は實際上、十分に機能しなかった（問題点として、弁護人立会権が不当に侵害されたからといって、直ちに当該被疑者取調べの自白の証拠能力が排除されるわけではないとする裁判実務や、弁護人立会権の侵害を直ちに是正できる準抗告等の法的救済措置がないなどの法制上の不備等が指摘されている。）。このようなことから、その後も、1993年、1995年と続けて、警察官が暴行を用いて被疑者を取り調べた事案が発覚し、被疑者取調べの録音の義務化に向けた刑事訴訟法改正の機運が高まり、1998年、刑事訴訟法が改正され、被疑者取調べの録音を義務付ける規定が新設された。

その立案趣旨は、供述調書に対する公的な信頼を確立し、手続の合法性を担保するためとされている。

2 被疑者取調べの録音・録画制度の概要等

(1) 義務の範囲、例外事由等

刑事訴訟法上、被疑者・被告人の取調べ・尋問は全過程を連続して録音しなければならず、必要があるときは、併せて全過程を連続して録画することとされている（第100条の1第1項本文、第100条の2）。

ただし、急迫の事情があり、かつ、そのことを供述調書に明確に記載した場合にはこの限りではない（第100条の1第1項ただし書）。「急迫の事情」の具体例として、山奥や郊外など録音・録画の設備がないところで急に取調べを実施する必要が生じた場合等がこれに該当すると解されている。

捜査段階において、録音が義務付けられているのは、警察官及び検察官による被疑者の取調べであり、公判段階では裁判官による被告人の尋問も録音義務の対象とされている。

また、対象となる犯罪及び取調べ場所に限定はなく、前述の例外事由に該当する場合以外は、身柄拘束の有無を問わず、全ての被疑者取調べの全過程を録音することとされている。

(2) 義務違反の法的効果、記録媒体の公判段階における取扱い

録音記録は、供述調書の補助的な記録として位置付けられており（したがって、実質証拠として用いられることはない。）、供述調書に記載された被疑者の供述と録音の内容が符合しない場合、その符合しない部分の供述を証拠とすることはできないこととされている（第100条の1第2項、第100条の2）。

ところで、1998年の改正刑事訴訟法の立法草案では、「被疑者の供述が録音又は録画されていないときには、それを証拠とすることができない。」とされていた。しかし、審議の過程において、単に録音等が一部欠けているということのみをもって、本来問題のない自白までが、その証拠能力を否定

されることは相当ではないとされ、現行法の内容（供述調書に記載された被疑者の供述と録音の内容が符合しない場合、その符合しない部分の供述を証拠とすることはできない）に修正されたという経緯があったとのことである。

取調べの全過程を録音しなかった場合、又は録音せずにある程度取調べを行い、供述調書を取りまとめる時点から録音を開始したような場合等、録音義務に違反してなされた取調べにおいて作成された供述調書の証拠能力については、次のような最高裁判所の判例がある。すなわち、同判例によれば、「被疑者の供述の証拠能力は、刑事訴訟法第158条の4に基づき、人権保障と公共の利益の均衡維持の観点から裁判官が判断することとされており、実質的には、自白の任意性を判断して証拠能力を認定する。すなわち、録音されていないことのみをもって、供述調書の証拠能力が否定されるものではない。」とされている。

記録媒体の公判段階での確認方法としては、裁判官や検察官が公判外で視聴することが多く、一部を法廷で再生する場合もあるようである。

なお、現行法上、参考人取調べの録音等に関する規定はない。

第3 取調べの録音・録画制度の運用状況等

1 被疑者取調べの録音・録画の実施状況

刑事訴訟法上、被疑者の拒否は録音義務の例外事由に当たらないことから、被疑者が拒否した場合であっても、録音を継続するのが通常である。

また、被疑者がトイレに行く場合や停電等により機材が使用不能となった場合は、録音を中断し、その旨を供述調書に記載する取扱いがなされている。

ところで、前述のとおり、取調官は、信頼関係の構築等を目的として、取調べ開始前にしばしば被疑者と雑談を行うところ、このような雑談は取調べに当たらないとの理由から、録音等はしていないとのことである。もっとも、被疑者が雑談時に証拠とすべき内容の供述をした場合であっても、録音されていないことから、これをそのまま供述調書に録取することはせずに、録音を開始した上で、改めて被疑者に聴取するという取扱いがされている。

また、台北市では、録音・録画機器が備え付けられた取調室の整備が進んでおり、基本的には録音と同時に録画を実施している。取調室で録音・録画を実施する場合、別室において、録音・録画している映像や音声をモニターで確認することができるようになっている。録音・録画したデータはDVDに記録される。他方、台北市以外の地域では、録音・録画機器が備え付けられていない取調室も多く、録音のみを実施するケースが多いようである。

2 録音・録画制度に対する評価等

実務家による積極的な評価としては、「供述内容が後に検証可能となるのでよい制度である。」（裁判官）、「捜査官を守るための制度であり、公判で自白を覆す事例は少なくなった。」（検察官、警察官）、「起訴率、有罪率が上がった。」

たと認識している。」(検察官)などがあつた。

その一方で、「被疑者の供述が得にくくなつた。」(警察官)、「自白事件の割合がおよそ半減した。」(裁判官)、「捜査官からの暴行・脅迫に関する主張は減つたが、利益誘導に関する主張が増えた。」(裁判官)、「録音・録画された取調べで被疑者が自ら虚偽供述をして裁判でその信用性が問題になつた例もあり、録音・録画には虚偽供述を防止する機能はない。」(裁判官)などの評価も見られた。

また、「自白以外の証拠を収集するため、1つの事件の捜査に多くの時間をかけるようになった。」(警察官)と、取調べの可視化が取調べ以外の捜査実務に与える影響についての指摘もあつた。

第4 取調べ以外の特徴的な捜査手法、仕組み等

台湾においては、以下のような捜査手法等が活用されている。

1 司法取引(刑事訴訟法に規定)

検察官が、被害者の意見を聴取した後、量刑の範囲等について、裁判外で被告人と協議を行い、その結果、当事者双方が合意し、かつ、被告人が罪を認めた場合、検察官は、裁判所に対し、合意に基づく判決を請求することができる。この請求があつた場合、裁判所は、一定の例外事由に該当する場合を除き、合意の範囲で判決を宣告することとされている。

なお、死刑、無期又は短期3年以上の懲役に当たる罪等の重大犯罪は、対象犯罪から除外されている。

2 共犯者に関する供述等を行った場合の刑の減免(証人保護法に規定)

一定の罪(短期3年以上の懲役に当たる罪等の重大犯罪)に係る刑事事件の被疑者が、捜査中に、共犯者の犯罪事実について供述し、これにより検察官が共犯者を訴追できた場合等には、あらかじめ検察官が同意している場合に限り、当該被疑者の刑を減輕又は免除するものとされている。

3 証人保護(証人保護法に規定)

検察官又は裁判所は、証人又はその密接利害関係人が検察官の面前又は裁判所における当該証人の証言により危害を受けるおそれがあるなどの場合には、証人保護措置を採ることができることとされており、具体的には、身分の秘匿、警察官の派遣、就職・転居等支援等の保護措置を採り得る。

証人保護制度を利用して供述を引き出す手段は多く活用されている。

4 通信・会話傍受(通信の保障及び監察に関する法律に規定)

電話・電子メール等、電信設備を用いて文字、映像、音声等を有線・無線で伝達するもののほか、郵便や会話も傍受の対象となる(ただし、私人の住居内に傍受機器を設置することはできない。)

短期3年以上の懲役に当たる罪その他特定の犯罪の容疑があつて、国家安全への危害又は社会秩序への重大な影響があることに加え、通信等の内容が事件

と関係すると信じる相当な理由があり、かつ、他の方法によっては証拠の収集や捜査が不可能又は困難である場合に、裁判所の令状発付を得て、傍受を実施できるとされている。

傍受は薬物、汚職、選挙違反、組織犯罪などに活用されている。2008年における通信傍受実施件数は、対象事件6112件、対象電話2万5934本である。

5 おとり捜査

特段の根拠規定はないが、実務上、薬物事犯の捜査において、いわゆる買受け捜査が実施されている（判例上、適法な捜査と認められている。）。

6 DNA型データベース

DNAサンプル採取条例により、重大暴力犯罪、性犯罪の被疑者・被告人からはサンプルの強制採取が可能である。

データベースへの登録は、被疑者・被告人のみ可能であり、2010年3月時点で5万4000件のDNA型の登録がなされている。

7 情報へのアクセス

携帯電話の加入者情報、受発信履歴、出入国記録、旅券情報、銀行口座の名義人等の情報については、警察と情報を保有する関係機関・事業者とがオンラインで結ばれており、警察官は、警察に設置された端末を用いて照会することが可能となっている。

8 街頭カメラ

警察が設置したものと民間が設置したものを併せて捜査に活用している。

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	①	②	③	④	⑤
		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
(1)	導入時期	○ 1977年～2011年 (導入されているのは、18州及びコロンビア特別区)	○ 1992年	○ 1998年(被疑少年について) ○ 2007年		○ 1995年
(2)	法的根拠	○ 各州(特別区を含む。以下同じ。)によって異なり ・ 法律に規定がある州 ・ 裁判所規則に規定がある州 ・ 州最高裁判所判決を根拠とする州 などがある。	○ 1984年警察及び刑事証拠法(以下「PACE」という。) ○ (録音に関し)被疑者取調べの録音に関する実務規程E(以下「実務規程E」という。)	○ 刑事訴訟法典(以下「法」という。) ○ 1945年2月2日オールドナンス第45-174号(被疑少年について)(以下「オールドナンス」という。)	○ なし。 * 被疑者の承諾があれば、被疑者取調べの録音・録画を実施することは可能と解されている(ただし、実施例はほとんどないようである。)	○ 刑事訴訟法(以下「法」という。)
(3)	導入経緯	○ 各州によって異なり ・ 従来、捜査段階における被疑者の口頭供述は公判で証拠として採用することが許されていなかったところ、そのような供述を法廷で採用するための条件として、その供述が録音・録画されていることが要求される旨立法されるに至った州 ・ 州最高裁判所が、取調べ状況に関する争いについて裁判所や陪審員による判断を容易にするなどの理由により、取調べの録音・録画を求めるなどの判示を行い、それが判例法となり、あるいは立法措置等がなされた州 ・ 1990年ころから、DNA型鑑定等の活用等によりえん罪事件が相次いで判明し、弁護士団体等を中心として、虚偽自白防止のために取調べの録音・録画を求める機運が高まり、これらを契機として立法措置等がなされた州 などがある。	○ 刑事手続に関する王立委員会における、それまでの刑事実務の問題点の検討等を経てPACEが制定され、その60条(1)(a)において、「内務大臣は、警察署において警察官が行う犯罪被疑者の取調べの録音に関する実務規程を発出しなければならない」旨規定された。 これを受けて、1988年に実務規程Eが制定され、試行を経て、1992年から被疑者取調べの録音が義務付けられるに至った。	○ 1990年代後半、無罪推定の原則を強化すること等を目的とする司法改革が進められ、その中で、1988年、オールドナンスが改正され、警察留置(ガルダ・ビュー)中の被疑少年の取調べの録音・録画制度が義務付けられた。 その後、強姦等事件で重罪院で審理を受けた多くの被告人が無罪となったことを契機に、予審制度を含む刑事司法制度全体の改革が進められ、2007年、刑訴法改正により、重罪の嫌疑により警察留置に付された被疑者の取調べ及び重罪の嫌疑により予審の対象とされた者に対する尋問について、原則として録音・録画を行うことが義務付けられた。 * 上記警察留置(ガルダ・ビュー)は、無令状の身柄拘束手段である。		○ 被疑者・被告人の権利保障の拡充を図った1988年の法の全面改正により、取調べに関しては、全てを調書化するか要約調書に録音を併用することとされ、一定の場合には録画を実施することとされた。しかし、この制度の下においては例外規定に基づく運用が広く行われ、供述した内容と要約調書の内容が異なるといった主張や、取調べで暴行・脅迫が行われたといった主張が被告人側からなされる事案が相次いだ。 これを受けて、1995年、法が改正され、取調べの録音又は録画が義務付けられた。
(4)	主な制度目的	○ 各州によって異なり、多くの州では複数の目的が指摘されているところ ・ 取調べ状況に関する判断を容易にする ・ 虚偽自白の防止等により誤判を防止する ・ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する などが指摘されている。	○ 警察官による違法な取調べを抑止し、被疑者の権利を保障する。 ○ 後の公判において、自白したか否かを含む供述内容をめぐり争いや取調べの適法性、相当性をめぐり争いが生じることを未然に防ぐ。	○ 被疑少年を保護する。 ○ 供述調書の内容の検証を可能とし、これにより供述調書の正確性を担保する。		○ 取調べ過程の正確性・信ぴょう性を確保しつつ、権利保障を確保する。
(5)	義務付け規定	○ 取調べの録音・録画を義務付ける規定等がある州とない州がある。	○ 警察署において行われる正式起訴犯罪及び両性犯罪の被疑者の取調べの全過程について、録音が義務付けられている(実務規程E 3.1, 2.1)。 * 正式起訴犯罪: 謀殺、強姦等の重大犯罪が該当し、刑事法院で審理されるもの。 * 両性犯罪: 窃盗、傷害等が該当し、治安判事の決定により、刑事法院又は治安判事裁判所のいずれかにおいて審理されるもの。 * 被疑者取調べの録画については、警察の裁量により実施することができる(被疑者取調べの録音に関する実務規程F)	○ 警察留置中の被疑少年の取調べについて録音・録画が義務付けられている(オールドナンス4条6項)。 ○ 重罪の嫌疑により警察留置に付された被疑者の取調べ及び重罪の嫌疑により予審対象とされた者に対する尋問につき、録音・録画が義務付けられている(法64-1条、116-1条)。	○ なし。	○ 拘禁された者の尋問は、審理(予備審理及び公判審理)においてなされる場合を除き、常に録音又は録画の方法により尋問全体を記録しなければならない(法141条の2)。
(6)	不実施の法的効果	○ 各州によって異なり ・ 当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定されるとする州 ・ 当該取調べで得られた供述が任意性を欠くことが推定されるとする州 ・ 裁判官から陪審員に対して、録音・録画が実施されなかったことについて説示を行わなければならないとする州 ・ 法的効果を定めていない州 などがある。	○ 録音義務違反の法的効果について定めた規定はない。 ○ 自白が圧力を受けた結果得られたものである場合、被疑者を自白するに至らしめた取調官の言動が自白の信用性を失わせるようなものである場合には、自白を証拠とすることはできず(PACE76条)、また、証拠を採用することが不公正な場合には、裁判官は、当該証拠を採用しないことができる(PACE78条)とされており、これらの判断の枠組みの中で、録音されていない供述の証拠能力が判断されることとなる。	○ 録音・録画義務に違反した法的効果についての規定はない。 ○ 刑訴法の一般規定(法171条「本法その他刑事訴訟法規が規定する重要な手続について関係当事者の利益を侵害する違反があった場合は手続は無効とする。」等)に該当するか否かの判断となる。		○ 拘禁された者の尋問は、録音又は録画の方法により尋問全体が記録されない場合は証拠として使用することができない(法141条の2)。 ○ 実質証拠としても弾劾証拠としても使用することができないと解されている。
(7)	身柄拘束との関係	○ 各州によって異なり ・ 身柄拘束下の被疑者取調べのみを録音・録画の対象とする州 ・ 身柄拘束下の被疑者取調べのほか、身柄拘束なしに留置施設で被疑者を取り調べる場合についても録音・録画の対象とする州 ・ 身柄拘束の有無にかかわらず、ミランダの諸権利(黙秘権、取調べに弁護人の立会いを求める権利等)を告知した後の被疑者取調べを録音・録画の対象とする州 がある。	○ 法律上の限定はないが、身柄拘束下にない被疑者の取調べが行われることがほとんどないため、実際上は、身柄拘束下の取調べが録音されることとなる。	○ 重罪被疑者及び被疑少年の取調べについては、警察留置中に限られる(法64-1条、オールドナンス4条6項)。 ○ 予審対象者の尋問については、身柄拘束下にあるかを問わない(法116-1条)。		○ 身柄拘束中の被疑者に限られる(法141条の2)。
(8)	取調べ主体	○ 法執行官(警察官等)全般としている州や警察本部の警察官としている特別区がある。	○ 警察官(PACE60条(1)(a))	○ 警察官、予審判事		○ 検察官 (身柄拘束中は警察官による被疑者取調べは認められていない。)

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		オランダ	オーストラリア(連邦)	韓国	香港	台湾
(1)	導入時期	○ 2009年	○ 1991年	○ 2007年	○ 1998年	○ 1998年
(2)	法的根拠	○ 検事総長評議会が発した「参考人・被疑者の取調べの録音録画に関する指令」(以下「指令」という。)	○ 1914年刑法(以下「法」という。)	○ 刑事訴訟法(以下「法」という。)	○ 保安長官による被疑者取調べ及び供述の録取に関する規則及び指針(以下「尋問規則・指針」という。)&及び警察の内部基準	○ 刑事訴訟法(以下「法」という。)
(3)	導入経緯	○ 2000年に発生した事件において、捜査段階でいったん自白し、公判で無実を主張したが有罪となり、服役したものの、後に別件で逮捕された者が真犯人だと判明した。この事案を踏まえ、2005年、控訴裁判所の検事がこの事案の検証を実施し、主要な勧告の1つとして、取調べの録画をすべき旨を指摘した。この検証報告は議会で審議され、司法安全大臣が取調べの録音・録画の義務化を約束した。このような経緯を経て、2009年4月に検事総長評議会が発した指令が、一部の警察を除いて取調べの録音・録画を義務付けるに至り、2011年1月には、その義務付け対象が全警察に拡大された。	○ 自白を巡る審理による公判遅延の弊害が問題視されるようになってきた上、1991年に「自白状況について機械的記録等の裏付け証拠がない場合、裁判官は、陪審員に、自白のみで有罪認定するには慎重であるべきことの説明を要する」旨の判決がなされるなどしたため、被疑者取調べの録音・録画が実施されることとなった。	○ 2002年に検察庁での取調べ中に暴行を受けた被疑者が死亡した事件の発生を受け、検察において、検察権行使の公正・取調べの適正確保の観点から、取調べの録音・録画の試行を開始した。 その後、大法院の判例変更により、検事調書の証拠能力が認められるための要件につき、従前は、形式的真正(調書の署名・押印が供述人自身によってなされたこと)が認められれば証拠能力が肯定されていたところが、形式的真正に加えて実質的真正(供述人の供述内容と供述調書の内容が同一であること)が立証されなければ証拠能力は認められない旨厳格化されたことを受け、検事調書の証拠能力確保の観点から更に取調べの録音・録画を推進し、2007年6月の法改正により取調べの録音・録画に関する規定が設けられた。	○ 警察官による取調べ中の暴力が主張されて、自白調書の任意性が激しく争われるなどしたため、供述の任意性を的確に立証する手段として録音・録画が検討されるようになった。また、当時の母国である英国において、1984年に取調べの録音制度の導入が決まったことを受け、政府部内での検討が始まり、1992年に保安長官による尋問規則・指針が策定され、1993年からの試行を経て、1998年には全警察署において録音・録画が実施されるようになった。	○ 1982年に発生した強盗事件において、警察官が被疑者に暴行を用いた取調べを行い、被疑者が自白したものの自殺し、その後に真犯人が現れ、上記自白が虚偽だと判明したという事案が発生した。その後も警察官が暴行を用いた取調べを行った事案が発覚したため、1998年、法が改正され、被疑者取調べの録音義務化がなされた。
(4)	主な制度目的	○ 取調べの事後的な検証を容易にする。	○ 自白内容や取調べ状況について客観的・機械的記録を作成し、自白を巡る争いを減少させる。 ○ 取調べの適正確保を図り、正確な供述内容に基づいた適正な審理が行われるようにする。	○ 検事調書の証拠能力(実質的真正)を確保する。 ○ 検察権行使の公正、取調べの適正を確保する。	○ 取調べの透明性を向上させる。 ○ 供述の任意性を立証しやすくする。	○ 供述調書に対する信頼を確立し、手続の合法性を担保する。
(5)	義務付け規定	○ 一定の犯罪の被疑者・参考人の取調べについて録音が義務付けられ、さらに、そのうちの一定の場合に録画が義務付けられている(指令)。	○ (直接的な義務付け規定はなく、録音・録画義務に反した場合の自白を排除するという形式で規定されている。)	○ なし。 * 被疑者の取調べは、録音・録画をすることができるとされている(法244条の2第1項)。録音・録画を実施するか否かは、捜査機関の裁量に委ねられている。	○ なし。 * 上記尋問規則・指針は、原則として、警察署等において行われる被疑者の取調べについて、機械的方法による取調べ状況の記録を作成しなければならないとしているが(尋問規則・指針の規則V(b)、指針3)、これは捜査機関の実施指針を示したにすぎない。	○ 被疑者の取調べは全過程を連続して録音しなければならないが、必要があるときは、併せて全過程を連続して録画することができる(法100条の1第1項本文、100条の2)。
(6)	不実施の法的効果	○ 録音・録画義務違反の法的効果について定めた規定はない。 ○ 報告書(供述調書)に証拠能力を認めるか否かは、裁判官の判断による。	○ 被疑者の捜査官に対する自白又は自認は、テープ記録(録音・録画その他の機械的記録)を行うことが合理的に可能な状況下で自白又は自認がなされた場合、取調べにおける被疑者に対する質問及びそれに対する被疑者の応答全てのテープ記録がなされていない限り、原則として証拠とすることができない(法23条V(1)(a))。			○ 供述調書の内容と録音の内容が符合していない場合は、符合していない部分を証拠にしてはならない(法100条の1第2項、100条の2)。 ○ ただし、録音がなされていないことのみが理由で供述調書の証拠能力が否定されるものではない。実質的には、裁判官が、自白の任意性を判断して、被疑者供述の証拠能力を認定する。(判例)
(7)	身柄拘束との関係	○ 身柄拘束の有無を問わない(指令)。	○ 身柄拘束の有無を問わない(法23条V(1)(a))。	○ 規定なし。	○ 警察の内部基準において、身柄拘束の有無により録音・録画実施の要否を画しているものではないと思われるが、訴追すべき事件については、通常、被疑者を逮捕して捜査が行われる。	○ 身柄拘束の有無を問わない。
(8)	取調べ主体	○ 警察官、検察官 * 実際には、警察官が取調べを行う。	○ 警察官	○ 警察官、検察官 * 取調べの録音・録画は主として検察官において行われている。	○ 警察官	○ 警察官、検察官

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	①	②	③	④	⑤
		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
(9)	取調べ場所	○ 各州によって異なり ・ 留置施設等に限定している州 ・ 電磁的記録装置が備わった取調室に限定している特別区 ・ 特に限定していない州などがある。	○ 警察署(PACE60条(1)(a))	○ 被疑少年の取調べについて、場所に関する規定上の限定はない。 ○ 重罪被疑者の取調べについては、司法警察の施設内で行われるものに限定されている(法64-1条)。 ○ 重罪予審対象者に対する尋問については、予審判事の執務室内における尋問に限定されている(法116-1条)。		○ 法律上、特段の定めはないため、検察官の裁量で決定される。 * 通常は、検察官の執務室又は被疑者が保全拘禁されている刑務所内の取調室で行われる。
(10)	対象犯罪	○ 各州によって異なり ・ 重罪に限定している州 ・ 殺人関連犯罪に限定している州 ・ 一定の人を死亡させた犯罪に限定している州 ・ 一定の暴力犯罪に限定している州 ・ 特に限定していない州などがある。	○ 正式起訴犯罪及び両性犯罪(実務規程E3.1, 2.1) * 正式起訴犯罪: 謀殺, 強姦等の重大犯罪が該当し, 刑事法院で審理されるもの。 * 両性犯罪: 窃盗, 傷害等が該当し, 治安判事の決定により, 刑事法院又は治安判事裁判所のいずれかにおいて審理されるもの。	○ 重罪被疑者の取調べ及び重罪予審対象者の尋問については、対象犯罪が重罪に限られる。ただし、捜査・証拠収集の必要性から、一定の組織犯罪、国家の基本的利益に対する侵害、テロ行為に係る犯罪が除外されている(法64-1条, 116-1条)。 ○ 被疑少年の取調べについては、録音・録画の対象犯罪に限定なし(ただし、警察留置に付すことができる犯罪は重罪又は拘禁刑に処せられる軽罪に限られている。)(オールドナンス4条6項)。		○ 限定なし。
(11)	録音・録画の範囲	○ 各州によって異なり ・ 被疑者が取調室に入れられた直後、被疑者と警察官の最初の接触の時点から、引き続き取調室内で起きる被疑者と警察官との間の接触行為全てとする特別区 ・ 被疑者がミランダの諸権利を告知され又は告知されるべき時点から質問が終了するまでとする州 ・ 被疑者がミランダの諸権利を放棄した場面を録音・録画する必要があるとし、それ以外の場面については捜査官の裁量に委ねている州 ・ 特に規定はなく、捜査官の裁量に委ねている州などがある。	全過程(実務規程E3.1, 2.1) * 犯罪事実以外の情報を入手する目的で被疑者を取り調べる場合は、録音義務の対象とならない(実務規程E4.10)。	○ 全過程(法64-1条, 116-1条, オールドナンス4条6項は、録音・録画義務の対象となる取調べ・尋問については、録音・録画の範囲を限定していない。) * 正式な取調べ以外のやりとりについては、録音・録画の対象とはならない。		○ 全過程(法141条の2)。 * 「捜査有益情報の聴取」(犯行の場所又は犯行の時点において、被疑者が現行犯逮捕又は緊急逮捕されている場合に、弁護人の立会いなしに、予備捜査の迅速な遂行のために有益な情報及び指摘を得ること)、「自発的申告の聴取」(被疑者が自ら自発的に供述をする場合に、弁護人の立会いなしに、これを聴取すること)、「捜査を目的とした対話」(改検者(司法協力者)となる意思があるかどうかを確認する手続であり、ここで得られた供述は、捜査のためのみに用いられ、公判審理においてはおよそ証拠として使用することができない)については、録音・録画が必要な取調べには当たらない。
(12)	例外	○ 実施州19州のうち15州が、録音・録画義務や義務違反の法的効果について例外を設けている。その内容は各州によって異なり、 ・ 機器の故障等により録音・録画が不可能又は困難な場合 ・ 機器の誤作動等により録音・録画に失敗した場合 ・ 緊急の事態のために録音・録画ができなかった場合 ・ 被疑者が、録音・録画を拒否した場合や、録音・録画の中止を条件に供述する旨述べた場合 ・ 録音・録画が実施されれば被疑者がいかなる質問にも答えなくなる場合 ・ 録音・録画により何人かの安全が危険にさらされたり、情報提供者が特定される危険性がある場合 ・ 捜査官が、録音・録画の対象犯罪ではないと認識していたり、対象犯罪の嫌疑を認識していなかった場合 ・ 当該供述が質問に答えるのではなく自発的になされた場合 ・ 当該供述が逮捕手続等の一部としてなされた質問に応じたなされたものである場合 ・ 当該供述が参考人として任意になされた場合 ・ 当該供述が録音・録画義務違反前に得られた場合 ・ 当該供述が真実であると認められる事実等が示され、さらに、被疑者の有罪の認定に資する供述である場合 ・ 当該供述が、任意になされたものであり、かつ、信頼できる場合 などが例外とされている。 多くの州では、このうち複数のものを例外として設けている。	○ 録音機器が故障し又は適切な取調室や録音機材が利用できない場合であって、取調べを遅らせることができない事情がある場合(実務規程E3.3) ○ 起訴がなされないことが明らかな場合(実務規程E3.3) ○ 被疑者が取調室への入室を拒否し、取調べを遅らせることができない事情があるときであって、房内で取調べを行うための録音機材が利用できない場合(実務規程E3.4) ○ 被疑者の録音拒否の意思表示が録音され又は被疑者がそれすら拒否した場合(実務規程E4.8)	○ 技術的な問題により録音・録画が不可能であるとき(法64-1条, 116-1条, オールドナンス4条6項) ○ (重罪被疑者の取調べ及び重罪予審対象者の尋問につき)同一又は複数の手続において同時に取り調べられるべき、又は尋問されるべき、警察留置中の被疑者又は予審対象者が多数いるために、全ての取調べ・尋問について録音・録画を行うことの妨げとなる場合(法64-1条, 116-1条) * なお、被疑者・予審対象者が録音・録画を拒否する旨申し立てたとしても、録音・録画義務は免除されない。		○ 例外なし。
(13)	実質証拠としての利用の可否	○ 全ての実施州において、実質証拠として利用することが認められている。	○ 取調べの録音テープは、証拠物として取り扱われるが、自白としての証拠能力も具備する限り、供述内容を立証する証拠として用いられることとなる(実質証拠としての使用を制限する規定は見当たらない。)	○ 実質証拠としては用いられない。		○ 原則として、証拠として使用できない。 ○ ただ、被告人が公判審理において予備捜査段階と異なる供述をした場合に、弾劾証拠として反訳調査の証拠請求が行われている(他方、録音・録画記録自体の取調べは行われていないとのことである。)

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		オランダ	オーストラリア(連邦)	韓 国	香 港	台 湾
(9)	取調べ場所	○ 原則として、警察施設内にある録音・録画の装置を備えた取調室 ○ ただし、警察施設以外で取り調べざるを得ない場合、モバイル録音装置を持参して録音を行うこともある。	○ 限定なし。 ○ ただし、警察官は、原則として録音・録画設備のある警察署の取調室で取り調べる。	○ 規定なし。 ○ 実務上、検事執務室内の録音・録画室や検事執務室外の録音・録画室で行われている。	○ 警察署等(取調べのための施設等を含む。)	○ 限定なし。
(10)	対象犯罪	○ 録音が義務付けられるもの ①被害者が死亡している事案、②12年以上の拘禁刑に当たる罪の事案、③12年未満の拘禁刑に当たる罪の事案であって、被害者に重大な傷害を負わせたことが明白なもの、④8年以上の拘禁刑に当たる性犯罪の事案あるいは依存関係にある性的虐待に関わる性犯罪(親、医師、教師、児童施設の職員等がその責任を担う児童と性交した場合) ○ 録画が義務付けられるもの ①取調官が取調べの際、心理学者等の専門家の支援を受ける場合、②取調べを受ける者がせい弱な場合であり、かつ、被疑事実が録音をすることが義務付けられる犯罪である場合	○ 限定なし(全ての連邦犯罪)。	○ 規定なし。 ○ 実務上、主として自白事件や比較的軽微な事件で録音・録画が活用されている。	○ 警察の内部基準においては、 ① 原訟法庭又は区域法院で審理される見込みがあるとき ② 裁判法院で審理される事件については ア 複雑で機微に触れ若しくは特異な性質の事件である場合 イ 公共の利益に関わる事件である場合 (ウ 被疑者の要望がある場合) に録音・録画を実施することとされている。 * 原訟法庭:殺人、強姦等の公訴罪を審理する。 * 区域法院:7年以下の拘禁刑に当たる公訴罪を審理する。 * 裁判法院:簡易公判可能公訴罪又は簡易犯罪を審理する。	○ 限定なし。
(11)	録音・録画の範囲	○ 全過程(指令)。	○ 全ての回の取調べが録音・録画されていなくとも、証拠請求に係る自白又は自認等がなされた回の取調べの全てが録音・録画されていれば足りる。(判例)	○ 取調べの開始から終了までの全過程及び客観的状況の録音・録画をしなければならない(法244条の2第1項)。 * 録画する場合には、その回の取調べの全過程について録音・録画を要求する趣旨であり、全ての取調べの開始から終了までの録音・録画を要求するものではない。	○ 警察署等において被疑者の取調べを行うときは、書面又は機械的方法により全ての取調べの記録を作成しなければならないこととされている(尋問規則・指針の規則V(b)、指針3)。	○ 全過程(法100条の1第1項本文、100条の2)
(12)	例 外	○ 検察官が録音・録画しないことに同意する場合(指令付録3の注釈) ○ 検事総長評議会が録音・録画の義務を免除する場合もある(指令付録3の注釈。コンピュータ・センターが1つ以上故障しているなどの場合。)	○ 録音・録画を行うことが実際上困難な状況で自白又は自認が得られた場合において、当該自白又は自認について書面による記録を作成した上、この書面による記録について、あらかじめ誤りや記載漏れをいつでも訂正できる旨告げたと読み聞かせ、その読み聞かせの状況について録音・録画記録が作成された場合(法23 V条(1)(b)) ○ 自白若しくは自認又は追認(法23 V条(1)(b)の手続)の録音・録画記録が作成されなかった場合において、裁判所が、その理由等を考慮し、当該事案の特別な状況の下で、当該証拠の採用を許容することが正義の利益に反しないと認めるとき(法23 V条(5))			○ 急迫の事情があり、かつ、そのことを供述調書に明確に記載した場合(法100条の1第1項ただし書き)
(13)	実質証拠としての利用の可否	○ 取調べの録音・録画記録の実質証拠としての利用を制限する規定はないものの、実務上は、報告書(供述調書)が証拠として取り調べられることがほとんどである。	○ 取調べの録音・録画記録の実質証拠としての利用を制限する規定はなく、実務上、取調べの録音・録画記録は、公判において、自白・自認のみならずそれ以外の供述・弁解内容も含め、被疑者の供述内容の立証に用いられている。	○ 録音・録画媒体は、検事調書の実質的立証を行う場合、公判で当該供述人の記憶喚起を行う必要がある場合にのみ利用することができる(法312条2項、318条の2第2項)。	○ 録音・録画記録は、実質証拠として用いられ得る。	○ 録音記録は、供述調書の補助的な記録として位置付けられ、それ自体が実質証拠として用いられることはない。

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	①	②	③	④	⑤
		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア
(14)	取調べ回数・時間	○ 逮捕後の取調べ時間は、通常、1～2時間から数時間程度である。	○ 取調べ回数はほとんどが2回以下で、取調べ時間も30分以内のものが大部分を占める。	○ 警察留置中の被疑者の取調べは、警察留置中を通じて、数回、合計数時間程度とのことである。 ○ 予審対象者への尋問は、多くの場合、1つの事件で1人の予審対象者に対し、2～4回程度実施され、1回当たりの時間は1時間半程度とのことである。	○ 勾留期間中の被疑者取調べは、通常、警察において1回ないし数回程度行われるにすぎない。	○ ローマ地検での調査では、被疑者が自白することはほとんどなく、身柄拘束中か否かにかかわらず、被疑者の取調べはほとんど行っていないとのことであった。 取調べを行うとした場合の回数や時間については、事案にもよるが、回数はせいぜい1回、時間は1時間から2時間程度とのことであった。
(15)	録音・録画の実施状況(実施事件、範囲等)	○ 対象犯罪に限って録音・録画を実施している捜査機関もあるが、捜査官の判断により、対象犯罪以外の犯罪についても録音・録画を実施している捜査機関もある。 ○ 対象となる取調べの全過程の録音・録画が要求されていると考えられる州においては、ほとんどの捜査機関で、被疑者が取調室に入室する前に録音・録画を開始し、取調べが終了して被疑者が取調室を退室した後に録音・録画を終了することとしている。 ○ 多くの州では、録音・録画することを被疑者に告知する義務はなく、告知していないのが通常のように、録音・録画していない旨嘘を言って取調べを行うことが認められている州もある。	○ 対象犯罪に限らず、略式起訴犯罪についても、運用上、可能な範囲において取調べの録音を実施しているようである。 ○ 録画機器が整備されている警察署は一部にとどまり、実務上、被疑者取調べの録画を実施することは少ない。	○ おおむね被疑者・予審対象者が入室して着席する前後から録音・録画が開始されていたが、質問・回答が終了した時点で録音・録画を終了する場合もあれば、供述調書の内容確認・署名が終了して退席した後に録音・録画を終了する場合もあった。		○ 身柄拘束の根拠となった事実以外の事実について取調べを行う場合であっても、身柄拘束されている以上、肉体的・精神的圧迫等を受けやすいことには変わりはないとの理由から、録音・録画が実施されている。
(16)	録音・録画の方式、記録媒体の取扱い等	○ 取調室における取調べについては、ほとんどの州の捜査機関で録音及び録画を行っているが、例えば、予算等の問題により録音・録画機器を配備できず、ICレコーダーによる録音のみを行っている捜査機関もある。 ○ 多くの州の捜査機関では、取調室の外において、録音・録画されている映像・音声を視聴することができるようなシステムが取り入れられている。 ○ 録音・録画のデータについては、これをすぐにDVD等に保存して証拠化している捜査機関、ハードディスクに保存して必要に応じてDVD等にデータをコピーして証拠化している捜査機関などがある。	○ ダブルデッキのカセットテープレコーダーで録音を実施され、録音終了後、テープのうち1本は原本として封印され、もう1本はワーキングテープとして捜査等に利用される。 ○ 一部の警察署において、取調べの録音・録画に係る記録をデジタルネットワーク上にデータとして保存している。	○ 取調べ・尋問直後、CD-ROM又はDVDにデータを保存し、録音・録画記録媒体の原本が作成される。この原本自体は厳封をされて記録に添付される。また、上記CD-ROM又はDVDの写しも作成され、厳封はされずに記録に添付される。 ○ 供述調書の内容について弁護士が理由を付した異議を申し立てた場合にのみ再生され、弁護士は、この異議申立てを行わない限り、録音・録画の内容を確認することができない。		○ 録音後は、テープを専門業者に反訳させ、テープと反訳を一件記録中に保管する。 ○ 録画後は、DVDを専門業者に反訳させ、DVDと反訳を一件記録中に保管する。
(17)	記録媒体の公判での利用状況(反訳書面も含む)	○ 記録媒体を公判で証拠として使用する場合、基本的には全ての記録を再生している州もあるが、検察官の判断により、あるいは検察官と弁護士との合意により、記録媒体の記録を編集するなどした上、必要な部分に限定して再生している州もある。 ○ 反訳書面については、録音・録画を実施した場合に原則として作成する州もあれば、検察官が必要と判断した場合のみ作成する州もある。多くの州では、記録媒体のみが証拠として扱われ、反訳書面は陪審員の理解を助けるための補助的なものとして扱われている。	○ 録音テープは、公判廷において、証拠物として取り扱われる。 ○ 反訳書面も証拠物として取り扱われる。	○ パリ控訴院内の重罪院での調査では、録音・録画記録媒体が再生された実績は見当たらないとのことである。		○ 記録媒体、反訳書面は原則として公判で使用できない。 ○ 被告人が公判審理において予審捜査段階と異なる供述をした場合には、検察官が、弾劾証拠として反訳書面を証拠請求する場合があるが、記録媒体の取調べは行われていないとのことである。
(18)	取調べ以外の特徴的な捜査手法等	○ 司法取引 ○ 刑事免責制度 ○ 通信傍受 ○ DNA型データベース ○ 秘密情報提供者の活用 ○ おとり捜査 ○ 潜入捜査 ○ 証人保護プログラム	○ 「有罪答弁による減軽」のガイドライン ○ 答弁取引 ○ 捜査協力型の量刑減免制度 ○ 黙秘権制限規定 ○ DNA型データベース ○ CCTV ○ 秘匿捜査・情報収集等(通信・会話傍受、潜入捜査等を含む)	○ 通信・会話傍受 ○ 潜入捜査 ○ DNA型データベース ○ ビデオ監視システム	○ 通信・会話傍受 ○ 王冠証人制度 ○ 合意制度 ○ 隠密捜査官、秘密支援者による潜入捜査 ○ 証人に対する出頭及び供述強制制度(裁判官又は検察官の召喚により出頭して証言・供述する義務を課すもの) ○ 証人保護制度	○ 通信・会話傍受 ○ おとり・潜入捜査 ○ 電子追跡 ○ 改換者(司法協力者)制度 ○ 証人保護プログラム ○ 簡易公判・当事者の請求による刑の適用

諸外国等における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
		オランダ	オーストラリア(連邦)	韓 国	香 港	台 湾
(14)	取調べ回数・時間	○ 事件にもよるが、取調べは複数回行われるようである。重大事件の場合、最初の警察留置の期間中は毎日取り調べるが、勾留後は必要に応じて取り調べるようである。	○ 被疑者を逮捕する事案では、1回だけ取調べを行うことが多いが、調査で確認した限りでは、1回につき10～70分間の取調べが行われていた。	○ 被疑者の身柄拘束期間中、連日、長時間にわたり取調べを行うことも少なくない。	○ 被疑者の取調べを行うことができる時間は、通常、逮捕後48時間以内に限定される。	○ 1件当たりの取調べの時間・回数は、事案ごとに異なることである。
(15)	録音・録画の実施状況(実施事件、範囲等)	○ ハーグ警察管内における2010年9月1日から2011年2月15日までの間、録音・録画件数が最も多い犯罪は故殺であり、2番目に多い犯罪は強姦であった。	○ 録音・録画の対象犯罪について、機械の故障等の場合を除けば、取調べの録音・録画がなされない事例は極めてまれようである。	○ 大半が自白事件で、被疑者が公判段階で供述を変遷させるおそれがある場合に実施している。 ○ 否認する被疑者に対して追及や説得を行う過程については、原則として録音・録画をしていない。 ○ 否認事件でも、一定程度事実関係を認めている場合や、被疑者の弁解内容を固定しておく必要がある場合には、録音・録画を実施することもある。 ○ 麻薬事犯や不法集団による暴力事犯などの組織的犯罪については、原則として、録音・録画は行われていない。 ○ 大検察庁中央捜査部や各地検の特別捜査部が捜査する政治家等による特殊事件でも、取調べの録音・録画が行われているが、一般事件と同様、個別の事案ごとに録音・録画を実施するか否か、どの取調べを録音・録画するかが判断されている。	○ 被疑者多数の場合、録音・録画を実施しないのが通常のことである。 ○ 組織的犯罪の上位者の関与について供述を求めると、当該供述の出所を明らかにしないでおく必要がある場合は、録音・録画を実施しない運用が行われているようである。 ○ 取調べの開始前に、信頼関係を構築するための会話をを行うことがある。	○ 信頼関係の構築等を目的として取調べ開始前に雑談を行うことがあるが、このような雑談は録音等はしていない。
(16)	録音・録画の方式、記録媒体の取扱い等	○ 録音・録画記録は、中央のサーバにデジタルデータとして保存される。	○ 取調べの際に、録音・録画記録が同時に3枚のDVDに作成され、うち1枚は被疑者に交付され、1枚は警察署に保管する控えとなり、残り1枚は記録の一部となる。	○ 録音・録画の状況を収録したCDを2枚作成し、双方について、収録後直ちに、取調官及び被疑者が署名・押印又は指印した上、1枚を原本として事件記録に編みつけ、もう1枚は検察庁の記録管理係で保管する。	○ 取調べの状況が4本のDVDに同時に記録される。そのうち1本が封印される原本、1本が警察が利用するワーキング用、1本が被疑者への交付用、残り1本が予備用とされる。 ○ 取調べの録音・録画を実施した場合、供述調書は作成されず、外注によりDVDの音声記録の反訳が作成される。	○ 台北市では、基本的に取調室に設置された録音・録画機器により録音・録画を実施しているが、それ以外の地域では、録音のみを実施するケースが多い。 ○ 録音・録画のデータはDVDに記録される。
(17)	記録媒体の公判での利用状況(反訳書面も含む)	○ 裁判官は、公開の法廷において録音・録画記録を再生して視聴することもできるし、公開しないで裁判官の部屋で視聴することもできる。	○ 公判で被疑者取調べのDVDが再生される場合、全部再生することが多い。 ○ 公判では、DVDの反訳書面が裁判官や陪審員に交付され、DVDが再生される場合の補助資料として活用される。	○ 統計は存在しないが、録音・録画媒体が公判で取り調べられた事例は極めて少ないことである。	○ 録音・録画を実施した場合、供述調書は作成されず、公判において必要がある場合には、裁判所に録音・録画記録が提出される。	○ 裁判官や検察官が公判外で視聴することが多い。一部を法廷で再生する場合もあるようである。
(18)	取調べ以外の特徴的な捜査手法等	○ 通信傍受・会話傍受 ○ 「監視」 ○ おとり取引・サービス、潜入捜査 ○ CCTV(防犯カメラ) ○ DNA型データベース ○ 王冠証人 ○ 証人保護プログラム	○ 通信傍受 ○ 監視装置(会話傍受を含む) ○ 潜入捜査 ○ 刑事免責 ○ 訴因交渉	○ 指紋登録制度 ○ DNA型データベース ○ 犯罪申告者等の身元を秘匿しての供述調書の作成・証言、犯罪申告者等の犯罪に関する刑の減免等 * 司法協働者訴追免除及び刑罰減免制度、重要参考人出頭義務制度、司法妨害罪の新設等について、現在導入が検討されている。	○ 有罪答弁・捜査協力による減輕 ○ 答弁取引 ○ 証人保護プログラム ○ 通信傍受、秘匿監視 ○ 潜入捜査 ○ DNA型データベース	○ 司法取引 ○ 共犯者に関する供述等を行った場合の刑の減免 ○ 証人保護 ○ 通信・会話傍受 ○ おとり捜査 ○ DNA型データベース ○ 情報へのアクセス ○ 街頭カメラ

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		アラスカ州	イリノイ州	インディアナ州	メイン州	メリーランド州	マサチューセッツ州	ミネソタ州
(1)	導入時期	○ 1985年	○ 2005年7月	○ 2011年1月	○ 2005年	○ 2008年	○ 2004年8月	○ 1994年
(2)	法的根拠	○ アラスカ州最高裁判決(以下「判決」という。)	○ イリノイ州刑事訴訟法(以下「刑法」という。) ○ イリノイ州少年法(以下「少年法」という。)	○ 裁判所規則(以下「規則」という。)	○ メーン州法典(以下「法」という。) ○ メーン州警察長協会のガイドライン(以下「協会ガイドライン」という。)	○ メリーランド州刑事訴訟法(以下「法」という。)	○ マサチューセッツ州最高裁判決(以下「判決」という。)	○ ミネソタ州最高裁判決(以下「判決」という。)
(3)	導入経緯	○ 1980年以降、法執行機関に課された証拠保全義務の一部として、実現可能な状況における取調べの記録が要求される旨の判決が相次いだ。しかし、これらの判決においては、記録をしなかった場合の効果が明確に示されていなかったことから、必ずしも取調べの録音・録画は実施されなかった。そこで、同州最高裁判所は、正当な理由なく記録されなかった留置施設における身柄拘束下の取調べ中に得られた供述については証拠採用できない旨判示し、これが判例法となった。	○ 1990年代から、死刑事件での誤判が相次いで判明し、同州最高裁判所の重大犯罪委員会により、取調べの録音・録画制度の導入が勧告された。また、同州知事により設置された死刑制度調査委員会においても、同制度の導入が勧告されるに至り、これらを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 1998年、同州控訴裁判所において、裁判官の負担軽減及び警察官の保護を理由に取調べの録音・録画を強く推奨する判決がなされ、同州議会においても、2005年から録音・録画を義務化する法案が上程されたが、審議されないまま廃案となった。こうした状況の中、同州最高裁判所において、規則制定権に基づき、録音・録画に関する規則改正が行われた。	○ 同州の刑事弁護人協会の賛同を受けた上院議員が、一定の取調べについて録音・録画を義務付け、違反した場合に原則として供述の証拠能力を否定する旨の法案を提出した。しかし、同州の司法省や警察当局の反対意見が相次ぎ、成立に至らず、これに代えて、各法執行機関が取調べの録音・録画に関する指針を書面で策定しなければならないとする法律が成立した。これを受け、同州警察署長協会が、各警察署で定めるべきガイドラインのモデル(協会ガイドライン)を策定し、各警察署においては、概ね同ガイドラインに沿ったガイドラインを定めるに至っている。	○ 2000年代になって他州において録音・録画に関する法律が制定されたことを受け、同州においても立法に向けた動きが活発化し、これを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 同州最高裁判所は、1996年、取調べの電磁的記録について、記録されなかったことをもって被告人の供述を自動的に証拠排除することはしないが、電磁的記録の不存在は自白の任意性を検討する上での判断材料になる旨判示したものの、その後も、録音・録画は例外的に捜査官の裁量によって行われるだけであった。そこで、同州最高裁判所は、供述の任意性が問題となっている公判においては、陪審員に対して、取調べが記録されていないという事実をもって検察側が任意性の立証に失敗したと結論付けることができる旨の説示を受けるべきであること等を判示するに至り、これが判例法となった。	○ 同州最高裁判所は、法執行機関が身柄拘束下の被疑者取調べの録音・録画を実施してこなかったことに対する懸念を重ねて表明し、1994年、公正な司法運営を確保するための最高裁判所による監督権の行使として、身柄拘束下の被疑者取調べについて電磁的に記録しなければならない旨判示し、これが判例法となった。
(4)	主な制度目的	(判決) ○ 被疑者・被告人の権利を保護する ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する	(法案審議の際の説明) ○ 捜査官の不当な手段による虚偽自白を防止し、誤判を防止する	(最高裁による制度導入の理由書) ○ 取調べ状況に関する判断を容易にする ○ 被告人を有罪答弁に導く ○ 虚偽自白の発見を容易にする ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する ○ 取調官が、取調べの際に、メモの作成に手間を取られることなく効率的な取調べを行えるようにする	(協会ガイドライン) ○ 事実認定者が真実を確認するのを助ける ○ 被疑者が取調べ状況について虚偽主張をした場合に、自白の内容及び任意性を確かなものとし、法執行機関の努力を援助する ○ 被疑者・被告人の権利を保護する	(法案資料) ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる	(判決) ○ 取調べに関する正確な事実認定ができるようにする	(義務付け判決後の別の判決) ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる
(5)	義務付け規定	○ 留置施設における拘束下で、かつ、記録が可能な状況下での取調べは、電磁的に記録されなければならない(判決)	○ なし	○ なし	○ 全ての法執行機関は、重大犯罪の捜査における法執行機関による被疑者取調べのデジタル、電磁的、オーディオ、ビデオ又はその他の方法による記録、並びに、上記犯罪の捜査における捜査メモ及び記録の保存に関する指針を成文で定めなければならない(法2803条B1K) ○ 録音・録画は、当指針に別段の定めがない限り、当機関の職員が判決前の身柄拘束が行われる場所において行う、重大犯罪に関係する全ての身柄拘束下の取調べにおいて実施されなければならない(協会ガイドラインIVD)	○ なし(なお、「身柄拘束下の取調べの録音・録画が通常可能な1以上の取調室を有する法執行機関は、殺人等を含む事件に関連する被疑者の身柄拘束下の取調べの録音・録画記録を、可能な場合にはいつでも作成する合理的な努力をすることなどを州の公共政策とする」旨の規定あり(法2-402))	○ なし	○ 被疑者の有する諸権利の告知や、これらの権利の放棄や、全ての質問などを含む、身柄拘束中の取調べの全過程は、実施可能である場合には電磁的に記録されなければならない。取調べが留置場で行われる場合には必ず記録されなければならない(判決)
(6)	不実施の法的効果	○ 当該取調べで得られた供述の証拠能力が否定される(判決)	○ 当該取調べで得られた供述を被告人に不利な証拠として採用できないとの推定が及ぶ(刑法103-2.1(b)、少年法5-401.5(b)) ○ 事案の総合考慮に基づき、当該供述が任意になされ信用できるとの証拠が優越する場合には、証拠能力を欠くとの推定は破られる(刑法103-2.1(f)、少年法5-401.5(f))	○ 証拠能力が否定される(規則617条(a))	○ なし	○ なし(なお、2009年刑法等改正により、第1級殺人の量刑手続において、録音・録画された自白があることが、死刑を科すためにいずれか一つを満たさなければならない複数の条件のうちの1つとされている)	○ 被告人に、州最高裁が取調べは可能な限り記録されるべきであると表明したこと及び陪審員は取調べが記録されていないことを理由として被告人の供述に関する証拠については多大な用心をもって検討すべきであることを内容とする説示を請求する権利が認められる ○ 陪審員は、取調べが記録されていないという事実をもって検察側が任意性の立証に失敗したと結論付けることができる旨の説示を受ける(判決)	○ 録音・録画義務違反が重大である場合、証拠能力が否定される(判決)
(7)	身柄拘束との関係	○ 身柄拘束下の取調べ(判決)	○ 身柄拘束下の取調べ(刑法103-2.1(b)、少年法5-401.5(b))	○ 身柄拘束下の取調べ(規則617条(a))	○ 身柄拘束下の取調べ(協会ガイドラインIVD)	○ 身柄拘束下の取調べ(法2-402(1))	○ 身柄拘束下の取調べ ○ (身柄拘束の場合)留置施設での取調べ(判決)	○ 身柄拘束下の取調べ(判決)

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		ミズーリ州	モンタナ州	ネブラスカ州	ニューハンプシャー州	ニュージャージー州	ニューメキシコ州	ノースカロライナ州
(1)	導入時期	○ 2009年8月	○ 2009年10月	○ 2008年7月	○ 2001年	○ 2006年1月(殺人罪) ○ 2007年1月(その他)	○ 2006年1月	○ 2008年3月
(2)	法的根拠	○ ミズーリ州法典(以下「法」という。)	○ モンタナ州法(以下「法」という。)	○ ネブラスカ州法典(以下「法」という。)	○ ニューハンプシャー州最高裁判決(以下「判決」という。)	○ 裁判所規則(以下「規則」という。)	○ ニューメキシコ州法典(以下「法」という。)	○ ノースカロライナ州一般法典(以下「法」という。)
(3)	導入経緯	○ 同州の法執行機関においては、裁量により被疑者取調べの録音・録画を実施していたところ、ある殺人事件において、被疑者が自白した後に自白内容を確認する場面の録音・録画をしていたが、自白前に不適正な取調べが行われていた可能性があるとして自白の信用性が争われ、結果として自白の信用性が否定された事件があった。この事件の公判を担当していた郡検事局検察官が、取調べの全過程を録音・録画すれば、不適正な取調べがあったとの主張を容易に覆すことができると考え、同検事局の他の検察官と共に、被疑者取調べの全過程録音・録画を義務付ける法案のドラフト作業に着手し、関係機関の支持を得て、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 1990年代から、自白の証拠排除の申立てが多く見られるようになり、1990年代半ばころ、同州最高裁判所は、取調べが録音・録画されていない場合、裁判官としては、取調官の証言を信用しないし、陪審員に対してもそのように警告する旨の意見を出すに至った。その結果、警察等が自主的に取調べの録音等を行うようになったが、明確な基準がないため捜査機関が恣意的に判断するおそれがあるなどとの意見があったことなどを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 2005年、同州議会が取調べの録音・録画を義務付ける法案が審議されたが、義務違反の効果として供述の証拠能力を否定する旨規定されていたことなどから、ネブラスカ警察署長協会やネブラスカ郡検察官協会等の反対が強く、廃案となった。その後、ネブラスカ公設弁護士委員会は、2008年当時、DNA型鑑定により195人についてえん罪が判明し、その原因の一つが虚偽自白によるものであると指摘し、取調べの録音・録画の必要性を訴え、これらを契機として、再度法案が提出され、義務違反の効果等について修正が加えられた上で、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 同州内の警察においては、かねて、被告人の供述内容に関する警察官の証言内容の正確性を担保するとともに、違法な取調べがなされたとの弁護人の主張から取調官を守るため、自主的に取調べの一部の録音・録画が行われていたところ、同州最高裁判所は、被疑者の取調べ状況を録音した記録媒体は、ミランダの諸権利の告知後の取調べ全てを録音したものでなければ証拠能力がない旨判示するに至り、これが判例法となった。	○ 2004年、同州最高裁判所は、裁判所の監督権の下、身柄拘束下の取調べの録音・録画に関する提言を行う委員会を設立すべきである旨判示し、これを受けて「身柄拘束下の取調べの録音・録画に関する特別委員会」が設置された。2005年、同委員会から同州最高裁判所に対して提言がなされ、同裁判所は、録音・録画に関する裁判所規則を制定した。	○ 2000年代になり、他州において録音・録画に関する法律が制定されたことを受け、同州においても立法に向けた動きが活発化し、この動きに合わせて録音・録画に関する法律が成立した。	○ 2002年までに、複数のえん罪事件が発覚したことなどから、同州最高裁判所長官がえん罪発生の危険性を最小化させることを目的とした委員会を設置した。同委員会においては、被疑者の虚偽自白の防止のための一つの手段として被疑者取調べの録音・録画が提案され、これらを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。
(4)	主な制度目的	(ドラフト作業を行った検察官の認識) ○ 取調べ状況を正確に立証できるようにする ○ 無実の人間について、無実を晴らす	(法) ○ 取調べ状況に関する判断を容易にする ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる ○ 被告人が捜査段階での供述を覆して虚偽供述をすることを防止する ○ 刑事手続に対する市民の信頼を強化する	(法) ○ 取調べ状況に関する判断を容易にする ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる ○ 取調官による被疑者供述の信用性判断を容易にする	(判決) ○ (自白部分のみを選択して録音を行うことは不公平であり)公平な司法を行う	(特別委員会の指摘) ○ 取調べ状況に関する判断を容易にする ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる ○ 公判にかかる時間を短くする ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する ○ 取調官が、取調べの際に、メモの作成に手間を取られることなく効率的な取調べが行えるようにする ○ 取調官が、後から被疑者の供述を確認できるようにする ○ 取調べ技術に関する研修材料とすることができる	(検察官等からのインタビュー結果) ○ 被疑者・被告人の権利を保護する ○ 被疑者供述を証拠化する	(法) ○ 取調べに関する争いを減少させる (法案審議での説明) ○ 取調べに関する争いを減少させる ○ 誤判を防止する ○ 刑事司法の廉潔さ、信頼性を向上させる
(5)	義務付け規定	○ 第1級殺人等の被疑者に対する全ての身柄拘束下の取調べは、実施可能な場合には録音・録画されなければならない(法590.700条2)	○ 法46-4-409に規定される場合を除いては、全ての身柄拘束中の取調べは、電磁的に記録されなければならない(法46-4-408)	○ 身柄拘束中の留置場所における取調べにおいてなされた、本項(2)で規定された犯罪に関する供述及び29-4501で規定された権利に関する供述、又はこれらの権利の放棄は、電磁的に記録されなければならない(法45条29-4503(1))	○ なし	○ 被疑者が謀殺等で取調べを受ける際、留置場所で行われた全ての身柄拘束下の取調べは、電磁的に記録されなければならない(規則3:17条(a))	○ 州又は地域の法執行機関の法執行官は、身柄拘束下での取調べを行う場合、合理的にそれを行って得るときは、電磁的にその全てを記録しなければならない(法29-1-16A(1))	○ 殺人関連事件の捜査において、身柄拘束下での被疑者取調べを行う全ての法執行官は、その取調べ全過程の電磁的記録を作成しなければならない(法15A-211(d))
(6)	不実施の法的効果	○ 州知事において、法執行機関が誠実に本章に従わなかったと判断した場合、州知事は、当該法執行機関に割り当てられた州予算の執行を停止することができる(法590.700条5) ○ 録音・録画に関する規定は、証拠排除の基礎として解釈されてはならない(法590.700条6) ○ 録音・録画義務違反は、州知事の予算執行停止を除き、いかなる効果を持つものではない(法590.700条6) ○ 録音・録画の実施の有無は、刑事事件の証拠として採用してはならず、議論、言及、考慮、又は疑問視されてはならない(法590.700条6)	○ 裁判所は、被告人の申立てに応じ、陪審員に対し、警戒的説示を行わなければならない(法46-4-410)	○ 裁判所は、陪審員に対し、法執行官が録音・録画義務を遵守しなかったことについて不利益な推認をすることができる旨説示しなければならない(法45条29-4504)	○ (録音を行う場合は、)ミランダの諸権利を告知した後の取調べの全過程の録音が行われなければ、当該記録媒体の証拠能力が否定される ○ ただし、その場合でも、当該供述内容を当該記録媒体以外の証拠方法により立証することは妨げられない(判決)	○ 録音・録画義務違反は、裁判所が当該供述の証拠採否を決定する際の一要素として考慮されなければならない(規則3:17条(d)) ○ 録音・録画義務違反は、陪審官が、当該供述がなされたか否かを決定する際の一要素として考慮されなければならない(規則3:17条(d)) ○ 裁判所は、被告人からの要求があった場合には、陪審官に対し、警告的説示(録音・録画がされなかったことをもって、供述が実際になされなかった等と判断しても構わないなど)を行わなければならない(規則3:17条(e))	○ あらゆる司法手続の中で、録音・録画の規定は、それが行われなかった場合に、同規定がなければ許容される証拠を排除することができる解釈されてはならない(法29-1-161)	○ 裁判所は、当該取調べ及びその後の取調べにおける供述に関する証拠制限の申立ての判断において、録音・録画義務の不遵守を考慮しなければならない ○ 裁判所は、任意性又は信用性の判断において、不遵守を考慮しなければならない ○ 裁判所は、陪審員に対して、信用性の判断において不遵守を考慮することができる旨を説示しなければならない(法15A-211(f))
(7)	身柄拘束との関係	○ 身柄拘束下の取調べ(法590.700条2)	○ 身柄拘束下の取調べ(法46-4-408)	○ 身柄拘束下の取調べ(法45条29-4503(1))	○ 身柄拘束の有無を問わない(判決)	○ 身柄拘束下の取調べ(規則3:17条(a))	○ 身柄拘束下の取調べ(法29-1-16A)	○ 身柄拘束下の取調べ(法15A-211(b))

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
		オハイオ州	オレゴン州	テキサス州	コロンビア特別区	ウィスコンシン州
(1)	導入時期	○ 2010年7月	○ 2010年7月(少年, 外国人) ○ 2011年7月(その他)	○ 1977年	○ 2005年4月	○ 2005年12月(少年) ○ 2007年1月(成人)
(2)	法的根拠	○ オハイオ州法(以下「法」という。)	○ オレゴン州法(以下「法」という。)	○ テキサス州刑事訴訟法(以下「法」という。)	○ 2004年電磁的記録手続法(以下「法」という。)	○ ウィスコンシン州2005年法第60号(以下「法」という。)
(3)	導入経緯	○ 2000年代になって、えん罪事件の発見・救済及びえん罪事件の防止を目的とし、DNA型鑑定等に関する法整備に向けた同州議会等への働きかけなどを行う「イノセントプロジェクト」の活動が盛んになり、同プロジェクトにおいて、録音・録画に関する法案を審議するよう上院議員に対して働きかけるようになった。その後、同プロジェクトが作成した原案に基づいて法案が提出された。同法案は、録音・録画を義務付け、義務違反の取調べにおける供述は原則として証拠能力を否定するなどの内容であったが、検察関係者等の反対により、これらの規定が削除され、録音・録画した場合に任意性が推定される旨の規定が新設されるなどの修正を経て、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 1995年ころ、同州最高裁判所は、取調べ状況を客観的に証拠化することを求め、今後、記録しなかった事実を検察官に不利な事実として斟酌することもある旨の意見を述べた。その後、オレゴン刑事弁護人協会が法律による録音・録画の義務付けを求めて活動を続け、これらを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。	○ 従来、取調べにおける被疑者の口頭供述は、証拠として採用することが許されていなかったことから、捜査段階で自白した事件であっても、その自白が証拠として採用されないために無罪となる事件が発生していた。そこで、取調べにおける被疑者の口頭供述を法廷で利用できるようにするため、1977年、同州刑事訴訟法が改正された。その際、口頭供述を法廷で利用するための条件として、当該口頭供述が録音・録画されていることが必要であるとされた。	○ 1990年代から、全米各地において、DNA型鑑定により、えん罪事件が相次いで判明し、そのうち相当数において被告人が虚偽自白を行っていたことが判明したため、虚偽自白防止の方策が議論されるようになった。こうした流れの中で、首都警察本部(MPD)長官に取調べの録音・録画に関する一般規則を作成・実施することを求める法律が成立したが、首都警察本部長官が実際に発出した一般規則が立法趣旨に添えるものではないとして、その後、録音・録画義務を直接規定する法律が成立した。	○ 1990年代から、全米各地及び同州において、DNA型鑑定により、えん罪事件が相次いで判明し、国会議員や法曹実務家等を構成員とする、録音・録画制度の導入等を提案するための委員会が設置された。また、2005年7月には、同州最高裁判所において、公正な司法運営の確保に対する最高裁判所の監督権の行使として、身柄拘束中の少年の取調べについて録音・録画を警察に義務付ける旨の判決がなされ、これを契機として、録音・録画に関する法律が成立した。
(4)	主な制度目的	(州議会における法案提出理由) ○ 虚偽自白を防止し、あるいは、虚偽自白の発見を容易にする	(法案提出者の説明) ○ 取調べ状況に関する判断を容易にする ○ 虚偽自白を防止し、誤判を防止する ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する	(検察官等からのインタビュー結果) ○ 捜査段階における被疑者の口頭での供述を証拠として提出できるようにする ○ 被疑者の口頭での供述の内容の正確性を担保する	(司法委員会報告書) ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる ○ 虚偽自白を防止する、あるいは、少なくとも虚偽自白の発見を容易にする ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する ○ 取調官が、取調べの際に、メモの作成の手間を免れるとともに、被疑者から得られる重要な非言語的手がかりに集中できるようにする	(判決) ○ 取調べ状況に関する争いを減少させる ○ (少年事件について)裁判所が正確で信用性の高い記録を利用できるようにする ○ 被疑者・被告人の権利を保護する ○ 取調べ状況に関する不当な主張から取調官を保護する ○ 取調官が、取調べの際に、メモの作成に手間を取られることなく効率的な取調べを行えるようにする
(5)	義務付け規定	○ なし(なお、取調べにおける被疑者の供述は、電磁的に記録されていた場合、任意になされたものと推定される)旨の規定あり(法2933.81(B))	○ 身柄拘束中の取調べは、その取調べが警察官等によって法執行機関の施設において行われ、かつ、その内容が加重謀殺等に関する場合には、電磁的に記録されなければならない(法133.400(1))	○ なし	○ 首都警察本部は、電磁的記録装置が備わった首都警察本部の取調室において、「暴力犯罪」を犯したと疑われる身柄拘束中の被疑者を取り調べる場合、実行可能な限り最大の範囲で、取調べ全体を電磁的に記録しなければならない(法101節(a)(1))	(成人) ○ 重罪の嫌疑による被疑者の身柄拘束中の取調べを録音又は録画することが本州の政策である(法968.073(2)) (少年) ○ 法執行機関は、留置場所において実施される少年の身柄拘束中の取調べを録音又は録画しなければならない(法938.195(2)(a)) ○ 法執行機関は、実行可能であれば、留置場所以外の場所において実施される少年の身柄拘束中の取調べを録音又は録画しなければならない(法938.195(2)(b)) ※少年:17才未満
(6)	不実施の法的効果	○ 供述の電磁的記録の失敗は、いかなる刑事手続、非行少年手続その他の法的手続において、当該供述を排除する根拠とならない(法2933.81(C))	○ 裁判官は、被告人から請求があった場合には、陪審員に対し、録音・録画義務の存在、及び取調べ時の状況に関しては証言よりも電磁的記録の方が格段に信用できることを説示しなければならない(法133.400(3)(a)) ○ 裁判所は、録音・録画義務に違反したことを理由として、被告人の供述を証拠から排除したり、被告人に対する刑事訴追を却下したりしてはならない(法133.400(3)(b))	○ 取調べの電磁的記録が行われない限り、身柄拘束中の取調べでなされた被疑者の口頭供述又は供述調書は、被疑者に対する刑事手続において証拠とすることができない(法38.22条第3項(a))	○ 当該供述は任意性がないものと推定されるが、明白かつ説得的な証拠により任意性が立証されたときは、推定を覆すことが可能(法103節)	(成人) ○ (陪審裁判)裁判所は、陪審員に対し、重罪を犯した嫌疑のある被疑者の身柄拘束中の取調べについては録音又は録画を行うことが本州の政策であり、陪審員において、そのような取調べの録音又は録画が存しないことを、取調べに関する証拠及び当該事件における供述を評価する上で考慮することができる旨の説示をしなければならない(法972.115(2)(a)) ○ (裁判所による裁判)裁判所は、取調べの録音又は録画の不存在を、その取調べや供述に関する証拠を評価する上で考慮することができる(法972.115(2)(b)) (少年) ○ 当該少年に対する非行審理手続において、当該少年に不利な証拠としての許容性がない(法938.31(3)(b))
(7)	身柄拘束との関係	○ 身柄拘束下の取調べ(法2933.81(B))	○ 身柄拘束下の取調べ(法133.400(1))	○ 身柄拘束下の取調べ(法33.22条第3項(a))	○ 身柄拘束下の取調べ(法101節(a)(1))	○ 身柄拘束下の取調べ(法968.073(2), 938.195(2))

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		アラスカ州	イリノイ州	インディアナ州	メイン州	メリーランド州	マサチューセッツ州	ミネソタ州
(8)	取調べ主体	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)(法2803条B1)	○ 法執行官(警察官等)(法2-402(1))	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)
(9)	取調べ場所	○ 留置施設(判決)	○ 留置施設(刑訴法103-2.1(b), 少年法5-401.5(b))	○ 留置施設(規則617条(a))	○ 留置施設(協会ガイドラインIVD)	○ 限定なし	○ 身柄拘束下の取調べについては限定なし ○ 身柄不拘束の場合については留置施設(判決)	○ 限定なし(ただし、留置施設以外での取調べは、実施可能な場合のみ)
(10)	対象犯罪	○ 限定なし	○ 第1級・第2級殺人、胎児に対する故意の謀殺・非謀殺、過失致死、無謀な行為による殺人、薬物に起因する殺人、DUI(飲酒又は麻薬の影響下での運転行為)に起因する死亡事故(刑訴法103-2.1(b), 少年法5-401.5(b))	○ 重罪(法定刑が長期1年を超える罪)(規則617条(a))	○ 重大犯罪(殺人、少年暴行、悪質暴行、悪質な性犯罪、誘拐等)(協会ガイドラインIVD, III D)	○ 殺人、強姦、第1級・第2級性犯罪(法2-402)	○ 限定なし	○ 限定なし
(11)	録音・録画の範囲	○ ミランダの諸権利の告知を含め、取調べの最初から最後まで(判決)	○ 取調べの一部を録音・録画しなかった場合、その後の取調べを録音・録画したとしても、録音・録画されていない部分以降の取調べにおける被告人の供述は、被告人に不利な証拠として採用することはできないとの推定が及ぶ(刑訴法103-2.1(d), 少年法5-401.5(d))	○ 電磁的記録は、身柄拘束下の取調べを、完全に、真正に、正確で、改変されておらず、かつ、連続して記録したものでなければならぬ(規則617条(c))	○ 規定なし	○ 規定なし	○ 取調べ全体(判決)	○ ミランダの諸権利の告知、これらの権利の放棄、全ての質問を含む全過程(判決)
(12)	例外	○ 避けられなかった電源又は機器の故障 ○ 記録されるなら被疑者がいかなる質問にも答えなくなる場合 ○ 記録義務違反前に得られた記録供述 ○ 非記録部分が全体から考慮して無害の部分にとどまる場合の記録供述 ○ 正確性に争いが無い、又は不当に得られた等の主張のない非記録供述(判決)	○ 法律で要求された録音・録画が実施不可能な場合 ○ 身柄拘束下の被疑者が録音・録画しないよう求めた取調べにおける供述であり、被疑者が録音・録画をしないよう求めた状況が電磁的に記録されている場合 ○ 法執行官が被害者の死亡事実の発生を把握していない段階でなされた供述 ○ 質問に対する返答でなく、自発的になされた供述 ○ 被疑者の逮捕時になされる機械的質問に対してなされた供述 ○ 身柄拘束下の取調べが否かにかかわらず、被疑者が参考人として取調べを受けた際になされた任意の供述 ○ 裁判、大陪審又は予備審問に際して、公開の法廷でなされた当該被告人の供述 ○ 州外において実施された身柄拘束下の取調べにおける供述 ○ その他、法律に基づき証拠採用が認められる供述(刑訴法103-2.1(e), 少年法5-401.5(e)も同旨)	○ 誠実に身柄拘束下の取調べを行っている法執行官が、不注意で記録化装置を適切に操作することに失敗し、または、記録装置の誤作動や操作が止まっていることに気づかなかったという理由で、電磁的記録に失敗した場合 ○ 身柄拘束下の取調べの電磁的記録化を妨げ、その作成を困難にし、又は保存や法廷での使用を妨げるような、相当程度緊急な状況が存在した場合 ○ 身柄拘束下の取調べの前、またはその間に、被疑者が、もし供述が電磁的に記録されないのであれば質問に答えることに同意するとし、さらに、その同意と協議の状況が電磁的に記録されるか文書化されている場合 ○ 身柄拘束下の取調べを行い又は監視している法執行官が、取調べが行われている当該犯罪がインディアナ州法の下で重罪に当たらないと合理的に信じていた場合 ○ 供述が自発的かつ質問に答えるのではない形でなされた場合 ○ 供述が日常的手続の一部である場合、若しくは容疑者逮捕手続である場合 ○ 身柄拘束下の取調べにおける供述がインディアナの管轄区域外でなされ、かつ、インディアナの管轄下でない捜査官によって行われた場合(規則617条(a))	○ 録音・録画が不可能な場合(機器の故障等) ○ 被疑者が文書又は録音・録画により拒否した場合 ○ 取調べ当時、法執行官が対象犯罪と知らずに取調べを行った場合 ○ 自発的な供述 ○ 逮捕手続に伴って通常行われる質問に対する供述(協会ガイドラインIVG)	○ 規定なし	○ 判示なし	(留置施設における取調べ) ○ 例外事由なし(留置施設以外における取調べ) ○ 実施不可能な場合(判決)
(13)	実質証拠としての利用の可否	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能
(14)	取調べ回数・時間	○ (インタビューした警察官の最長取調べ時間)休憩も含めて5時間程度	○ 通常は2, 3時間程度(否認事件等では12時間程度の場合もある)	○ 通常は数十分から4時間程度	○ 通常は2, 3時間程度	○ 不明	○ (逮捕から概ね6時間を越えて行った取調べで得られた供述は証拠能力が否定されるため)6時間以内	○ 通常は2, 3時間程度(殺人事件等では5, 6時間の場合もある)

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		ミズーリ州	モンタナ州	ネブラスカ州	ニューハンプシャー州	ニュージャージー州	ニューメキシコ州	ノースカロライナ州
(8)	取調べ主体	○ 法執行官(警察官等)(法590.700条1(1))	○ 法執行官(警察官等)(法46-4-407(1))	○ 法執行官(警察官等)(法45条29-4504)	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)	○ 法執行官(警察官等)(法29-1-16A)	○ 法執行官(警察官等)(法15A-211(d))
(9)	取調べ場所	○ 犯行現場以外の場所(護送中は除く)(法590.700条1(1))	○ 留置施設(法46-4-407(1))	○ 留置施設(法45条29-4503(1))	○ 限定なし	○ 留置施設(規則3:17条(a))	○ 矯正施設以外の場所(法29-1-16G)	○ 留置施設(法15A-211(b))
(10)	対象犯罪	○ 重大犯罪(第1級・第2級殺人, 第1級暴行傷害, 第1級公務執行妨害, 第1級強盗, 第1級放火, 強姦, 強制わいせつ, 略取誘拐, 児童虐待等)(法590.700条2)	○ 重罪(法定刑が短期1年を超える罪)(法46-4-407(1))	○ 死亡の結果が生じた犯罪, 性的暴力, 誘拐, 児童虐待, 故意に窒息させることを含む重罪 ○ 上記犯罪のうちの一つと同じ過程の行為の一部として捜査されている犯罪(法45条29-4503(2))	○ 限定なし	○ 謀殺, 略取誘拐, 加重故殺, 故殺, 強盗, 加重強制わいせつ, 強制わいせつ, 加重性的接触, 性的接触, 第2級加重暴行傷害, 加重放火, 不法目的侵入, 第1級・第2級薬物犯罪, 銃器を所持・使用してなされたあらゆる罪等(規則3:17条(a))	○ 重罪(法定刑が長期1年を超える罪)(法29-1-16D)	○ 殺人関連犯罪(法15A-211(b))
(11)	録音・録画の範囲	○ 全ての身柄拘束下の取調べ(ミランダの諸権利の告知から取調べが終了するまで)(法590.700条2)	○ ミランダの諸権利を告知した状況, 取調べ状況及び取調べが終了した状況(法46-4-408)	○ 対象犯罪に関する供述, ミランダの諸権利に関する供述及びこれらの権利の放棄の状況(法45条29-4503(1))	○ ミランダの諸権利の告知後の取調べ全て(判決)	○ 留置施設で行われた全ての身柄拘束下の取調べ(ミランダの諸権利の告知を含めた全過程)(規則3:17条(a))	○ 全ての身柄拘束下の取調べ(法29-1-16A(1))	○ ミランダの諸権利の告知から取調べが完全に終わるまで(法15A-211(d))
(12)	例外	○ 録音・録画機器が故障した場合 ○ 取調べ場所において, 録音・録画機器が利用可能でなかった場合 ○ 被疑者が取調べを録音・録画しないよう要求した場合 ○ 公共の安全に対する緊急状況の場合 ○ 被疑者が自発的な供述を行った場合 ○ 取調べがミズーリ州外で行われた場合(法590.700条3)	○ 録音・録画機器の予測できない故障によって, 取調べの状況を電磁的に記録することに失敗し, かつ, 代替となる録音・録画機器を用意することが事実上不可能であった場合 ○ 緊急事態のため, 身柄拘束下の取調べを電磁的に記録することができなかった場合 ○ 取調べの開始前又はその最中に, 被疑者が, 自己の供述が電磁的に記録されないのであれば, 質問に答える旨明確に宣言した場合 ○ 被疑者の供述が任意的に, かつ, 質問に対する答えとしてではなくなされた場合 ○ 質問と, その質問に対する被疑者の応答が, 定型の手続又は逮捕手続の一環としてなされたものである場合 ○ 供述が任意になされたものであり, かつ, 信頼できる場合 ○ 供述が, 法執行官により, 又は法執行官の指示により, 秘密裏に録音された場合(法46-4-409)	○ 使用された録音・録画機器が正常に機能しなかった場合(法45条29-4502(4)) ○ 録音・録画機器が入手できないことにもっともな理由があった場合(法45条29-4502(4)) ○ 電磁的記録を行うことが現実的ではないときに供述がなされた場合(法45条29-4502(4)) ○ 身柄拘束下の被疑者が供述の電磁的記録を拒否した場合(法45条29-4502(4)) ○ 法執行官において, 被疑者が身柄拘束されている犯罪が対象犯罪ではないと信じたことにつき, 合理的理由がある場合(法45条29-4502(4)) ○ 供述が, 他州において, その州の法を遵守して得られたものである場合(法45条29-4507(1)) ○ 供述が, ネブラスカ州又は他州において, 連邦の法執行官により合衆国の法を遵守して得られたもので, かつ, 連邦の法執行官により録音・録画に関する規定を潜脱する意図で得られたものではない場合(法45条29-4507(2))	○ 判示なし	○ 録音・録画が実施不可能な場合 ○ 取調べを録音・録画しないことを条件に供述する旨の意思表示をした場合(ただし, その意思表示自体は録音・録画されなければならない) ○ 法執行官において, 対象犯罪の嫌疑を認識していなかった場合 ○ 録音・録画の対象となる犯罪の嫌疑が当時存在しなかった場合 ○ 自発的な供述がなされた場合 ○ 逮捕後の定型的な質問に対して供述がなされた場合 ○ 州外で取調べが行われた場合(規則3:17条(b))	○ 電磁的な記録機器が合理的に使用できなかったこと(法29-1-16B(1)) ○ 電磁的な記録機器が記録に失敗し, 代替機器を得ることができなかったこと(法29-1-16B(2)) ○ 被疑者が録音・録画を拒否したこと(法29-1-16B(3)) ○ 自発的, 任意に得られた, 身柄拘束下の取調べの結果得られたものでない供述(法29-1-16C) ○ 供述が公判廷における手続の中で, あるいは, 大陪審の手続の中で得られたこと(法29-1-16B(4)) ○ 州外で行われた身柄拘束下での取調べ(法29-1-16E)	○ 取調べの全過程を電磁的に記録できなかったことが, 予測できない機器の不調の結果であり, 代替の機器の利用もできなかった(法15A-211(e)) ○ 被疑者が取調べを電磁的に記録されることを拒否し, その拒否自体が電磁的に記録された(法15A-211(e)) ○ 法執行官が, 被疑者が殺人関連事件の被疑者であるとの認識していない時期になされた被疑者の供述(法15A-211(g)) ○ 質問に対する返答ではない被疑者の自発的供述(法15A-211(g)) ○ 逮捕手続の際になされた所定の質問に対する被疑者の返答(法15A-211(g)) ○ 公開の法廷, 大陪審や予備審問における被疑者・被告人の供述(法15A-211(g)) ○ 他州の法執行官により他州で行われた身柄拘束下における取調べの際の被疑者の供述(法15A-211(g)) ○ 連邦の法執行官により得られた被疑者の供述(法15A-211(g)) ○ 弾劾の目的しかなく, かつ実質的な証拠としてではなく使用される被疑者の供述(法15A-211(g))
(13)	実質証拠としての利用の可否	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能
(14)	取調べ回数・時間	○ 殺人事件では3時間程度, 通常は30分から数時間程度	○ 通常は1時間前後	○ 通常は4, 5時間程度	○ 1時間程度で終わることもあれば, 10時間以上行うこともある	○ 通常は2時間以内	○ 通常は1, 2時間程度	○ 通常は, 1回から数回程度, 時間は1回当たり数十分から数時間程度

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
		オハイオ州	オレゴン州	テキサス州	コロンビア特別区	ウィスコンシン州
(8)	取調べ主体	○ 法執行官(警察官等)(法2933.81(A)(1))	○ 法執行官(警察官等)(法133.400(1))	○ 法執行官(警察官等)	○ 首都警察本部の警察官(法101節(a)(1))	○ 法執行官(警察官等)又は法執行機関の代理人(法968.073(1)(a))
(9)	取調べ場所	○ 留置施設(法2933.81(B))	○ 法執行機関の施設(法133.400(1))	○ 限定なし	○ 電磁的記録装置が備わった首都警察本部の取調室(法101節(a)(1))	(成人) ○ 限定なし (少年) ○ 限定なし(ただし、留置施設以外の場所では実施可能な場合のみ)(法938.195(2)(b))
(10)	対象犯罪	○ 加重殺人、殺人、重傷害致死、軽傷害致死(第1級重罪又は第2級重罪に限る)、重自動車運転等致死(第1級重罪又は第2級重罪に限る)、強姦・同未遂、性的暴行(法2933.81(B))	○ 加重謀殺又は法137.700条若しくは137.707条に列挙される犯罪(謀殺、第1級・第2級故殺、第1級・第2級暴行、第1級・第2級誘拐(一部例外あり)、第1級・第2級強姦、第1級・第2級強盗、第1級放火等)(法133.400(1))	○ 限定なし	○ 一定の暴力犯罪(テロ行為、放火、誘拐、傷害、殺人、強盗、第1級ないし第3級の性的虐待等)(法101節(a)(1)、DC公式規則23-1331(4))	(成人) ○ 重罪(法定刑が長期1年を超える罪)(法968.073(2)) (少年) ○ 限定なし
(11)	録音・録画の範囲	○ ミランダの諸権利の告知から質問が完全に終了するまで(法2933.81(A))	○ ミランダの諸権利の告知から取調べが終了するまで(法133.400(6))	○ 被疑者がミランダの諸権利の告知を受け、かつ、任意に、同警告で指摘された権利を放棄した場合は録音・録画する必要がある(法38.22条第3項(a)(2)) ○ 全過程の録音・録画を求めた規定ではないと解釈されており、録音・録画の範囲は取調官の裁量に委ねられている。	○ 被疑者が取調室に入れられた直後、被疑者と警察官の最初の接触の時点から、引き続き取調室内で起きる被疑者と警察官との間の接触行為全て(法101節(a)(2))	○ 被疑者がミランダの諸権利を告知され又は告知されるべき時点から質問が終了するまで(法968.073(1)(a))
(12)	例外	○ 規定なし	○ 機器が故障し、代替の機器を直ちに利用できず、録音・録画できなかった場合(法133.400(7)(b)) ○ 機器を操作している者が、機器により記録されていると信頼していた場合(法133.400(7)(b)) ○ 緊急事態の発生により、録音・録画できなかった場合(法133.400(7)(b)) ○ 被疑者が拒否した又は不本意だと表明した場合(法133.400(7)(b)) ○ 録音・録画により、何人かの安全が危険にさらされたり、情報提供者が特定される危険性がある場合(法133.400(7)(b)) ○ 法執行官が、当該取調べは対象犯罪に関するものではないと信じていた場合(法133.400(7)(b)) ○ 職員数5名以下の法執行機関による取調べ(法133.400(2)) ○ 矯正施設等の職員が治療等に関連して行った取調べ(法133.400(2)) ○ 自発的になされ、かつ、身柄拘束下の取調べの結果得られたものではない供述(法133.400(2)) ○ 逮捕手続に伴う定型な質問の答えとしてなされた供述(法133.400(2)) ○ 大陪審及び公開の法廷における供述(法133.400(2)) ○ 他州又は連邦の法執行官による取調べ(法133.400(2))	○ 逮捕又は犯行の同時的発言である場合(法38.22条第5項) ○ 身柄拘束下の取調べの結果で行われた供述(法38.22条第5項) ○ 身柄拘束下の取調べの結果が否かにかかわらず参考人として行った任意の供述(法38.22条第5項) ○ 公開の法廷又は大陪審の面前等における供述(法38.22条第5項) ○ 他州において行われた取調べであって、その州又はテキサス州の法律に従って供述が取得された場合(法38.22条第8項) ○ テキサス州又は他州において行われた取調べであって、連邦の法執行官によって、連邦法に従って供述が取得された場合(法38.22条第8項) ○ 真実であると認められる事実又は状況が示され、さらに、隠匿若しくは窃取された財物、又は被疑者が犯行に用いたとする道具の発見など、同人の有罪の認定に資する供述である場合(法38.22条第3項(c)) ○ 法律によって証拠として認められる他のいかなる供述(法38.22条第5項)	○ 録音・録画が実行不可能な場合(法101節(a)(1)) ○ 被疑者が録音・録画の中止を条件に供述する旨を述べた場合(それ以前の全場面は録音・録画されていなければならない)(法101節(c)(1))	○ 録音・録画機器が作動していなかったこと等により、善意で取調べの録音・録画に失敗した場合(法972.115(2)(a)3、法938.31(3)(c)3) ○ (被疑者が少年の場合で、留置施設以外における取調べ)実施不可能な場合(法938.195(2)(b)) ○ 被疑者が録音・録画を拒否し、その場面を同時に録音・録画していた場合等(法972.115(2)(a)1、法938.31(3)(c)1) ○ 公共の安全に対する緊急事情が存した場合(法972.115(2)(a)5、法938.31(3)(c)5) ○ (被疑者が成人の場合)取調べを行っている法執行官等が、当該取調べの開始時に、対象犯罪ではないと信じたことにつき合理的理由がある場合(法972.115(2)(a)6) ○ 法執行官等の質問に応じてなされたものではなく、自発的になされた供述(法972.115(2)(a)4、法938.31(3)(c)4) ○ 定型な手続の一部としてなされた質問に応じてなされた供述(法972.115(2)(a)2、法938.31(3)(c)2) ○ (被疑者が成人の場合)陪審員に対する前記説示を行わないことにつき合理的な理由がある場合(法972.115(2)(a))
(13)	実質証拠としての利用の可否	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能(法133.400(6))	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能	○ 実質証拠として利用することが可能
(14)	取調べ回数・時間	○ 1時間から6時間程度	○ 通常は2~4時間程度	○ 通常は1、2時間程度(否認事件等では10時間程度の場合もある)	○ 通常は1時間程度、長くても数時間	○ 通常は2、3時間程度

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	① アラスカ州	② イリノイ州	③ インディアナ州	④ メイン州	⑤ メリーランド州	⑥ マサチューセッツ州	⑦ ミネソタ州
(15)	録音・録画の実施状況(実施事件、範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、録音・録画を実施している。 ○ 参考人の取調べについても、基本的にICレコーダーによる録音を実施している。 ○ 24時間継続的に取調室内の様子を録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知することが多い。 ○ 被疑者に録音・録画を実施していない旨嘘を言うことが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、広く録音・録画を実施しているが、対象犯罪のみに限って録音・録画を実施している捜査機関もある。 ○ 参考人取調べについても、録音・録画を実施することがある。例えば、当該参考人が被疑者の親族・知人や共犯者など、被疑者側の人間であって、後に法廷で供述を翻すおそれがあると認められた場合や、当該参考人が性犯罪の被害にあった年少者である場合等に録音・録画を実施している。 ○ 対象犯罪の場合、被疑者の入退室場面や取調べの中断中も含めて録音・録画している。対象犯罪以外の場合、被疑者が録音・録画の実施を同意した時点から録音・録画している。 ○ 対象犯罪の場合、録音・録画について被疑者に告知していない。対象犯罪以外の場合や参考人取調べの場合、被疑者や参考人に録音・録画の実施について同意を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度導入前から全ての被疑者及び参考人の取調べについて録音・録画を実施している捜査機関(殺人事件を専門に扱う捜査機関)もある。 ○ 対象犯罪について、客観証拠で立証できる事件や比較的軽微な事件などでは、そもそも取調べを行わないことがある。 ○ パトカー内で行う被疑者や参考人の取調べについても、録音・録画を実施している。 ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画している捜査機関もあれば、被疑者を入室させた後から退室させる前までを録音・録画している捜査機関もある。休憩中も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない。もっとも、一部の捜査機関では、取調室の入口に注意書きが掲示されており、その中に「取調室内での会話は録音・録画機器によって記録されることがある。」旨の内容が記載されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、原則として録音・録画を実施している。 ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、原則として録音・録画を実施している。 ○ 被疑者を入室させる前後から録音・録画している。 ○ 録音・録画について被疑者に告知することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、録音・録画を実施している。 ○ 参考人の取調べについても、録音・録画を実施している。郡によっては、被害者が録画を拒否した場合、録音のみを実施するなどの配慮を行っている。 ○ 被疑者の入退室場面や休憩中も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知している郡と告知していない郡がある。 ○ 被疑者に録音・録画を実施していない旨嘘を言うことが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 留置施設以外の場所で行う、身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、録音を実施している。 ○ 録音の実施について被疑者に告知し、同意を得ており、被疑者が拒否した場合には録音を実施せずに取調べを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画している。録音の場合でも、被疑者の入室及び退室の際のドアの開閉音を含めて録音している。 ○ 通常、録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 ○ 被疑者に録音・録画を実施していない旨嘘を言うことが認められている。
(16)	録音・録画の方式、記録媒体の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官が聴取し、取調官に指示を出したり、被疑者の供述の裏付け捜査を行ったりしている。 ○ 録音・録画のデータ(24時間継続的に録音・録画したものは、ハードディスクに保存され、このうち取調べの開始から終了までの部分のデータをDVDにコピーして証拠化する(ハードディスクのデータは、一定期間経過後に自動的に上書き消去される。))。 ○ 警察官は、ICレコーダーを常に携帯しており、取調室以外で被疑者や参考人と接触する場合には常にICレコーダーによる録音を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 取調室の外で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官や検察官が視聴し、取調官に指示を出したりしている。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される捜査機関もあれば、ハードドライブに永久保存され、そのデータをDVDにコピーして証拠化する捜査機関もある。 ○ 録音・録画のデータがハードドライブに保存される捜査機関では、警察官や検察官が同データにアクセスして視聴することができる。 ○ 録音・録画機器が設置されていない拘置所における取調べでは、小型ビデオカメラによる録音・録画又はICレコーダーによる録音を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 録音・録画のデータは、メインコンピュータに保存される捜査機関もあれば、DVDに保存される捜査機関もある。メインコンピュータに保存される捜査機関においては、検察官がデータにアクセスして録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 全パトカーに録音・録画機器を設置するための予算措置を講じている捜査機関もあり、調査時点では約半数のパトカーに録音・録画機器が設置されていた。パトカー内で録音・録画されたデータは、無線で警察署に送信される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 録音・録画のデータは、サーバーに保存されるとともにDVDにも保存される。 ○ 各捜査官のパソコンから過去の録音・録画の映像・音声を視聴することもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声をリアルタイムで視聴することができる。他の捜査官が視聴し、取調官に携帯メール等で指示を出したり、裏付け捜査に他の警察官を派遣したりしている。 ○ 録音・録画のデータは、DVD等に保存される。 ○ 多くの警察官がICレコーダーを携帯しており、参考人の取調べ等においてICレコーダーによる録音を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的にICレコーダーによる録音を実施しているが、録音だけではなく録画も実施している捜査機関もある。 ○ 録音のデータは、パソコン等に保存され、そのデータをCD等にコピーして証拠化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 録音・録画のデータは、サーバーに永久保存され、そのデータをDVD等にコピーして証拠化する。デジタルの録音・録画機能が作動しなかった場合等に備えて、同時にVHSテープにも保存される。 ○ 各捜査官のパソコンで録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 録音・録画機器が設置されていない取調室(拘置所等)においては、ICレコーダーによる録音が実施されている。 ○ 殺人事件では、ほとんどの場合、録音だけではなく録画も実施しているが、強姦事件では、ほとんどの場合、拘置所で取調べを行っているため、録音のみを実施している。
(17)	記録媒体の公判での利用状況(反訳書面も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、検察官の立証に必要な部分のみを再生している。 ○ 反訳書面は、検察官の指示があった場合にのみ作成している。 ○ 反訳書面を公判に提出することもあるが、反訳書面は、陪審員の理解を助けるための補助的なものにすぎず、証拠としては扱われない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、基本的には記録の全てを再生するが、弁護人との合意で一部の再生にとどめる場合もある。 ○ 反訳書面は、必ず作成する捜査機関もあれば、検察官又は弁護人が必要と判断した場合に裁判所の認定を受けた民間会社に依頼して作成する捜査機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、通常、必要な部分のみを再生している。 ○ 反訳書面は、特に必要がない限り作成していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、基本的には記録の全てを再生している。 ○ 反訳書面は、事案が重大であり、当該供述が重要である場合などに警察職員が作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、必要に応じて編集した上で再生している。 ○ 反訳書面を作成して公判に提出することもあるが、反訳書面は、陪審員の理解を助けるための補助的なものにすぎず、証拠としては扱われないようである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、全ての取調べにおける録音・録画の記録媒体を証拠請求しなければならない。 ○ 通常、反訳書面を作成しており、被告人側の同意があれば、反訳書面を証拠として用いることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、全ての記録を再生することもある。 ○ 反訳書面は、無罪答弁がなされて事実審理が行われる見込みがある場合のみ、検事局職員が作成している。

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
		ミズーリ州	モンタナ州	ネブラスカ州	ニューハンプシャー州	ニュージャージー州	ニューメキシコ州	ノースカロライナ州
(15)	録音・録画の実施状況(実施事件、範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、小型ボイスレコーダーによる録音を行うことがある。 ○ 被疑者の入退室場面や休憩等による取調べの中断中も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪か否かにかかわらず、原則として取調べを行った全事件について録音・録画を実施している(全発生事件のうち、軽微な万引き等を除く事件について取調べを行っている。) ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、録音等を実施することがある。 ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知している。拒否された場合には、録音・録画を実施せずに取調べを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知しないことが多い。 ○ 被疑者に録音・録画を実施していない旨嘘を言うことが認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署で行う被疑者の取調べについては、原則として、逮捕の前後やミランダ告知の前後を問わず録音・録画を実施している。ただし、薬物の入手先について聴取する場合や密売人の情報を聴取する場合などには実施していない。 ○ 参考人の取調べについても、原則として録音・録画を実施している(ただし、必ずしも全過程を録音・録画しているわけではない。) ○ 被疑者の入室場面も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知するか否かは捜査官によって異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、録音・録画を実施している。 ○ 被疑者の入退室場面や取調べの中断中も含めて録音・録画している。 ○ 原則として、録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 ○ 被疑者から録音・録画の実施について尋ねられた場合には、実施している旨を正直に告げなければならず、拒否されれば録音・録画を中止している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者を入室させた後から録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、捜査官の判断で録音・録画を実施することがある。刑事課が関与する事件のうち、交通違反や軽犯罪を除く主要な犯罪については、全件で録音・録画を実施している捜査機関や、被疑者が少年の場合には対象犯罪以外の事件でも録音・録画を実施している捜査機関もある。 ○ 参考人の取調べについても、重大事件で必要性が認められる場合に録音・録画を実施している捜査機関もある。 ○ 被疑者の入退室場面や休憩中も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない捜査機関もあれば、告知している捜査機関もある。
(16)	録音・録画の方式、記録媒体の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 録音・録画のデータは、ハードディスクに保存されるとともにDVDにも保存される。 ○ 取調室以外における取調べでは、小型ボイスレコーダーによる録音を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 取調室に置かれたホワイトボードを使って被疑者に説明させることもあり、同ホワイトボードも映るようにしている。もっとも、映像では見えにくいので、取調べ終了後にホワイトボードを写真撮影している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官が視聴し、適宜、取調官にアドバイスをを行うなどしている。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 ○ 録音・録画機器が設置されていない留置施設(拘置所等)における取調べでは、ICレコーダー等の携帯用録音機器による録音等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。また、反訳書面作成のため、同時にICレコーダーによる録音も実施している。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 警察署以外における取調べでは、ICレコーダーによる録音を実施することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 録音・録画のデータは、ハードディスクに保存されるとともにDVD及びカセットテープにも保存される。 ○ 逮捕後に被疑者を警察車両に乗せて警察署に引致する際、被疑者の自発的な供述を録音・録画するため、警察車両に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している捜査機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官が視聴し、被疑者の供述の裏付け捜査を行ったり、その結果を携帯電話メールで取調官に知らせたりしている。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 各捜査官のパソコンで録音・録画の映像・音声を視聴することができる捜査機関もある(過去の録音・録画の映像・音声を視聴することもできる。) ○ 録音・録画のデータは、DVD又はCDに保存される捜査機関もあれば、サーバーに保存される捜査機関もある。 ○ 録音・録画機器が設置されていない刑務所等における取調べでは、小型ビデオレコーダー及びボイスレコーダーによる録音・録画を実施することもある。
(17)	記録媒体の公判での利用状況(反訳書面も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、検察官が立証しようとする部分を選択して再生している。ただし、検察官が再生しなかった部分についても、弁護人の要求があれば再生される。 ○ 反訳書面は、検事局が作成するが、外部の業者に依頼して作成することもある。 ○ 反訳書面を公判に提出することもあるが、反訳書面は、陪審員の理解を助けるための補助的なものにすぎず、証拠としては扱われない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、記録の全部を再生する。 ○ 反訳書面は、取調官や検察官の便宜のために全事件で警察職員が作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、通常、記録の必要な部分のみを再生する。 ○ 反訳書面は、事実審理が行われる事件について、警察職員が作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、原則として記録の全てを再生している。ただし、公判で証拠とすることができない発言等については削除している。 ○ 反訳書面は、基本的に全事件で作成している。 ○ 反訳書面を公判に提出することもあるが、反訳書面は、陪審員の理解を助けるための補助的なものにすぎず、証拠としては扱われない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、検察官が立証しようとする部分を選択して再生している。 ○ 反訳書面は、対象犯罪以外の事件で録音・録画した場合に警察職員が反訳書面を作成している。また、事実審理が行われる事件では、検事局の事務職員が作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、再生する範囲は裁判官が判断する。 ○ 反訳書面は、作成している捜査機関もある。ほとんど作成していない捜査機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、記録の全てを再生する場合もあれば、一部分のみを再生する場合もある。 ○ 反訳書面は基本的に作成されておらず、書面が必要となる場合には、検察官の要請により、警察職員によって主として要約書面が作成される。

アメリカ各州における被疑者取調べの録音・録画に関する法制度等の概要

番号	項目	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
		オハイオ州	オレゴン州	テキサス州	コロンビア特別区	ウィスコンシン州
(15)	録音・録画の実施状況(実施事件、範囲等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画するか否かは捜査官によって異なる。休憩中も含めて録音・録画している。 ○ 通常、録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者の取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、録音・録画を実施することがある。 ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、録音・録画を実施している。 ○ 被疑者の入退室場面も含めて録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調べのどの部分を録音・録画するかは捜査官の裁量に委ねられており、自白部分しか録音・録画しない捜査官もいる一方で、最近では、取調べの全過程を録音・録画する捜査官も多い。 ○ 被疑者が取調べを拒否した場合でも、ミランダの諸権利を告知している場合は録音・録画している。 ○ 録音・録画の実施について被疑者に告知していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 録音・録画実施件数は5494件/4910件、被疑者がミランダ権利を行使したために以後の録音録画が中止された件数が2004件/1668件、その割合は36.5%/34.0%(首都警察本部年次統計(2006年/2007年))。 ○ 身柄拘束下の被疑者取調べ対象犯罪以外の事件でも、自動車窃盗、交通事故死をもたらした全ての犯罪等については、被疑者の自白が犯人性立証の強力な武器となることが多いことから、自白の信用性担保の見地から、録音・録画を実施している。 ○ 身柄拘束下でない被疑者の取調べについても、殺人事件等では録音・録画を実施している。 ○ 通常、録音・録画の実施について被疑者に告知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身柄拘束下の被疑者取調べについては、対象犯罪以外の事件でも、捜査官の判断で録音を実施することがある。 ○ ミランダの諸権利を告知する場面から録音を開始している。屋外でミランダの諸権利を告知する場合もあるが、そのような場合でも告知場面は必ず録音している。ミランダの諸権利を告知した後、被疑者が取調べに応じた場合、そのまま取調べ終了まで録音を継続する捜査官もいれば、一旦録音を中止して被疑者としばらく雑談し、逮捕事実に関する会話を開始する時点で録音を再開する捜査官もいる。 ○ 録音の実施について被疑者に告知するか否かは捜査官によって異なる。
(16)	録音・録画の方式、記録媒体の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官が視聴し、取調官に指示を出したりしている。 ○ 録音・録画のデータは、ハードディスクに保存される捜査機関もあれば、DVDに保存される捜査機関もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 通訳人の顔は映らないようにしている。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。他の捜査官や検察官が視聴し、適宜、取調官にアドバイスをを行うなどしている。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置されている録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 録音・録画機器が故障した場合に備えて、同時にICレコーダーによる録音も実施している。 ○ 捜査幹部の執務室のパソコンで録音・録画の映像・音声を視聴することができる(過去の録音・録画の映像・音声を視聴することもできる。) ○ 録音・録画のデータは、サーバーに保存され、このデータをDVDにコピーして証拠化する。 ○ 警察官は、ICレコーダーを常に携帯しており、取調室以外で参考人と接触する場合等にICレコーダーによる録音を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調室に設置された録音・録画機器による録音・録画を実施している。 ○ 別室で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 録音・録画のデータは、DVDに保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近、約70万ドルを投じて新たな録音・録画システムを導入したが、調査時点においては、まだ同システムは稼働しておらず、ICレコーダーによる録音のみが実施されていた。 ○ 新たな録音・録画システムでは、取調室の外で録音・録画の映像・音声を視聴することができる。 ○ 新たな録音・録画システムでは、録音・録画のデータは、サーバーに保存され、そのデータをDVDにコピーして証拠化する。
(17)	記録媒体の公判での利用状況(反訳書面も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体は、警察官に証言させる際に、確認又は証言の補強として用いることが多い。 ○ 反訳書面は、基本的に作成しておらず、必要になった場合に検察庁で作成している。 ○ 反訳書面を公判に提出することもあるが、反訳書面は、陪審員の理解を助けるための補助的なものにすぎず、証拠としては扱われない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被告人が取調べにおいて自白し、あるいは、検察官にとって有利な供述をしている場合には、必ず記録媒体を証拠として請求している。 ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、検察官の判断で立証に必要な部分のみを再生している。 ○ 反訳書面は、検察官の要請により警察職員が作成することが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、通常、記録の全てを再生している。 ○ 反訳書面は、検察官の求めに応じて作成する場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公判で使用できない部分(秘匿すべき証人の名前を告げている部分など)の削除等の加工を行った上で、立証に必要な部分のみを抽出して編集し、加工・編集前後の記録媒体を公判に提出する(弁護人には加工・編集前の記録媒体を開示している。) ○ 反訳書面は、必要な場合に、外部発注又はバラリーガルにより作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取調べにおける被告人の供述内容を立証する場合、録音・録画の記録媒体を証拠として提出することもあれば、取調官の証人尋問を実施することもある。 ○ 記録媒体を証拠として提出する場合、記録のいずれの部分も再生するかは検察官と弁護人との訴訟上の合意により決められる。 ○ 反訳書面は、公判が開かれる事件について、検事局の事務官が作成する。反訳書面を作成する事件数は、検事局が扱う事件数の5パーセントに満たない程度だが、反訳にかかる手間及びコストは非常に大きいとのことである。 ○ 検察官が記録媒体を証拠として提出する場合、裁判所からの要請により、公判で用いられる部分の反訳書面を裁判所に提出することとなっている。